

長野市監査委員告示 第2号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、外部監査人 小川 直樹 氏から、別紙のとおり平成22年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年2月25日

長野市監査委員	増	山	幸	一	
	同	高	波	謙	二
	同	小	林	義	直
	同	小	林	紀	美子

平成22年度

包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ

契約手続（物品の購入、工事の請負、業務の委託）
について

平成22年度長野市包括外部監査人

小川直樹

目次

I. 包括外部監査の概要	7
1. 外部監査の種類	7
2. 選定した特定の事件	7
3. 事件を選定した理由	8
4. 監査の着眼点	9
5. 監査対象の選定と主な監査手続	9
6. 外部監査人及び補助者	10
7. 利害関係	10
II. 長野市の財政の概況	10
1. 財務諸表	10
2. 財政の硬直化と契約	11
(1) 経常収支比率の推移	11
(2) 財政の硬直化と契約	12
III. 市の契約	13
1. 市の契約の原則	13
2. 市の契約の流れ	13
3. 契約の方法	15
4. 契約の状況	20
IV 市の契約に関する問題点（総論）	22
1. 問題点総括表	23
2. 工事請負契約、委託契約、物品の区別に関する問題	26
3. 変更契約	26
(1) 市における契約変更の定め	27
(2) 契約変更で対応すべきでなく、別途競争入札すべきもの	28
(3) 変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合	28
(4) 増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題	28
(5) 実数による精算を実施すべきもの	29
(6) 不適切な変更理由書の記載内容	29
4. 成果および必要性の検討	29
5. 再委託に関する手続き	29
(1) 再委託に関する契約書の記載に関する問題	29
(2) 再委託に関する運用上の問題	30
6. 担当課による契約	30

(1) 公益法人を相手方とするもの.....	30
(2) 電子計算機を使用する情報処理、アプリケーションプログラムの開発、データの入力 処理等	30
7. 長期継続契約	31
8. 全庁データベース構築の必要性（情報の共有化、情報の一元管理）	31
9. 予定価格と積算.....	31
(1) 予定価格の重要性.....	31
(2) 適正な積算の重要性	32
(3) 積算に関する問題.....	32
(4) 最低制限価格での落札の状況.....	40
(5) 物品の入札における予定価格調書の記載.....	42
10. 入札における公平性・競争性の確保に関する問題.....	43
(1) 1者入札の場合の取扱いの不整合	43
(2) 例外的処理で競争入札から随意契約に移行した問題	43
(3) 競争性の確保（参加者を増やし辞退者を減らす）	44
(4) 競争入札における見積書の入手先	44
(5) 連帯保証人.....	44
11. 随意契約.....	45
(1) 随意契約理由の妥当性に関する問題.....	45
(2) 有利な価格の確保.....	47
(3) 本体工事に関連する工事.....	50
(4) 随意契約の手続きに関する問題.....	53
(5) システム関連	53
12. その他の問題	56
V 市の契約に関する問題点（各論）	56
1. 総務部情報政策課	56
(1) 基幹システム管理支援業務委託.....	57
(2) インターネット放送局番組制作委託	58
(3) 長野市フルネットセンターインターネットシステム運用管理等業務委託	60
2. 総務部庶務課	62
(1) 庁舎構内電話交換設備保守点検業務委託	62
(2) 本庁舎警備業務委託.....	64
3. 総務部危機管理防災課.....	68
(1) 長野市合併支所同報無線統合整備業務委託（システム構築）	68
4. 豊野支所.....	69
(1) 豊野支所庁舎定期清掃業務委託.....	69
(2) 豊野駅南北自由通路エレベーター保守業務.....	73
5. 戸隠支所.....	74
(1) 国補災戸隠折橋下楠川線（下楠川その5地区）災害復旧工事	74
6. 信州新町支所	76

(1) 平成 21 年度施行 堤内排水機場管理業務委託	76
7. 財政部収納課	78
(1) 市税口座振替依頼書作成・封入封緘業務委託	78
(2) 督促状封入封緘業務委託	80
8. 生活部市民課	82
(1) 長野市斎場火葬業務委託	82
(2) 合併に伴う戸籍システム・データ統合整備業務委託	83
(3) 戸籍システム住居表示対応業務委託	86
9. 生活部医療事業課	87
(1) 生体情報モニター	87
(2) 可搬式循環器超音波診断装置、超音波診断システム、高圧蒸気滅菌装置	88
10. 保健福祉部介護保険課	90
(1) 平成 21 年度介護保険システム制度改正対応業務	90
(2) 平成 21 年度介護保険システム運用支援業務委託	92
(3) 平成 21 年度介護保険システム合併対応業務委託	94
11. 保健福祉部障害福祉課	96
(1) 平成 21 年度 障害福祉システム制度対応	96
12. 保健福祉部保育家庭支援課	98
(1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）策定業務	98
(2) 長野市子育てガイドブック	100
13. 保健福祉部長野市保健所総務課	104
(1) 長野市保健所空調設備保守管理業務	104
14. 保健福祉部長野市保健所健康課	105
(1) 平成 21 年度各種検診ご案内パンフレット	105
15. 環境部環境政策課	106
(1) 平成 21 年度長野市有害大気汚染物質調査委託	106
16. 環境部廃棄物対策課	107
(1) 平成 21 年度廃棄物処理施設ダイオキシン類調査業務委託	107
17. 環境部生活環境課	108
(1) 長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託	108
(2) 大岡地域家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託	118
(3) 平成 22 年度資源物・ごみ収集カレンダー印刷	119
18. 環境部清掃センター	122
(1) 平成 21 年度工事・業務委託設計積算基準	122
(2) 焼却施設焼却業務委託	124
(3) 資源化施設運転業務委託	128
19. 環境部衛生センター	131
(1) 市内北地区 2 公衆トイレ清掃業務委託	131
20. 産業振興部観光課	132
(1) 遮光カーテン 川島織物セルコン タルパ GD1287	132
(2) 松代象山地下壕精査点検委託	134

(3) 若里多目的スポーツアリーナ非常用発電機定期整備業務委託	135
(4) エムウェーブ人工芝巻取減速機オーバーホール業務委託.....	136
(5) エムウェーブ鋼製建具点検調整業務委託	137
(6) エムウェーブ大型映像装置改修工事	138
(7) エムウェーブ中央監視システム改修工事	140
(8) エムウェーブテレビ共聴設備改修他工事	143
(9) 指定管理業務との調整	144
21. 建設部監理課	145
(1) 大門駐車場料金徴収業務等委託.....	145
22. 建設部道路課	146
(1) 長野市材料単価調査業務委託	146
23. 建設部河川課	147
(1) 北八幡川排水機場電気設備機器単価調査業務委託.....	147
(2) 瀬戸川改修工事	150
24. 建設部維持課	150
(1) 緊急処理その 1、その 2 業務委託.....	150
(2) 長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託	152
(3) 自動昇降機保守点検業務委託、長野駅東口駅前広場他昇降機保守点検業務委託、信濃 吉田駅南北自由通路昇降機保守点検業務委託.....	156
25. 都市整備部公園緑地課	158
(1) 長野市内各地街路樹年間維持管理業務委託.....	158
(2) 長野市内各地公園植栽管理業務委託	159
26. 駅周辺整備局	161
(1) 長野駅東西自由通路清掃業務委託	161
27. 農業委員会事務局	162
(1) 農地基本台帳認定業務及び農地現況調査業務委託.....	162
28. 教育委員会総務課	163
(1) 吉田小学校 20 番棟他 2 棟耐震診断業務委託	164
29. 教育委員会学校教育課	165
(1) 教育用ネットワークシステム維持管理業務委託	165
(2) 50 型 (52 型) デジタルテレビ.....	173
(3) デジタルテレビ上下可動型専用台	175
(4) 学校関係の備品購入について	176
30. 教育委員会保健給食課第一学校給食センター.....	179
(1) グランドケトルの購入	179
31. 教育委員会文化財課.....	180
(1) 松代城跡植栽管理業務委託	180
32. 教育委員会体育課	182
(1) 長野県長野運動公園の管理等に関する業務委託	182
(2) ボブスレーリ्यूージュパーク中央監視設備保守点検委託.....	184
(3) 平成 18 年度工事・業務委託設計積算基準.....	186

33. 上下水道局配水管理課	188
(1) -① 松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事	188
(1) -② 松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設附帯工事について	189
(2) 北長池地区（排水路）配水管移設工事	190
(3) 南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事	191
(4) - ①栗田地区（栗田安茂里線）配水管布設工事	193
(4) - ②栗田地区（栗田安茂里線）配水管移設工事	194
34. 上下水道局下水道建設課	195
(1) 長野駅東口区画内下水道その 8 工事	195
(2) 松代表柴町下水道附帯工事	196
(3) 犀南 3 号系汚水準幹線外工事	199
(4) ため池等整備事業関連下水道工事	200
(5) 川中島 7 号系汚水準幹線外工事	202
35. 上下水道局下水道施設課	203
(1) 農集排処理施設保守管理業務委託	203
(2) 豊野地区農集排処理施設保守管理業務委託	205
36. 消防局通信指令課	206
(1) 高機能消防指令情報システム保守委託	206
(2) 高機能消防指令情報システム支援情報検索処理装置端末更新業務委託	210
(3) 高機能消防指令情報システム車両運用管理装置 FOMA 回線化	214
(4) 市町村合併に伴う高機能消防指令情報システムデータ変更業務委託	216

(注 1) 報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

(注 2) 報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(注 3) 報告書中の結果及び意見の下線部は、監査人の主張を端的に示している部分である。

(注 4) この報告書で使用したソフトウェア開発業務、システム運用業務、システム管理業務における標準的単価（技術者料金）及び各業務並びに各技術者の定義は市版の「月刊 積算資料（2010 年 12 月号）」（財団法人 経済調査会）による。

(注 5) この報告書上の金額は歳入歳出に関するもの、市の契約の流れに関するものその他別途指定のあるものを除き消費税抜きの金額である。

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 30 日長野市条例第 4 号）の規定に基づく監査

2. 選定した特定の事件

契約手続（物品の購入、工事の請負、業務の委託）について

(1) 外部監査の対象

契約課から契約金額 100 万円以上の契約について契約基本データ一覧（業務委託・コンサル・建設工事・物品、印刷）の提供を受けた。また、担当課から契約金額 100 万円以上の業務委託契約データの提供を受けた。提供されたデータから以下に着目してサンプルを抽出した。

- ・随意契約
- ・契約金額の大きい契約
- ・分割発注されている契約
- ・落札率が高い契約
- ・同一の業者による落札が目立つ契約
- ・業務内容や成果を確認したい契約

(2) 外部監査対象期間

平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日）
ただし、必要に応じ他の年度についても監査の対象とした。

(3) 監査実施期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 2 月 18 日

3. 事件を選定した理由

市は、目的とする公共福祉の実現のための手段として、様々な契約を締結する。契約事務は、その目的を効果的に達成するために、法律、条例、規則等によって規制されている。したがって、契約事務が関係法令等に準拠し、契約の公正性と履行の確実性が確保されていることが重要である。

契約事務は支出の原因となるものである。近年の厳しい財政状況において、一層経済的な調達、契約が求められており、納税者である市民の立場からも市と業者との契約が適切に行われているかは重要な関心事である。経済的な調達、契約のためには契約に際して経済性原則、その前提となる競争性原則が充足されている必要がある。競争入札においては形式だけでなく、実質的に競争性原則が発揮されていることが重要である。

競争入札では、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものであり、予定価格の決定は重要であり、予定価格算定の基礎になる積算価格が適正に算定されていることが重要である。

随意契約は特定の業者と競争入札のフィルターを通さずに特命で契約を行うものである。あくまで特例として地方自治法施行令で制限列举された場合に該当する限りで認められる。また随意契約が必要と認められる場合であっても、それは単に相手方の選定方法についての特例を定めただけであり、随意契約の場合も経済性原則が満たされる必要がある。しかし随意契約では経済性原則の前提となる競争性の確保が困難であるため、契約金額の有利性をいかにして確保するかが重要になる。随意契約の締結に際しては契約の公正性、透明性の観点から特別な配慮が求められる。

業務委託契約は市の事務または事業を委託する場合の委託の業務の対価として支払う経費である。委託料は委託業務の対価であるから、支払った委託料と得られた成果が見合っているかどうか、成果の評価を行うことが重要である。

経済性を判断するに際しては、経済性を判断する単位をどのように設定することも重要である。たとえば設備を導入する際には、導入時のコストだけでなく、導入後の運用保守のコストを含めたトータルコストの視点が重要である。また、対価だけでない広い意味での経済性の視点も必要となろう。

変更契約が自由に行われると、競争入札の結果締結された契約の諸条件に影響を与え、競争を原則とする契約締結方法を採用した法の趣旨を没却することになるから、契約変更の手続きが適切に行われていることが重要である。

予備調査において変更契約の状況について説明を受けた。工期以外の変更契約の当初契約に占める割合は 20%を超えており、変更契約の事務が適切に行われていることが重要である。

以上から、契約手続（物品の購入、工事の請負、業務の委託）が適切に行われているかどうかを監査することは有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

4. 監査の着眼点

契約事務の執行に際して合規性、公正性、経済性、競争性が確保されているかに着眼した。具体的には競争入札において実質的に競争性が確保されているかどうかの観点から、競争入札における指名業者数、入札参加者数、落札業者の状況を検討した。

予定価格算定の基礎になる積算が適切に行われているかを検討するため、積算が原則として単価×数量（工数）の形で行われているか、数量（工数）が業務の実績を反映しているか、単価は適切か、工事と業務委託と物品の契約区別は適切か、諸経費計算は適切に行われているかについて検討した。

随意契約は、競争入札を前提とする契約方法の例外であるので、その必要性が認められるかどうか、明確に他の事業者が排除される理由が存在するかどうかについて検討した。

随意契約を回避する方法についても検討した。随意契約は競争性の低い契約方式であるので契約締結過程で契約金額の妥当性が担保されているかについて検討した。

業務委託契約について、支払った委託料と得られた成果が見合っているかどうかの観点から、成果について検討した。

契約変更の手続きが適切に行われているかについて検討した。

5. 監査対象の選定と主な監査手続

(1) 関係書類の閲覧

担当課から契約関係書類の提供を受け、これらの閲覧を通して契約事務の状況と問題点を把握した。

共通確認資料は契約の種類によって差があるが以下のとおりである。

- ・ 契約書
- ・ 仕様書
- ・ 予定価格積算書
- ・ 予定価格調書
- ・ 入札経過書
- ・ 工事変更理由書
- ・ 工事施工協議書
- ・ 随意契約申出書

(2) 関係者への質問

担当者に対して質問し、必要な資料を請求し疑問点、問題点について確認した。追加で確認した資料の主なものは以下のとおりである。

- ・作業報告書
- ・成果物
- ・見積書

(3) 現場往査

必要と判断される業務について業務内容の確認のために往査して実情を確認した。入札の現場にも立ち会って実際の入札事務について確認した。

6. 外部監査人及び補助者

外部監査人	公認会計士	小川	直樹
補助者	公認会計士	清水	治良
補助者	税理士	渡辺	隆行
補助者	弁護士	高橋	聖明
補助者	法学修士	又坂	常人

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 長野市の財政の概況

1. 財務諸表

財政課より公表されている一般会計歳入歳出状況の推移は、以下のとおりである。

各年度3月31日現在 (単位：千円)

科目(款)	平成16年度 決算額	平成17年度 決算額	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額
歳入総額	137,209,450	138,390,484	136,029,623	134,580,618	140,447,527	147,015,387
市 税	53,725,222	54,487,864	55,512,318	60,523,071	60,881,962	58,119,808
地方譲与税	2,012,559	2,847,052	4,206,770	1,477,428	1,427,622	1,396,997
利子割交付金	489,424	302,564	185,250	248,676	249,154	236,246
配当割交付金	57,371	95,061	172,892	190,768	71,907	57,063
株式等譲渡所得割交付金	68,431	157,966	131,634	112,593	26,278	29,532
地方消費税交付金	4,573,069	4,294,367	4,277,857	4,196,879	3,857,579	4,023,797
ゴルフ場利用税交付金	62,176	71,491	69,621	70,011	68,791	67,772
自動車取得税交付金	625,371	631,375	639,965	594,508	533,688	333,313
地方特例交付金	1,893,896	1,936,048	1,477,960	369,393	655,755	598,323
地方交付税	16,281,707	22,600,116	21,102,979	19,234,289	19,075,549	20,510,569
交通安全対策特別交付金	90,950	93,312	97,150	95,587	87,182	89,975
分担金及び負担金	2,874,301	2,869,482	2,904,514	2,869,126	2,864,945	2,723,129
使用料及び手数料	3,272,818	3,463,128	3,029,681	2,880,348	2,696,164	2,934,346
国庫支出金	12,194,121	12,499,669	10,963,529	11,238,386	17,991,225	15,686,508
県支出金	4,738,801	4,836,949	5,163,286	6,149,572	6,117,746	6,427,930
財産収入	711,472	636,568	727,708	743,659	964,830	764,387
寄附金	102,703	5,592	411,438	104,777	5,166	32,382
繰入金	3,888,374	1,888,084	1,939,247	1,223,425	464,765	1,695,451
繰越金	4,258,721	4,120,604	3,495,933	2,818,757	3,214,108	9,366,223
諸収入	12,353,863	11,137,392	10,334,291	10,083,865	9,517,711	11,035,436
市 債	12,934,100	9,415,800	9,185,600	9,355,500	9,675,400	10,886,200
歳出総額	133,088,846	134,894,551	133,210,866	131,366,510	131,081,304	143,011,494
議会費	674,654	721,140	738,822	693,516	653,550	637,293
総務費	12,623,876	11,389,795	11,568,853	12,641,664	12,262,617	20,578,378
民生費	27,768,912	30,103,474	30,748,619	32,162,962	32,881,886	35,408,113
衛生環境費	10,518,333	10,466,349	10,451,120	10,096,421	10,386,187	10,600,483
労働費	780,747	612,918	565,110	483,526	450,685	498,101
農林業費	3,002,735	3,336,382	3,713,061	3,566,993	3,319,527	2,472,455
商工観光費	12,562,255	11,689,374	11,127,766	10,506,070	9,751,391	11,267,702
土木費	23,466,166	25,023,754	25,118,384	21,760,978	21,522,855	20,855,464
消防費	5,129,989	3,969,936	4,073,490	4,013,451	4,007,693	4,013,924
教育費	12,663,039	13,264,258	11,858,110	13,256,673	13,807,791	14,317,866
災害復旧費	508,004	1,270,380	621,675	457,662	105,076	335,413
公債費	22,865,699	23,046,791	22,625,856	21,726,594	21,932,046	22,026,302
諸支出金	524,437

(注) 1 借換債及び特定資金公共投資事業債に係るものを除いた分である。
2 平成16年度及び平成21年度の決算額は合併町村の1月～3月分を含んだもの

・市税の推移について

市税全体のこれまでの推移をみると、平成9年度の624億円をピークに平成16年度までは年々減少してきたが、税制改正に伴い平成17年度から増加に転じ、平成19年度は税源移譲により大幅に増加した。しかし、平成21年度は景気後退の影響による個人市民税、法人市民税の減少などにより、前年度対比△28億円の581億円になった。

このうち、個人市民税は、景気や雇用情勢の悪化の影響などにより、前年度対比△2億円の202億円となった。また、法人市民税は、世界的な金融危機に伴う景気悪化の影響により、特に製造業、金融保険業などの税収が落ち込んだことから、前年度対比△19億円の57億円となった。

固定資産税及び都市計画税は、3年に1度の評価替えの影響等により、前年度対比△5億円の277億円となった。

その他、軽自動車税は7億円、事業所税は18億円で、それぞれほぼ前年度並みとなったが、市たばこ税は前年度対比△1億円の20億円となった。

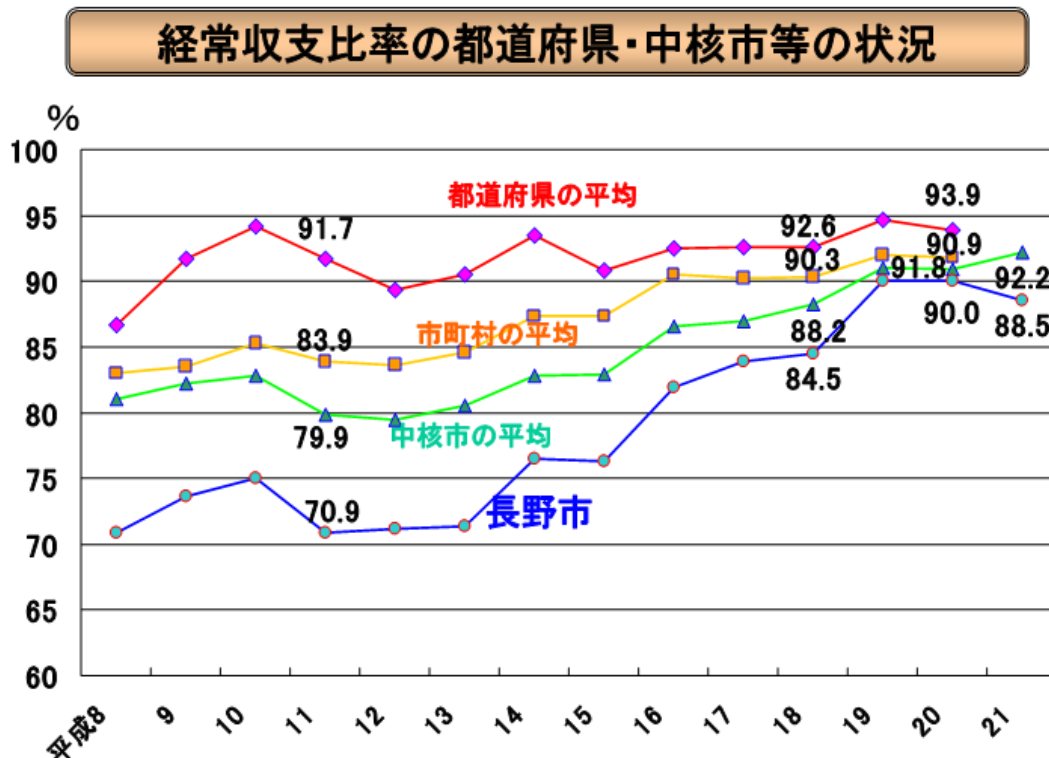
2. 財政の硬直化と契約

(1) 経常収支比率の推移

経常収支比率は市税・地方譲与税、交付金・地方交付税等の経常的な財源が人

件費・扶助費、公債費・物件費等の義務的な経費にどれだけ使われているかを示す割合で、数値が大きいほど経常的な財源が義務的な経費に使われる割合が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを示す。

市の財政部の平成 21 年度長野市決算の概要説明資料より経常収支比率の都道府県・中核市等の状況を以下に示す。



経常収支比率は平成 11 年から上昇傾向で、平成 20 年度は 90%に達している。中核市の平均値と比較しても、当初は 9 ポイントほど低い水準であったが平成 19 年度には中核市の平均が 91%、市が 90%と中核市の平均値に追いついてしまっている。平成 21 年度は 88.5%に若干戻しているが、市税の推移でみたところ、市税収入が減少してきており、依然として市の財政構造は硬直化していることが把握される。

(2) 財政の硬直化と契約

市の支出原因契約の合計金額は巨額である。平成 22 年度版市政概要に記載されている「契約の状況」によると、平成 21 年度分の工事請負等（1 件 100 万円以上）、物品購入等（1 件 1 万円以上）及び業務委託（1 件 100 万円以上）に係る契約金額の合計だけでも 28,842 百万円（消費税込み）となっており、その支出は市の財政に大きな影響を及ぼす。市の財政状態が厳しさを増している中で、財政支出に占める義務的経費の割合は高くなっている。限りある歳入の中で、市

が積極的に公共福祉の目的を実現していくためには、契約に際して経済性の原則を満たし経済的な調達が行えるようにする必要がある。

Ⅲ. 市の契約

1. 市の契約の原則

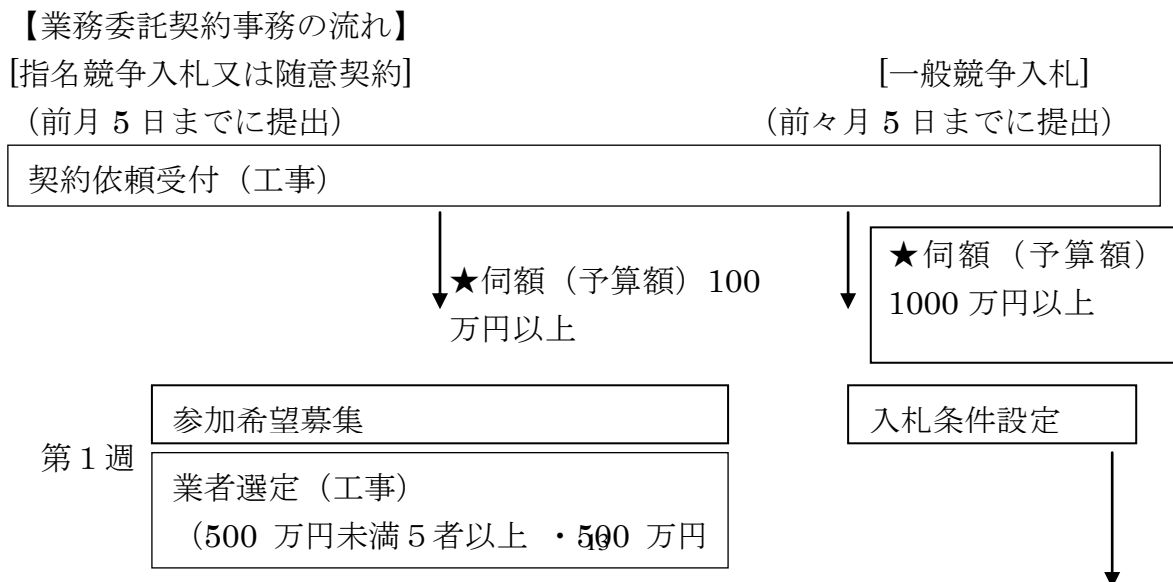
市は、その役割を果たすために様々な契約を行っている。ここでは、市が私人と対等の地位において締結する物品の売買、工事の請負、業務の委託などの私法上の契約を対象にする。したがって、この報告書で扱う市の契約については私法の規定の適用を受け、いわゆる契約自由の原則も適用される。繰り返しになるが、市の財政状態が厳しさを増している中で、財政支出に占める義務的経費の割合は高くなっている。限りある歳入の中で、市が積極的に役割を果たしていくためには、契約に際して経済性の原則を満たし経済的な調達が行えるようにする必要がある。

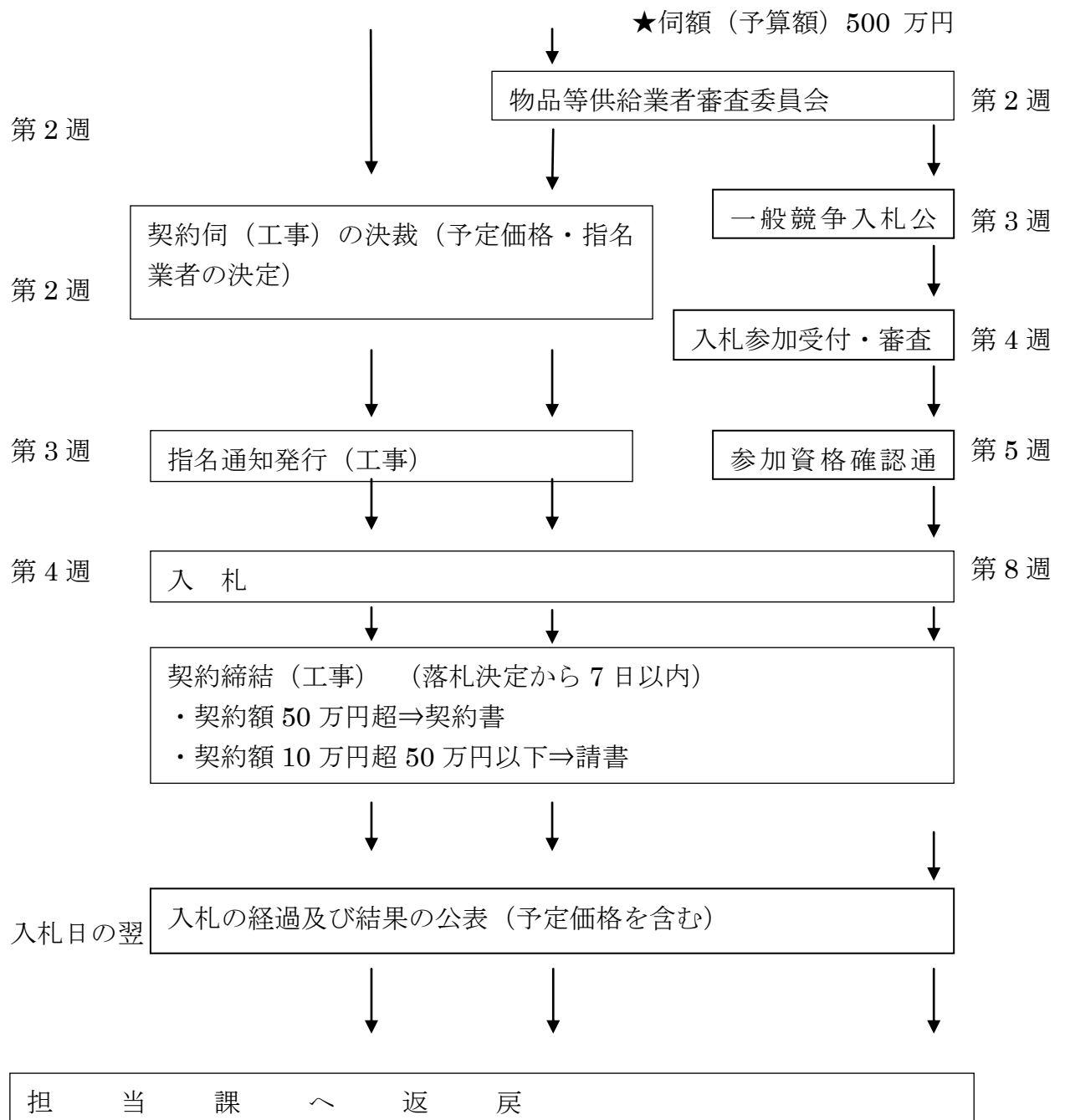
また契約には公金を財源とする支出を伴うので高度の公正性が求められる。公正性とは市民の利益の観点から公正でなければならないということであるが、そのためには、契約の当事者である各業者に対して公正性を確保していることが必要である。市は業者にとって大きな供給先であるので、契約の機会に関して同等な資格を有している業者間における対等性が確保されていなければならない。特定の業者に対して独占的に契約の機会を与えて業者間の競争を阻害することや、特定の業者にとって不当に有利な価格で契約することは許されない。また、市と業者も対等でなければならず、市が不当に有利な価格で調達し業者に負担を強要することも許されない。

経済性および公正性を実現するためには、前提として競争性が確保されていることが重要になるので、市には競争性を確保するため、競争性を妨げる行為を防止するための仕組み作りが求められる。

2. 市の契約の流れ

ここでは市の作成している資料で契約の流れのフローを記載する





3. 契約の方法

地方自治法第 234 条 1 項では、地方公共団体の契約の方法について、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」、同じく 2 項で、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定している。

一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札によって申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、市に最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

指名競争入札とは、市が資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となるべき者を決定し、その者と契約を締結する方法をいう。本来、地方公共団体がする契約は、一般競争入札により、できるかぎり不特定多数の者をして競争させ、地方公共団体に最も有利な条件で申込みをした者を契約の相手方として決定することが望ましいことである。しかしながら、入札参加者の範囲が特定されていないため、競争の執行に当たり手数を要するとか、不信用、不誠実な者を排除できない恐れがある。

そこで地方自治法第 234 条第 2 項では指名競争入札によることができる場合を規定している。

指名競争入札によることができる場合は、政令に掲げる 3 つの要件に該当する場合に限られ、これ以外の場合には指名競争入札によることは許されない。

- ①工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

ところで入札参加者の要件については一般競争入札においても定められており、一般競争入札の場合なら文字どおり誰でも入札に参加できるわけではない。一般競争入札は、本来入札の機会均等の見地から、基本的にはだれでも自由に参加する機会があたえられるべきであるが、契約の履行に必要な能力を有することが必要であるので、契約の完全な履行ができないような者は排除している。

一般競争入札に参加する者の資格要件については、地方自治法第 234 条 6 項において「競争入札に加わろうとする者に必要な資格・・・は、政令でこれを定める。」と規定し、この規定を受けた地方自治法施行令第 167 条の 4、167 条の 5 及び 167 条の 5 の 2 においてそれぞれ資格要件等を定めている。その主な内容は、

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、原則として一般競争入札に参加させることができないこと

②地方公共団体との間の契約に関し、一定の不正不当の行為があった者は、2年間一般競争入札に参加させないことができること

③地方公共団体の長は、①及び②に掲げる資格要件のほか、必要があるときは、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができること

④地方公共団体の長は、契約の性質又は目的により、特に必要があると認めるときは、③の資格を有する者につき、さらに入札参加者の事業所の所在地、工事等の経験、技術者適性の有無等に関する資格を定めることができることからなっている。

ここで③と④の長が定める資格要件について詳細に検討する。

地方公共団体が契約の相手方としてより適格な者を選定するためには、①や②のような資格の制限のみで必ずしも十分であるとはいえない。①や②の制限は、いわば当然に排除されるべき者について規定しているが、地方公共団体の契約の相手方として適当な者との視点から、資格制限のほかにさらに積極的な意味における資格要件を定める必要がある場合がある。これを定めたのが③地方自治法施行令第167条の5及び④地方自治法施行令第167条の5の2の規定である。

第167条の5

普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第167条の5の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、さらに、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

以上の地方自治法の規定とその趣旨を踏まえ、市における競争入札についての規定を確認、検討する。

長野市契約規則では競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添えて提出があった時、長野市契約規則に規定する資格の有無を審査し、当該資格を有すると認められた者については、競争入札参加資格者名簿に登載すると規定している。

参加資格者名簿に登載されている業者は競争入札参加資格を有していると判断され、登載されていない場合は原則として資格を有していないものとされる。一般競争入札においても指名競争入札においても参加資格者名簿（一般競争入札、指名競争入札に共通）に記載されていることが入札参加の必要条件となっている。参加者資格の具体的な内容と参加資格者名簿における等級付け等については長野

市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱に規定されているので、以下に示す。

①資格について（一般競争入札・指名競争入札共通）

以下のように競争入札に参加することができない者について規定している。

- ・ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ・ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ・ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ・ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ・ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- ・ 上記の者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ・ 競争入札参加資格審査申請書（申請書）提出時の属する年度の国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納している者
- ・ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ・ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- ・ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載し、又は重要な事項を記載しなかった者

②競争入札参加資格者名簿における等級格付けについて（一般競争入札・指名競争入札共通）

県知事等が行った審査結果並びに過去2年度の完成工事に係る工事成績等を勘案して、工事種別ごとの等級格付を行う。

このように見てくると確かに指名競争入札と一般競争入札とでは、指名競争入札においては市があらかじめ入札参加業者を指名でき、その顔ぶれをあらかじめ想定できるという違いはあるものの、一般競争入札の場合にも一定の参加資格要件が課せられていて、契約の完全な履行ができないような者は排除され契約を締結することができないようになっており、入札参加要件を満たした入札参加可能業者を記載した競争入札参加資格者名簿は競争入札の場合も指名競争入札の場合も共通であることが把握できる。

③一般競争入札における追加参加資格要件について

一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、参加資格者名簿に登載されている者につき、さらに、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができることになっている。

長野市条件付き一般競争入札実施に関する要綱では参加資格を以下のように規定している。

①以下に該当しない者であること。

- ・契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ・競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ・落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ・監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ・正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- ・上記の者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ・競争入札参加資格審査申請書（申請書）提出時の属する年度の国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納している者
- ・経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ・営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- ・申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載し、又は重要な事項を記載しなかった者

②長野市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること

③長野市建設工事等入札参加者指名停止措置基準（指名停止措置基準）に基づく指名停止の措置を受けていない者

④共同企業体方式で入札に参加する場合にあっては、長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく特定建設工事共同企業体であること。

⑤対象工事に係る設計業務の受託者でないこと又は当該受託者と資本その他の面において密接な関連があると認められる建設業者でないこと。

⑥対象工事と同額・類似の建設工事についての施行実績を有し、かつ、適正な施工が確保されると認められる者であること。

⑦特定建設業の許可を有している者であること。

⑧対象工事に一定の資格を有する技術者を配置することが可能であると認められる者であること。

⑨経営事項審査の結果の総合数値が、対象工事の内容を考慮して市長が定める数値以上又は数値の範囲内にある者であること。

⑩対象工事の性質又は目的を考慮して市長が必要と認める主たる営業所の所在地の要件を満たしている者であること。

市長は、⑥から⑩までの参加資格の具体的要件を決定するときは、長野市請負工事審査委員会の審査に付し、決定するものとする。

上記の⑥から⑩は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときの、参加資格者名簿に登載されている者に対して、さらに、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めたものと考えられる。

以上のように見てくると、一般競争入札においても入札参加者の範囲が特定されていないため、不信用、不誠実な者を排除できない恐れは十分排除できると思

われる。したがって、事務手数について考慮する余地はあるにしても、原則として一般競争入札により入札を行うことが望まれる。

なお条件付き一般競争入札実施に関する要綱によると対象工事は以下のようになっている。

条件付き一般競争入札により市が発注する建設工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める設計金額以上の建設工事とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指名競争入札等の方法によることができる。

- ・土木一式工事 2億円
- ・建築一式工事 3億円
- ・電気設備工事 1億円
- ・機械設備工事 1億円
- ・その他の工事 その都度定める額

④指名競争入札の指名基準

指名競争入札は、地方公共団体が一定の範囲の者を指名して、その者らに競争を行わせようとするものであり、指名競争入札によって指名されるべき者は、契約の履行について必要な資力、信用を具備する者でなければならない。このために、指名に当たり明確な根拠をおき、その根拠に基づいて適正公平な指名をすることが必要である。

長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱では指名競争入札における指名基準を示している。

指名業者を指名しようとするときは、次に掲げる事項を総合的に勘案しなければならない。

- ・不誠実な行為の有無その他信用状態
- ・工事の成績及び工事の安全成績
- ・技術者の状況及び当該工事施行についての技術的適性
- ・手持工事の状況
- ・当該工事に対する地理的条件
- ・労働福祉の状況
- ・安全管理の状況等

指名業者の選定数は、次の表の左欄に掲げる設計金額に応じ、同表の右欄に定める標準指名業者数とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

設計金額	標準指名業者数
500万円未満	5人以上
500万円以上 5,000万円未満	8人以上
5,000万円以上	11人以上

なお、市では長野市建設工事等に係る公募型指名競争入札試行要領を定め、指名競争に公募により参加できる機会を開いている。

対象は設計金額 100 万円以上の建設工事の請負契約及び工事に係る測量等の委託契約で、市長が公募型指名競争入札によるべきと判断したものである。

実施の状況については 4 契約の状況に記載した表を参照。

随意契約とは、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法をいう。

地方自治法では、政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約によることが可能であると規定している。これを受けて地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項で、随意契約によることができる場合を列挙している。

この趣旨は、随意契約は、競争の方法によらないで、任意に相手方を選択してこれと契約を締結するという、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であるので、その必要性が認められる場合に限り、この例外方式が適用できるとするものである。

4. 契約の状況

契約課（担当課契約を除く）の工事契約及び物品・印刷に関する入札方式別契約の状況を示すと以下のとおりである。

工事契約の入札方法別 落札状況の推移

		予定価格(千円)	落札額(千円)	当初契約金額 (円)	件数	落札率
一般競争入札	平成16年度	4,005,900	3,505,610	3,680,890,500	11	87.51
	平成17年度	5,302,600	5,034,000	5,285,700,000	7	94.93
	平成18年度	4,522,970	4,030,220	4,231,731,000	10	89.11
	平成19年度	3,765,550	3,403,300	3,573,465,000	13	90.38
	平成20年度	4,533,100	4,103,750	4,308,937,500	15	90.53
	平成21年度	5,667,000	4,876,720	5,120,556,000	14	86.05
公募型指名競争	平成16年度	2,487,720	1,845,730	1,938,016,500	25	74.19
	平成17年度	4,716,790	3,915,242	4,111,004,100	47	83.01
指名競争入札	平成16年度	12,997,602	10,060,391	10,563,410,235	1,457	77.40
	平成17年度	9,497,915	7,909,316	8,304,781,800	1,252	83.27
	平成18年度	6,874,621	5,569,934	5,848,430,700	1,260	81.02
	平成19年度	4,669,315	3,919,200	4,115,160,000	944	83.94
	平成20年度	3,567,698	2,979,693	3,128,681,325	817	83.52
	平成21年度	3,173,466	2,687,925	2,822,321,250	814	84.70
事後審査型	平成17年度	1,974,490	1,572,755	1,651,392,750	33	79.65
	平成18年度	8,683,040	6,861,639	7,204,720,950	143	79.02
	平成19年度	9,410,858	7,908,778	8,304,216,900	176	84.04
	平成20年度	8,782,190	7,371,558	7,740,135,900	226	83.94
	平成21年度	12,133,780	10,309,199	10,824,658,950	281	84.96
	平成22年度	8,978,750	7,613,525	7,994,201,250	214	84.79
随意契約	平成16年度	2,312,944	2,276,407	2,390,226,825	258	98.42
	平成17年度	1,892,663	1,875,826	1,969,617,300	191	99.11
	平成18年度	1,632,790	1,608,299	1,688,713,950	196	98.50
	平成19年度	1,562,068	1,544,223	1,621,434,150	187	98.86
	平成20年度	1,673,128	1,655,350	1,738,117,500	167	98.94
	平成21年度	1,994,320	1,937,996	2,034,895,800	134	97.18
合計	平成16年度	21,804,166	17,688,137	18,572,544,060	1,751	81.12
	平成17年度	23,384,458	20,307,139	21,322,495,950	1,530	86.84
	平成18年度	21,713,421	18,070,092	18,973,596,600	1,609	83.22
	平成19年度	19,407,791	16,775,501	17,614,276,050	1,320	86.44
	平成20年度	18,556,116	16,110,351	16,915,872,225	1,225	86.82
	平成21年度	22,968,566	19,811,840	20,802,432,000	1,243	86.26

平成21年度業務委託に係る随意契約の状況

		件数	随契割合 (件数)	契約額 (千円)	随契割合 (契約額)
業務委託	全体	288	—	5,559,378	—
	内一般	20	—	2,695,137	—
	内指名	164	—	789,781	—
	内随契	104	36.11%	2,074,458	37.31%

物品・印刷契約の入札方法別 落札状況の推移

(税込:千円)

契約方法	年度	伺額	負担額	件数	落札率
見積り合わせ	平成19年度	546,201	466,027	4,880	85.32
	平成20年度	476,585	437,953	4,407	91.89
	平成21年度	605,194	478,407	4,726	79.05
指名競争入札	平成19年度	559,618	500,616	127	89.46
	平成20年度	679,076	602,025	142	88.65
	平成21年度	1,681,690	1,398,041	213	83.13
一般競争入札	平成19年度	622,478	608,055	9	97.68
	平成20年度	191,454	178,974	17	93.48
	平成21年度	379,803	356,959	9	93.99
一者随意契約	平成19年度	308,636	299,939	376	97.18
	平成20年度	232,608	212,648	269	91.42
	平成21年度	205,395	171,871	272	83.68
合計	平成19年度	2,036,932	1,874,636	5,392	92.03
	平成20年度	1,579,723	1,431,600	4,835	90.62
	平成21年度	2,872,082	2,405,278	5,220	83.75

また業務委託契約に関する平成 21 年度の契約課および担当課契約の入札方式別状況は以下のとおりである。

IV 市の契約に関する問題点（総論）

ここでは市の契約に関する問題点についてVの各論において各課ごとに指摘するのに先立ち、項目ごとに分類して概要を記載する。このうちVの各論では触れていない項目についてのみ、この章で（結果）もしくは（意見）を記載している。問題点として検討した項目について、総論における記載場所と各論における結果（指摘事項）および意見の記載場所を明らかにするために、最初に統括表（23ページから25ページまでの3枚）を掲げておく。

※下記統括表の各論に係るページは当該結果又は意見を付した各契約の書き出しのページを示している。

1. 問題点総括表

(結果および意見の項目)	(総論) ページ	区分	(各論) 担当課	ページ	区分	契約名等
工事請負契約、委託契約、物品の区別に関する問題	26		観光課	140	結果	エムウェーブ中央監視システム改修工事
変更契約						
契約変更で対応すべきでなく別途競争入札すべきもの	28		上下水道局下水道建設課	202	結果	川中島7号線系汚水準幹線外工事
当初の契約に盛り込むべきもの			教育委員会文化財課	180	結果	松代城跡植栽管理業務委託
変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合	28		戸隠支所	74	結果	国補災戸隠折橋下楠川線(下楠川その5地区)災害復旧工事
			上下水道局下水道建設課	199	結果	犀南3号系汚水準幹線外工事
増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題	28		観光課	132	結果	遮光カーテン川島織物セルコンタルパ
			上下水道局配水管理課	188	結果	松代東荒町地区(下水道関連)配水管移設工事
			上下水道局配水管理課	191	結果	南長野地区外(山王栗田線)配水管布設替工事
実数による精算を実施すべきもの	29		収納課	78	結果	市税口座振替依頼書作成・封入封緘業務委託
			収納課	80	結果	督促状封入封緘業務委託
			信州新町支所	76	意見	平成21年度施行場内排水機場管理業務委託
不適切な変更理由書の記載内容	29		河川課	150	結果	瀬戸川改修工事
成果および必要性の検討	29		豊野支所	69	結果	豊野支所庁舎定期清掃業務委託
			収納課	80	結果	督促状封入封緘業務委託
			廃棄物対策課	107	意見	平成21年度廃棄物処理施設ダイオキシン類調査業務委託
			生活環境課	119	結果	平成22年度資源物・ごみ収集カレンダー印刷
			観光課	136	結果	エムウェーブ人工芝巻取減速機オーバーホール業務委託
			農業委員会事務局	162	結果	農地基本台帳認定業務及び農地現況調査業務委託
再委託に関する手続き						
再委託に関する契約書の記載に関する問題	29	結果				
再委託に関する運用上の問題	30		観光課	135	結果	若里多目的スポーツアリーナ非常用発電機定期整備業務委託
			教育委員会学校教育課	165	結果	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
担当課による契約						
公益法人を相手方とするもの	30	結果				
電子計算機を使用する情報処理、アプリケーションプログラムの開発、データの入力処理等	30	意見				
長期継続契約	31		庶務課	64	意見	本庁舎警備業務委託
全庁データベース構築の必要性(情報の共有化)	31	意見				

(結果および意見の項目)	(総論) ページ	区分	(各論) 担当課	ページ	区分	契約名等
予定価格と積算 積算に関する問題 仕様書と整合しない積算	32		庶務課	62	結果	庁舎構内電話交換設備保守点検業務委託
			情報政策課	58	結果	インターネット放送局番組制作委託
			清掃センター	124	結果	焼却施設焼却業務委託
			清掃センター	128	結果	資源化施設運転業務委託
			教育委員会学校教育課	165	結果	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
適切でない積算	33		信州新町支所	76	結果	平成21年度施行場内排水機場管理業務委託
			農業委員会事務局	162	結果	農地基本台帳認定業務及び農地現況調査業務委託
			教育委員会学校教育課	165	結果	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
			教育委員会体育課	182	結果	長野県長野運動公園の管理等に關する業務委託
一式〇〇円の形の積算	33		市民課	82	結果	長野市斎場火葬業務委託
			教育委員会学校教育課	165	結果	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
			消防局通信指令課	206	結果	高機能消防指令情報システム保守委託
			消防局通信指令課	214	結果	高機能消防指令情報システム車両運用管理装置FOMA回線化
			消防局通信指令課	216	結果	市町村合併に伴う高機能消防指令情報システムデータ変更業務委託
人工で値引き部分の調整が行われている積算	33		介護保険課	90	結果	平成21年度介護保険システム制度改正対応業務
			介護保険課	92	結果	平成21年度介護保険システム運用支援業務委託
			介護保険課	94	結果	平成21年度介護保険合併対応業務委託
情報不足により通常用いられている単価以外の単価で積算される問題	33		教育委員会学校教育課	165	結果	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
標準単価に比べて割高な単価による積算	34		庶務課	62	結果	庁舎構内電話交換設備保守点検業務委託
			情報政策課	57	結果	基幹システム管理支援業務委託
			市民課	83	結果	合併に伴う戸籍システム・データ統合整備業務委託
			市民課	86	結果	戸籍システム住居表示対応業務委託
			介護保険課	90	結果	平成21年度介護保険システム制度改正対応業務
			介護保険課	92	結果	平成21年度介護保険システム運用支援業務委託
			介護保険課	94	結果	平成21年度介護保険合併対応業務委託
			障害福祉課	96	結果	平成21年度障害福祉システム制度対応
			教育委員会学校教育課	165	結果	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
体制維持費用の把握	37		情報政策課	60	結果	長野市フレネットセンターインターネットシステム運用管理等業務委託
			消防局通信指令課	206	結果	高機能消防指令情報システム保守委託
予算金額による積算	37		第一学校給食センター	179	結果	クランケトルの購入
積算および選定における価格に関する問題	38		医療事業課	88	結果	可搬式循環器超音波診断装置、超音波診断システム、高圧蒸気滅菌装置
			障害福祉課	96	結果	平成21年度障害福祉システム制度対応
			生活環境課	108	結果	長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託
			清掃センター	122	結果	平成21年度工事・業務委託積算基準
			観光課	136	意見	エムウェーブ人工芝巻取減速機オーバーホール業務委託
			教育委員会体育課	182	意見	長野県長野運動公園の管理等に關する業務委託
1キロあたり収集コストに関する地域差の問題			生活環境課	118	意見	大岡地域家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託
積算に用いる数量単位に関する問題	38		衛生センター	131	結果	市内北地区2公衆トイレ清掃業務委託
実績の把握検討および翌期以降の積算への反映が行われていない問題	38		観光課	134	結果	松代象山地下壕精査点検委託
			教育委員会学校教育課	165	結果	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
			教育委員会体育課	184	結果	ボスレーリュージュパーク中央監視設備保守点検委託
実績の把握検討			信州新町支所	76	意見	平成21年度施行場内排水機場管理業務委託
			教育委員会学校教育課	165	意見	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
			消防局通信指令課	214	結果	高機能消防指令情報システム車両運用管理装置FOMA回線化
電気通信設備工事の積算	38		観光課	143	結果	エムウェーブテレビ共聴設備改修工事
積算誤り	40		上下水道局下水道建設課	195	結果	長野駅東口区画内下水道その8工事
業者の入札価格と乖離した市の積算価格	40		教育委員会文化財課	180	意見	松代城跡植栽管理業務委託

(結果および意見の項目)	(総論) ページ	区分	(各論) 担当課	ページ	区分	契約名等
最低制限価格での落札の状況	40					
物品の入札における予定価格調書の記載	42	結果				
入札における公平性・競争性の確保に関する問題						
1者入札の場合の取扱の不整合	43	結果				
例外的処理で競争入札から随意契約に移行した問題	43	結果				
競争性の確保	44		長野市保健所総務課	104	意見	長野市保健所空調設備保守管理業務
			観光課	138	意見	エムウェーブ大型映像装置改修工事
結果として競争性のない入札結果について			教育委員会学校教育課	173	意見	50型(52型)デジタルテレビ
			教育委員会学校教育課	175	意見	デジタルテレビ上下可動型専用台
			教育委員会学校教育課	176	意見	学校教育課の備品購入について
			上下水道局下水道施設課	203	意見	農集排処理施設保守管理業務委託
予定価格の設定について			教育委員会学校教育課	173	意見	50型(52型)デジタルテレビ
競争入札における見積書の入手先	44		長野市保健所総務課	104	意見	長野市保健所空調設備保守管理業務
			長野市保健所健康課	105	意見	平成21年度各種検診ご案内パンフレット
			環境政策課	106	意見	平成21年度長野市有害大気汚染物質調査委託
			観光課	132	結果	遮光カーテン川島織物セルコンタルバ
指名選定理由の記載誤り			上下水道局下水道施設課	205	結果	豊野地区農集排処理施設保守管理業務委託
連帯保証人	44		上下水道局下水道施設課	205	意見	豊野地区農集排処理施設保守管理業務委託
随意契約理由の妥当性に関する問題						
随意契約とする理由についての検討が不十分である問題	46		保育家庭支援課	98	結果	次世代育成支援行動計画
			保育家庭支援課	100	結果	長野市子育てガイドブック
			生活環境課	108	結果	長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託
随意契約理由として妥当でない問題	46		信州新町支所	76	意見	平成21年度施行場内排水機場管理業務委託
			保育家庭支援課	98	結果	次世代育成支援行動計画
			維持課	152	結果	長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託
			消防局通信指令課	210	意見	高機能消防指令情報システム支援情報検索処理装置端末更新業務委託
随意契約に特有の積算に関する問題						
積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討である問題	48		清掃センター	124	結果	焼却施設焼却業務委託
業者の見積りどおりの積算	48		清掃センター	128	結果	資源化施設運搬業務委託
			庶務課	64	結果	本庁舎警備業務委託
			豊野支所	73	結果	豊野駅南北自由通路エレベーター保守業務
			収納課	78	結果	市税口座振替依頼書作成・封入封緘業務委託
			収納課	80	結果	督促状封入封緘業務委託
			維持課	152	結果	長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託
			維持課	156	結果	自動昇降機保守点検業務他
			駅周辺整備局	161	結果	長野駅東西自由通路清掃業務委託
			消防局通信指令課	214	結果	高機能消防指令情報システム車両運用管理装置FOMA回線化
見積書の入手先			観光課	140	結果	エムウェーブ中央監視システム改修工事
版権の帰属の問題	49	意見	保育家庭支援課	100	結果	長野市子育てガイドブック
落札率の適用	49	意見				
合い見積もりを実施していない問題	49	結果				
本体工事に関連する工事						
合冊入札方式の適用	50	結果				
予算の都合で増額変更できない工事の積算	52		上下水道局配水管理課	188	結果	松代東荒町地区(下水道関連)配水管移設 附帯工事
			上下水道局配水管理課	191	結果	南長野地区外(山王栗田線)配水管布設替 工事
			上下水道局下水道建設課	196	結果	松代表柴町下水道附帯工事
増工と考え落札率を適用すべき工事	53		上下水道局配水管理課	193	結果	栗田地区(栗田安茂里線)配水管移設工事
契約主体が県と市に分かれている工事	53		戸隠支所	74	意見	国補災戸隠折橋下楠川線(下楠川その5地 区)災害復旧工事
			上下水道局配水管理課	190	意見	北長池地区(排水路)配水管移設工事
			上下水道局下水道建設課	200	意見	ため池等整備事業関連下水道工事
随意契約の手続きに関する問題	53		危機管理防災課	68	結果	長野市合併支所同報無線統合整備業務委託
システム関連						
独立した専門家の必要性	55	意見				
情報政策課の関与			教育委員会学校教育課	165	意見	教育用ネットワークシステム維持管理業務委託
その他の問題						
共益費の負担の問題	56		豊野支所	69	結果	豊野支所庁舎定期清掃業務委託
指定管理者の維持管理業務に関する問題	56		観光課	137	意見	エムウェーブ鋼製建具点検調整業務委託
銘柄指定理由について			医療事業課	87	意見	生体情報モニター
委託料増額の正当性の検証			監理課	145	結果	大門駐車場料金徴収業務等委託
仕様書における業務日報等の提出についての定め			道路課	146	意見	長野市材料単価調査業務委託
			河川課	147	意見	北八幡川排水場電気設備機器単価調査業務委託
最低制限価格設定割合の大小による失格者の問題			維持課	150	意見	緊急処理その1、その2業務委託
			公園緑地課	158	意見	長野市内各地街路樹年間維持管理業務委託
			公園緑地課	159	意見	長野市内各地公園植栽管理業務委託
燃料代の精算方法			維持課	150	意見	緊急処理その1、その2業務委託
入札不調後の積算見直し			教育委員会総務課	164	意見	吉田小学校20番棟耐震診断業務委託

2. 工事請負契約、委託契約、物品の区別に関する問題

契約の内容は工事請負契約、委託契約、物品等に区別されている。特に工事請負契約と委託契約は区別が難しい場合があるが、どれに区分されるかにより積算基準、積算方法が異なるので重要である。工事請負契約に区分されると一定の基準で諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）が加算されるため、業務の実態に比べて積算金額が高めに設定されてしまうことがある。監査人が検討した結果、工事請負として積算しているものの中に工事請負とは認められないものが存在し、結果として業務の実態に比べて積算金額が高く設定されている例が存在した。工事請負契約にした理由の一つに工事請負契約にしないと担当課で検査しなければならないが、専門の検査課による検査を受けたいので工事請負契約に分類しているというものがあつた。

「契約の手引き」には、以下のように記載されている。工事請負契約及び委託契約の検査の実施区分については、「ア 契約金額が1件100万円以上の工事の検査及び1件100万円未満の工事で会計局長が特に必要と認めるものは、検査課で実施する。イ ア以外の工事は担当課で実施する。」

これは内部の事情であつて、個別に監督員に検査を依頼できる仕組みをつくれればよいと思われる。個々の契約内容ごとに必要な検査の方法に差異が生じるのは当然であり、検査の方法について一定の基準を設け、その方法を統一するのは実情に合わないものと考えられる。

契約の区分は契約の内容により適切に区分する必要がある。

3. 変更契約

契約の各条件は当該入札（随意契約の場合は見積もり作成）の前提となっている。契約を変更することは、当初の価格算定の前提となった条件を覆してしまうことになるので、一般私人間の場合と異なり当事者間の合意だけで自由に契約の変更を行うことは許されず、一定の要件を満たす範囲でのみ契約の変更が認められる。

公の利益を擁護する観点から、市にとって不利になるような契約変更は原則として許されない。

市の平成21年度の変更契約の状況は以下のとおりである。

平成21年度 建設工事・コンサルに係る変更契約の状況

(件数)

工事	契約件数	変更契約件数	変更契約のうち工期の変更
土木工事	498	315	166
建築工事	62	15	7
電気工事	80	11	7
舗装工事	136	56	17
管工事	61	6	2
造園工事	15	9	8
その他工事	220	79	29
(内水道施設工事)	45	37	11
工事合計	1072	491	236
工事委託	171	49	29
総計	1243	540	265

(1) 市における契約変更の定め

契約規則では、

「予算執行者は、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は履行の全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、契約金額の増減又は履行期間の伸縮を必要とするときは、予算執行者が契約者と協議の上これを定める。

予算執行者は、前項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、5日以内に変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させるものとする。」と規定されている。

また、「契約の手引き」の工事請負契約及び委託契約の章に契約の変更について以下のように記載されている。

「契約の履行途中において契約の内容を変更しなければならない事態が生じたときは、工事内容の同一性を失わない範囲内において、最小限度の変更をすることができる。

①設計変更

設計変更とは、契約の目的を変更しない（同一性）限度において、特に必要な場合に限り請負人と協議して設計又は仕様の一部を変更することができる。

ア設計変更の基準は、概ね次のとおりである。

(ア) 条件変更に伴う処理によるもの

- ・設計図書の誤り又は記載漏れ等

(イ) 発注後発生したもので次に掲げる外的条件によるもの

- ・天災その他の不可抗力によるもの
- ・他事業との関連によるもの

(ウ) 発注時において確認困難なもので次に掲げるもの

- ・推定岩盤線の確認によるもの
- ・地盤支持力の確認によるもの
- ・土質の確認によるもの
- ・地下埋蔵物等によるもの
- ・その他確認が困難であったもの

イ変更見込金額が請負金額の 30%を超えるものは、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の工事とする。」

(2) 契約変更で対応すべきでなく、別途競争入札すべきもの

契約変更は工事内容の同一性を失わない範囲内においてのみ、最小限度の変更をすることができるにもかかわらず、同一性の認められない工事を増工として契約変更で対応している事例がある。いずれも、同一性の認められない工事について市内部の事務の事情により安易に増工で対応したものである。透明性、公平性を欠いており、別工事として競争入札で対応すべきである。

(3) 変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合

契約規則では、「契約の内容を変更しようとするときは、5 日以内に変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させるものとする」と規定されているが、実際には経常的に、まとめて工期終了近くで変更契約が行われているのが実情である。この点、契約規則の規定に違反していることになる。

ところで、市における具体的な設計変更の手続きは職員に対する内部的参考資料である「契約の手引き」に記載されている。そこでは軽微な変更の場合は所属長の承認を得たうえ「監督職員指示書」（実際は「工事施工協議（指示）書」）により変更指示することができる」と記載されている。今回の変更契約は軽微な変更にあたるため「契約の手引き」どおりには運用されていると認められる。

「契約の手引き」は内部的な手引きであり、その記載が契約規則の規定と乖離していることは問題である。「契約の手引き」は、長野市の担当課職員を拘束していると考えられるので、たとえば「契約の手引き」の内容を反映した設計変更事務取扱要領を制定し、契約規則の定めと「契約の手引き」で記載されている実際の設計変更手続きが整合するようにすることが必要である。

(4) 増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題

実施設計書において意図的に増減額を一致させている例がある。繰越工事で予算の関係から増額変更できない工事について、一方で減額工事も発生したため、減額金額分だけ増額工事にして増減ゼロの形にして、残りの増額工事金額を別工事として随意契約しているものである。実際の工事内容と実施設計書の内容が一致しない結果をまねき、実施設計書の信頼性を損ねるものであるから、実施設計書の調整は行わず実際の工事内容と一致させるべきである。

また増額部分と減額部分を比較した結果、増額分と減額分を同額と判断して変更金額をゼロにした例があるが、計算根拠となる資料が残されていない。増額部分と減額部分の計算を適正に行い、その結果を残しておく必要がある。増額部分が多かったのであれば業者の負担に、減額部分が多かったのであれば市の負担になっており、透明性の観点からも問題である。

(5) 実数による精算を実施すべきもの

業務委託契約で当初の封緘発送処理数や入力および印刷処理枚数などで積算数量より実際の数量が少ない場合があるが、減額変更が行われていない事例がある。法律上、目的物の数量を減少する変更には制限はないと考えられるので、減額変更を行うべきである。当初から数量が確定せず、減少の可能性がある場合は入札に際して実際に数量に応じて減額の可能性があることを示しておくことが望まれる。

過去 5 年の実績をもとにした平均から出動日数を算出して積算を行ったまま、単年度の実際の出動日数にかかわらず精算は行っていない例がある。しかし平成 21 年度の実績報告書を閲覧した結果、積算と実績には人数においても日数においても大幅な差異が生じていた。変更契約で対応することも可能と思われるので、実績に応じて精算する方法を検討することが望まれる。

(6) 不適切な変更理由書の記載内容

変更契約の主要部分が当初の契約時には把握していなかった施設の解体、移設等の事業損失防止施設費の計上であるにもかかわらず、変更理由書に当該部分についての記述が欠落しているものがあつた。実際の変更内容と変更理由書の記載が対応しない結果になっている。変更理由書に主要な変更内容である当該部分の記述が欠落しており的確な判断が出来ないので、理由を記載する必要がある。

4. 成果および必要性の検討

老朽化して、このままでは使用耐えられないと判断された人工芝の巻取減速機のオーバーホールを実施したり、利用頻度が著しく低い財産の清掃について、清掃の頻度を頻繁にしたりしている例がある。成果及び必要性の観点から検討が必要である。また集計が間に合わず通知文を概算で発注したため結果的に約 7 千枚余分に作成してしまっている例もある。発注までの時間を考え必要な準備をして無駄のない発注が可能になるようにする必要がある。

5. 再委託に関する手続き

(1) 再委託に関する契約書の記載に関する問題

(結果)

再委託に関しては多くの契約書で原則禁止している。この中には一括再委託と仕様書において指定した主たる部分の再委託については承認の対象にならないように規定しているもの（つまり必ず受託者自らが業務を行うことを定めているもの）と、あらかじめ承認を受けた時は再委託を認めると規定しているものがある。

これらの規定の趣旨は、発注者は委託先を信頼して発注するにもかかわらず委託者が自由に再委託を行えるとすると、発注者の信頼に反して業務の質の低下や責任の所在の不明確化を招いたり、直接の業務指示や検査確認が困難になる恐れがあるから、これを防ぐためであると考えられる。また、随意契約の場合の再委

託については、その業者でなければ業務の達成が不可能との理由で当該業者と契約するわけであるから、委託先が主要な業務を再委託する（出来る）ことは、そもそも随意契約理由に矛盾（主要な業務を再委託できるのであれば随意契約でなく競争入札が可能となる可能性がある）することにもなるのである。

以上から、一括再委託はもとより、仕様書において指定した主たる部分の再委託についても原則として再委託の承認の対象から除く旨を明示した契約書の記載に統一すべきである。

(2) 再委託に関する運用上の問題

業務委託契約書において「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。」とされていて、実際に行われている再委託の業務は軽微な部分とは考えられないにもかかわらず、承認関係の文書が存在せず、承認の有無が確認できない例が存在した。再委託の承認に際しては文書のやり取りを行うなど承認の有無が明確になるようにすべきである。

6. 担当課による契約

(1) 公益法人を相手方とするもの

(結果)

従来は担当課で直接契約できる委託契約として「公益法人を相手方とするもの」が含まれていたが、事務決裁規程別表 2 の改定により、平成 21 年 4 月 1 日以降の契約分について公益法人を相手方とするものは担当課で直接契約できる委託契約から除かれている。しかし、以下の契約については担当課で直接契約がなされていた。契約課で契約する必要がある。

契約名	担当課	相手方
平成21年度長野市山村留学事務委託	学校教育課	財団法人 育てる会
戸隠森林植物園森林学習館機器メンテナンス業務委託	戸隠支所	社団法人 全国林業改良普及協会
長野駅善光寺口整備計画検討調査業務委託	都市計画課	社団法人 日本交通計画協会
長野市在宅当番医制事業委託協定	保健所総務課	社団法人 更級医師会
長野市企業誘致パンフレット等企画作成及び送付業務委託	産業政策課	財団法人 長野経済研究所
平成21年度石家庄市語学研修生受入れに伴う語学研修業務委託	秘書課	財団法人 長野県情報技術振興財団

(2) 電子計算機を使用する情報処理、アプリケーションプログラムの開発、データの入力処理等

(意見)

長野市事務決裁規程では、担当課長の契約締結権限を原則として 100 万円未満としているが、長野市事務決裁規程第 4 条関係別表 (2) の (3)「電子計算機を使用する情報処理、アプリケーションプログラムの開発、データの入力処理等に係るもの」により、電子計算機を使用する情報処理、アプリケーションプログラムの開発、データの入力処理等に係るものについては、担当課長の契約締結

権限としている。

システムの開発及び運用・保守の契約に関しては、後述するように問題点が多く全庁的に取り組むべき課題が多い。情報の共有化の観点からも、高額のシステム開発等の業務委託契約については契約課の契約にすることが望まれる。

7. 長期継続契約

長期継続契約について定めている趣旨は、一定期間の長期契約にすることにより、新規参入者にとって初期投資の負担を数年間に分散させることが可能になり、これにより新規参入を行いやすくすることで、結果として適正な競争性を確保するためと考えられる。しかし、定められている契約期間が比較的短い場合に、その効果が十分に発揮されていないと思われる事例がある。このような場合には、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領に定める契約期間を現状より長い期間に定めることを検討することが望まれる。

8. 全庁データベース構築の必要性（情報の共有化、情報の一元管理）

（意見）

契約情報の一元管理ができていない。このため、複数の部局で行う同種の業務が個別に発注されていたり、同種業務に対する積算単価が部局により異なっていたり、業務に対する標準単価の情報が伝わらなかつたりしている可能性がある。契約事務手続きは各所管部署が担当したとしても、契約情報は一元管理することが望まれる。課で定めている積算基準、課が独自に収集した単価情報、同種業務の積算に用いている標準単価情報、24 時間オンコール保守契約の費用の試算結果、著作権の扱い、積算の方法などについて一覧の資料を作成し（データベース化し）、比較、情報交換できるようにすることが必要である。

9. 予定価格と積算

（1）予定価格の重要性

① 競争入札における予定価格

予定価格とは、市が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定する見積価格である。地方自治法第 234 条第 3 項では、「・・・一般競争入札又は指名競争入札に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって

申込みをした者を契約の相手方とするものとする。・・・」と規定している。通常これらの落札の決定に当たっては、長に、その競争入札に係る入札価格についての適否の判断をする余地を与えないで、あらかじめ決定された予定価格を基準として、自動的に決定することにより、競争の公正性を確保しようとするものである。したがって、予定価格の決定は重要な意義を有しており、その決定にあたっては、常に厳正公平になされなければならない。市の契約規則では

「予算執行者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ当該入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、使用等の契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 前項の規定により予定価格を定める場合は、あらかじめ仕様書、設計書、物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。」

と規定している。なお指名競争入札および随意契約の場合にもこの規定を準用している。

② 随意契約における予定価格

随意契約といえども、市にとって有利な者と契約するこの重要性は何ら変わる場所がない。随意契約においては、競争入札による価格競争のフィルターを通さないで予定価格に近い金額で契約が締結されるので契約金額の適正性を担保するためには、適正に予定価格を設定することが一層重要になる。

(2) 適正な積算の重要性

予定価格は積算金額に基づいて決定されるので、適正な積算が行われることが公正性、経済性の観点から重要になる。仕様書に基づき、仕様書と関連付けられた具体的な積算を行うことにより契約金額の決定過程の透明性を高める必要がある。

したがって、積算は可能な限り一式〇〇円といった形式ではなく、単価×数量の形に分解されていることが重要である。数量については根拠に基づき適切に計算し、かつ実施報告と照合して積算の妥当性を検証し、単価については原則として標準単価を用いることにより、市の主導で積算されることが必要である。予定価格及びその根拠となる積算を適正に行うことは、公金を支出する市の市民に対する責任である。

(3) 積算に関する問題

① 仕様書と整合しない積算

契約の具体的な内容は仕様書に定められている（契約書において、委託業務の範囲については、別紙仕様書に定めるものとする、とある。）ので、契約金額の基礎になる積算は仕様書の記載内容に基づいて行われる必要がある。これにより契約金額の透明性が確保される。

しかし仕様書に記載のない項目や整合しない積算がなされている例がある。

積算は仕様書の記載内容に基づいて行われる必要があり、仕様書に記載がない項目について積算金額に含めるのは妥当でない。仮に仕様書の記載が適切でないならば仕様書の記載を改める必要がある。

② 適切でない積算

積算においてプリント代（変動費）と機械使用料（固定費）を区別していなかったために、変動しない機械使用料と業務の結果減少したプリント代を分けることができず、プリント枚数の減少を契約金額の減額に反映できなかった例がある。

積算に際して見積書の検討を十分に行い、積算において別項目として積算すべき項目は別項目で積算する必要がある。

またそれぞれの地区は面積が大きく異なるにもかかわらず、2地区を合算した形で積算がなされ、2地区とも別々の業者と同額で契約がなされている例もある。積算結果が契約金額に反映されず問題である。

③ 一式〇〇円の形の積算

委託業務に係る作業実績との関連付けが不可能な一式〇〇円の形の積算が多く見受けられる。多くの業務委託契約では、実施した業務量に応じて対価を支払うものであることから、これらの業務の場合には、予定価格の積算に当たって業務に必要な作業時間を適切に見込み、これに適切な単価を乗じた金額を基礎にして積算価格を算定し、この過程を積算書に記載することにより、契約の透明性を確保することが重要である。

実績報告を受け、積算金額の妥当性を検証するに際しても、積算が単価×数量の形で行われていないと実績から積算金額の妥当性を検証することが困難になる。積算書に単価×数量の形で記載しておき、作業実績に基づき積算内容を検討し、検討した結果を次回の予定価格の積算に適切に反映させ（毎年継続する場合）、実態に応じた適切な積算を行う必要がある。

④ 人工で値引き部分の調整が行われている積算

業者から見積もり総額から一定金額を値引く形の見積書が提出される場合に、積算に際して値引き相当分を人工で調整している場合がある。人工は仕様を満たすために値引きに関係なく必要なものであるため、値引き部分を人工で調整して実際に必要な積算人工より少ない形で積算するのは妥当でない。値引き部分は単価に反映させるべきである。

⑤ 情報不足により通常用いられている単価以外の単価で積算される問題

業務の内容に応じて市の多くの課が用いている、いわば市における統一的単価があるのに、情報不足で単独で割高な単価を使用して積算している例がある。情報の共有化が図られておらず、その結果積算単価が割高になっており問題である。なお、統一的単価を使用すれば問題がないわけではなく、本来適用可能な限り標準単価を使用すべきである。

⑥ 標準単価に比べ割高な単価による積算

業者から提出された参考見積書の価格を査定して予定価格を積算している例があるが、参考見積書の価格自体が適切かどうか明らかでない場合に、当該見積金額に対して若干の査定をして予定価格を算定するだけで価格の有利性が確保できるのかという点と甚だ疑問である。適当と認められる標準単価がある場合（積極的に把握しようとする必要がある）は、標準単価を適用もしくは標準単価を基礎として積算を行い、これと見積書の金額を照合する必要がある。

随意契約の対象になる業務委託の場合は、公共工事などに比べて明確な積算基準や積算単価が定められていない場合がある。このような場合は業者からの見積もり金額（単価）に基づいて積算している例が多い。ところが一步踏み込んでみれば、市販の積算資料に記載されている標準単価が存在している場合や、積算単価調査会社に依頼して標準的な単価を調査することが可能である場合が多い。監査の対象となった随意契約の中に、標準単価が把握できるにもかかわらず業者見積もりに基づいて積算を行い、この結果積算金額が標準単価により積算する場合に比べて過大になっている例がある。標準単価を用いて業者見積もりの妥当性を検証すべきである。

積算が適切に行われなければ、いくら落札率が低くても経済性が確保されるとは言えない。契約が公正に行われるためには、入札の基準になる予定価格自体が適切に設定されていることが重要で、このためには積算が市の主導で適切に行われている必要がある。このために、標準積算資料から標準単価を把握できる場合（積極的に把握しようとする必要がある）などには、業者の見積もり金額に査定を加える方法だけでなく、標準単価による積算を行い、この金額を一つの指標にして、標準単価算定の前提条件と対象となる実際の業務内容に相違部分が存在する場合には、個別の業務内容に応じて標準単価に上乘せ、もしくは減額するなどして積算する必要がある。この場合、標準単価を一律に増額させるのは妥当ではなく、業務の内容を分解して、標準単価に上乘せすることが妥当な部分と減額するのが妥当な部分に分けるなどして、説得力のある積算単価を算定すべきである。

なお、本報告書では、システムの開発および保守・運用・管理等の業務について、市販の積算資料から標準単価を把握したうえで、指標として試算金額を記載しているが、市販の積算資料には長野市の標準単価は記載されていないので、札幌市と名古屋市の標準単価を用いて試算した。札幌市を選択したのは長野市と物価指数が比較的類似していること、名古屋市は長野市との距離的な面を考慮してのことである。総務省統計局の平成 21 年度平均消費者物価地域差指数（全国平

均を 100 とした総合物価指数) を示すと以下のとおりである。なお、この単価は諸経費込みの金額である。ただし、契約内容によって条件が異なる旅費や各種媒体、マシン使用料などの費用は、原則含んでいない。

札幌市	103.2
長野市	101.1
名古屋市	104.8

以下にシステムの開発・保守・運用・管理等の市の積算単価と標準単価を比較した表を記載する。なお以下に記載したのはあくまで一例であり、記載してある以外の担当課においても標準単価に基づかない積算が行われているので、全庁的に検討が必要である。

単価比較表 (システムについて)

積算単価とは市が積算に用いている単価である。

標準単価とは、「月刊積算資料 2010年12月号 (財団法人 経済調査会)」に掲載されているソフトウェア開発業務、システム運用業務、システム管理業務における技術者料金をいう。

担当課	契約業務名	業者	単価の単位	積算単価	標準単価		技術者	業務
					札幌	名古屋		
情報政策課	基幹システム管理支援業務	富士通㈱長野支社	月額	931,600	753,000	793,000	システム管理技術者	業者独自開発の基幹システムの管理業務
市民課	合併に伴う戸籍システム・データ統合整備業務	富士通㈱長野支社	月額	1,136,000	659,000	756,000	システムエンジニア1と2の平均	富士ゼロックス㈱のパッケージへのシステム・データ統合
	戸籍システム住居表示対応業務	富士通㈱長野支社	日額換算(20)	50,000	32,975	37,800	システムエンジニア1と2の平均	業者の開発した戸籍システム等を利用して行う本籍表示の
介護保険課	平成21年度介護保険システム制度改正対応業務	富士通㈱長野支社	月額	931,600	717,300	814,700	プロジェクトマネージャー、システムエンジニア1、システムエンジニア2の平均	制度改正に伴うシステムの修正等
			月額	720,800	528,000	603,000	プログラマー	
	平成21年度介護保険システム運用支援業務	富士通㈱長野支社	月額	931,600	620,500	644,000	システム運用技術者1と2の平均	介護保険システムの保守管理
			月額	931,600	717,300	814,700	プロジェクトマネージャー、システムエンジニア1、システムエンジニア2の平均	合併にかかる介護保険データの統合
障害福祉課	平成21年度障害福祉システム制度対応	富士通㈱長野支社	月額	931,600	717,300	814,700	プロジェクトマネージャー、システムエンジニア1、システムエンジニア2の平均	基準改正に伴う障害システムの一部改正
			月額	720,800	528,000	603,000	プログラマー	
教育委員会 学校教育課	教育ネットワークシステム維持管理業務	東日本電信電話㈱	時間	8,200	4,356	4,631	システム管理技術者1と2の平均	業者の構築したシステムの維持管理業務
			時間	8,200	3,878	4,025	システム運用技術者1と2の平均	システム監視受付業務

この表で使用した技術者の区分ごとの標準単価は以下により算定している。

(単位：万円/人月)

1 ソフトウェア開発業務		札幌	名古屋
A	プロジェクトマネージャー	83.3	93.2
B	システムエンジニア1	71.1	80.8
C	システムエンジニア2	60.8	70.4
D	プログラマー	52.8	60.3
E	A、B、Cの平均	71.73	81.47
F	BとCの平均	65.95	75.6
(単位：円/時間)			
G	E/160	4,121	4,725
H	D/160	3,300	3,769
(単位：円/人日)			
I	F/20	32,975	37,800

作業時間は160時間（1ヶ月）
諸経費込の料金である。
料金には、契約内容によって条件が異なる旅費や各種媒体、マシンの使用料は原則含まない。

(単位：万円/人月)

2 システム運用業務		札幌	名古屋
A	システム運用技術者1	70.3	73.1
B	システム運用技術者2	53.8	55.7
C	AとBの平均	62.05	64.40
(単位：円/人日)			
D	C/160	3,878	4,025

作業時間は160時間（1ヶ月）
諸経費込の料金である。
料金には、契約内容によって条件が異なる旅費や各種媒体、マシンの使用料は原則含まない。

(単位：万円/人月)

3 システム管理業務		札幌	名古屋
A	システム管理技術者1	75.3	79.3
B	システム管理技術者2	64.1	68.9
C	AとBの平均	69.70	74.10
(単位：円/時間)			
D	C/160	4,356	4,631
(単位：円/人日)			
E	C/20	34,850	37,050

作業時間は160時間（1ヶ月）
諸経費込の料金である。
料金には、契約内容によって条件が異なる旅費や各種媒体、マシンの使用料は原則含まない。

システム管理業務の前提となるクライアントサーバシステムの環境

種別	サーバ	クライアント
OS	Microsoft Windows 2000 Server, Server	Microsoft Windows 98, 2000, XP, Vista
ウイルス監視ソフト	Norton Anti Virus	ウイルスバスターなど
グループウェア、DBMS	ロータスノート、Microsoft SQL Serverなど	
汎用アプリケーション	Microsoft Office (Excel, Word, Outlook, Accessなど) シリーズ、一太郎などのビジネスアプリケーション	

⑦標準単価による積算の実施に対する市の取り組み紹介

市の担当課が作成している積算基準に、上記の標準単価による積算を重視する考えを反映している例があるので紹介する。

- a ボブスレーリユージュパークの工事及び業務委託の積算に関する基準（以下「スパイラル積算基準」という）

平成 18 年 8 月 2 日に教育委員会体育課長決裁によって制定された。これにより、ボブスレーリージュパークに関する工事及び業務委託に関する積算はこの基準によりなされることとなった。

従来は予定価格積算書を設計書とみなし備考欄に単価及び諸経费率根拠を記載していたが、根拠が明確でないためスパイラル積算基準を設けたという経緯である。ここでは、単価の採用の優先順位として、まず建設物価又は積算資料に基づいてなされなければならないことになっている。

b 担当課による機器単価調査業務委託の実施

積算に際して業者からの見積もり単価ではなく、標準単価による積算を志向して業者に対して標準単価の調査を依頼した例がある。

業者見積にはそれぞれの業者の商品調達力等が反映されるため、その見積額にはバラツキが出る。そのバラツキのある情報のみから長野市の担当課で正確な積算をすることは難しいところ、適切な価格情報を得る目的で標準単価の調査を依頼したことにより、適正かつ経済的な積算が出来ていると考えられる。

積算する業務委託の内容を把握し、可能である限り公開されている積算資料や同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして、市の主導で積算価格を設定すべきである。

⑧ 体制維持費用の上限把握

24 時間 365 日対応の保守契約においては、業者の側で実際の出動には関係なく 24 時間 365 日対応できる体制を整えておく必要がある。実際に出動する場合の費用は依頼者側でも把握しやすいが、業者が体制を維持するための費用は依頼者の目に見えない部分であり、当該費用がいくら位なのかを把握することは難しい。このため 24 時間 365 日対応の保守契約に係る部分がブラックボックス化している場合があり、積算根拠はおろか積算金額も提示されておらず、現状の負担が必要かつ妥当のものなのかどうかの検証を行わないまま、毎年契約を締結している例がある。

24 時間オンコール保守のコスト負担の金額は、24 時間オンコールの体制を維持するために業者が特別に要している費用（通常時間以外に 24 時間対応のために待機する社員の人件費等。ただし、当該社員がその時間帯に他の通常業務を行っており、要請がある場合にのみ対応する場合は、通常業務分は差し引いて考える必要がある。）を、当該業者に 24 時間オンコール保守契約をしている依頼者数の合計で除した金額になると考えられる。今後、必要な資料の提示を受け、この計算を行うことが必要で、もし市が実際に負担している金額が計算で把握される金額を超過している場合は契約金額の引き下げについて交渉すべきである。

⑨ 予算金額による積算

国の経済危機対策関連予算要求時の額を担当課設計額にした結果、積算金額が業者見積書よりも高くなっている例がある。

積算金額を基準に予定価格や最低制限価格が定められるのであるから、積算金額は歳出に直結する重要な価格であり、予算要求時の価格をもって担当課の積算金額とするのは問題である。

⑩ 積算および選定における価格に関する問題

- ・業務内容に関係のない単価による積算

業務内容と関係ない単価を用いて積算している結果、積算金額が過大に計算されている例がある。

- ・医療機器の調達

医療機器の調達に際して、「基本性能と機能」及び「外装性能」といった部分のみを検証項目としていて、価格面等経済性の観点では検討がなされていない場合がある。院内での機器選定委員会及び担当課である医療事業課が起案する段階において経済性を含めて検討すべきである。

- ・地区によって異なる積算単価

長野地区のみが他地区と比較して高い人件費単価で積算されている場合がある。長野地区に限って各種手当や退職金掛金等が積算されていることなどによるものであるが、長野地区以外の人件費積算基準と異なる方法を適用する特殊事情がない以上、統一した人件費積算を行うべきである。

・積算基準が定められていて積算に用いる単価の優先順位等も定められているにもかかわらず、基準と実態が乖離していることもあり運用がうまくいかず形骸化している例がある。

⑪ 積算に用いる数量単位に関する問題

清掃する面積に関係なく、一つ一つのトイレについて、均一の清掃単価に年間清掃回数を乗じて計算している場合がある。基本的に、清掃業務に関する業務委託料は清掃単価×清掃面積で算出するのが合理的であると考えられる。

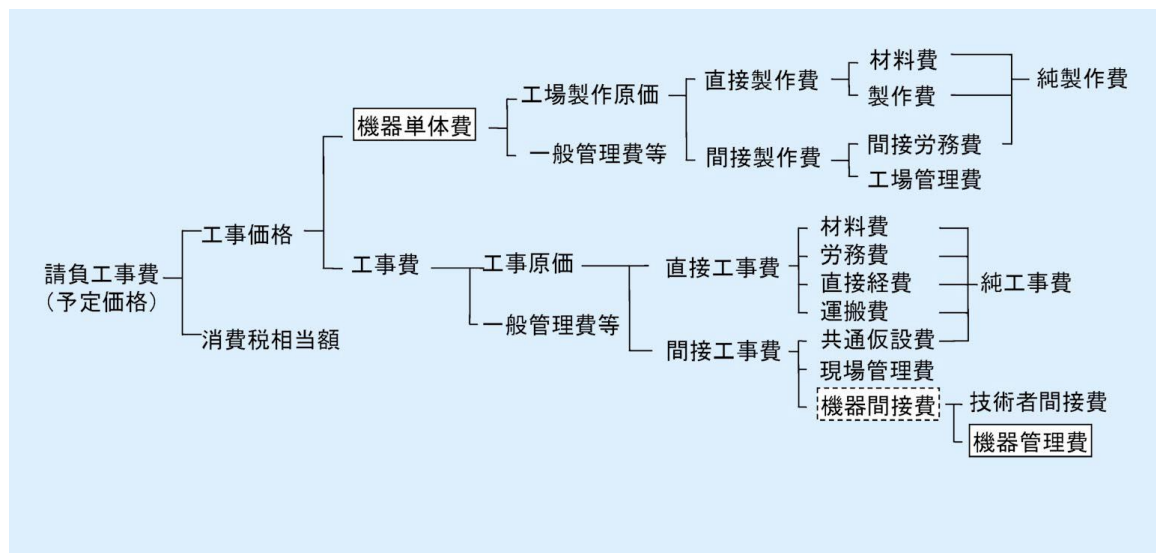
⑫ 実績の把握検討および翌期以降の積算への反映が行われていない問題

毎年継続して委託している業務について連続して積算人工数が実績人工数を上回っている場合がある。この差異の影響は人工数から算出される直接費のみならず、当該直接費に一定率を乗じて算出される共通仮設費、現場管理費、一般管理費といった間接費も一連で増加させる結果となる。一時的な差異や少ない差異、明らかに業者の努力の結果の差異で標準工数から見れば妥当な積算が行われていることが確認できる場合であれば問題ないが、標準工数の算定を標準的に行うのが困難な場合で、比較的大きい工数の差異が継続して生じている場合は、翌期以降の積算に反映させる必要がある。また、走行距離、燃費、減価償却費等の積算の基礎数値が過去の数値のまま固定されており、実態から乖離している場合がある。実態に合った数値に見直す必要がある。

⑬ 電気通信設備工事の積算

一般の土木工事と異なり、通信、受変電、情報収集・提供等の機器の製造と据付調整を含む電気通信設備工事では、据付現場以外で業者が製造している機器の金額が直接工事費の大部分を占めることがある。機器費を諸経費計算の対象に含めて計算する場合、共通仮設費・現場管理費・一般管理費の計算対象に機器費の金額も含まれることになるが、機器費金額自体に諸経費を含んで積算されているのが通常である。この場合に、諸経費の計算対象に機器費も含めて積算すると積算金額と実態が乖離してしまう可能性がある。たとえばパソコン等から構成される制御装置を入れ替える業務を工事とした場合に、これらの機器も諸経費の計算対象に含めると、制御装置の設置にはほとんど共通仮設費がかからない場合でも共通仮設費が積算されてしまう結果となる。

国土交通省は平成 21 年度より電気通信設備工事の積算体系を改正した。電気通信設備工事の積算体系の大きな改正は初めて実施された。従来は機器の製造と据付調整を含む電気設備工事では、「機器費」と「工事費」により工事価格を算定してきたが、諸経費動向調査による実態調査の結果、従来の積算と実態との乖離が見られたため、機器を取り扱う工事における積算が適正なものになるよう、見直しを行ったものである。機器の調達・検収・現場管理等に要する経費として「機器間接費」を間接工事費に追加した。これは当該工事で製造する機器総額を対象にして、諸経費動向調査の分析により得られた機器管理費率を乗じて算出する。一方、従来の機器費については、「機器単体費」として機器製造に要する費用に単純化した価格として設定することとした。以下に示すのが新しい積算体系である。



従来の機器据付を伴う電気通信設備工事の積算には上記の問題がある。平成 21 年度より積算体系が改正されたにもかかわらず、従来の積算体系で積算しているため、積算金額が過大になっている。機器の製造と据付調整を含む電気通信設備工事では改正された積算体系で積算すべきである。

⑭ 積算誤り

入札時における実施設計書においては共通仮設費率計算額、現場管理費、一般管理費、について諸経費調整がなされていたが、変更契約に際して諸経費調整がなされていなかった。このため変更契約における積算金額が過大になっている例がある。

⑮ 業者の入札価格と乖離した市の積算価格

市の積算単価が業者から徴収した入札時の工事内訳書における業者設定単価と比較してほとんどの項目において上回っていて、入札した業者の平均応札額合計が市の積算額の約 2/3 という例があった。入札結果は、応札業者中最も高額の応札をした業者のみが落札し、他の業者はすべて最低制限価格未満の応札をしたため失格している。担当課では、積算に当たり（財）経済調査会発行の「公園・緑地の維持管理と積算（平成 17 年 12 月 1 日改訂 4 版発行）」の芝生管理工の歩掛表に基づいて積算しているため、積算手法には合理性があると認められるが、業者見積額との乖離がこれだけある事実は問題である。このような業務に関する積算はより実勢価格を踏まえたものであるべきであり、今後の設計方法を見直す必要があると考える。

(4) 最低制限価格での落札の状況

監査人が把握した最低制限価格と同額での落札事例は以下のとおりである。参考までに示す。

上下水道局

小松原下水道実施設計委託

平成21年11月5日

㈱協同測量社	3,500,000	
協和設計㈱	2,860,000	
㈱昭和設計事務所	2,810,000	
新日本設計㈱	2,840,000	
㈱第一測量コンサルタント	2,880,000	落札
㈱フジテック	2,820,000	
予定価格の100/105	3,800,000	
最低制限価格100/105	2,880,000	
調査基準価格100/105		
落札率		75.8%

川中島6号汚水幹線外実施設計委託

平成21年11月5日

㈱協同測量社	11,540,000	
協和設計㈱	11,930,000	
㈱昭和設計事務所	12,000,000	
新日本設計㈱	12,000,000	
㈱第一測量コンサルタント	11,920,000	
長野技研コンサルタント	11,920,000	
㈱フジテック	11,900,000	落札
予定価格の100/105	15,400,000	
最低制限価格100/105	11,900,000	
調査基準価格100/105	12,630,000	
落札率		77.3%

緑町地区外配水管布設替工事

平成22年2月12日

1 ㈱アースワーク	24,480,000
2 ㈲新井工業	26,900,000
3 ㈱栄明	24,720,000 落札
4 小山産業㈱	24,530,000
5 山陽建設㈱	23,650,000
6 高木建設㈱	25,600,000
7 ㈱日拓	28,200,000
8 日本ガス工事㈱	24,600,000
予定価格の100/105	28,800,000
最低制限価格100/105	24,720,000
調査基準価格100/105	0
落札率	85.8%

篠ノ井北1号系汚水準幹線外工事

平成21年9月11日

1 飯島建設株式会社	126,000,000
2 池田建設株式会社	125,100,000 落札
3 岡澤建設株式会社	126,500,000
4 株式会社鹿熊組	125,600,000
5 川浦土建株式会社	125,630,000
6 株式会社川瀬工務店	125,390,000
7 川中島建設株式会社	126,700,000
8 北野建設株式会社	124,500,000
9 ㈱新光建設工業	121,700,000
10 信和建設株式会社	125,200,000
11 高木建設株式会社	125,300,000
12 株式会社大松建設	125,250,000
13 中部建設工業株式会社	125,000,000
14 日精建設株式会社	124,250,000
15 株式会社日拓	125,480,000
16 日本ガス工事株式会社	124,350,000
17 日本総合建設株式会社	128,600,000
18 東日本システム建設株式会社	124,850,000
19 藤森建設工業株式会社	125,500,000
20 株式会社北條組	124,400,000
21 北信土建株式会社	124,900,000
22 松代建設工業株式会社	122,170,000
23 株式会社マルオン商会	125,800,000
24 株式会社守谷商会	128,400,000
25 ワールド開発工業株式会社	126,290,000
予定価格の100/105	145,000,000
最低制限価格100/105	125,100,000
調査基準価格100/105	128,000,000
落札率	86.3%

犀南3号系汚水準幹線外工事

平成21年9月11日

1 飯島建設株式会社	110,690,000
2 池田建設株式会社	辞退
3 岡澤建設株式会社	108,400,000
4 株式会社鹿熊組	107,200,000
5 川浦土建株式会社	108,020,000
6 ㈱川瀬工務店	107,350,000
7 川中島建設株式会社	108,700,000
8 北野建設㈱	106,800,000
9 ㈱新光建設工業	105,000,000
10 信和建設株式会社	107,100,000
11 高木建設株式会社	107,840,000
12 株式会社大松建設	108,300,000
13 中部建設工業株式会社	107,200,000
14 日精建設株式会社	106,900,000
15 株式会社日拓	107,950,000
16 日本ガス工事株式会社	108,300,000
17 日本総合建設株式会社	辞退
18 東日本システム建設株式会社	104,610,000
19 藤森建設工業株式会社	108,200,000
20 株式会社北條組	107,600,000
21 北信土建株式会社	107,700,000
22 松代建設工業株式会社	105,000,000
23 株式会社マルオン商会	107,600,000
24 株式会社守谷商会	107,800,000 落札
25 ワールド開発工業株式会社	108,950,000
予定価格の100/105	125,400,000
最低制限価格100/105	107,800,000 86.0%
調査基準価格100/105	110,370,000 88.0%
落札率	86.0%

松代6・7号汚水準幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事

平成21年1月21日

1 飯島建設株式会社	187,830,000
2 池田建設株式会社	203,000,000 落札
3 株式会社鹿熊組	205,000,000
4 川浦土建株式会社	200,445,000
5 ㈱川瀬工務店	185,000,000
6 川中島建設株式会社	200,560,000
7 北野建設㈱	201,600,000
8 山陽建設株式会社	197,450,000
9 信和建設株式会社	203,800,000
10 高木建設株式会社	236,100,000
11 株式会社大松建設	192,700,000
12 中部建設工業株式会社	199,800,000
13 日精建設株式会社	196,700,000
14 株式会社日拓	205,690,000
15 東日本システム建設株式会社	199,520,000
16 藤森建設工業株式会社	199,600,000
17 株式会社北條組	198,500,000
18 北信土建株式会社	202,900,000
19 松代建設工業株式会社	203,800,000
20 株式会社マルオン商会	197,200,000
21 株式会社守谷商会	205,700,000
予定価格の100/105	235,200,000
最低制限価格100/105	203,000,000
調査基準価格100/105	207,700,000
落札率	86.3%

上下水道局

観光課

川柳 1 号汚水幹線外工事

戸隠スキー場中社グレンデコース拡張改

平成21年10月23日	
1 飯島建設株式会社	153,100,000
2 岡澤建設株式会社	161,300,000
3 株式会社鹿熊組	161,000,000
4 川中島建設株式会社	155,790,000
5 北野建設(株)	150,500,000
6 山陽建設(株)	155,700,000
7 信和建設株式会社	161,000,000
8 高木建設株式会社	160,300,000
9 株式会社大松建設	辞退
10 株式会社日拓	160,000,000
11 日本ガス工事株式会社	162,100,000
12 日本総合建設株式会社	162,700,000
13 東日本システム建設株式会社	辞退
14 藤森建設工業株式会社	160,000,000
15 株式会社北條組	153,600,000
16 北信土建株式会社	155,000,000
17 松代建設工業株式会社	161,600,000
18 株式会社マルオン商会	165,200,000
19 株式会社守谷商会	153,600,000 落札
20 ワールド開発工業株式会社	165,000,000
予定価格の100/105	178,000,000
最低制限価格100/105	153,600,000
調査基準価格100/105	157,200,000
落札率	86.3%

平成21年6月22日	
(株)アイテック・タカハン	21,090,000
(株)アスペック	20,540,000
岡澤建設(株)	20,750,000
(株)風間産業	20,740,000
金沢建設(株)	20,570,000
(株)喜久屋商会	20,085,000
北澤建材(株)	20,600,000
小山産業(株)	20,550,000
(株)佐藤園芸	20,156,000
信濃酒井建設	20,570,000
島崎建設(株)	20,500,000
(株)昭和ガーデン	20,680,000
大新土木(株)	20,190,000
椿建設(株)	20,490,000 落札
(株)中重建設	20,270,000
(株)ナゲン	20,080,000
西沢土工業(株)	21,200,000
(株)丸山建設	20,780,000
(株)山倉建設	20,550,000
(有)山口土建	20,770,000
喜元建設(株)	20,360,000
林業笠原造園(株)	20,600,000
(株)和田興業	20,360,000
予定価格の100/105	24,780,000
最低制限価格100/105	20,490,000
調査基準価格100/105	
落札率	82.7%

(5) 物品の入札における予定価格調書の記載

(結果)

予定価格は、平成元 2.10 歳計第 196 号「消費税導入後の政府調達に係る入札について」に「予定価格は、予算決算及び会計令第 80 条第 2 項の規定に従い、消費税分を考慮して適正に算定すること。」と記載されているように消費税相当額を含んだ金額である。

しかし、消費税導入当時、消費税込みの総額で入札する方法では、消費税分がめり込んでしまい、転嫁が十分に行われたいのではないかという不安を持つ業者が多く、消費税抜き価格相当額で競争し、入札書に記載された金額に消費税率相当額を上乗せする等の方法により入札を実施することとされた。

このため、本来の予定価格は消費税込の金額であるが、入札に際しての予定価格は消費税を除いた金額を記載する方法がとられている。市の「契約の手引き」では、「予定価格調書の予定価格は消費税を除いた金額を記載する。また、入札者も、見積もった総額の 105 分の 100 に相当する金額を記載する。」と記載している。

委託や工事の場合の予定価格調書の予定価格欄には「予定価格の 100/105 の額」と明記してあるが、物品の入札に用いる予定価格調書では、何の注書きもないうまま予定価格の欄が「予定価格の 100/105 の額」の意味で使われている。物品の入札に用いる予定価格調書にだけ注書をしない理由は全くなく、無用な誤解

を招かないために、物品の予定価格調書の予定価格欄においても、委託や工事の場合と同様に「予定価格の 100/105 の額」と明記した上で消費税抜き金額を記載する形に改めるべきである。

10. 入札における公平性・競争性の確保に関する問題

(1) 1 者入札の場合の取扱いの不整合

(結果)

契約課では条件付き一般指名競争入札において入札参加者が 1 者のみの場合は入札を中止している。これは入札参加者が 1 者の場合は競争性が確保できないと判断しているからである。

一方、指名競争入札の場合には入札参加者が 1 者になっても入札を実施している。入札参加者は開札時点まで入札参加者が自分ひとりであるとは認識できないので、その意味で競争性が確保されているからという理由である。

一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するもので、一般競争入札において入札者は、当初は他に入札者があるかどうかを知るよしもなく、通常他にも入札者があるであろうと予想し、これと競争する意思をもって入札に参加していると考えられるので、たとえ 1 人だけの入札でも入札に必要な競争性は失われていないといえるはずである。

にもかかわらず、条件付き一般競争入札の場合に入札参加者が 1 者の場合は競争性が確保できないとして入札を中止しながら、一般競争入札に比べ競争性が劣る指名競争入札においては入札参加者が 1 者の場合でも競争性が確保されているとして入札を実施するのは理論的に矛盾している。整合性のある扱いに変更する必要がある。

(2) 例外的処理で競争入札から随意契約に移行した問題

(結果)

条件付き一般競争入札で入札参加者が 1 者のときに入札を中止することとしている。これは 1 者入札では競争性が確保できないと判断しているからである。ところが、競争性を確保するために競争入札を中止したにもかかわらず、再度入札公告を行わずに、入札参加者とそのまま随意契約に移行している例がある。競争入札を中止した結果、その時点で再度競争入札を行う時間的余裕がなくなった結果、随意契約にせざるを得なくなったケースとのことである。

本件のように時間的余裕がない状況になってしまった場合の条件付き競争入札では、「入札参加者が 1 者の時は入札を中止する」旨を記載しない方がよいと考える。一般競争入札において 1 者入札でも競争性は確保されていると考えられ、時間的余裕がないことを理由に随意契約に移行させることに比べれば、1 者でも入札を実行するほうが競争性を確保できるはずである。随意契約の場合は、業者は原則として他に競争者が存在しないと認識しているはずであり競争性の確保が困難になる。

(3) 競争性の確保（参加者を増やし辞退者を減らす）

① 業務等準備期間の十分な確保

契約後の業務執行までの準備期間を考慮して契約までの期間を定めることが望まれる。

② 業務等からの聴き取り

当初入札希望であったにもかかわらず最終的に入札を辞退した業者から、辞退した理由、どのような状況であれば入札可能になっていたかなど、聴き取り調査を行い、対応が可能な事項については対応して、入札における競争性が確保されるように努めることが望まれる。

③ 公募型指名競争入札における指名業者数

「長野市物品等供給契約に係る公募型指名競争入札試行要領」の第6条には公募型指名競争入札を導入した場合、同要領第11第1項に定める指名業者の選定数（長野市財務規則に定める選定業者数と同数）に満たない場合はこれに達するまで入札参加資格者名簿に搭載されている事業者の中から選定できるものとするといういわゆる「できる規定」となっているため、原則どおりの5人以上を指名していなくともこれらの規定等に反しない。公募しても応募がないのに、無理やり指名して競争させるのは、かえって公募してきた業者に対して公平性を欠くという考え方もあるかもしれない。しかし、指名競争入札の範疇の入札方法で、かつ「できる」規定があるのであるから、基本的には競争性の確保の観点から選定業者数に達するまで、事業者を指名することを検討することが望まれる。

④ 公募の公告期間の確保

公募型指名競争入札試行要領では、入札参加申請の受付期間は、入札参加希望者への周知の日から3日間以上（閉庁日を含まない）となっているが、入札参加の機会を確保して公募型指名競争入札の入札参加者を増加させ、競争性を高めるためにも入札参加申請の受付期間を今より長くすることが望まれる。

(4) 競争入札における見積書の入手先

競争入札の場合の積算に際して見積書を徴する場合、入札者に不公平が生じないようにすること、適正な積算に資するようになることが重要である。したがって、見積書を徴する場合は少なくとも2者以上から徴することが望まれる。

(5) 連帯保証人

入札者が他の入札者を連帯保証人としている例がある。競争性の観点からは好

ましくはないと思われるので改善が望まれる。

11. 随意契約

(1) 随意契約理由の妥当性に関する問題

① 随意契約理由の考え方

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に相手方を選択してこれと契約を締結するという、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であるので、その必要性が認められる場合に限って、この例外方式が適用できるとされており、自治令 167 条の 2 第 1 項で、随意契約によることができる場合を列挙している。つまり、随意契約によることができる場合は、全て同施行令に制限列挙されており、個別の契約案件が同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号のいずれかに該当するかを判断することになる。各号ごとに留意点について検討する。

第 1 号「予定価格が別表第 5 の契約の金額の範囲内で、かつ市が規則で定める額を超えないもの」

第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」

随意契約先以外の第三者に行わせることが業務の性質上不可能であることが必要である。単に当該業務に精通しているとか、事業内容を熟知して信頼性が高いという理由だけでは第三者に行わせるのが不可能とは言えないであろう。施設の通常運転業務などについては、仕様書や作業マニュアルの作成等で施設を設置した業者だけでなく、市自身や他の業者でも対応が可能になるようにしなければならず、原則として随意契約にはなじまないと思われる。

第 3 号 省略

第 4 号 省略

第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」

災害時等に緊急の必要があつて、一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を蒙るに至る場合などである（平成 16 年 3 月 24 日前橋地裁判決）。したがって、これは業務の客観的性質からの緊急性があつて事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできない（財計第 2017 号・平成 18 年 8 月 25 日付け「公共調達の適正化について」）。

第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」

現に契約履行中の工事に、直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

- ・当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加委任工事
- ・本体委任と密接に関連する付帯的な委任工事

ここで特に注意すべきは、当初の契約を締結するにあたって関連業務が当然予想されるときには、業務全体を一括して契約するようにし、当初契約は競争入札により安く契約し、関連業務を随意契約によって締結することによりこれを治癒しようとする考え（当初の安価分を随意契約の金額に上乗せするような考え）を招かないようにすることである。

第 7 号「時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合」

第 8 号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」

第 9 号「落札者が契約を締結しないとき」

② 随意契約とする理由についての検討が不十分である問題

記載してある随意契約理由の根拠となる事実について十分に検証しないまま随意契約理由として掲げている場合がある。

たとえば財政的基盤を有しているので随意契約するというものがあるが、そもそも財政的基盤を有していること自体は競争入札においても必要な資格であり、随意契約理由には該当しない（他の同業者の全てが財政的基盤を有していないと確認している場合を除いては）はずである。しかも、随意契約理由として財政的基盤を有していることを挙げておきながら、当該業者の決算報告書等、財政的基盤を確認する資料が保管されていない例があった。財政的基礎の具体的な判断基準を明確化した上で、最新資料を入手し検討しない限り（しかも他の同業者は財政基盤を有していない事を確認していない限り）、これを随意契約理由として掲げることはできないはずである。従前からの随意契約理由をそのまま鵜呑みにして記載するのではなく、毎回ゼロベースで、随意契約理由が今でも存在するのかどうかしっかり時間をかけて検討することが必要である。随意契約は競争性に乏しく、経済的には不利な契約方式である。にもかかわらず随意契約方式を採用する場合、地方自治法施行令や契約規則に照らして真に随意契約によることが必要かどうか十分に検討されていなければならない。

③ 随意契約理由として妥当でない問題

- ・緊急性がないのに緊急性を理由としているもの

緊急性を理由として随意契約できるのは、災害時等に緊急の必要があって、一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を蒙るに至る場合などである（平成 16 年 3 月 24 日前橋地裁判決）。したがって、これは業務の客観的性質からの緊急性があって事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保で

きなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできない（財計第2017号・平成18年8月25日付け「公共調達最適化について」）。ところが、年度末の3月になって、堆積土砂により通水に支障が生じたという理由で随意契約している例がある。災害により急激に堆積が進んだわけではなく、時の経過により自然と堆積した土砂を清掃したものであり、実際には堆積量は多くなかった。（六ヶ郷用水平林地区水路清掃委託、六ヶ郷用水西和田地区水路清掃委託、鐘鑄川水路清掃委託 維持課）

・随意契約でなくても問題ない業務をセットにして随意契約に含め、競争性を害している例

たとえば専門的な業務の実施と、その結果についての報告書の印刷製本作業が一つの契約になって、そのすべてが随意契約になっている場合がある。報告書の印刷製本作業はその他の業務のようにデータに基づく分析といった専門的な業務と異なり、データがあれば印刷業務として競争入札で契約することが可能である。印刷製本作業も含めて随意契約をするのであれば、競争入札により競争原理が働いた場合の一般的な落札率と当業務委託契約の落札率との差は結果として長野市の支出過剰となる。

したがって、このような場合の当業務委託契約中の印刷製本業務は切り離して競争入札とすべきである。仮に何らかの理由で随意契約に含めるのであれば、印刷製本業務の積算については、競争入札により競争原理が働いた場合の一般的な落札率を乗じて積算すべきである。

・随意契約理由を拡大解釈し濫用している場合

たとえば随意契約先の業者は作業器材を自社で所有しているという理由が挙げられているが、それ以外の他の業者でも機材は所有している。また、業務に必要な特殊車両について業務範囲を遂行するのに必要な台数を他の業者は現時点において保有しておらず、他の業者の費用負担を考慮するためという理由が挙げられているが、設備投資の負担をして公共事業を狙っていくかどうかは業者の判断であって、発注者側である市が随意契約の理由にすべきことではない。さらに、経費も低廉で実施することができという理由が挙げられていたが業者見積による単価をそのまま面積に乗じて積算している状況から、随意契約先にすれば経費が低廉であるとする確証はなく、もちろん競争入札による場合と比較して低廉であるとする確証は全くない。競争入札してみなければわからないことであり、随意契約理由の濫用である。

随意契約は契約方式の例外とされているものであり、随意契約が認められる理由を拡大解釈し濫用してはならない。

(2) 有利な価格の確保

① 随意契約における有利な価格の確保について

随意契約は単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法であるため、有利な価格によって契約を締結するために特別の配慮が必要になる。

② 随意契約に特有の積算に関する問題

競争入札を行わない随意契約においては、積算に基づいて決められる予定価格に近い金額で契約金額が決定されることが多い。契約金額の透明性を確保し、公平性、経済性を確保するためには仕様書に関連付けられた具体的で検証可能な積算が行われることが何より重要である。随意契約においては見積もり参加者数が限られ（市では契約課契約の随意契約はすべて 1 者随意契約）、市の主導ではなく業者の主導で積算が行われる場合が多い。随意契約固有の積算に関する問題をとりあげる。

a 積算に業者に関係のない項目が含まれているかどうか未検討である問題
福利厚生費、退職金、通勤手当等を積算する場合に、1 者随意契約を行う場合は業者の実情を確認して積算する必要がある。たとえば退職金について、業者の退職金規定や水準の検証をしていなければ適切な積算は行えず、仮に過大に積算している場合には、積算においては退職金として積算していても、結果は業者の利益を構成することになる。担当課では同社の退職金規定や水準の検証をしていないとのことである。

b 業者の見積りどおりの積算

随意契約先業者から徴した見積書のとおり担当課での積算が行われている例がある。業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りどおりでは問題である。複数の同業者から見積りを徴してみると、業者によって見積り金額に大きな差が生じている場合がある。したがって随意契約先 1 社からの見積りでは不十分であると言わざるを得ない。また、前年度の単価と整合しない単価によって積算している場合や価格が上昇しているのに十分に理由を検証していない場合もある。

市では、契約課契約の業務委託契約で随意契約になる場合はすべて 1 者随意契約であり、この場合に積算を業者の見積りどおりに行っていると、随意契約の契約金額決定の過程にほとんど競争性が働かず、価格の有利性を確保できない結果となる。

上記の a にも留意の上、積算に際して複数の業者からの見積書の徴収を試み、市の側で業者の見積りに対して単価面、数量面から検討を加え交渉することが公金を支出する市の責任である。

c 著作権の帰属の問題

ガイドブックの内容に一部の修正を行い、新版作成に際して、納期の短縮と単価を抑えるためという理由で、原稿の版を持っている業者と随意契約した例がある。単価を抑える効果が発揮されることを確認するためには、最初の版を作製した時の版作成に関する費用を把握している必要がある。つまり、新版作成に際しては当初の積算から版の作成費用を控除した金額が積算の基礎になるはずである。しかし、実際には当初の版製作費用を把握していないので、実際のところ前回の業者に依頼することで単価が抑えられるかどうかは把握できていない状態である。①今後初版の際に作成される当該中間生成物の所有権を長野市に帰属させることを前提とした仕様とし、その前提で積算を行い、その後の再版時にも原則である競争入札での契約が可能な取扱いをするか、②中間生成物の所有権は業者に帰属するとする場合で再版時にやむを得ず随意契約となる場合には、初版の際に作成される中間生成物の積算金額を把握しておき、再販時には初版の時に比べて中間生成物の積算金額相当額が節減されていることを確認するか、どちらかが必要である。

d 落札率の適用

(意見)

随意契約においては他者との競争がないため、通常は予定価格（積算金額）に近い金額で契約金額が決まる。このため積算金額が客観的に算定されてさえすればそれで十分とはいえず、積算金額（設計金額）が市場価格を的確に反映していないと判断される場合には、競争入札の場合の競争性に代替する手段として、競争入札における平均落札率を加味して予定価格を算定する方法を検討することが望まれる。

③ 合い見積もりを実施していない問題

(結果)

契約規則では、随意契約を締結する場合には 2 人以上の者から見積書を徴するもの（原則）とすると規定したうえで、1 人の者から見積書を徴することができる場合（例外）について規定している。しかし監査人が確認したところ、契約課の担当する随意契約はすべてが 1 者随意契約であった。

随意契約の理由を突き詰めていけば、他では不適當だからということで随意契約しているはずであり、そうであるならば 2 人以上から見積もりを徴することは、随意契約を選択した理由と矛盾すると考えているようである。実際にそのような状況であるのであれば問題はないのかもしれないが、市の随意契約理由を個別に検討していくと、随意契約理由が拡大解釈され濫用されていると考えられる例がある。このような場合、もちろん随意契約にすること自体が妥当でないと考えられるのであるが、これに加え随意契約にした事実を目を奪われ、いわば自動的に 1 者随意契約にしていることは問題である。

随意契約の場合は、特定の相手方を任意に選定してその者と契約を締結するも

のなので、結果として不当な価格となるおそれがある。このような随意契約において 2 人以上の者から見積書を徴することは、市が適正かつ有利に契約するために必要であり、可能な限り 2 人以上の者から見積書を徴すべきである。すべての契約が 1 者随意契約になっている結果は、理由のいかんにかかわらず最初から 2 人以上の者から見積書を徴することを考えていない可能性があり、規則の規定の趣旨を没していると言わざるを得ない。可能な限り 2 人以上の者から見積書を徴する必要がある。

(3) 本体工事に関連する工事

随意契約で工事を行うことができるのは、「競争に付することが不利と認められる場合」で、現に契約履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合、言い換えれば現に契約履行中の施工業者に履行させた方が、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合で、具体的には本体工事と密接に関連する付帯的な工事である。

ここで肝心なのは、随意契約の対象となる工事を最初から一つの工事に含めることができなかつたのかという点である。上記の理由による随意契約は、後発的な理由による真にやむを得ない場合にのみ限定し、当初の契約を締結するにあたって関連業務が当然予想される時には、業務全体を一括して契約すべきである。

① 合冊入札方式の適用

あらかじめ予測される工事は、付帯的な工事として随意契約にするのではなく、一体の工事として競争入札すべきである。しかし、例えば本体工事が市長部局が契約する工事、付帯的な工事が地方公営企業である上下水道局が契約する工事の組合せになっているような場合、地方公営企業が契約する工事を市長部局が契約する工事と一つにまとめて契約することは困難と判断される。地方公営企業法第 9 条は地方公営企業の管理者の担当する業務について規定しており、8 号に「契約を結ぶこと」と規定されているからである。したがって、このように、同一現場内で同一時期の複数の工事であるにもかかわらず、同一工事として発注することが困難である工事について適用されるべき入札方式が合冊入札方式である。合冊入札方式を採用することにより、随意契約ではなく合冊して競争入札の対象にすることが可能になる。

合冊入札方式とは、同一現場内で同一時期の複数の工事であって、同一工事として発注することが困難である工事について、それぞれの設計金額を合わせ一つの案件とみなして発注する方法をいう。2 件以上の工事について、設計書はそれぞれ別個に作成し、これを 1 つにまとめて入札を執行する方式で、契約書は工事ごとに作成し、諸経費調整も行わない。

合冊入札方式は、同一現場内で同一時期に行われる複数の工事について、従来の随意契約方式を見直し、透明性・公平性・競争性を高めるとともに、同一事業

者が工事を行うことで、現場の輻輳を避け円滑で適正な施工を行うことを目的としている。

つまり、複数の工事を合冊して入札することにより、すべての工事について競争入札を可能にし、公平性・経済性を確保するとともに、一方で複数の工事を合冊にすることで同一現場内において同一時期に行われる複数の工事を同一の業者が施工できるようにして輻輳を避け円滑で適正な施工を行うことも可能にしているのである。

(結果)

市では、「長野市建設工事に係る合冊入札方式に関する試行基準」を平成 16 年 12 月 1 日から施行している。しかし、対象案件が、上下水道局の工事のうち設計金額が 3 千万円以上で発注する工事及び当該工事と「合冊入札方式」が可能な工事、長野市請負工事審査委員会が別に指定したものに限定されているため、依然として多くの工事が随意契約で行われている。試行基準は試行当初の状況を反映したものであり、現状では試行開始から時間も経過しており、この試行基準では肝心の市長部局と地方公営企業との合冊入札に対応できない場合が多いと考えられる。試行基準を要領等にするとともに、現状のように範囲を限定せず、重要性の小さい一定の場合を除き、原則実施の形に改めるべきである。

随意契約の方式は競争入札に比較して透明性、公平性、競争性で劣っており、経済性の観点から大きな問題を有している。随意契約は真にやむを得ない場合にのみ行われるべきであり、合冊入札方式を採用することにより競争入札の対象に出来る工事については原則として合冊入札方式によるべきである。

監査人が監査の過程で把握した平成 21 年度の随意契約による工事の内、合冊入札方式により競争入札の対象とすべきと判断する工事は以下のとおりである。これらの工事に合冊入札方式を適用せず、随意契約で行ったことによる経済的損失を試算するために本体工事の落札率を予定価格に乗じて試算した金額と実際の契約金額を比較すると以下のとおりである。試算では合冊入札方式を適用せず、随意契約を行なったことによる経済的損失は 26,145,737 円と試算された。

工事件名	契約額 (A)	落札率 (B)	落札率差額 (C) = (B) - (E)	影響額 (D) = (A) × (C)	本体工事件名	落札率 (E)
古牧中部地区 (区画整理事業) 配水管布設工事	1,750,000	99.3%	21.0%	366,932	古牧中部土地区画整理道路築造舗装工事	78.3%
佃見地区 (大岡芦ノ尻御曹子橋線) 配水管布設工事	1,670,000	98.7%	18.0%	300,044	大岡芦ノ尻御曹子橋線 (過疎債) 道路改良工事	80.8%
砂田地区 (戸隠南378号線) 配水管布設工事	2,650,000	99.6%	19.2%	509,028	0市債戸隠378号線交差点改良工事	80.4%
中条地区 (戸隠馬場大久保線) 導・配水管布設工事	4,770,000	99.4%	18.0%	858,600	馬場大久保線道路改良工事	81.4%
長野駅東口区画内下水道その1工事	1,300,000	96.3%	-3.0%	-38,410	長野駅東口区画内下水道その10工事	99.3%
岡田町下水道工事	2,360,000	99.5%	1.9%	45,388	山王栗田線横断歩道橋付替工事	97.5%
松代皆神台地区 (下水道関連) 配水管布設工事	5,690,000	98.0%	9.9%	565,142	松代5号系汚水幹線工事	88.1%
駒水大岡佃見地区配水管布設工事の2工事	2,990,000	99.6%	18.8%	562,331	大岡芦ノ尻御曹子橋線 (過疎債) 道路改良工事	80.8%
若穂4号汚水幹線外附帯工事	2,800,000	100.0%	30.8%	862,453	若穂4号汚水幹線外工事	69.2%
豊野上組地区送水管布設工事	1,870,000	99.5%	19.5%	364,215	豊野平出線道路改良工事	80.0%
若穂須益地区 (下水道関連) 配水管移設附帯工事	2,900,000	98.3%	29.1%	844,102	若穂4号汚水幹線外工事	69.2%
長野駅東口区画内下水道その3工事	6,370,000	98.1%	15.5%	988,191	長野駅東口区画整理事業 区7-6号線外道路築造工事	82.6%
東口区画整理 (区7-6号線外) 配水管布設工事	8,300,000	98.5%	19.9%	1,651,093	長野駅東口区画整理事業 区7-6号線外道路築造工事	78.6%
皆神台下水道工事	3,250,000	99.4%	11.3%	368,064	松代5号系汚水幹線外工事	88.1%
駒水 戸隠今井地区送水管布設工事	3,670,000	97.2%	14.5%	532,150	中村田頭線 (今井区) 道路改良工事	82.7%
駒水 鬼無里小橋地区送水管布設工事	2,000,000	98.0%	16.0%	320,944	鬼無里当村線道路改良工事	82.0%
南長野地区 (古川関連) 配水管布設工事	1,100,000	98.5%	14.6%	160,251	山王栗田線道路改良工事	84.0%
南長野地区外 (山王栗田線) 配水管布設工事	16,650,000	99.1%	16.1%	2,674,206	山王栗田線電線共同溝設置工事	83.1%
長野駅東口区画内下水道その8工事	5,210,000	100.0%	15.9%	829,231	長野駅東口区画整理事業 駅南幹線 (北中工区) 道路築造工事	84.1%
東口区画整理 (駅南幹線) 配水管布設工事	7,060,000	100.0%	11.4%	806,857	長野駅東口区画整理事業 駅南幹線 (北中工区) 道路築造工事	88.6%
東口区画整理 (七瀬中御所線) 配水管布設工事	7,540,000	100.0%	7.3%	550,471	長野駅東口区画整理事業 七瀬中御所電線共同溝工事	92.7%
栗田地区 (栗田安茂里線) 配水管布設工事	10,540,000	100.0%	16.1%	1,694,355	栗田安茂里線道路改良工事	83.9%
吉地区 (下水道関連) 配水管移設工事	2,900,000	100.0%	19.0%	551,829	吉下水道工事	81.0%
東口区画整理 (区6-33号線外) 配水管布設工事	7,050,000	98.1%	29.5%	2,078,733	長野駅東口区画整理事業 区6-33号線外道路築造工事	68.6%
長野駅東口区画内下水道その11工事	6,150,000	100.0%	15.9%	980,692	長野駅東口区画整理事業 七瀬中御所線電線共同溝工事	84.1%
長野駅東口区画内下水道その12工事	1,070,000	100.0%	15.4%	164,958	長野駅東口区画整理事業 6街区整地工事	84.6%
東口区画整理 (区6-16号線外) 配水管布設工事	5,950,000	100.0%	14.5%	860,426	長野駅東口区画整理事業 区6-16号線外道路築造工事	85.5%
若穂保科地区 (若穂団地排水路) 配水管移設工事	4,120,000	100.0%	17.3%	711,309	国袖・若穂団地排水路改修工事	82.7%
長野駅東口区画内下水道その13工事	10,090,000	100.0%	17.7%	1,783,968	長野駅東口区画整理事業 区6-33号線外道路築造工事	82.3%
長野駅東口区画内下水道その14工事	7,010,000	100.0%	14.5%	1,013,712	長野駅東口区画整理事業 区6-16号線外道路築造工事	85.5%
茂菅地区 (下水道関連) 配水管移設工事	3,620,000	98.1%	18.0%	652,763	茂菅幹線工事	80.1%
東口区画整理 (駅南幹線外) 配水管布設工事	3,310,000	99.7%	14.9%	494,769	長野駅東口区画整理事業 駅南幹線 (栗田工区) 道路築造工事	84.8%
長野駅東口区画内下水道その16工事	2,600,000	99.2%	14.4%	374,236	長野駅東口区画整理事業 駅南幹線外 (栗田工区) 道路築造工事	84.8%
稲田地区 (下水道関連) 配水管移設工事	1,270,000	100.0%	18.6%	236,780	稲田4丁目下水道工事	81.4%
富竹地区配水管布設工事	1,140,000	100.0%	11.3%	128,344	富竹下水道工事	88.7%
若穂61号線他2路線側溝整備工事	2,060,000	98.9%	14.4%	297,580	若穂団地地区老朽配水管布設替工事	84.5%
	160,780,000			26,145,737		

(すべて税抜き金額)

② 予算の都合で増額変更できない工事の積算

平成20年度の繰越工事であるために増額変更ができないため、附帯工事として発注し、既設工事の施工業者と随意契約したものがあ

る。仮に繰越工事でなければ増額変更工事として、競争入札の落札率を増額設計後の設計金額に乗じて契約変更が行われ、増額工事部分にも競争の利益が反映されるところ、繰越工事であるがために増額変更できないという事務的な事情で増額工事部分に競争の利益が反映されないのは問題である。このように事務的理由で

分割された工事については、競争入札を行って契約された当初契約の落札率を増額工事の設計金額に乗じて増額工事の予定価格を算定すべきである。

③ 増工と考え落札率を適用すべき工事

同一工区内で配水管を移設する工事を新たな工事として別途契約（同一業者に随意契約）としている例があるが、外観上同一工事であり、諸経費調整を行っていることから実質的に増工と同様に扱うべきである。したがって競争入札における落札率を適用して予定価格を算定すべきである。

④ 契約主体が県と市に分かれている工事

契約主体が長野県と市に分かれているため別個の契約となっている工事で、仮に契約主体が市だけであれば合冊入札方式で入札すべき工事があった。契約主体が長野県と市に分かれているので合冊入札方式の採用は不可能と思われるので、競争入札の場合の競争性に代替する手段として、競争入札で行われる本体工事の落札率を加味して契約金額を算定する方法を検討することが望まれる。

(4) 随意契約の手続きに関する問題

(結果)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号では、競争入札から随意契約に移行できる場合を規定しており、競争入札に付しても入札者いないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときに随意契約によることができるとしている。にもかかわらず、再度入札を実施していないのに随意契約に移行している例がある。地方自治法施行令に合致した手続きを行う必要がある。また、「長野市建設工事等競争入札心得」によると、競争入札から随意契約に移行した場合の見積もりは 1 回とすると規定されているが、2 回実施している例がある。

(5) システム関連

① 情報システムに関する契約の特徴

情報システムの分野は専門性が高いため、市の担当者を始めとして業者以外の外部の者から見ると積算過程がブラックボックス化している場合が多い。開発に必要な工数、保守や監視に必要な工数、適切な単価、24 時間オンコール対応の必要性の有無とその金額等について積算するのは簡単ではない。このため積算が市の主導ではなく業者の主導で行われている例が多い。また一度システムの開発が行われると、そのシステムの運用や保守は開発業者以外の業者に委託することが困難になるという特徴を有しており、開発後の運用や保守および関連するシステムの開発やシステムの改定について開発業者に随意契約で委託することになる。このため情報システムの分野はほとんどすべて随意契約になっているのが実情で

ある。以上、情報システムに関する契約は、競争入札のフィルターを通さない随意契約で行われることがほとんどで、かつ予定価格の基礎になる積算価格の算定が業者の主導で行われているという特徴を有している。

② 情報システムに関する長野市と中核市の費用比較

各自治体における情報システムに対する投資金額は膨大なものになっている。このため総務省が市町村の業務システムの導入及び運用に要する経費等の調査を行っている。財団法人地方自治情報センターから公表されている「市区町村における業務システムの導入及び運用に要する経費等の調査結果（平成 19 年度）」を監査人が独自に集計したのが以下の表である。比較のための中部圏の中核市の中から人口規模の類似する中核市として任意に岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市を選んでいる。情報システムの導入及び運用の形態は様々であり、公表されている調査結果においても個々に条件が付されていて単純には比較できないことに注意を要する。また、あくまで監査人の手による集計であるが、傾向を把握するための参考として以下に示す。なお、長野市の運用・保守費用で何年間分の金額か明確にされていないもので金額の大きいものが 1 件（選挙投票システム）あった。これは 5 年間分と仮定して試算している。

(単位:千円)

中核市名	構築費用	運用・保守費用/年
長野市	4,111,831	366,727
岐阜市	2,756,118	183,945
豊橋市	2,545,165	276,011
岡崎市	1,665,040	339,076
豊田市	879,504	444,572

市の業務システムの導入及び運用に要する経費の金額は絶対額でも、サンプルの対象にした他の中核市と比較した場合でも大きいことが把握され、導入、運用に係る経費を適正な金額にすることの重要性が認識できる。以下の③と④および各契約に関する個別指摘事項を参照して情報システムに関する契約事務を適正に行う必要がある。

③ 長野市第 2 次高度情報化計画

市における今後の高度情報化のあり方を示すとともに、高度情報化を加速させるため、情報システム全体最適化への取り組みと電子市役所の構築に関する今後 5 年間（平成 19～23 年度）の事業計画を示すことを目的として策定されているものである。

その中で高度情報化の目標の中の一つの項目として「経費削減」を掲げている。内容は

- ・類似性・関連性の高い業務システムの統合・連帯やITインフラ（ICT基盤）の積極的な共通化・集約化を促進する。
 - ・全庁統一的な調達ルールを整備や事業者選定における競争原理の導入を行うことにより、システムライフサイクル全体での情報化投資を抑える。
 - ・情報システムの運用・保守業務を継続的に改善する仕組みを構築し、システム維持費用の適正化を実現する。
- というものである。

目標の実現のために、「推進体制の再構築」第一期事業内容の項目の一部として以下を掲げている。

○ICT調達プロセスの改善（平成19-20年度）

- ・ICT調達プロセスの全庁的な統一化に向けガイドラインを整備する。
- ・情報化投資に関する費用対効果をシステムライフサイクル全体で評価し、長野市全体での情報化投資の傾向を把握できる仕組みを構築する。
- ・事業者の選定に総合評価方式を導入するためのルールを整備する。

○外部専門家（S I e r）の活用（平成19-23年度）

- ・民間活力の活用により必要な人材・スキルの補完を行う。

上記の目標達成は情報システム関係の導入及び運用に関する支出金額が大きい市にとってとても重要なことである。しかし、残念ながら、監査人が監査を実施する過程においては、「全庁統一的な調達ルールを整備や事業者選定における競争原理の導入を行うことにより、システムライフサイクル全体での情報化投資を抑える。」とか、「情報化投資に関する費用対効果をシステムライフサイクル全体で評価し、長野市全体での情報化投資の傾向を把握できる仕組みを構築する。」等が進められているという感触は得ることができず、問題が山積みという印象を持たざるを得なかった。

④ 独立した外部専門家の必要性

業者からの見積もりの精査及び交渉を行う独立した外部専門家の登用（職員として採用することを含む）が必要である。一般的に情報システムやそれに関連するサービス費用の見積もりは、公共工事のような明確な積算基準もなく、事業者から提示された費用が適正であるか否かを発注者が検証するには困難を伴うことがある。この場合、事業者から提出される費用積算の妥当性を検証するため、標準単価を用いて検証することが重要になるのであるが、このためには職員の知識やスキルの向上を図るとともに特定の事業者に属さず専門的知識を有する民間人の登用を検討する必要がある。

またシステム開発においては当該システムの保守・運用管理等について開発業者に随意契約される場合がほとんどである。この場合、開発時のコストのみではなく、保守・運用管理等のシステムライフサイクル全体での経済性の評価が不可欠になる。これらについて横断的、全庁的に対応可能な外部専門家の登用が必要である。

なお、平成 21 年度に情報政策課で「第 2 次高度情報化基本計画」に基づく S I e r 支援業務委託」を実施しているが、この業務の内容は主に議事録の作成業務であり、基本計画でうたっているような S I e r の業務を委託しているものではない。

(意見)

基本計画では外部専門家 (S I e r) の活用 (平成 19-23 年度) となっているのであるから、本来の意味の独立した S I e r の活用を検討し、S I e r が事業者から提示された見積もりが適正であるか否かを検証し、検証結果に基づき業者と価格交渉すると共に、「全庁統一的な調達ルールの整備や事業者選定における競争原理の導入を行うことにより、システムライフサイクル全体での情報化投資を抑える。」や「情報化投資に関する費用対効果をシステムライフサイクル全体で評価し、長野市全体での情報化投資の傾向を把握できる仕組みを構築する。」を職員とともに進めていくことが必要である。これによりシステム関係のコストを大きく低減させることが可能になると思われる。なお、外部専門家の活用には市の職員として登用する場合も含む。

12. その他の問題

① 共益費の負担の問題

建物の所有者である長野市が一部を賃貸している場合に、共用部分に関する清掃費用その他の各種維持費を市が全額負担することは適切ではなく、実際の使用状況に基づいて共用部分として便益を享受する者がその一部を負担すべきである。

② 指定管理者の維持管理業務に関する問題

施設・設備の修繕・改修について長野市と指定管理者との間で責任分担がなされ、経年劣化によるもの (1 件 50 万円を目安とし他の修繕等を含め総額 500 万円以内) は指定管理者の責任とされている。エムウェーブでは平成 21 年度から集中的に不具合箇所の整備を進めることとなったが、それまでほとんど諸設備に手を入れてこなかったため、各不具合箇所の修繕範囲、規模、また修繕可能な業者等を担当課が正確に把握できない状況であったとのことである。指定管理者の責任で実施されるべき維持管理が指定管理料とは別に市の負担で行われることは避けなければならない。このため、毎年の経常的な維持管理業務の一環として対応すべき業務の実施状況について十分注意していくことが望まれる。

V 市の契約に関する問題点 (各論)

1. 総務部情報政策課

(1) 基幹システム管理支援業務委託

区分	業務委託
概要	ホストコンピュータ等の基幹系システムを適切に運用するために、システムエンジニアによる技術支援を委託するもの
執行伺起案者所属名称	情報政策課
契約相手方	富士通株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	本市のホストコンピュータは富士通(株)製であり、ネットワークを含めた基幹系システムは当該事業者が構築・開発している。ハードウェア及びOSを始めとするソフトウェアはメーカー独自の技術であるため、トラブル発生時に迅速かつ的確な対応ができる富士通(株)と随意契約するもの
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	11,160,000
当初契約額	10,900,000
落札率	97.7%

本件の業務内容は以下のとおりである。

（基幹システム管理支援業務委託仕様書）

業務

- 1 端末機増設対応
新住民情報システム端末を庁内に3台相当新設、または、移設する時の環境設定、動作確認
- 2 ネットワーク
第一庁舎、第二庁舎及び出先機関と情報政策課間の稼働機器の状況を月1回測定し、報告する。
また、基幹ネットワークに関する質疑応答と障害発生時に適宜対応する。
- 3 障害復旧
基幹ネットワークに接続された新住民情報システム、台帳検索システムについて、各端末機のハードディスク障害に際して、各端末機のシステム環境を復元する。
- 4 ドキュメント管理
端末一覧、基幹ネットワーク構成図等の基幹LANに関係した資料を常に最新状態に更生して加除、整理を実施する支援を行う。
- 5 障害訓練支援
年1回を目安に、ホストコンピュータが異常終了、または業務続行不可能な状態になった場合を想定して、情報政策課職員に向けた障害訓練を企画、支援及び実施する。
- 6 新住民情報システム運用支援
宛名システム、国保システム、収納システムに関し、年次処理、月次処理等の運用支援、障害対応等を行う。

（結果）

○標準単価に比べて割高な単価による積算

上記に記載した業務委託仕様書から判断すると、実施している業務の内容は一般に実施されている情報システムの管理運用支援業務であると理解される。しかし、積算は特定業者の見積単価を用いて行われている。メーカー独自の技術を使っているためメーカーと随意契約するのが適切なのは理解できるのであるが、それは随意契約をする理由であって、メーカーが実施するシステム管理支援業務自

体は、本件がメーカー独自の技術で開発されたシステムに対する管理支援業務であることを理解しても格別高度な専門性を有する特殊なものではないと思われる。もちろん、特殊な技術やノウハウが必要になることはあるかもしれないが、その業務内容は一般に実施されている情報システムの管理支援業務と同等のものであると理解できる。これらの業務については、特殊な技術やノウハウが必要になるとしても、業者の見積単価をそのまま使用するのではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準単価を参考にして、そこに特殊性を加味するなどして単価を市の主導で算定すべきである。

本件の業務内容はシステム管理者 1 に該当すると思われるので、市販の積算資料の単価を用いて業者見積単価で積算していることによる過大金額を試算する。以下のとおりとなる。

(注 1) 単価の前提となるシステム管理業務の内容等

システム管理業務とは、クライアントサーバシステムにおいて、システムの運用環境を確保するとともに、必要に応じて技術的なサポートを行う業務。業務範囲は広く、各種資源の設定や情報の更新、環境の監視と障害対応、ヘルプサービスの業務など、多岐にわたっている。

単価の前提となる OS は Windows である。しかし本件の基幹システムは Windows ではなく、業者独自開発のホストシステムである。したがって標準単価をそのまま用いることはできないが、類似業務との比較として試算した。

なお、業務に必要なハードウェアやソフトウェア、ライセンス、マニュアル、通信料などは発注者の負担を前提にしている。

(注 2) 単価の前提となるシステム管理者 1 の役割

サーバやネットワーク環境の設定を行い、システムの管理を行う。

札幌の金額を使用した場合の過大金額	<u>2,143 千円</u>
名古屋の金額を使用した場合の過大金額	<u>1,663 千円</u>

(2) インターネット放送局番組制作委託

区分	業務委託
概要	愛テレビながのの市政番組作成
執行伺起案者所属名称	総務部情報政策課
契約相手方	株式会社テレビ信州
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	フルネットセンター3F のスタジオ等フルネットセンターの設備を利用したインターネットでの情報発信は、指定管理の選定時の大きなポイントの一つであり、指定管理者選定の経緯から、この業務委託はフルネットセンター設備を利用したものでなければならない。フルネットセンターの当該設備を利用するという条件で指定管理者以外の他の事業者がこの

	業務を行うことは事実上不可能であるため。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	13,800,000 円
当初契約額	13,800,000 円
落札率	100%

○積算について

（予定価格積算書）

項目	単価	数量	単位	金額
ディレクター		1 名	6 人月	
WEB 管理者		1 名	2 人月	
リポーター		1 名	6 人月	
サーバレンタル費用				
車両リース費用				
事務費				

（結果）

○仕様書と整合しない積算

ディレクターの単価については情報政策課の積算で使用しているソフト開発等における SE 単価を、WEB 管理者及びリポーターの単価については、同プログラマーの単価を使用して積算しているが、業務内容と関連の薄い単価による積算となっている

担当課の説明では、愛テレビながので放送しているコンテンツは「動画」であり、内容について一般のテレビ放送でも放送できるレベルのクオリティを求めていたが、委託先の業者はそこまでは考えていなかったため、市の積算金額が当初の業者見積の金額より過大になったとのことである。

実際の番組制作は月々会議で決定され、委託先は市の要求どおりの番組を制作しているため、過大な委託料ではないとのことである。

業務委託仕様書では、「管理責任者」と「番組制作職員」が「甲の指示に基づき番組制作を行うこと」として具体的な員数を明示しておらず曖昧になっている。他方積算においては具体的な職種と員数を明示しており、仕様書と不整合になっており、積算内容は実態に合致しないものになっている。積算は仕様書、実態に関連付けて行う必要がある。

また、サーバレンタル料は、自主製作の部分と兼用しているが、総額の 10/12 計上している。長野市が利用する部分と自主製作で使用する部分があるので按分基準を設け積算すべきである(なお 22 年度分に係るサーバレンタル料は全額長野市負担になってしまっている)。この点についても実態にあった積算をすべきである。

(3) 長野市フルネットセンターインターネットシステム運用管理等業務委託

区分	業務委託
概要	本業務は、メールサーバシステム等の情報系システムを適切に運用するために、システムエンジニアによる技術的な支援を委託するもの
執行伺起案者所属名称	総務部情報政策課
契約相手方	株式会社電算
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	対象システムは、外部からの接続設定を登録している機器、電子メール用サーバなどの重要なシステムを含んでおり、複数事業者によるシステム構成、ネットワーク及びサーバの設定などの機密性の高い情報を公開することは、行政運営に著しい不利益が認められるため。 また、(株)電算は、本件の対象システム及び接続等を構築し、フルネットセンターのシステムの稼働時からインターネットシステムの管理を行っていることから、長野市のインターネットシステム全体に精通しており、信頼でき管理実績を上げているため。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	8,070,000 円
当初契約額	7,920,000 円
落札率	98.1%

インターネットシステムサーバ類運用

(インターネットシステム運用仕様)

(1) システムの点検・日報の作成

ネットワーク、サーバ等を点検し、システム運用実績、分析確認情報等を報告する。

- ① 稼働確認(別紙点検内容1のとおり)
- ② HDD使用率・ログ確認(別紙点検内容2のとおり)
- ③ バックアップ確認(別紙点検内容3のとおり)
- ④ サーバ機能確認(別紙点検内容4のとおり)
- ⑤ ルータ接続確認(別紙点検内容5のとおり)
- ⑥ サーバ接続確認(別紙点検内容6のとおり)
- ⑦ アクセスカウンタ確認(別紙点検内容7のとおり)

(2) システム障害対応(365日・24時間)

(3) サーバのデータバックアップ作業(毎週1回)

① DDSテープによるデータバックアップ作業

(4) ログ集計・統計(毎月1回/WEB上で掲載)

① メール送受信相手先、件数集計等

② セキュリティ情報

③ トラフィック情報

④ パケット負荷分析

(5) パッチインストール(随時)

① セキュリティホール及びバグ処理用

(6) OSバージョンアップ(随時)

① 有償の場合、別途協議のこと

(7) サーバ設定変更(随時)

① ネットワーク、サーバ、サービス追加・変更に伴うサーバ設定変更作業

(8) 各種支援(随時)

① 技術相談、トラブル時の原因切り分け等

(9) 業務日誌の作成(毎月1回)

① 各月の作業日誌を作成

○ 体制維持費用の把握

24時間365日対応の保守契約においては、業者の側で実際の出動には関係なく24時間365日対応できる体制を整えておく必要がある。実際に出動する場合の費用は依頼者側でも把握しやすいが、業者が体制を維持するための費用は依頼者の目に見えない部分であり、当該費用がいくら位なのかを把握することは難しい。このため24時間365日対応の保守契約に係る部分がブラックボックス化している場合があり、積算根拠はおろか積算金額も提示されておらず、現状の負担が必要かつ妥当のものなのかどうかの具体的な検証を行わないまま、毎年契約を締結している例がある。

本件では運用仕様の(2)システム障害対応(365日・24時間)が体制維持に関係する部分と思われるが、この部分に対する積算金額が明らかにされていないので試算してみる。

表1はインターネットサーバ類保守業務の運用業務日誌における作業時間(すべての業務に対する集計時間)であり、これによると作業時間は82人日と計算される。積算における想定作業時間が明らかでないため、ここでは実際の作業時間を用いる。作業単価も示されていないため、市販の積算資料のシステム管理技

術者 1 と 2 の平均値（札幌）34,850 円を標準単価として試算すると 34,850 円×82 日=2,857 千円となる（名古屋で試算すると 3,038 千円。合計積算金額との差額は 4,711 千円（名古屋の場合は 4,531 千円）となるが、この差額がおおむねシステム障害対応（365 日・24 時間）のための体制維持費用に該当するものと試算される。

（結果）

システム障害対応のために市が負担すべき金額が把握されていないまま契約が行われている。

市が負担すべき金額は、①365 日・24 時間のシステム障害対応のための体制を維持するために業者が特別に要している費用を、②当該業者に 365 日・24 時間のシステム障害対応を委託している依頼者数の合計で除した金額になると考えられる。したがって業者に①と②を確認して①÷②の金額を算定することが必要である。

その結果、上記の試算金額を大きく超過している場合は契約金額の引き下げの交渉を行うべきである。

表 1

4月	6.5	
5月	7.5	
6月	7.5	
7月	7	
8月	6	
9月	6.5	
10月	7	
11月	6.5	
12月	6.5	
1月	6	
2月	7	
3月	8	
	82.0	人日

2. 総務部庶務課

(1) 庁舎構内電話交換設備保守点検業務委託

区分	業務委託
概要	電話交換設備保守点検業務委託
執行伺起案者所属名称	総務部庶務課
契約相手方	東日本電信電話株式会社
契約方法名称	随意契約

随意契約理由	庁舎構内交換設備の設置業者であり、長野市独自の内線や外線の通話データ設定を行っている為、他業者では、内・外線故障時の対応ができない。また、保守業務に熟練した要因を有し、緊急時の処理に迅速に対応し得る組織体制を有しているほか、長年の業務実績もある。よって、上記業者への随意契約としたい。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	1,840,000 円
当初契約額	1,794,000 円
落札率	97.5%

表 1 は本件の積算書、表 2 は仕様書の一部である。表 1 の数量を 18 ヶ月としているのは、契約期間が平成 20 年 10 月から平成 22 年 3 月までの 18 ヶ月のためである。

（結果 1）

○仕様書と整合しない積算

本件の積算書は表 1 のように月単価の形式で作成されてるが、仕様書の点検実施期間（点検の周期）は表 2 のよう、1 年、6 ヶ月、随時となっており、積算書が仕様書と一致していない。仕様書を正しく作成し、これに基づいて積算を行う必要がある。

また、積算単価の根拠資料が保管されていない。単価の根拠を資料として残すべきである。

（結果 2）

○標準単価に比べて割高な単価による積算

報告書では毎月 2 人で 2 日の点検を行っているとされている。なお仕様書において随時点検となっている部分についてもこの点検の中で行われている。また、緊急対応の回数は実際にはほとんどないとのことである。この実績をもとに、予定価格から単価を算出すると 1 日 1 人 76,666 円（実際の契約額で計算すると 74,750 円）と算定される。市販の積算資料からシステム管理技術者 1 と 2 の平均値（札幌と名古屋）を用いて試算すると以下ようになる。なお本件の上記の契約金額 1,794,000 円は 6 ヶ月間の金額である。

札幌を使用した場合の過大金額

$$1,794,000 \text{ 円} - (34,850 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 2 \text{ 日} \times 6 \text{ ヶ月}) = \underline{957 \text{ 千円}}$$

名古屋を使用した場合の過大金額

$$1,794,000 \text{ 円} - (37,050 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 2 \text{ 日} \times 6 \text{ ヶ月}) = \underline{904 \text{ 千円}}$$

機器の交換費用、部品代は別途精算であり、別途諸経費も積算されていることを考慮すると積算単価 37,050 円は標準単価に比べ高すぎると考えられる。今後は標準単価を基礎にして積算を行う必要がある。

(表 1)

(予定価格積算書)

項目・摘要	単価	数量	単位	金額
交換機本体	xxx		18ヶ月	xxx
警報装置	xxx		18ヶ月	xxx
局線中継台(4台一式)	xxx		18ヶ月	xxx
夜間転送台(3台一式)	xxx		18ヶ月	xxx
保守コンソール	xxx		18ヶ月	xxx
料金管理装置	xxx		18ヶ月	xxx
入出力装置	xxx		18ヶ月	xxx
電源装置	xxx		18ヶ月	xxx
端末装置	xxx		18ヶ月	xxx
付属装置	xxx		18ヶ月	xxx
諸経費24%			1式	xxx
合計				
合計金額×6ヶ月/18ヶ月				積算金額

表 2

装置名	点検期間
局線トランク	1年
内線トランク	1年
信号装置	6ヶ月
交換機架	1年
交換機架 (システムデー 試験・出力メッセージ分析)	随時

(2) 本庁舎警備業務委託

概要	本庁舎の警備委託
区分	業務委託
執行伺起案者所属名称	総務部庶務課
契約相手方	新日本警備保障株式会社
契約方法名称	指名競争入札
設計額 (予定価格積算書)	
予定価格	2,500,000 円
最低制限価格	1,660,000 円
当初契約額	2,480,000 円
落札率	99.2%

業務時間は 8 時から 17 時 30 分、おもな委託内容は全庁内の警備で、警備内容及び警備方法は下記のとおりである。契約期間は平成 20 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日であり、長期継続契約を締結している。警備業務について長

期契約の形をとるのは、警備関係機器投資の負担等を考えた場合に、一定期間の長期契約にすることにより、新規参入者にとって初期警備機器投資の負担を数年間で分散させるが可能になり、これにより新規参入を行いやすくすることで、結果として適正な競争性を確保するためである。

警備内容

- ・不審者の庁舎外撤去、敷地内撤去
- ・不審物発見の連絡
- ・庁舎各室の盗難予防及び施錠
- ・火災予防
- ・非常・緊急事態発生時における応急措置及び関係者等への連絡

警備方法

- ・有人警備 常駐 1 名
- ・非常通報装置による機械警備

指定箇所へ非常通報装置を設置し、非常時には警備会社警備員が所持する非常発信装置の発信により警備会社基地局が受信することで即対応体性が整えられていることとする。

(警備機器代、設置、撤去に要する費用は警備会社が負担)

入札状況について

本件は、新日本警備保障株式会社（以下 S 社）が長年受託している業務である。

表 1 は平成 20 年 10 月からの契約における入札状況、表 2 は平成 22 年 10 月からの契約における入札状況、表 3 は平成 18 年 10 月の契約における入札状況である。積算は単価×数量及び諸経費で構成されている。本件においては委託先の競争力が強く、委託先以外はすべて予定価格超過となっている（平成 18 年 10 月の契約においては、最低価格制限未満のため落札した業者が 1 社、その他落札者以外はすべて予定価格超過となっている）

表 2 の予定価格 1 日当たり単価 20,619 円に比べて表 1 においては 22,074 円と単価が値上がりしているが、これは積算書作成において毎回業務委託先（S 社）から見積りを入手しこの見積りを基礎として予定価格を算出しているところ、平成 22 年の見積りにおける業者の見積り金額が平成 20 年に比べ値上げされていたためである。しかし、実際の落札金額の一日当たりの単価は 20,454 円から 20,246 円に下がっている。平成 20 年度は指名競争入札、平成 22 年度は公募型指名競争入札（入札者を公募するもの）であった。

表 1

指名競争入札		平成20年9月17日
(入札経過書)		
(株)岩野商会	3,500,000	予定価格超過
(株)グリーン美装	辞退	
(株)サニウェイ	3,800,000	予定価格超過
(株)しなの警備保障	無効	
信越ビル美装(株)	辞退	
新日本警備保障(株)	2,480,000	
(株)全日警長野支社	3,300,000	予定価格超過
長野鉄道車両整備(株)	辞退	
(株)日本セネット	辞退	
日本連合警備(株)	3,534,600	予定価格超過

警備日数	485日
予定価格	2,500,000
最低制限価格	×××
設計額	×××
落札率	99.2%

予定価格一日当たりの 単価	20,619
落札者の一日当たりの 単価	20,454

表 2

公募型指名競争入札		平成22年9月9日
(入札経過書)		
(株)サニウェイ	3,055,000	予定価格超過
新日本警備保障(株)	2,470,000	
(株)全日警長野支社	3,000,000	予定価格超過
日本連合警備(株)	3,534,600	予定価格超過
ブイアクション仙台(株)	3,890,000	

予定価格	2,693,000
最低制限価格	×××
設計額	×××
落札率	91.7%

警備日数	488日
予定価格一日当たりの 単価	22,074
落札者の一日当たりの 単価	20,246

表 3

指名競争入札

平成18年9月25日

(入札経過書)

(株)岩野商会	2,840,000	予定価格超過
(株)グリーン美装	3,350,000	予定価格超過
(株)サニウェイ	3,050,000	予定価格超過
信越ビル美装(株)	2,700,000	予定価格超過
新日本警備保障(株)	2,388,000	
総合警備保障(株)	7,590,000	予定価格超過
長野県パトロール(株)	3,060,000	予定価格超過
長野鉄道車両整備(株)	1,560,000	最低制限価格未満のため失格
日本連合警備(株)	3,055,000	予定価格超過

警備日数	490日
予定価格	2,480,000
最低制限価格	×××
設計額	×××
落札率	96.3%

予定価格一日当たりの 単価	20,245
落札者の一日当たりの 単価	19,494

(結果)

○業者の見積りどおりの積算

業者の見積り金額ではなく、標準単価を使用して積算すべきである。平成 22 年の入札に関する業者の見積書における値上げの理由はいままで安い価格で行ってきたためとされるが、落札金額は平成 20 年の落札金額より低くなっている。特定の業者に入札の予定価格決定の主導権を握られている格好であり、契約の透明性を確保するために標準単価を基礎とする積算が必要である。

(意見)

○長期継続契約について

長期継続契約にすることにより、新規参入者にとって初期警備機器投資の負担を数年間で分散させることが可能になり、これにより新規参入を行いやすくすることで、結果として適正な競争性を確保する効果が見込まれるはずであるが、建物の警備（機械警備以外）については長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領にて 2 年以内とされている。従来からの業者と新規入札業者の入札金額の開きを見ると、機械警備ではなくても必要になる初期警備機器投資の負担が影響していることが考えられる。初期警備機器投資の負担の分散をはかって競争性を確保するために、契約期間の限度を現状より長い期間に定めることを検討（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領に定める契約期間の変更について）することが望まれる。

3. 総務部危機管理防災課

(1) 長野市合併支所同報無線統合整備業務委託（システム構築）

区分	業務委託
概要	平成 22 年 1 月 1 日現在、長野市内には旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、信州新町、中条村で使用していた防災行政無線システム等をそのまま利用しているため、計 7 系統のシステムが稼働しており、また、周波数等の違いによりシステム相互の直接放送ができない状態にある。将来は、全市一元化したデジタル方式の防災行政無線に移行する計画であるが、それまでの間の対応として危機管理防災課又は消防局通信指令課から各防災行政無線を起動し、緊急放送が行えるようにシステムの構築をはかるもの
執行伺起案者所属名称	総務部危機管理防災課
契約相手方	株式会社日本電気通信工業
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	167 条の 2 第 1 項第 2 号 具体的理由記載なし
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	11,580,000 円
当初契約額	9,500,000 円
落札率	82.0%

本件は、当初、条件付き一般競争入札で平成 22 年 1 月 13 日に公示し入札参加希望者 2 者に競争参加資格確認通知書（入札通知）を送付したが、1 者しか入札参加しなかったため入札を中止（公示文「条件付き一般競争入札の執行について」には、入札参加者が 1 者の場合には、入札を中止する旨の条件が付されている。）して改めて随意契約の手続きをとっている。

随意契約とした理由について、平成 22 年 2 月 3 日に起案し同日決裁された「物品等供給業者審査会の持ち回り審議について」では、委託期間が 3 月 31 日までで日数が少なく緊急性を有するので、条件付き一般競争入札に参加申請した事業者と 1 者随意契約するとされている。

条件付き一般競争入札で入札参加者が 1 者のときに入札を中止するのは 1 者入札では競争性が確保できないと判断しているからである。競争性を確保するために競争入札を中止したにもかかわらず、入札参加希望者と随意契約している。

(結果)

○随意契約の手続きに関する問題

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号では、競争入札から随意契約によることができる場合を規定しており、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに随意契約によることができるとしている。

本件の場合には入札者がいなかったわけではないので競争入札を行わずにこのまま随意契約に移行することは出来ないはずである。

にもかかわらず随意契約としたのは、競争入札を中止した結果、その時点で再度競争入札を行う時間的余裕がなくなったため、随意契約にせざるを得なくなったためというのが市の物品等供給業者審査会での随意契約とする理由である。

「緊急性」を有するので随意契約にしたということであるが、本件が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する随意契約が認められる場合の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の「緊急」に該当するかどうかの問題である。

ここでいう「緊急」とは、「災害時等に緊急の必要があつて、一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を蒙るに至る場合など」である（平成 16 年 3 月 24 日前橋地裁判決）。したがって、

「緊急」とは、業務の客観的性質からの緊急性があつて、本件の場合のように、事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできない（財計第 2017 号・平成 18 年 8 月 25 日付け「公共調達適正化について」）。したがって、随意契約の理由として妥当でなく問題である。このような事態を避け競争性のある入札を可能とするために以下について改善する必要がある。

- ・ 契約後の業務執行までの準備期間を考慮し、時間的余裕をもって入札時期を決定する。

- ・ 本件のように時間的余裕がない状況になってしまった場合の条件付き一般競争入札では、「入札参加者が 1 者の時は入札を中止する」旨を記載しない方がよいと考える。問題点・総論でも述べているように、一般競争入札においては 1 者入札でも競争性は確保されていると考えられる。時間的余裕がないことを理由に随意契約に移行させることに比べれば、1 者でも入札を実行するほうが競争性を確保できるはずである。なぜなら随意契約の場合、業者は原則として他に競争者が存在しないと認識しているはずであり競争性が確保されなくなるからである。

4. 豊野支所

(1) 豊野支所庁舎定期清掃業務委託

区分	業務委託
概要	豊野庁舎の各階清掃に関する業務委託

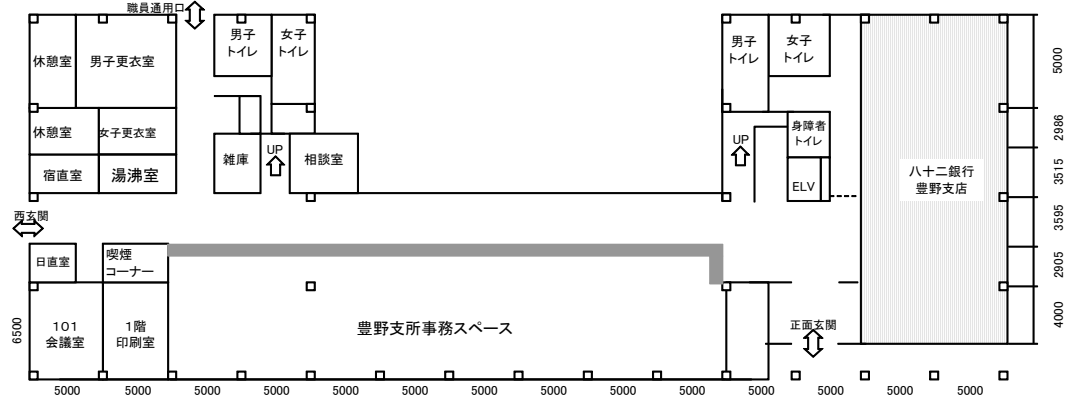
執行伺起案者所属名称	豊野支所
契約相手方	ブイファッション仙台株式会社 長野営業所
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	1,420,000 円
最低制限価格	940,000 円
当初契約額	1,100,000 円
落札率	77.5%

（結果 1）

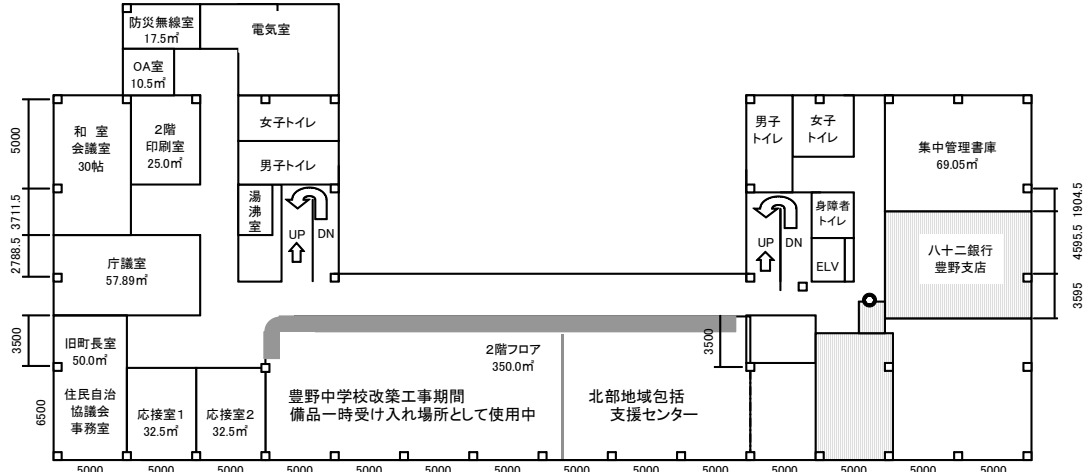
○共益費の負担の問題

豊野庁舎には平成 17 年より㈱八十二銀行豊野支店が入居している。現在の豊野支所の各階平面図は以下のとおりである。

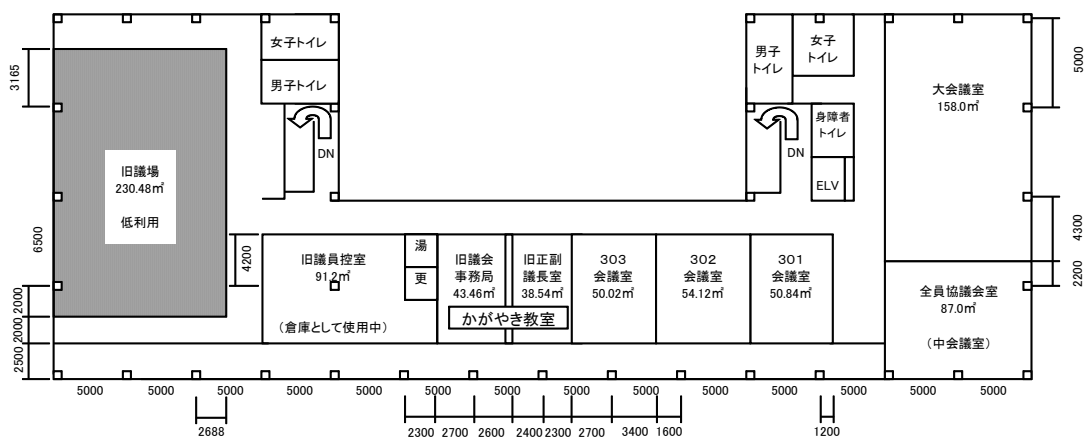
1 階



2 階



3 階



なお、具体的な庁舎の現況は以下のとおりである。

- ・ 1階正面玄関...支所利用者も八十二銀行利用者も基本的にこの玄関を通過して

庁内に入る

- ・1階東側トイレ...八十二銀行内には客用及び行員用のトイレが無く、銀行関係者は基本的にこのトイレを利用する
- ・2階東側トイレ...1階トイレ同様
- ・1階→2階間階段（東側）及びエレベーター...銀行関係者が1、2階の行き来に利用している。

この状況下で、長野市（豊野支所）では上記業者に庁舎清掃業務を委託しており、上記の共用部分4箇所の清掃費は全額長野市が負担し行っている。

建物の所有者である長野市が共用部分も含めて清掃等の建物に関する維持管理を行うことは何ら問題ではないが、このような場合はその便益を享受する賃借人から適正な共益費を徴収するのが一般的である。

しかしながら、「平成21年度八十二銀行豊野支店 共益費負担金協議資料（豊野支所庁舎維持管理費負担金計算書）」によると、当該業務委託契約により長野市が負担している豊野支所庁舎定期清掃作業委託料のうち、㈱八十二銀行が負担しているのは当該定期清掃作業委託料のうち、窓ガラス清掃部分のみである。

また、この庁舎は行政財産であるため、長野市は㈱八十二銀行からその使用面積に基づいて計算した行政財産使用料を徴収しているが、その使用面積も上記平面図の網掛けされた専用部分のみで計算されているため、共用部分のコストは全額長野市が負担していることになる。

その他にも、上記共益費負担金協議資料によると、電気設備保守点検委託料（委託先：(財)中部電気保安協会、契約額390,000円）、消防設備保守点検委託料（委託先：信越電気防災㈱、契約額170,000円）、ビル管理法管理業務委託料（委託先：㈱サニクリーン甲信越、契約額460,000円）について床面積割合（豊野支所：3,700.8㎡、㈱八十二銀行350.69㎡、合計建物面積4,051.49㎡）で共益費が算定されているが、これらの共益費も共用部分を考慮すると長野市の負担過多であると考えられる。

したがって、これらの共用部分に関する清掃費用その他の各種維持費を長野市が全額負担することは適切ではなく、実際の使用状況に基づいて共用部分として便益を享受する㈱八十二銀行がその一部を負担すべきである。

（結果2）

○使用頻度の少ない部分の清掃について

昨年度の包括外部監査において、豊野支所庁舎は低利用財産として意見が付されている。具体的には庁舎2階及び3階は以下のような使用状況である。

- ・2階庁議室...支所運営会議が月1回程度開催
- ・2階応接室1・2...基本的に未利用
- ・2階和室、会議室...夜間会議が月2回程度開催
- ・3階旧議員控室...倉庫として利用
- ・3階旧議会事務局、旧正副議長室...かがやき教室（豊野中学校）

- ・ 3 階大会議室...支所会議で利用

また、平成 22 年度においては、21 年度に増してその清掃頻度が上がった部屋がある。以下のとおりである。

- ・ 2 階庁議室...月 2 回から毎週へ変更
- ・ 2 階 3 階間の階段（東西とも）...月 2 回を毎日へ変更
- ・ 3 階大会議室、ラウンジ、廊下...月 2 回を毎週へ変更

増加とした理由について、庁舎に入場した市民から汚れている旨の指摘を従前から受けていることによるとの回答であったが、そもそも低利用状態である庁舎の 2、3 階が汚れるのは日常ではなく、利用後のタイミングに限られるはずである。ならば、何も定期清掃を委託せずとも汚れている旨の指摘を受けた職員が率先して清掃すれば良い。

このような事例は、支所職員の自発的な行動により、歳出の低減を図るべきである

(2) 豊野駅南北自由通路エレベーター保守業務

区分	業務委託
概要	豊野駅南北自由通路の保守点検業務
執行伺起案者所属名称	総務部豊野支所
契約相手方	東芝エレベーター株式会社 長野支店
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	<p>豊野駅南北自由通路に設置されているエレベーターは東芝エレベーター製であり、運転データや故障データの取り出し及び各種制御の保守管理点検は専用の機器を用いて行っている。</p> <p>また、フルメンテナンス保守のため、ワイヤーケーブルを含め主要部品の交換はメーカーの年次計画に基づいて行われるため、メーカー指定品による確実な交換実施及び継続して保守を行う必要がある。</p> <p>なお、上記以外が保守業務を行った場合は、緊急時の迅速な対応、有事の際のメーカーと保守会社の責任範囲の問題、また主要部品のストックのあるメーカーと単なる保守業者とでは事故、故障復旧時間に差が出る恐れがあり、また設備においても著しい支障が生じる恐れがあるため随意契約としたい。</p>
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	1,320,000 円
当初契約額	1,233,600 円

落札率	93.5%
-----	-------

(結果)

○業者の見積りどおりの積算

本件の随意契約理由には特段の問題点は存在しないと考えるが、この契約の担当課での積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおり設定されている。

業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りどおりでは問題である。

他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。

したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。

5. 戸隠支所

(1) 国補災戸隠折橋下楠川線（下楠川その5地区）災害復旧工事

区分	工事
概要	平成 21 年 8 月 6 日の豪雨により被災した道路災害復旧工事を実施するもの 復旧長 L=39m
執行伺起案者所属名称	戸隠支所
契約相手方	株式会社新光建設工業
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	平成 21 年 8 月 6 日の集中豪雨により被災した 1 級河川楠川沿いの市道災害復旧工事を実施するもので、楠川の河川管理者である長野県が施工する河川災害復旧工事と工事個所が連続しており、国の災害査定時に仮設工の工事用道路及び水替工については、県で施工するものを共用する様に指導を受けている。現場内の輻輳を避け安全な施行を確保する為、県発注の災害復旧工事を受注した業者と随意契約したい。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	13,880,000 円
当初契約額	13,500,000 円
落札率	97.3%

変更契約額（契約増減額）	12,580,000 円（△920,000 円）
--------------	--------------------------

長野県が施行する河川災害復旧工事は競争入札で行われており落札率は86.8%である。

（意見）

○契約主体が県と市に分かれている工事

長野県と長野市の工事が同一時期に同一地域で行われる場合、原則として設計金額の大きい方が主体となることになっているので、長野県で競争入札を行い市では随意契約を行っている。

本件工事は、契約主体が長野県と市に分かれているため別個の契約となっているが、仮に契約主体が市だけであれば合冊入札方式で入札すべき工事である。

本件の場合、契約主体が長野県と市に分かれているので合冊入札方式の採用は不可能と思われるので、競争入札の場合の競争性に代替する手段として、競争入札で行われる本体工事の落札率を加味して契約金額を算定する方法を検討することが望まれる。

影響額

本工事の落札率と県の工事の落札率の差（97.3%－86.8%）×予定価格 13,880千円＝1,457千円

（結果）

○変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合

本工事では、平成 22 年 3 月 31 日に工期延長の変契約更と平成 22 年 7 月に減工についての変更契約を行っている。

平成 22 年 7 月に行なわれた変更契約に関する変更の協議は平成 22 年 3 月 12 日に行われているが、平成 22 年 3 月 31 日付けの変更契約には反映されていない。

契約規則では、契約の内容を変更しようとするときは、5 日以内に変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させるものとする旨が規定されている。契約規則に照らすと、平成 22 年 3 月 12 日に行われた変更の工事施工協議についての変更契約が平成 22 年 7 月に行われているのは違反ということになる。

市における具体的な設計変更の手続きは「契約の手引き」に記載されている。そこでは軽微な変更の場合は所属長の承認を得たうえ「監督職員指示書」（実際は「工事施工協議（指示）書」）により変更指示することができると記載されている。今回の変更契約は軽微な変更にあたるため「契約の手引き」どおりには運用されていると認められる。しかし「契約の手引き」は内部的な手引きであり、その記載が契約規則の規定と対応していないことは問題である。たとえば実務を考慮した設計変更事務取扱要領を制定し、契約規則の

定めと「契約の手引き」で記載されている実際の設計変更手続きが整合するようにする必要がある。

6. 信州新町支所

(1) 平成 21 年度施行 堤内排水機場管理業務委託

区分	堤内排水機場管理業務委託	堤内排水機場管理業務委託
概要	堤内排水機場 6 か所（境町、旭町、仲町、八幡沢、町民グラウンド、中学校裏）の維持管理操作業務 ポンプ数 8	堤内排水機場 6 か所（穂刈下、穂刈上、穂刈（可）、下市場下、下市場上、大原、）の維持管理操作業務 ポンプ数 7
執行伺起案者所属名称	総務部信州新町支所	総務部信州新町支所
契約相手方	更水建設工業株式会社	株式会社小池組
契約方法名称	随意契約	随意契約
随意契約理由	排水機場という防災上重要施設であり、競争入札による操作・管理不備があつてはならない事から長年携わっている業者に見積り徴収を依頼したい。	排水機場という防災上重要施設であり、競争入札による操作・管理不備があつてはならない事から長年携わっている業者に見積り徴収を依頼したい。
設計額（予定価格積算書）		
予定価格	記載なし	記載なし
当初契約額	4,700,000 円（消費税込）	4,700,000 円（消費税込）
契約額	4,700,000 円（消費税込）	4,700,000 円（消費税込）
落札率	70.4%	70.4%
	A地区	B地区

本件は、堤内排水機場管理業務委託で「境町、旭町、仲町、八幡沢、町民グラウンド、中学校裏」の維持管理（以下A地区）と「穂刈下、穂刈上、穂刈（可）、下市場下、下市場上、大原」の維持管理操作業務（以下 B 地区）に分かれている。施設は長野県が所有し、業務委託に要する費用は東京電力㈱が負担している。

本件の業務は排水機場の点検見回り、草刈り、側溝清掃費用及び災害時操作対応に分けられる。

草刈り、側溝清掃費用は排水機場の管理、堤防の見回り点検の一環で、長野県、東京電力㈱との協議の中で行われている。

(結果 1)

○適切でない積算

本件の積算は 2 地区を合算した形で積算がなされ、A 地区、B 地区個別には積算が行われていない。それぞれの地区は面積が大きく異なるにもかかわらず、2 地区とも同額で契約がなされている。

点検見回り人件費の項目の中に草刈費用及び側溝清掃費用が計上されていたため、その実施設計書を確認した。

その結果、排水機場除草（草刈費用）及び側溝清掃（側溝清掃費用）の実実施設計書では排水機場除草の対象面積はA地区が 3,945 m²、B地区が 1,885 m²、面積差は 2,060 m²。側溝清掃における水路の長さはA地区が 1,295m、B地区が 465 mとなり差は 830mとなった。

このように作業面積にかなり差があるにもかかわらず同額で契約していることは問題である。

実施設計書の排水機場除草項目及び排水機場側溝清掃をA地区、B地区個別に試算すると表 1 のようになる。

表 1

排水機場除草				排水機場除草					
A地区				B地区					
機械除草	3,945	m ²	110,460	機械除草	1,885	m ²	52,780		
集草				集草					
諸経費			70,212	諸経費			33,548		
合計	①	180,672		合計	②	86,328		①-②	94,344
排水機場側溝清掃				排水機場側溝清掃					
A地区				B地区					
側溝清掃工	1,295 m	471,380		側溝清掃工	465 m	169,260			
積込・運搬	m按分	754,301		積込・運搬	m按分	270,849			
諸経費按分			775,683	諸経費按分			278,527		
合計	③	2,001,364		合計	④	718,636		③-④	1,282,728

※A 地区及び B 地区に個別に積算するにあたっては共通経費として計上してある項目を面積等で按分している。

以上のように単純にA地区とB地区に区分して金額的影響を計算すると差額が 94 千円+1,282 千円=1,377 千円となり、明らかに不公平な結果となっている。
 このような契約は慣例として行われてきたもので、平成 22 年度はポンプ数、水路の長さ、草刈面積に応じて積算がなされているとの説明を受けている。

(意見 1)

○実数による精算を検討することが望まれるもの

災害時操作人件費（災害対応人件費）が下記の項目で計上されている。

機場専任管理（世話役） 単価×4 人×2 日
操作員（普通作業員） 単価×28 人×2 日
諸経費

積算における災害時の日数は過去 5 年の実績をもとにした平均から算出されているとのことで、実際の出動日数にかかわらず精算は行わないことになっている。

平成 21 年度の実績報告書を閲覧した結果は、災害出動はなく、臨時点検の回数はA地区 1 回（9 時～10 時 40 分）、B地区 1 回（9 時～10 時 45 分）でA地区 2 名、B 地区 1 名で点検を行っているだけである。21 年度においては、積算と実績には人数においても日数においても大幅な差異が生じている。実施報告書を見る限り、1 回の見回りは 2 時間以内に終了すると思われる。平成 21 年度の実績を積算の形に直すと、3 人×0.25 日になり、積算は実績の 85.3 倍で計算されていることになる。

契約規則では、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は履行の全部若しくは一部を中止することができる」とされている。長野市と業者が業務委託契約を締結した場合、契約期間中は契約書の条項に拘束されるが、契約内容の変更について、業者が承諾しさえすれば変更契約は可能と考えられる。

当初から数量が確定せず、減少の可能性がある場合は、実際の業務量に応じて増額減額の可能性があることを示しておき、変更契約で対応することも可能と思われるので、実績に応じて精算する方法を検討することが望まれる。

(意見 2)

○随意契約理由として妥当でない問題

草刈り、側溝清掃費用は排水機場の管理、堤防の見回り点検の一環で、長野県、東京電力(株)との協議の中で行われているとのことで随意契約に含まれているが、草刈り及び側溝清掃費用の部分についてまで随意契約によっていることについては違和感がある。この部分については競争入札することが望まれる。

7. 財政部収納課

(1) 市税口座振替依頼書作成・封入封緘業務委託

区分	業務委託
概要	市税口座振替依頼書の作成と封入封緘に関する業務委託
執行伺起案者所属名称	財政部収納課
契約相手方	株式会社電算

契約方法名称	随意契約
随意契約理由	市税の納税通知書に口座振替依頼書を同封する業務。作成から封入封緘までの一連業務を納税通知書発送までの短期間で確実に実施しなければならないため、納税通知書と同時に封入封緘するのが最も効率的で確実。 そのため納税通知書の作成、封入封緘を請け負う事業者に特定されるため競争入札には適さない
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	3,460,000 円
当初契約額	3,460,000 円
落札率	100%

なお、本件については平成 19 年度から平成 22 年度の契約状況についても確認を行い、その状況は以下のとおりである。該当 4 年度の契約形態は全て随意契約、契約相手方は株式会社電算である（単位：千円、千円未満四捨五入）

	22 年度	21 年度	20 年度	19 年度
予定価格	3,710	3,460	3,510	3,500
落札価格	3,700	3,460	3,510	3,500
落札率	99.7%	100.0%	100.0%	100.0%

（結果 1）

○実数による精算を実施すべきもの

この業務委託に関しては、年度当初に年度中の封入封緘数を見積り、その見積数に基づいて業務委託契約を締結している。したがって、年度末時点において把握可能な実際の業務委託の数量と年度当初の見積数量には当然差異が生ずる。この差異を数値で示すと以下のとおりとなる。

	年初見積数量	実数量	差異	実施率
22 年度	196,000	183,611	12,389	93.7%
21 年度	183,000	176,997	6,003	96.7%
20 年度	199,000	187,762	11,238	94.4%
19 年度	199,200	195,544	3,656	98.2%

このように、過去 4 年度の実績を確認したところ、いずれも契約時の見積数量が実際の業務数量を上回っており、結果として市においては実数以上の委託料を支払っていることになる。

ただし、金額的には、過去 4 年度とも封入封緘数 1 件につき同単価であり、

過去4年度の差異数量を乗じて計算しても金額的には些少ではあるが、根本的な問題として契約変更又は単価契約による実数精算をすることが可能でありながら年初契約の見積数量によって支払が行われることには問題がある。

このような業務委託契約では、実数による精算を行うべきである。

(結果2)

○業者の見積りどおりの積算

この業務委託契約は随意契約であり、随意契約理由にもあるとおり業者が特定されているため、収納課においてはその随意契約先である株式会社電算1社のみから積算のための見積書を徴し、設計額を算定している。

そのなかで、当該業務委託中の各市税口座振替依頼書印刷費・折り費に関して、平成20年度から平成21年度にかけて業務単価が率にして約8%上昇している。

その上昇理由に関して、特段の業者との折衝であるとか印刷業界の相場水準を確認しないまま随意契約先である業者見積りのみを拠所とした積算は問題である。

最低限、長野市側での積算の段階において業界相場に適した積算であるかどうかを検証すべきである。

(2) 督促状封入封緘業務委託

区分	業務委託
概要	督促状の封入封緘に関する業務委託
執行伺起案者所属名称	財政部収納課
契約相手方	株式会社電算
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	督促状は地方税法において納期限後20日以内の発送。現在電算スケジュール上20日目にあたる日の前日午後に督促状を作成、翌日午後発送している。督促状引き渡しの翌日午前中に納品可能な処理能力を持つ事業者は(株)電算に限られる
設計額(予定価格積算書)	
予定価格	3,840,000円
当初契約額	3,840,000円
落札率	100%

なお、本件については平成19年度から平成21年度までの契約状況についても確認を行い、その状況は以下のとおりである。該当3年度の契約形態は全て随意契約、契約相手方は株式会社電算である(単位:千円、千円未満四捨五入)

	21年度	20年度	19年度
予定価格	3,840	3,690	3,760

落札価格	3,840	3,690	3,700
落札率	100.0%	100.0%	98.4%

(結果 1)

○実数による精算を実施すべきもの

この業務委託に関しては、(1) の契約と同様、年度当初に年度中の封入封緘数を見積り、その見積り数に基づいて業務委託契約を締結している。したがって、年度末時点において把握可能な実際の業務委託の数量と年度当初の見積り数量には当然差異が生ずる。この差異を数値で示すと以下のとおりとなる。

	年初見積数量	実数量	差異	実施率
21 年度	127,000	126,024	976	99.2%
20 年度	127,000	127,182	△182	100.1%
19 年度	127,000	125,752	1,248	99.0%

このように、過去 3 年度の実績を確認したところ、(1) とは異なり、ほぼ契約時の見積数量と実際の業務数量が一致しており、平成 20 年度に至っては予定数量が実際数量を下回り、その部分は業者負担となっている。

ただし、これは結果論であって、原則的には (1) 同様、契約変更又は単価契約による実数精算をすることが可能でありながら年初契約の見積数量によって支払が行われることには問題があり、長野市・業者双方が納得できる契約形態とすべきである。

(結果 2)

○成果及び必要性の検討

この督促状に関する封入封緘の見積数は月によって封入封緘数が大きく変動する。具体的には 4、5 月の見込数量はそれぞれ 100 件である（実数量もほぼ同数である）のに対し、6 月は見込数量 37,000 件弱と一気に跳ね上がる。このように、過渡期と閑散期の格差が大きいケースについて、すべて業者委託することはかえって非効率である。

見込件数の月別状況を確認すると、4 月 100 件、5 月 100 件、10 月 300 件、12 月 300 件となっており、その他の月は見込件数が 10,000 件を超える。よって、この 4 つの月に関しては業務委託することなく、担当課である収納課で実施すべきである。

※この指摘事項に関しては、収納課より平成 23 年度より改善する旨の報告を受けている。

(結果 3)

○業者の見積りどおりの積算

(1) 同様、この業務委託契約も随意契約であり、業者が特定されているため、収納課においてはその随意契約先である株式会社電算 1 社のみから積算のため

の見積書を徴し、設計額を算定している。

そのなかで、当該業務委託中の督促状に係る窓空き封筒作成費に関して、平成20年度から平成21年度にかけて業務単価が率にして約8%上昇している。

その上昇理由に関して、特段の業者との折衝であるとか印刷業界の相場水準を確認しないまま随意契約先である業者見積りのみを拠所とした積算は問題である。

(1) 同様、最低限長野市側での積算の段階において業界相場に適した積算であるかどうかを検証すべきである。

8. 生活部市民課

(1) 長野市斎場火葬業務委託

区分	業務委託
概要	長野市内の斎場（大峰、松代、裾花）における火葬業務
執行伺起案者所属名称	生活部市民課
契約相手方	高砂炉材工業株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	火葬炉の運転、操作が不可欠であり、万が一、機械設備の故障等が発生した場合、業務上、非常に迅速な対応が求められるが、火葬炉の運転管理は炉独自の仕様があり、部品がメーカー固有のものであり、他で調達できない。相手先は大峰斎場及び松代斎場を施工した業者であり、万が一、機械設備の故障等が発生した場合などの緊急時の対応ができ、効率的な運用が可能なのは当該業者のみである。 さらに、裾花斎場の炉は別業者の施工であるが、大峰斎場及び松代斎場と一括で委託したほうが効率的に運用できる
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	35,300,000 円
当初契約額	35,200,000 円
落札率	99.7%

(結果)

○一式〇〇円の形の積算

当該業務委託に関する平成21年度及び22年度の積算の一部は以下のとおりとなっている。

	平成 21 年度積算額(円)			平成 22 年度積算額(円)		
	単価	数量	合計	単価	数量	合計
事務用品、消耗品		一式	400,000		一式	360,000
教育指導費		一式	300,000		一式	300,000
諸経費		一式	600,000		一式	1,200,000

上記のとおり、間接的経費（消耗品費、教育指導費、諸経費）は業者見積金額と全く同一額ではないものの、ラウンドナンバーのいわゆる「〇〇一式」といった非常に抽象的な積算となっている。

中でも「教育指導費」は平成 21 年度より追加されたものであるが、業者見積りに基づいて担当課において同額を積算しているのみであって具体的な詳細は不明である。

また、当該間接的経費について、平成 22 年度の積算書と比較すると上記のとおりであるが、特に顕著な問題として平成 22 年度の積算では諸経費が倍増している。この増額された金額の意味は冬期の早朝雪かき、落雪処理等の対応に必要な時間外手当部分を含んでいるとのことであるが、それならば人件費として積算すべき内容であり、他の項目に丸め込むのは大きな問題である。平成 21 年度から 22 年度にかけて人件費の積算は減額されているが、この時間外手当部分が諸経費に包括されてしまえば積算上減額されていても見かけ上の減額であり、実態と乖離することになる。

これらのことから、間接経費の積算に関しては、実際の業務を行っている随意契約先業者の見積書を徴したならばその内容の詳細を検証し、原則的に「単価×数量」で積算すべきである。また、「単価×数量」の算定方法が相応しくない諸経費については、この諸経費を除いたところの積算額合計に一定基準の率を乗じて算定するなど、毎期の積算合計額に占める諸経費の割合が変動しないよう合理的な算定をすべきである。

(2) 合併に伴う戸籍システム・データ統合整備業務委託

区分	業務委託
概要	長野市と信州新町・中条村との合併に伴い、現在各市町村で使用している戸籍システム・データを長野市のシステム・データに統合整備するもの
執行伺起案者所属名称	生活部市民課
契約相手方	富士通(株)信越支社
契約方法名称	随意契約

随意契約理由	本委託業務は、合併に向けて各町村の戸籍システム・データを、当市のシステム・データに統合整備するものである。 当市の戸籍システムは富士通(株)長野支社の開発によるものであり、また、同システムは同社が開発した住記システムとも連携している。本委託業務は、両システムに熟知していなければ実行不可能であり、よって同社と随意契約するもの。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	70,000,000 円
当初契約額	70,000,000 円
落札率	100%

○随意契約理由についての補足説明

戸籍システムについては富士通(株)信越支社の開発とはなっているが、実際には富士ゼロックスのパッケージを使用している。富士ゼロックスと随意契約するところであるが、住記システムとの連携部分及び住記システムは富士通が開発している関係から、業務の進捗管理は富士通(株)信越支社で行い、富士ゼロックスシステムサービス(株)にシステム・データ統合作業を再委託している。

積算について

合併関係のシステムを富士通に委託するに当たり、情報政策課から富士通(株)に予算が提示され、合併に伴う戸籍システム・データ統合整備業務委託はその予算の中から割り振られている。富士通(株)信越支社からの見積金額は 75 百万円である。一方担当課では、17 年度の合併に伴う戸籍システム・データ統合整備業務委託の単価を使用し、工数についても 17 年度の資料と今回の長野市と信州新町・中条村と比較検討して積算書を作成している。

積算項目（一部）

- コードデータ移行費用
- イメージデータ移行費用
- データ移行付帯費用
- 平成改製原戸籍前筆頭見直し費用
- 平成改製原構成員前筆頭見直し費用
- ・
- ・
- 除改前筆頭者見直し費用

(結果 1)

○標準単価に比べて割高な単価による積算

戸籍システムを提供するベンダーについては、法務省が公開している標準仕様書及び事務を行う市町村の現場での知識が求められるが、他の業務の内容は、システムのデータ移行業務であり、格別高度な専門性を必要としない業務であると理解される。しかし、積算は、特定業者の見積単価を用いて行われている。一般に実施されているシステムのデータ移行業務の技術者の時間単価の適用に当たっては、随意契約であるからといって特定業者の見積単価を使用して積算するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。

また、サーバデータ作業を除く単価はすべて SE 単価になっているが、作業によって SE でなくても可能な業務も含まれていると考えられる。積算に際して SE による作業が必要な項目とそれ以外の項目を明示した資料の提出を要求し、作業区分ごとに適切な標準時間単価を基礎にして積算を行う必要がある。

SE 単価として標準時間単価ではなく業者の見積単価を使用していることにより割高になっている金額を試算すると以下のとおりである。

札幌市のシステムエンジニア 1 とシステムエンジニア 2 の平均を使用した場合

過大金額 30,162 千円

名古屋市のシステムエンジニア 1 とシステムエンジニア 2 の平均を使用した場合

過大金額 24,054 千円

(注)

ソフトウェア開発業務

ソフトウェア開発業務とは、発注者の要請を受けて発注者固有のシステムを作成する業務。OS、開発ツール、市販のアプリケーション、各種研究開発などについては、基本的に対象外。

プロジェクトマネージャー (PM)

- ・システム開発計画の全体構想、プロジェクト体制の構築及び後工程のプロジェクト管理指標決定
- ・プロジェクトのスケジュール、必要コスト等の管理およびプロジェクト全般の意思決定
- ・開発に必要な資源の供給・管理およびプロジェクトの進捗管理、コスト管理、成果管理

- ・成果物管理およびコスト評価などプロジェクト全般の評価

システムエンジニア 1 (SE1)

- ・業務のモデル化、情報システム化の計画と策定
- ・システムの機能設計およびシステムの具体化の中心的役割
- ・テスト環境整備等とシステム全体のテスト・評価およびマニュアル作成等の中心的役割
- ・システム運用・保守に当たってのシステム変更の支援

システムエンジニア 2 (SE2)

- ・基本設計を基にした詳細設計の中心的役割
- ・ソフトウェアテストの中心的役割

プログラマー (PG)

- ・プログラミングの中心的役割
- ・プログラムモジュールやプロセスごとのテストの実施

(3) 戸籍システム住居表示対応業務委託

区分	業務委託
概要	新諏訪住居表示実施に伴う行政区画変更処理、各種通知書の出力等のシステム対応
執行伺起案者所属名称	生活部市民課
契約相手方	富士通(株)信越支社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	本委託業務は、住居表示の実施により構成する対象戸籍の抽出や、本籍表示の一括変換、住民基本台帳法 9 条 2 項通知書の出力等の業務を戸籍システムや住記連携システムを利用して行うものである。 戸籍システム及び住記連携システムは、富士通(株)信越支社の開発によるものであり、本業務の実施にあたっては、両システムを同じく同社の開発による住記システムとも連携しながら進めていく必要がある。したがって、すべてのシステムに熟知し、効率的な業務ができる同社と随意契約するもの。
設計額 (予定価格積算書)	
予定価格	1,605,000 円
当初契約額	1,600,000 円

落札率	99.7%
-----	-------

○積算書について

業者の見積りは、基本作業と戸籍単価（100 戸籍単位）に分けられており、これを過去の実績から単価×数量（人工）に組み替えて積算している。数量(人工)の検討はなされている。見積書の金額は 1,720 千円である。

(結果 1)

○標準単価に比べて割高な単価による積算

戸籍システムを提供するベンダーについては法務省が公開している標準仕様書及び事務を行う市町村の現場での知識が求められるが、他の業務の内容は新住居表示に伴うシステム対応業務であり、格別高度な専門性を必要としない業務と理解される。しかし、積算は、特定業者の見積単価を用いて行われている。一般に実施されているシステムのデータ移行業務の技術者の時間単価の適用に当たっては、随意契約であるからとって特定業者の見積単価を使用して積算するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。

また、単価はすべて SE 単価になっているが、作業によって SE でなくても可能な業務も含まれていると考えられる。積算に際して SE による作業が必要な項目とそれ以外の項目を明示した資料の提出を要求し、作業区分ごとに適切な標準時間単価を基礎にして積算を行う必要がある。

SE 単価として標準時間単価ではなく業者の見積単価を使用していることにより割高になっている金額を試算すると以下のとおりである。

札幌市のシステムエンジニア 1 とシステムエンジニア 2 の平均を使用した場合

過大金額 546 千円

名古屋市のシステムエンジニア 1 とシステムエンジニア 2 の平均を使用した場合

過大金額 391 千円

9. 生活部医療事業課

(1) 生体情報モニター

区分	物品購入
概要	生体情報モニター購入（長野市民病院へ納入）
執行伺起案者所属名称	生活部医療事業課
契約相手方	株式会社上條器械店
契約方法名称	一般競争入札

設計額（予定価格積算書）	
予定価格	73,100,000 円
当初契約額	71,000,000 円
落札率	97.1%

（意見）

○銘柄指定理由に関して

この物品購入に関して、銘柄指定理由書が契約書類に綴られており、その指定理由には「現在使用中の機器（セントラルモニター等）と接続して使用するため、同メーカーの製品でなければならないため。」と記載されている。

そうすれば、この現在使用中の機器（セントラルモニター等）が経年劣化で寿命を迎えた場合、その接続機器である当該機器のその後の使用がどうなるか という問題があり、その際には「接続機器が〇〇社製であるから、セントラルモニター等も〇〇社製でなければならない」という銘柄指定理由になる可能性がある。結局、一式の機器が経年寿命を同時に向かえない限り、同じメーカーの製品に固定されることになり、競争の機会が奪われる可能性がある。

これらの医療機器は高額であり、かつ、地方公営企業法の規定により長野市議会の承認を得ずとも購入できる仕組みであるから、より一層担当課等において中長期を視野に入れた設備計画に基づいて高額な医療機器の導入等が行われるべきであると考える。

（2）可搬式循環器超音波診断装置、超音波診断システム、高圧蒸気滅菌装置

① 可搬式循環器超音波診断装置

区分	物品購入
概要	可搬式循環器超音波診断装置購入（長野市民病院へ納入）
執行伺起案者所属名称	生活部医療事業課
契約相手方	株式会社上條器械店
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	12,900,000 円
当初契約額	12,500,000 円
落札率	96.9%

②超音波診断システム

区分	物品購入
概要	超音波診断システム購入（長野市民病院へ納入）

執行伺起案者所属名称	生活部医療事業課
契約相手方	株式会社上條器械店
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	10,800,000 円
当初契約額	10,500,000 円
落札率	97.2%

③高圧蒸気滅菌装置

区分	物品購入
概要	高圧蒸気滅菌装置購入（長野市民病院へ納入）
執行伺起案者所属名称	生活部医療事業課
契約相手方	株式会社上條器械店
契約方法名称	一般競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	25,900,000 円
当初契約額	25,000,000 円
落札率	96.5%

（結果）

○選定における価格に関する問題

この物品購入に関しては、長野市民病院内での機器選定委員会（病院長、副院長、看護部長、事務部長その他）の協議により、

- ・可搬式循環器超音波診断装置...GEメディカルシステム社製
- ・超音波診断システム...アロカ社製
- ・高圧蒸気滅菌装置...サクラ精機社製

の機種が選定され、購入に至っている。

その協議に際しては、当該メーカー以外のメーカーとして

- ・可搬式循環器超音波診断装置...ソノサイト社、シーメンス社
- ・超音波診断システム...GE社、東芝
- ・高圧蒸気滅菌装置...三浦工業社、ゲティンゲ・ジャパン社

製の同種機器も検討の対象となっており、それぞれの機能が一覧で対比できる対比表が作成されているのであるが、その検証項目が大きく「基本性能と機能」及び「外装性能」といった部分のみであって、価格面等経済性の観点では検討がなされていない。

確かに市民の命や健康が何より最優先であることは間違いないが、長野市民病院の財務内容から鑑みると、機器導入に当たり経済性に関しての検討がなされないのは問題である。前述のとおり、地方公営企業法により当該事例のような医療

機器は、(1) 同様長野市議会の承認を得ずとも購入できるものであることから、院内での機器選定委員会及び担当課である医療事業課が起案する段階において経済性を含めて検討すべきである。

平成 21 年度長野市病院事業会計決算書によると累積欠損金額は約 21 億 4 千万円であるので、その点から考えても適切な対応が必要である。

10. 保健福祉部介護保険課

(1) 平成 21 年度介護保険システム制度改正対応業務

区分	業務委託
概要	保険料の段階設定、保険料額の改定等
執行伺起案者所属名称	保健福祉部介護保険課
契約相手方	富士通株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	本業務委託は、制度改正に伴い介護保険システムの修正等を行うものである。現介護保険システム機器を導入している事業者と契約するもの
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	9,000,000 円
当初契約額	9,000,000 円
落札率	100%

○積算書の作成方法について

富士通(株)の見積書は表 1 の形式で作成されている。この見積書のように全体について値引きが行われている場合、情報政策課をはじめとして多くの課では、値引き後の金額を見積りの数量（人工）で除して計算される単価で積算書を作成している。この場合の値引き後のシステムエンジニア（SEA）とプログラマー（PGA）の単価は各課ほぼ同一単価（ここでは統一的単価という）である。

表 1

	数量	単価	金額
SEA	2.3 人月		
PGA	0.7 人月		
		計	
	特別値引き		△
	ご提供価格		

表 2

	数量		単価	金額
SEA	1.5	人月		
PGA	0.5	人月		
その他				
			計	

(結果 1)

○人工で値引き部分の調整が行われている積算

本件では、表 2 のように、値引き後の金額を見積り（値引き前）の単価で除して計算される数量（人工）で積算書の数量を求めている。（SEA2.3 人月→1.5 人月、PGA0.7 人月→0.5 人月）

値引きが行われても工数自体は変わらないのであるから、数量ではなく単価で調整すべきである。工数で調整すると実績報告と照合し検討する際に不都合が生じる結果となる。積算の形式を他の課と同様にすべきである。

仮に数量を変更せずに値引きを単価に反映させた場合の SEA 単価 PGA 単価は統一単価とほぼ同額となっている。

標準単価の使用については次に述べる。

(結果 2)

○標準単価に比べて割高な単価による積算

本件の業務の内容は特殊なものではなく、制度改正に伴い行われる情報システムの修正業務であると認められるが、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価ではなく、随意契約先の見積単価によって積算している。本件の業務は一般的に行われている情報システムの修正業務と認められるので、随意契約先の見積単価を適用するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。

標準的な単価を使用して、随意契約先の見積単価による積算金額との差額（過大積算金額）を試算すると以下のとおりである。

札幌市のソフトウェア開発業者（プロジェクトマネージャー、システムエンジニア 1、システムエンジニア 2 の平均）を使用した場合

過大積算金額 SEA 492 千円
PGA 134 千円
合計 627 千円

名古屋市のソフトウェア開発業者の平均（同上）を使用した場合

過大積算金額 SEA 268 千円
PGA 176 千円
合計 445 千円

(2) 平成 21 年度介護保険システム運用支援業務委託

区分	業務委託
概要	介護保険システム運用支援全般 後期高齢オプションサポート等
執行伺起案者所属名称	保健福祉部介護保険課
契約相手方	富士通株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	本業務委託は、介護保険システムの保守・管理を行うものである。このため、現介護保険システム機器を導入している事業者と契約するもの。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	2,750,000 円
最低制限価格	
調査基準価格	
当初契約額	2,700,000 円
落札率	98.2%
変更契約額（契約増減額）	

○積算書の作成方法について

富士通株の見積書は表 1 の形式で作成されている。この見積書のように全体について値引きが行われている場合、情報政策課をはじめとして多くの課では、値引き後の金額を見積りの数量（人工）で除して計算される単価で積算書を作成している。この場合の値引き後単価は各課ほぼ同一単価である。

表 1

	数量	単価	金額
S E A	1.2 人月		
その他 1	12 ヶ月		
その他 2	12 ヶ月		
その他 3	1 式		
		計	
	特別値引き		△
	ご提供価格		

表 2

	数量		単価	金額
SEA	0.9	人月		
その他1	12	ヶ月		
その他2	12	ヶ月		
その他3	1	式		
			計	

(結果1)

○人工で値引き部分の調整が行われている積算

本件では、表2のように、値引き後（担当課による査定部分も含む）の金額を見積り（値引き前）の単価で除して計算される数量（人工）で積算書の数量を求めている。（SEA1.2人月→0.9人月）

値引きや査定が行われても工数自体は変わらないのであるから、数量ではなく単価で調整すべきである。工数で調整すると実績報告と照合し検討する際に不都合が生じる結果となる。積算の形式を他の課と同様にすべきである。

標準単価については次に述べる。

(結果2)

○標準単価に比べて割高な単価による積算

本件の業務の内容は格別高度な専門性を要する特殊なものではなく、一般的に行われている情報システムの運用支援業務であると認められるが、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価ではなく随意契約先の見積単価によって積算している。したがって、随意契約先の見積単価を適用するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。

標準的な単価を使用して、随意契約先の見積単価による積算金額との差額（過大積算金額）を試算すると以下のとおりである。

札幌市のシステム運用技術者（注）の1と2の平均を使用した場合

過大積算金額 SEA 373千円

名古屋市のシステム運用技術者の1と2の平均を使用した場合

過大積算金額 SEA 345千円

システム運用業務

システム運用業務とは、クライアントサーバシステムにおいて、発注者からの業務内容や具体的な作業指示により、各種情報機器の運用を行うと同時に、情報機器類の操作支援や運用状況から得た情報を提供し支援を行う業務。

システム運用技術者1

- ・システムの稼働を監督し、運用業務に関する支援と行う
- システム運用技術者 2
- ・プログラムの実行や操作支援を行う

(3) 平成 21 年度介護保険システム合併対応業務委託

区分	業務委託
概要	合併にかかる介護保険システムのデータ統合等を行うもの
執行伺起案者所属名称	保健福祉部介護保険課
契約相手方	富士通株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	本業務委託は、合併に伴い介護保険システムの修正等を行うものである。現介護保険システムを導入している事業者と契約するもの
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	27,500,000 円
当初契約額	27,300,000 円
落札率	99.2%

○積算書の作成方法について

富士通株の見積書は表 1 の形式で作成されている。この見積書のように全体について値引きが行われている場合、情報政策課をはじめとして多くの課では、値引き後の金額を見積りの数量（人工）で除して計算される単価で積算書を作成している。この場合の値引き後単価は各課ほぼ同一単価である。

表 1

	数量	単価	金額
S E A	26.6 人月		
P G A	3.2 人月		
		計	
	特別値引き		△
	ご提供価格		

表 2

	数量	単価	金額
SEA	18 人月		
PGA	2.7 人月		
その他			
		計	

(結果 1)

○人工で値引き部分の調整が行われている積算

本件では、表 2 のように、値引き後（担当課による査定部分も含む）の金額を見積り（値引き前）の単価で除して計算される数量（人工）で積算書の数量を求めている。（SEA26.6 人月→18 人月、PGA3.2→2.7 人月）

値引きや査定が行われても工数自体は変わらないのであるから、数量ではなく単価で調整すべきである。工数で調整すると実績報告と照合し検討するに際に不都合が生じる結果となる。積算の形式を他の課と同様にすべきである。

なお本件の場合、数量（工数）を見積書どおりとし、単価を統一的な単価で試算すると、積算書金額（設計額）よりも 412 千円低く計算される。積算書の金額が同額過大に積算されていたことになる。

標準単価の問題については次に述べる。

(結果 2)

○標準単価に比べて割高な単価による積算

本件の業務の内容は格別高度な専門性を有する特殊なものではなく、一般的に行われているシステムのデータ統合業務であると認められるにもかかわらず、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価ではなく随意契約先の見積単価によって積算している。随意契約先の見積単価を適用するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。

標準的な単価を使用して、随意契約先の見積単価による積算金額との差額（過大積算金額）を試算すると以下のとおりである。

札幌市のソフトウェア開発業者の平均Eを使用した場合

過大積算金額 SEA 5,700 千円

PGA 616 千円

合計 6,317 千円

名古屋市のソフトウェア開発業者の平均Eを使用した場合

過大積算金額 SEA 3,109 千円

PGA 376 千円
 合計 3,486 千円

11. 保健福祉部障害福祉課

(1) 平成 21 年度 障害福祉システム制度対応

区分	業務委託
	国における障害福祉サービス等に要する費用算定等の基準改正に伴い、現在長野市で使用している障害システムの一部修正等の業務を委託するもの。
執行伺起案者所属名称	保険福祉部障害福祉課
契約相手方	富士通株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	長野市では、富士通社製の障害福祉パッケージを導入し、自立支援に基づくサービス等に要す費用の算定を行っているが、国における算定等の基準が改正になったことにより、このシステムの一部修正等が必要となる。 同社が、このシステムを開発したため基本設計を把握していること、また、通常の保守管理も行っているため、一部修正等の業務を同社に委託することは、効率的で正確な作業が可能となる他、経費の削減にもつながる。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	5,800,000 円
当初契約額	5,800,000 円
落札率	100%

○積算書の作成方法について

富士通株の見積書は表 1 の形式で作成されている。この見積書のように全体について値引きが行われている場合、情報政策課をはじめとして多くの課では、値引き後の金額を見積りの数量（人工）で除して計算される単価で積算書を作成している。この場合の値引き後単価は各課ほぼ同一単価（ここでは統一的単価という）となっている。

表 1

	数量	単価	金額
SEA	2.6 人月		
PGA	0.3 人月		
その他	1 式		
		計	
	特別値引き		△
	ご提供価格		

表 2

	数量	単価	金額
SEA	2.6 人月		
PGA	0.3 人月		
その他	1 式		
		計	

(結果 1)

○積算における価格に関する問題

本契約では、積算書の項目は下記の 2 項目に分かれており、1 については単価×数量の形式で積算され、2 については 1 式いくらの形式で積算されているが、値引金額と査定額（見積り価格と設計額の差）をすべて 2. H21 障害自立支援情報提供サービス E（表 1、2 ではその他項目）の金額から控除している。結果として 1 の積算単価は業者の見積もり単価のままになっており、統一的単価の金額と大きく乖離してしまっている。これでは項目 1 が過大に、項目 2 が過少に積算され、次年度以降の参考資料にもなる積算資料として適切ではない。実態に合った積算を行う必要がある。

また、監査において見積書を依頼したが破棄されており、再度業者より入手している。次年度以降の参考資料として利用するためにも保管すべきであろう。

尚、標準単価の使用については次に述べる。

積算書の項目

1. 障害福祉システム制度改正
単価×数量
2. H21 障害自立支援情報提供サービス E
1 式

(結果 2)

○標準単価に比べて割高な単価による積算

本契約の業務の内容は特殊なものではなく、基準改正に伴うパッケージシステムの修正業務であると認められるが、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価ではなく、随意契約先の見積単価によって積算している。したがって、随意契約先の見積単価を適用するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲

載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。

標準的な単価を使用して、随意契約先の見積単価による積算金額との差額（過大積算金額）を試算すると以下のとおりである。

札幌市のソフトウェア開発業者の平均Eを使用した場合

過大積算金額 SEA 557 千円
PGA 57 千円
合計 615 千円

名古屋市のソフトウェア開発業者の平均Eを使用した場合

過大積算金額 SEA 303 千円
PGA 35 千円
合計 339 千円

12. 保健福祉部保育家庭支援課

(1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）策定業務

区分	業務委託
概要	次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定に関する業務委託
執行伺起案者所属名称	保健福祉部保育家庭支援課
契約相手方	財団法人地域活性化センター
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	<p>財団法人地域活性化センターは、各種福祉施策の計画づくりに携わっており、非常に専門的な技術・知識などを有していることから、本市の次世代育成支援行動計画の策定に参画し、手始めとして平成 20 年度に子育てに関するニーズ調査を実施した。</p> <p>今回実施する行動計画策定は、ニーズ調査に引き続いて実施する一連の業務であり、ニーズ調査の結果や分析等を計画に反映させるなどニーズ調査と密接な関わりがある業務である。また、既に当該事業者はデータを有し分析を実施しているため、他の事業者が請け負った場合と比較して、分析にかかる時間やコストの軽減を図ることができる。</p> <p>以上のことから、当該事業者に業務を委託することが、合理的・経済的であることから、随意契約を</p>

	するもの。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	3,750,000 円
当初契約額	3,699,400 円
落札率	98.7%

なお、上記随意契約理由でも触れたが、当契約の前段階として平成 20 年度において「子育て支援ニーズ調査業務」を当該事業者へ委託しているが、この業務に関しては補助金が交付されており、その補助金交付の条件として当該事業者が業務委託先として指名されているため当時においても随意契約となっていた。

（結果 1）

○随意契約とする理由についての検討が不十分である問題

この業務委託の随意契約理由は前述のとおりである。確かに通常このようなケースでは当該理由のとおり分析にかかる時間やコストについて他業者が請け負う場合に比べて軽減できると考えられるのだが、実際の積算を確認すると以下のようになっている。

項目・摘要	主任研究員	研究員
	単位:人日	
①基礎調査の実施及び課題のとりまとめ	2	3
②子育て支援施策の評価・まとめ	3	3
③潜在的ニーズ量及び定量的目標値等の検討・設定	3	4
④後期行動計画(素案)の作成	5	6
⑤後期行動計画の作成	7	9
⑥策定組織の運営支援(会議録作成含む)	3	21
⑦一般管理費		
⑧印刷製本費（本編 200 部、概要版 500 部）		
合計(千円未満切捨て)		

上記のとおり、積算は主任研究員と一般研究員の業務遂行上の所要日数を基に、

国土交通省の平成 21 年度設計業務委託等技術者単価を用いて行われている。

しかし、随意契約理由には「他の事業者が請け負った場合と比較して、分析にかかる時間やコストの軽減を図ることができる」とされているのであるから、その「比較」がなされなければならないが、担当課によれば所要日数は積算の際に明確にわからない状況であったとのことであるから、随意契約理由は適正ではない。結果、積算も適正でない可能性がある。

加えて、結果的に契約時の上記所要日数が実日数ではどうであったのか、報告検証がなされていないため、業務終了後に積算のトレーサビリティも不可能である。

したがって、このような場合の業務委託契約は随意契約とせず競争入札を行うべきであるし、仮に随意契約とするならばその理由にある他業者実施の場合との「コスト差」を明確にする必要がある。

(結果 2)

○随意契約理由として妥当でない問題

(結果 1) の積算金額が適正であった場合でも、上記積算中の「印刷製本費」はその他の業務のようにデータに基づく分析といった専門的な業務と異なり、版さえあれば一般的な印刷業務として競争入札で契約することが可能である。これまで含めて随意契約をすれば、競争入札により競争原理が働いた場合の一般的な落札率と当業務委託契約の落札率との差は結果として長野市の支出過剰となる。

したがって、このような場合の当業務委託契約中の印刷製本業務は切り離して競争入札とすべきである。

(2) 長野市子育てガイドブック

区分	物品購入
概要	長野市子育てガイドブックの印刷
執行伺起案者所属名称	保健福祉部保育家庭支援課
契約相手方	蔦友印刷株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	上記業者に対して、平成 16 年度に「子育て支援情報誌企画編集業務委託」をしており、ガイドブックの版を持っている。今回その内容に一部の修正を行い作成するため、納期の短縮と単価を抑えるため、原稿の版を持っている上記業者と随意契約したい。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	1,400,000 円
当初契約額	1,320,000 円
落札率	94.3%

なお、後述のようにこのガイドブックの初版は平成 16 年度に作成されており、その後、平成 18 年度から平成 21 年度まで、毎年度上記業者との随意契約により物品調達している。

(結果 1)

○著作権の帰属の問題

この契約について、随意契約理由のポイントとなっている平成 16 年度に行われた業務委託に関する契約については、以下のとおりとなっている。

区分	業務委託
概要	子育て支援情報誌企画編集業務委託
執行伺起案者所属名称	保健福祉部児童福祉課
契約相手方	蔦友印刷株式会社
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格、最低制限価格	契約書綴にないため不明
当初契約額（変更後）	1,630,000 円（1,960,000 円）
落札率	不明

※契約変更理由は、平成 17 年 1 月に合併した旧町村の情報も含めて掲載するため、発行を当初予定の平成 16 年 10 月から平成 17 年 2 月に変更し、また、当初契約時より内容の充実目的から本文 4 ページ程度の追加と巻末へ地図を袋とじ折り込みに仕様を変更したことによる。

なお、この指名競争入札の入札経過書は次のようにその入札結果が記載されている。

入札者名	応札額（円）
A 社	2,268,000
B 社	2,420,000
蔦友印刷株式会社（落札）	1,630,000
C 社	2,490,000
D 社	1,985,000
E 社	1,940,000

また、当該業務委託に関する仕様書には、以下の事項（抜粋）が記載されている。

1. 規格
2. 部数 20,000 部

3. ページ数等

4. 目的

5. 企画編集

市担当者とおおむね下記の内容（本報告書では省略）を盛り込み、すべて受注者が企画編集を行う。表紙のデザインは特に留意すること。本文においては多数のイラストを効果的に使い、見やすく読みやすい編集を行うこと。

6. 内容

7. 校正

8. 用紙

9. 印刷 オフセット印刷（ソイインキ使用）

10. 製本

11. 納品期限

12. その他

さらに、業務委託契約書には、その第6条において、下記のように規定されている。

乙（受注者）は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権を当該著作物の引渡し時に甲（長野市）に無償で譲渡するものとする。

以上の事実から判断すると、受託者は長野市からこのパンフレット作成に関する企画デザインから印刷製本まで一連の業務を受託し、成果物を長野市に納入する契約を交わしており、業務の結果生じた著作権は著作物引渡しと同時に長野市に帰属するということであると解することができる。

しかし、この無形財産である著作権の権利は長野市に帰属することが明確であるものの、オフセット印刷に欠かせないいわゆる版そのものの所有権はいずれにあるのかは明確にされていない。

過去の判例では、ある出版社がかつて住宅専門誌の印刷業務を発注した印刷会社に対し、再版を依頼したところ、印刷会社が既に製版フィルムを廃棄してしまっていたため、出版社はこれにより損害を被ったとして、印刷会社を提訴した事件（東京地裁 平成13年7月9日結審）があるが、この判決では請負人（印刷会社）が請け負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した物品（以下「中間生成物」という）は、それ自体として請負の目的物ではないから、契約当事者間で別異の合意をするなど特段の事情がない限り、その所有権は請負人に帰属し、請負人がこれを注文者（出版社）に引き渡す義務はないとしている。

これを踏まえて本件を検討すると、仕様書や契約書に当該中間生成物の所有に関する定めはないと解され、上記判例のとおり解釈した場合、中間生成物の所有権は蔦友印刷(株)に帰属する可能性が極めて高く、随意契約理由である「版を持

っている業者と随意契約したい」という理由は誤りではないと解釈できる。

しかしながら、平成 16 年度契約時の入札状況から鑑みるに、当該中間生成物の所有権に関する明確な考え方が示されていない点及び指名された業者の入札額にバラツキがある点等から考査すると、この中間生成物の所有権について応札各社の認識が統一されていたのかどうかは甚だ疑問であるし、再版が予測できる印刷物であり、かつ中間生成物の所有権がその仕様書等の曖昧さから請負人に帰属する可能性が極めて高いことから考えると、初版に関する業務委託の入札を低額にして落札し、その後の再版を随意契約で受注できれば受注業者は再版の業務を請け負うたびに競争入札における競争の襖ぎを受けずに業務を受注することができる余地を与えてしまう。さらに、後述の表に記しているが、初版の際の契約単価に比べ、6 年が経過した平成 21 年度の契約単価指数は 1.12 となっており、請負人において版制作費用がかかる初期段階の費用を後の随意契約によって事実上回収しているとも解釈できうる状態となっている。

このような事態を回避するには、①今後初版の際に作成される当該中間生成物の所有権を長野市に帰属させることを前提とした仕様とし、その前提で積算を行い、その後の再版時にも原則である競争入札での契約が可能な取扱いをするか、②中間生成物の所有権は業者に帰属するとする場合で再版時にやむを得ず随意契約となる場合には、初版の際に作成される中間生成物の積算金額を把握しておき、再販時には初版の時に比べて中間生成物の積算金額相当額が節減されていることを確認するか、どちらかが必要である。

また、随意契約においては他者の競争がないため、競争入札の場合の競争性に代替する手段として競争入札における平均的な落札率を設計額に乗じた予定価格を設定するなどの措置が必要である。

(結果 2)

○随意契約とする理由についての検討が不十分である問題

当該業務の積算に当たり、担当課では第 2 版作成時より業者見積における単価から一定額の減額を行うなどの方法で積算しており、随意契約によって平成 21 年度まで増刷しながら現在に至っている。初版から平成 21 年度までの推移概要は以下のとおりである。

年度	版	ページ数	設計単価指数	契約単価指数	部数
平成 16 年度	初版	44	※1.00	1.00	20,000
平成 16 年度	増刷	44	1.00	0.96	15,000
平成 18 年度	第 2 版	44	1.08	1.04	14,000
平成 19 年度	第 3 版	44	1.08	1.04	13,000
平成 20 年度	第 4 版	48	1.16	1.06	13,000
平成 21 年度	第 5 版	52	1.23	1.12	12,000

※平成 16 年度の設計単価は当初契約時の一冊当たりの単価であり、その後契約変更になっている。

※平成 16 年度の設計指数と契約指数を 1.00 としている。

平成 21 年度の契約単価は過去 6 年度中最も高額であり、随意契約理由にある「単価を抑える」結果に結びついていないように思える。

ただ、単価上昇については、今回の当該パンフレットのページ数の増加や作成部数が 1,000 部減少していること、印刷用紙の価格上昇が想定されることといったそれを裏付ける背景があることも事実である。

しかし、担当課での積算した単価というのは、そういった諸々の状況を検討して設定した単価でなければならない。これは長野市契約規則第 12 条②に、予定価格を定める場合は、あらかじめ仕様書、設計書、物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮して、適正に定めなければならない とされている。

「単価を抑えるため、原稿の版を持っている業者と随意契約したい。」というのが、随意契約の理由の一つになっている以上、原稿の版を業者が持っていることによる節減額可能額を把握し、市の主導で積算金額に反映させる必要がある。

13. 保健福祉部長野市保健所総務課

(1) 長野市保健所空調設備保守管理業務

区分	業務委託
概要	長野市保健所庁舎の空調設備保守管理業務
執行伺起案者所属名称	保健福祉部長野市保健所総務課
契約相手方	日本ガス工事株式会社
契約方法名称	公募型指名競争（指名先辞退により入札業者は一家）
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	2,930,000 円
最低制限価格	1,950,000 円
当初契約額	2,860,000 円
落札率	97.6%

(意見)

○競争入札における見積書の入手先

上記の随意契約理由に派生して、担当課における積算においても従来随意契約先であった日本ガス工事株式会社のみから積算のための見積書を徴している。平成 21 年度より 2 社、平成 22 年度より 5 社による指名競争入札に移行していることからすると、もっと以前から積算の段階で複数業者から見積りを徴することができ、結果、より現実的な積算が可能であったと考えられる。

競争入札の場合の積算に際して見積書を徴する場合、入札者に不公平が生じな

いようにすること、適正な積算に資するようすることが重要である。したがって、見積書を徴する場合は少なくとも2者以上から徴することが望まれる。

(意見)

○競争性の確保（公募型指名競争入札における指名業者数）

本件は、平成20年度までは随意契約によって庁舎建設時の施工業者である日本ガス工事株式会社に業務委託されていた。しかし平成21年度契約より契約課からの指導のもと公募型指名競争入札に移行しており、その結果、従来の随意契約先である日本ガス工事株式会社の他1社から参加希望があった。

しかしながら、当該新規参加希望を申し出た業者が、その後の業務内容の詳細を検討した後、「長野都市ガス指定工事店でないため」ということを理由に入札を辞退している。その結果、1社のみでの指名競争入札となり、入札の結果、従来の随意契約先である日本ガス工事株式会社が落札者となっている。

長野市契約規則においては、その第26条第1項に以下のとおり規定されている。

「予算執行者は、指名競争入札に付そうとするときは、次条において準用する第6条第1項の規定により有資格者名簿に登載された者のうちから、当該入札に参加する者を原則として5人以上指名するものとする。」

また、「長野市物品等供給契約に係る公募型指名競争入札試行要領」の第6条には公募型指名競争入札を導入した場合、同要領第11第1項に定める指名業者の選定数（長野市財務規則に定める選定業者数と同数）に満たない場合はこれに達するまで入札参加資格者名簿に搭載されている事業者の中から選定できるものとする といふいわゆる「できる規定」となっているため、原則どおりの5人以上を指名していなくともこれらの規定等に反しないと考えられる。

公募しても応募がないのに、無理やり指名して競争させるのは、かえって公募してきた業者に対して公平性を欠くという考え方もあるかもしれない。しかし、指名競争入札の範疇の入札方法で、かつ「できる」規定があるのであるから、基本的には競争性の確保の観点から選定業者数に達するまで、事業者を指名することを検討することが望まれる。

14. 保健福祉部長野市保健所健康課

(1) 平成21年度各種検診ご案内パンフレット

区分	物品・印刷
概要	平成21年度各種検診のご案内パンフレットの印刷
執行伺起案者所属名称	保健福祉部長野市保健所健康課
契約相手方	西沢印刷株式会社
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	

予定価格	6,080,000 円
当初契約額	6,006,000 円
落札率	98.8%

なお、平成 19 年度から平成 22 年度までの長野市における当該印刷物の制作部数は以下のとおりである。

年度	制作部数
平成 22 年度	159,200
平成 21 年度	156,000
平成 20 年度	157,000
平成 19 年度	155,000

(意見)

○競争入札における見積書の入手先

平成 21 年度と平成 20 年度の積算単価が 2 円上昇している。特に両年度間で当該パンフレットのページ数その他の仕様に変動がないため、理由を担当課に確認したところ、かねてから当該印刷業務を落札してきた西沢印刷株式会社 1 社のみより見積りを徴して積算が行われており、その徴した見積書の単価の検証をすることなく積算が行われているとのことであった。

印刷に関する業務であるため、その積算単価は印刷そのものの価格と印刷用紙に関する価格とに大別されると思われるが、印刷用紙に関しては平成 19 年頃より上昇基調にあり、平成 21 年春頃をピークに下落している傾向がある（経済調査会HPより）

その意味では担当課の積算の基となった業者見積はそれとある程度整合していると考えられるが、単独見積に基づいた積算であるため、その見積りを提示した業者の購買力、調達力のみが長野市の積算の基礎となるのは問題である。

したがって、担当課においては複数見積徴収に努めるとともに、業界相場等を分析し、より現実的な積算を行うべきである。

15. 環境部環境政策課

(1) 平成 21 年度長野市有害大気汚染物質調査委託

区分	業務委託
概要	大気汚染防止法に基づき、市内の有害大気汚染物質を調査するもの。アスベストも調査対象に含む
執行伺起案者所属名称	環境部環境政策課
契約相手方	株式会社科学技術開発センター
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算	

書)	
予定価格	8,510,000 円
最低制限価格	5,960,000 円
調査基準価格	6,710,000 円
当初契約額	7,900,000 円
落札率	92.8%

(意見)

○競争入札における見積書の入手先

この業務委託契約は参加希望型指名競争入札により委託先が決定されている。本件に関する入札においては、落札した上記法人以外の2社より参加希望があった。

したがって、他に受託できる業者等が存在しない場合の随意契約と異なり、積算時に見積書を徴することができる業者が複数存在する訳であり、ことさら入札参加希望を申し出た業者が結果的には存在していたのだから、担当課では積算の段階でも複数の業者に見積依頼を行って積算した方がより適切な設計額が求められる。

しかし、今回の担当課における積算状況は、昨年度同業務委託契約を落札した(株)科学技術開発センター1社のみから積算のための見積書を徴し、設計額を算定している。

指名競争入札でありながら、落札率が約93%と高い落札率となっていることも考慮し、今後の積算上の見積徴収は複数の業者からとすることが望まれる。

16. 環境部廃棄物対策課

(1) 平成21年度廃棄物処理施設ダイオキシン類調査業務委託

区分	業務委託
概要	焼却炉のダイオキシン類調査及び周辺河川水等のダイオキシン類調査
執行伺起案者所属名称	環境部廃棄物対策課
契約相手方	財団法人上越環境科学センター
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	3,880,000 円
最低制限価格	2,580,000 円
当初契約額	3,200,000 円
落札率	82.5%
変更契約額（契約増減額）	2,455,000 円（△745,000 円）

(意見)

○成果および必要性の検討

この業務委託は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により長野市がその監視等を行う権限に基づく立入検査（同法第 19 条第 1 項）の一環として実施する任意の検査である。一方、当該業者自身にはダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」という）によりダイオキシン類測定・報告が法令により義務付けられている。

平成 21 年度のこの契約は契約変更が行われているが、この変更理由の一つとして、年度当初某業者の焼却施設からダイオキシン調査のためのばいじんを採取する予定であったが、実際の調査の段階になって調査に必要なばいじんの量が不足しており、調査に至らなかった という経緯がある。長野市が行うこの調査が法令で強制されるものであれば調査に至らないでは済まされないのであるが、前述のとおり、各焼却施設運営業者が独自にダイオキシン法の要請に基づき公害測定等を実施する業者にその測定を委託しており、その数値を自治体に報告する義務が課せられているため特段法令上の問題は生じないのである。

そのような状況下でこの調査を長野市が行う理由は、業者が法令の要請に基づいて行う公害調査のみでは市民の公害に関する不安心理を抑えられないという事情によるものである。

業務委託の一部は、廃ガス等について焼却施設を設置する地域からの苦情や要望に基づいて実施してきた経過があり、過去には測定値が排出基準を超過し焼却施設の使用停止命令等を発することで、地域住民の不安の解消や焼却施設の撤去・改善等が行われるなど一定の効果はあった。

この業務委託実施の仕様に記載されている業務の目的として「人体や環境に重大な影響をおよぼすおそれがある物質として、その発生が近年大きな問題になっている～周辺住民からの関心が高い（抜粋）」といった記述があり、自治体が進んでこの業務を実施する理由は理解できるところである。

しかしながら、前述のとおり各廃棄物運営業者はそれぞれダイオキシン法に則りこのようなダイオキシン類測定を義務付けられているのであるから、同じ調査を重複して行うことになる非効率も考慮する必要がある。さらに今回の契約減額変更理由のように、「実施しなくとも済む」のであれば、市財政を考慮したうえで今後の業務委託を再検討する必要があると考える。

17. 環境部生活環境課

(1) 長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託

区分	業務委託
概要	長野市（旧長野市）家庭ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、缶、ビン、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、剪定枝等）収集運搬業務及び資源物の扱

	点回収（サンデーリサイクル業務）
執行伺起案者所属名称	環境部生活環境課
契約相手方	長野市委託浄掃事業協同組合
契約方法名称	受注希望事前確認型随意契約
随意契約理由	<p>長野市ごみ処理実施計画の中の収集運搬計画に基づいて、市内約 8,000 箇所以上のごみ集積所の収集業務を実施するためには、その業務のために足りる設備、機材、人員及び財政的基礎を有し、業務の実施に関し相当の経験を有する者が、市内では上記組合のみである。</p> <p>「廃棄物処理及び清掃に関する法律」では受託者について「業務を遂行するに足りる設備、人員及び財政的基盤を有し、かつ、相当の経験を有すること」と規定されており、業務の適正な遂行の確保を重視して随意契約とするもの。</p> <p>また、ごみ量の多い市街地からごみ量の少ない山間地まで、1 日当たりの清掃センター搬入量が均一になるように収集するため、組合内 5 社で品目ごとに複雑な担当エリアを定め、専用車両 50 台と作業員 123 人の最少人数で効率的に収集業務を行っており、現在の 26 種類の収集パターン（収集エリア、曜日）を見直すには、ごみ搬入量の均等化を図るためにも大変な作業であり、市民生活に直接影響があることから単純にエリアを分割し数社に発注するには難しい状況である。（芹田地区を例にすると 9 台が必要であり、単純に地区を分割し入札により 1 社に業務委託することは困難な地域も存在する）</p> <p>なお、平成 14 年度包括外部監査において、ごみ収集運搬業務について契約方法を改善するよう指摘されているが、前記のとおり現在のところ改善には至っていないため、ごみ処理実施計画においても紙類など収集品目を分割しての業務発注が可能か調査検討している。</p>
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	829,200,000 円
当初契約額	825,672,000 円
落札率	99.6%

※以下、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」を廃掃法という

なお、監査人のヒアリングに際して担当課から以下の資料の提示を受けている

旧長野市地域収集運搬業務を一括して随意契約により浄掃組合に発注する理由

1. 一般廃棄物の収集運搬業務(以下「収集運搬業務」という)は、地域ごとに定められた集積所に家庭から排出されるごみや資源物を収集して処理場まで運搬する業務であり、市内各所において毎日実施する必要がある、良好で快適な生活環境を維持していく上で欠くことのできない市民生活に密着した業務である。
2. 収集運搬業務を委託する場合の基準として、受託業務を施行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託業務を遂行するに足る相当の経験を有する者であることなどが定められている。(廃掃法施行令)
3. 収集運搬業務の特殊性として衛生、美観、臭気等の問題への配慮が必要とされ、収集の遅延は許されず、短時間で効率的な収集が必要とされるなど、建設工事の請負や他の一般事務事業の業務委託契約とは異なる特性があることから、単に経済効率よりも、業務の継続性、安定的遂行が重要であり、遂行のために必要な設備の保有並びに道路網及び集積所位置の熟知等が受託者に求められる。
4. 一般廃棄物の収集運搬業務の契約締結は、不特定多数の参加を求め、競争原理に基づいて相手方を決定することが必ずしも適正ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるにしても、相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定して契約を締結することが妥当であり、そのことが住民及び地方公共団体の利益の増進につながる。(昭和 62 年 3 月 20 日最高裁判決・その他の裁判例)
5. 競争入札によること自体が不可能又は困難とは言えないが、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果となるにしても、前記 3 及び 4 のような特質を有する業務を継続的かつ安定的に、しかも迅速・円滑に履行するような相手方を選定して契約を締結するほうが、目的達成のため必要である。(平成 16 年 7 月 15 日東京高裁判決)
6. その他の判例においても、随意契約による収集運搬業務は適法であるとされている。
7. 8 種類 16 分別に分別されたごみや資源物を、市が定めた 26 種類のごみ収集カレンダーどおりに旧市内 8,243 箇所から、定められた時間内に適性かつ確実に収集運搬することができる事業者は、市内には浄掃組合のほかいない。
8. 市内の収集運搬許可事業者のパッカー車保有状況は全体の 7 割の事業者が保有台数 3 台以下であり、新たに市の収集運搬業務を受注するためには、設備投資が必要と考えられる。
9. 収集運搬業務委託契約の入札執行及び契約締結は 3 月中旬から下旬に実施するため、入札参加辞退又は入札金額が予定価格に達しない若しくは最低制限価格未満の入札などにより応札者全者が失格となるなど入札が不調になった場合、翌年度当初からの収集運搬業務が実施できなくなるおそれがある。
10. パッカー車は、廃棄物の収集運搬業務以外への転用が困難な特殊設備であ

るため、業務の受注ができるか不明な入札執行前の段階において、業務受注を前提としてパッカー車購入などの設備投資をすることは、事業者経営に過度な負担を与えることとなる。

また、業務を受注してから新たにパッカー車を発注する場合には、年度当初からの収集運搬業務実施に間に合う納車が困難である。

11. 現在、パッカー車については、市の業務遂行のための専用車両使用を義務付けており、車体の塗装色をオレンジ色に統一している。これは、市の収集運搬業務であることを広く市民や処理場従事者に周知するとともに、事業系廃棄物などの不正な混入を防止するために多大な効果を発揮している。競争入札により受注事業者が変更になる場合、浄掃組合と新たな受注者双方の車体の塗装が必要になり、新たな費用負担が発生するとともに、納車の遅れにより年度当初からの収集が困難になることが懸念される。
12. 収集運搬業務の適性かつ安全な履行と更なる効率化のため、毎月 1 回、市と浄掃組合(組合を構成する事業者を含む)による定例打ち合わせ会議を開催している。制度改正等の徹底又はトラブル対応に関する指示などは、一括して浄掃組合に行うことにより全地域の収集運搬業務従事者に周知することが可能であり、人件費や事務処理経費の低減などによる業務の効率化が図られている。
13. 競争入札の場合、受注のみを目的とした過度な価格競争が展開され、その結果、廃掃法に定める業務を遂行するに足りる額での契約が困難となり、業務の質の低下と受注事業者の疲弊が懸念される。(不適正排出に対する取残し対応など)
14. 長野市の収集運搬単価は、中核市 40 市中、安いほうから 8 番目であり、比較的安価で実施している。また、随意契約のみにより契約している市は 20 市で、競争入札との併用を含めると 36 市に達する。
15. 収集運搬業務遂行に関する市民からの苦情はなく、業務が適正かつ効率的に実施されている。
16. 競争入札に移行する場合、浄掃組合から財産権への配慮を求められる可能性がある。
17. 旧長野市地域を一括して発注する理由は、次のとおりである。
 - (1) 収集区域を分割すると必要車両台数増加から委託費用が増額するため、委託費用を抑制するために一括発注する。
 - (2) 地域又は集積所別の排出量の多寡に応じて、組合を構成する事業者相互の連携協力による効率的な収集運搬を行うことができる。
 - (3) 分割発注した場合、車両の増加により清掃センター内が混雑し、一般の搬入に支障をきたすとともに清掃センター受入時間内での搬入完了が困難になるおそれがある。
 - (4) 分割発注した場合、車両の増加により清掃センター周辺への負荷が増大するとともに、現在進めている新たなごみ処理施設建設に関する地元との合意形成に影響を及ぼすおそれがある。
 - (5) 分割発注した場合、受託事業者数が増加し、制度改正等の不徹底及びトラ

ブルの増加などが懸念され、安定的な収集が困難になるおそれがある。

(6) 契約や業務管理に要する事務量が増加する。

18. 合併地域は、旧長野市地域に比べて集積所数も多くないことから公募型指名競争入札

により契約している。収集運搬業務への新規参入を希望する事業者の参加機
会は確保で
きている。

《今後の課題》

- ・適正かつ安定的な収集運搬業務の継続実施
- ・委託費積算方法の研究
- ・委託費用の削減

(上記に関して、監査人の全般的考査)

本業務委託は、上記 1. でも述べられているとおり、良好で快適な生活環境を維持していく上で欠くことのできないものである。そのため、2. 3. にもあるように、廃掃法においてもこのような重要不可欠な業務を業者に委託するのであるから、その業務遂行を確実に実施できる要件を満たす相手でなければならず、4. 5. によりに過去の判例によっても地方自治法が求める契約上の競争原理を満たす相手方よりも業務委託に当たり相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を優先する事例が出されている（ただし、さいたま地判平成 17 年 3 月 2 日は、一般廃棄物収集運搬業務委託契約には地方自治法 234 条 1 項にさだめる「その他の契約」に該当すると判断する反証事例もある）

その中で、現在の長野市の当該業務委託状況を第三者的に検証すると、上記記述にもあるように、廃掃法により重点が置かれて運営されているように思う。たとえば 8. 10. 11. のように業者の費用負担の考慮に関する記述もあるが、自由競争下では設備投資の負担をして公共事業を狙っていくかどうかは企業の判断であって、発注者側である長野市が考慮すべきことではない。また 13. にあるような競争入札による弊害は長野市で競争入札が実施されている合併地域（豊野地区、鬼無里地区等）で特に発生している事態ではない。さらに、16. にあるような財産権の配慮を求められるかどうかは、損害賠償請求について、地方公共団体において政策変更は本来許されるものであり、これが問題となるのは、「地方公共団体が定めた一定内容の継続的な施策が、特定の者に対して同施策に適合する特定内容の活動をするを促す個別的、具体的な勧告ないし勧誘を伴うものであり、かつ、その特定内容の活動が相当長期にわたる同施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に相応する効果を生じうる性質のものである場合において、当該勧告等に動機づけられて当該活動又はその準備活動に入った者が同施策の変更により社会観念上看過することができない程度の積極的損害を被ることとなるとき」であり（最判昭和 56 年 1 月 27 日）、例外的であると解することができる。したがって、政策変更（随意契約から競争入札にすること）についての周知期間を置くなどの対応によって損害賠償責任を免れることは

十分できるのではないかと考える。

以上のような観点から、以下に監査内容を記載する。我々は随意契約を否定しているのではなく、地方自治法で求める競争原理及び廃掃法で求める業務の継続性、安定的遂行の両立が最も望ましい姿であると考えている。収集コストの中核市間相対比較でも 14. に記載のとおり安価で行われているというデータも存在するし、15. のように特段の苦情をもらうことなく運営されている事実も注目すべきである。また、9. のように 1 日たりとも止めることができない業務であるから、その対応としてたとえば長期継続契約の導入の検討余地もあろう。

以上のように、今回の監査を機に再度この業務委託に関する十分な検証を行っていただきたいと考えている。

(結果 1)

○随意契約とする理由について検討が不十分である問題

① 廃掃法（施行令）に関する問題

本業務委託は一般廃棄物の収集、運搬又は処理を私人に委託することができる旨を規定した廃掃法に基づいており、同法施行令第 4 条の 1 第 1 項にはその要件として「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること。」と規定されている。本業務委託についても同法令に基づき、担当課において業務遂行上必要な施設、人員、財政的基礎を調査した結果他の業者では同法令の基準を満たす業者が存在しないことをもって、上記組合への随意契約理由としている。

そのなかで、検証が必要な 3 要素（施設、人員、財政的基礎）に関する資料は、担当課が契約課に対して随意契約を申出る際の最新情報に基づいてなされなければならないが、財政的基礎の確認資料である財務諸表については担当課が独自に入手している資料ではなく、契約課への入札参加資格審査申請書（隔年提出）の添付資料である財務諸表が引用されており、また他の業者が同法令の基準を満たすかどうかの検証のうち、施設（車両台数）については、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る許可車両保有状況を基に行っている。

また、財政的基礎を有しているかどうかの判断は契約課から引用した入札参加資格届の添付書類である決算報告書の保管をしているだけで具体的な検証は行われていないし、担当課へのヒアリングによっても何をもって財政的基礎を有するのかの明確な判断基準はないとのことである。

したがって、同組合以外の業者が、現状の業務範囲を遂行するのに必要な施設（車両台数）に対して、現時点において有している車両台数で考えた場合には不足しているため、同組合以外の業者が同法令の要件を“現状の業務範囲”では満たさないことは確認できても、同組合の財政的基礎に関する検証が明確にされていない状況下で同組合が同法令の要件を満たすと認定することには問題がある。

そもそも、同法令の求めていることは、一般廃棄物の収集という業務の公共性

から、業務の遂行の適正を重視しているのであり、財政的基礎が不十分であることを原因として収集業務が中断するなど、収集業務に支障をきたさないようにするものであると解される。また、同法令第4条第3項には受託者の要件として「受託者が自ら受託業務を実施する者であること」というものがあり、条文どおりに解釈すれば事業協同組合が自ら受託業務を実施しないのであるから同法令に反するのであるが、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課基準係ではその解釈について、平成17年5月16日付で、

「事業協同組合が市町村との間で一般廃棄物の処理に係る契約を締結し、事業協同組合に所属する組合員に業務処理を割り振って、組合が当該処理業務を実施する場合には、その組合に所属する組合員をその処理業務の実質的な「受託者」として取り扱うことが可能であれば同法令に抵触しない」と通知を発している。

となれば、当該業務委託の実質的な運営者は同組合そのものではなく構成員たる5社の組合員企業と定義できなければ同法令に反するのであり、その定義上その組合員企業の財務内容を検証しなければ真に受託業務遂行に足りる財政的基礎を有しているとは判断できないはずである。担当課へのヒアリングによると、同組合の登記簿謄本や決算報告書は保管されているものの、組合員企業に関するこれらの保管資料は特にないとのことである。

よって、同法令の要件を満たすかどうかの判断材料は担当課である生活環境課が独自に最新資料を入手すること及び財政的基礎の具体的な判断基準の明確化並びに組合員企業の財務諸表徴収によるその財政的基礎の充足判定を行うべきである。

また、同組合の定時総会資料も徴収しておく必要もあると考える。

② 26種類の収集パターンと組合員企業の担当エリア

現在、旧長野市内の家庭ごみ収集に関しては26種類の収集パターンがあり、市民もその居住地ごと決められた収集日に決められた種類のごみを出している。この26種類のパターンそのものは長野市が決めており、その収集パターンにあわせて同組合が業務分担をし、長野市に申出たものにより毎年度「家庭ごみ収集計画表」が作成され、実際の収集が行われている。この「家庭ごみ収集計画表」には26の地区ごとに組合員企業5社のどの社が何曜日にどの種類のごみを収集するかが明確にされている。

この計画表を確認すると、同一地区でも複数の組合員企業が入り混じって収集する場合もあるが、単一の組合員企業のみが収集している場合もある。中心市街地近郊の収集は比較的前者の例が多いが、芋井地区、信更地区は単一の組合員企業が収集しており、他の郊外地区も2社程度で収集している例がある。

上記の随意契約理由には「組合内5社で品目ごとに複雑な担当エリアを定め」「現在の26種類の収集パターン（収集エリア、曜日）を見直すには、ごみ搬入量の均等化を図るためにも大変な作業であり、市民生活に直接影響があることから単純にエリアを分割し数社に発注するには難しい状況」となっているが、すべてのエリアについて該当してはならず、特に郊外地区は該当しないと思われる。

これらの郊外地区は競争入札が実施されている豊野地区や中条地区のように本業務委託と切り離し、別途競争入札を実施することは十分可能であると思われる。

③ 種類別収集の視点

上記随意契約理由にある「現在の 26 種類の収集パターン（収集エリア、曜日）を見直すには、ごみ搬入量の均等化を図るためにも大変な作業であり、市民生活に直接影響があることから単純にエリアを分割し数社に発注するには難しい状況」については、その根底に競争入札移行＝収集パターン見直し という概念が働いていると思われる。しかし、競争入札に移行するからといって収集パターン見直しは必須なのかどうかと考えれば疑問符がつく。

担当課確認によると、この収集業務が仮に単独での業務委託となっているならば、当該契約に関する収集エリア中の全部の可燃ごみだけを収集するのに必要な理論上の車両台数に対し、同組合以外の市内業者も 1 社のみではあるが現時点においてすでに車両保有台数の要件は満たしている。当然、廃掃法の要請により、このうえ人員基準、財務基準、さらに相当の経験を有する要件を充足することが必要となるが、この要件を充足すれば仮に収集パターンの見直しを行わない場合でも原則である競争入札への途が開くこととなり、地方自治法における「競争入札の原則導入」及び廃掃法における「一般廃棄物の収集という業務の公共性から、業務の遂行の適正」の双方の要請を満たすことになる。

上記同様、現在の収集パターンを変更せず、種類別に区分した場合の車両台数基準を充足する市内業者数は次のとおりとなる。

種類	充足業者数
プラスチック製容器	2
不燃物	2
缶	10
ペットボトル	28
ビン	7
紙	3

現在の収集パターンは地区ごとになっているが、他市町村では種類ごと又はその併用で収集業者を決めている例もある。

このように、種類ごとによる収集を検討することにより競争入札の原則導入が可能になる余地があるものと考えられる。

可燃物を扱う長野市一般廃棄物収集運搬業許可業者は平成 22 年 4 月 1 日現在で約 130 弱存在する。このうち、同組合の組合員企業 5 社のみが家庭から排出される可燃ごみ収集業務を随意契約により継続的に受託している事実は平成 14 年度包括外部監査の指摘のとおり、新興・後発業者へ収集業務の参加機会を失わせる結果となる。

一方、ごみの収集は 1 日たりとも停止できない重要度の高い業務であり、や

みくもな競争原理を導入した結果市民が混乱してしまえば廃掃法の要請に反することとなる。

難しい問題であるが、絶えずその両者の要請を統合する改善方策を担当課では検証する必要がある。担当課とすればごみの収集は正確性が大事というスタンスは理解できるところであるが、このスタンスに偏りすぎるのは問題であり、少なくとも随意契約ありきでの発想でこの問題に取り組むことは良くない。

(結果 2)

○積算における価格に関する問題

① 旧長野市地区と合併町村地区の人件費積算格差

平成 21 年度の旧長野市地区と合併町村地区（豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条）について、積算の基礎となるそれぞれの人件費単価（直接給＋間接給）指数（豊野地区を 1.0 とする）は以下のとおりである。

地区	指数
長野	1.17
豊野	1.00
戸隠	1.00
鬼無里	1.00
大岡	1.00
信州新町	0.980
中条	0.980

※長野地区の計算は他地区のように直接給（人件費日額）に間接給（社会保険料）を加える方法と違い、直接給には給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、住宅手当、賞与が含まれ、間接給には社会保険料、退職金掛金、被服費、研修旅費、健康診断費が含まれている。これを年間勤務日数 242 日、1 日当たり労働時間を 8 時間として時間給を算定している。

※中条地区、信州新町地区は平成 22 年度より上記指数が豊野、大岡、戸隠、鬼無里各地区と一致している。

このように、長野地区のみが他地区と比較して 17%程度高い人件費単価で積算されている。この理由は長野地区に限って各種手当や退職金掛金等が積算されていることなどによる。

担当課によると、この人件費積算方法の違いについて、長野地区は専用車で収集し、自分の担当が終了したら他の収集が遅れている箇所を助けに行くため収集に概ね 1 日かかり、社会保険料以外にも通勤費、賞与、退職金、研修費、被服費等を積算に組み込み、1 つの産業として仕事をしているという観点で積算しているのに対し、他地域については必ずしも毎日収集業務があるわけではなく、1 日

かかるということはほとんどないことから、1つの産業というよりは時間割的（臨時的）な仕事という観点から積算しているため、委託業務に携わる時間以外には他の業務を行うことも可能であるという観点から日額に保険料を加え、長野市からの業務委託分の時間のみを積算しているとのことである。

しかし、確かに収集用の車両は専用車（たとえば事業ごみの収集はできない）であるため長野地区と他地区の車両費の積算方法には違いがあっても理解できるが、長野地区の家庭ごみ収集に係る従事者は専任者だけでなく兼任者も存在するので上記のような理由で長野地区と他地区の積算方法を異にするのは問題である。

また、担当課から長野地区の業務委託先である長野市委託浄掃事業協同組合へ退職金規定や研修旅費の対象となる研修規定の有無を照会してもらった結果、各組合員企業にはこれらの規定が存在するとの回答であったとのことであるが、各組合員企業ごとにその水準や内容は異なると考えられ、長野市が積算しているこれらの金額が単に同組合又は組合員企業の利益となってしまう可能性も否定できない。

ましてや、この長野地区の契約は前述のとおり随意契約によって行われているのであるから、競争原理も働かず、ほぼ100%の落札率で同組合へ支払われることから考えるとさらに重要な問題である。

長野地区以外の人件費積算基準と異なる方法を適用する特殊事情がない限り、統一した人件費積算を行うべきである。

② 間接給の積算について

間接給として積算されている社会保険料のなかに、介護保険料の積算部分が含まれている。介護保険料は満40歳以上の従業員について必要となる経費であるが、従事者の中には40歳未満の従事者も多数含まれている。健康保険や厚生年金と異なり一律に積算すべきでない。金額面では些少であるが、より正確な積算のために考慮する必要がある。

③ 車輛減価償却費の積算について

この業務委託に関する積算の項目は、大きく人件費と車輛費である。その車輛費の中で最も大きな金額を占めるのは車輛の減価償却費である。この業務委託に関して必要となるパッカー車や平ボディ車の耐用年数は4年（税務基準と同一）であるため、車輛の取得価額（実際の積算では取得価額から10%の残存価格を控除した金額）を4等分した金額を年間の減価償却費として積算している。よって、この取得価額をいくりに設定するかが積算上重要である。

長野市では従来からこの車輛取得価額を9,600千円として積算が行われてきた（経緯は不明）。その後平成19年中に業者見積を徴した結果8,300千円の見積りであったため、平成20年度の積算は8,300千円によって行われ、翌21年度も同様の積算が行われた。

しかし、平成22年度の予算申請の際、平成19年度からの業務内容に変化が認められないから車輛代も平成19年当時の価格に据え置くべきとのことから、

平成 22 年度から再び車輛取得価額を 9,600 千円として車輛減価償却費が積算された。

そもそも平成 19 年当時の車輛取得価額 9,600 千円というのは根拠が不明であり、その後の年度で実際徴収した見積金額 8,300 千円を上回る金額で積算する理由は理解し難い。

また、実際担当課では組合員企業が車輛を真に所有しているかどうかの裏付けとして車検証の写しの提出を受けているのであるから、その提出にあわせて実際の取得価額を調査すれば業者見積よりも正確な取得価額情報を得られる可能性が高いし、その結果積算も適正な金額とすることができると思われる。

④ 車輛経費の積算について

車輛費のなかで、前項の減価償却費の次に大きい経費が燃料費である。この燃料費の積算方法は燃料単価×1 日当たり走行距離×稼働日数÷燃費で行われている。

このうち、燃料単価は変動の激しいものであるから、毎年度積算時の燃料代水準によって設定されているので問題ない。しかし、1 日当たりの走行距離と燃費はここ何年も据え置かれている。

1 日当たりの走行距離は、過去何らかの方法で算出されたものと思われるが、その根拠は担当課でも不明である。

この走行距離に関しては、特に長野地区の収集車は専用車両であるから他の用途に利用されることはないのであるから、単純にメーター実績から算出が可能であると思われる。

燃費についても、走行距離同様何らかの方法で算出されたものと思われるが、車輛の積載量や性能、形式も変化していると思われるので、その仕様書等から検証し直すべきである。

(2) 大岡地域家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託

区分	業務委託
概要	大岡地域（旧大岡村）家庭ごみ収集運搬業務及び資源物の拠点回収
執行伺起案者所属名称	環境部生活環境課
契約相手方	株式会社環興
契約方法名称	参加希望型指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	10,270,000 円
最低制限価格	6,920,000 円
調査基準価格	7,780,000 円
当初契約額	7,580,000 円
落札率	73.8%

(意見)

○1 キロ当たり収集コストに関する地域差の問題

長野市の家庭ごみ収集に関して、各地区別の実際廃棄物量及び1キロ当たりの収集コストを一覧にすると以下のとおりとなる。

	実際廃棄物量 (kg)	1キロ単価 (円)
長野	78,858,640	10.47
豊野	506,170	13.13
戸隠	817,560	14.97
鬼無里	298,680	23.00
大岡	161,160	47.03
信州新町	190,840	19.43
中条	60,990	27.76

このように、大岡地区の1キロ当たりゴミ収集コストは他の地区と比較して極端に高額となっている。この理由は、長野市中心部から遠方にあり、かつ、ごみの収集量が少ないことがあげられる。

ごみ量が少ないからといって収集頻度を下げるわけにもいかないため、このような数値になるものと思われる。しかしながら、その単価の突出度合いから考慮するとこのまま現状維持という訳にはいかないと思われる。たとえば信州新町地区と統合するなどコスト削減に関しての検討も必要と思われる。

(3) 平成22年度資源物・ごみ収集カレンダー印刷

区分	物品購入
概要	資源物・ごみ収集カレンダー及び集積所掲示用ラミネートカレンダーの印刷
執行伺起案者所属名称	環境部生活環境課
契約相手方	蔦友印刷株式会社
契約方法名称	指名競争入札
設計額 (予定価格積算書)	
予定価格	6,740,000 円
当初契約額	3,700,000 円
落札率	54.9%

平成22年度の資源物・ごみ収集カレンダー (以下「カレンダー」という) の作成部数は合計で184,750枚である。このカレンダーの用途は3つに区分けされ、その内訳は

- ・各地区役員を通じ、長野市内全世帯配布用及び集積場掲示用 (160,024 枚)

・長野市内の各支所の保管用（10,979 枚）

・生活環境課の保管用（13,747 枚）

となっており、例年、契約受託者により各所へ直接配送されている。

各地区役員への配送分は、その区内の全世帯に配布及びに区内の集積場に掲示される。各支所保管部分は、主に転入者への配布用に利用される。生活環境課保管分は、支所で不足した場合の予備及びごみ出しに関してルールに従わない市民への指導の際等に利用される。

また、それぞれの地区ごと収集日等が異なるため、結局 42 種類のカレンダーが作成されており、一覧にすると以下のとおりである。

	地区名	平成 22 年度					平成 21 年度	
		地区分	支所分	担当課分	合計	担当課残数 (22 年 12 月 末)	担当 課分	担当課残数 (22 年 2 月 末)
1	第一	3,624	20	423	4,067	106	360	45
2	第二	7,216	120	723	8,059	20	720	65
3	第三	4,541	20	856	5,417	214	860	330
4	第四	1,775		323	2,098	131	250	82
5	第五	3,212	30	523	3,765	99	500	173
6	芹田	14,810	610	2,057	17,477	534	2,000	103
7	古牧	11,406	400	1,323	13,129	352	1,310	143
8	三輪	7,299	885	743	8,927	348	700	309
9	吉田	7,359	325	643	8,327	256	600	232
10	古里・朝陽	11,039	530	623	12,192	210	600	133
11	柳原・若穂	6,988	390	323	7,701	165	250	56
12	浅川	2,615	310	223	3,148	51	100	44
13	大豆島	4,499	305	423	5,227	154	400	76
14	若槻	7,805	945	523	9,273	320	480	203
15	長沼	800	15	53	868	79	30	24
16	安茂里	9,506	650	723	10,879	129	700	155
17	小田切	497	15	53	565	19	20	15
18	芋井	1,296	50	273	1,619	119	210	78
19	篠ノ井	5,062	350	223	5,635	42	100	95
20	篠ノ井	2,180	260	223	2,663	64	80	183
21	篠ノ井	7,740	850	283	8,873	151	190	161
22	松代	6,159	450	123	6,732	161	90	50
23	川中島	9,567	1,040	323	10,930	118	280	51

24	更北	11,876	1,550	653	14,079	315	630	225
25	七二会	753	10	53	816	15	20	9
26	信更	977	35	53	1,065	24	20	15
27	戸隠	362	30	53	445	25	10	4
28	戸隠	670	30	53	753	15	20	6
29	戸隠	571	30	53	654	24	20	10
30	鬼無里	460	50	53	563	25	10	5
31	鬼無里	340	50	53	443	28	10	6
32	大岡北部	400	20	53	473	23	5	0
33	大岡南部	360	20	53	433	28	5	1
34	豊野A	958	64	73	1,095	41	15	26
35	豊野B	812	49	73	934	125	15	41
36	豊野C	387	71	73	531	46	15	47
37	豊野D	1,061	150	73	1,284	130	15	4
38	信州新町A	399	50	67	516	8	20	0
39	信州新町B	732	50	67	849	8	20	0
40	信州新町C	539	50	66	655	32	20	0
41	信州新町D	386	50	66	502	32	20	0
42	中条	986	50	53	1,089	25	24	0
	総合計	160,024	10,979	13,747	184,750	4,811	11,744	3,205

(結果)

○成果および必要性の検討（必要数の検討）

各地区配布用及び各支所配布用の合計約 171 千枚の算定は、毎年 8 月に実施する各地区区長及び各支所からの必要枚数調査により行われている。その際、生活環境課ではその必要枚数の申出を原則そのまま採用し、増減が顕著な地区については、理由を確認することとしている。

また、一括して作成するカレンダーの残存数の把握が制度化されていないため、どの位の残存数が生じたのか、又は不足数が生じたのか不明である。

因みに、平成 22 年 8 月 1 日現在の長野市の全世帯数と集積場の数からして各地区配布用はほぼ必要数と合致していると考えられる。また、担当課分については、前年度の残数を参考に必要数を定めている。しかしながら、支所保管分に関してはリアルタイムな残数確認もなされず、また前年度等のカレンダー残数から当年度の必要部数を検証するといった合理的確認も行われていないなど、必要部数の

根拠も明確でないため作成部数が過剰となっている可能性がある。

平成 21 年度の全カレンダー作成枚数は 178,500 枚であるが、平成 22 年 2 月に行われた生活環境課保管部分の残数確認においては合計で 3,205 枚であり、この上に各地区役員及び各支所保管分が存在するので実際の年度末残存数（翌年度に使い回しが出来ないため、結果的に廃棄数となる。以下同じ）はさらに多いと想定される。平成 22 年度においても 12 月の生活環境課の残数確認で 4,811 枚の残数となっており、やはりこの上に各地区役員及び各支所保管分が存在する。

したがって、地区役員配布分については上記のとおり年度ごとの相对比较で必要数の検証が行われているものの、数年に 1 度程度は地区ごとの世帯数及び集積所数から必要絶対数の検証も行う必要がある。各支所配布分に関しては、定期的な残数確認を行い、年度末残存数のデータから翌年度の必要数にフィードバックできる体制とすべきである。

18. 環境部清掃センター

(1) 平成 21 年度工事・業務委託設計積算基準

廃棄物処理施設の健全な運転管理に必要な点検補修工事や業務委託に関する積算基準（以下「清掃センター積算基準」という）が設けられており、清掃センターに関する工事及び業務委託に関する積算はこの基準によりなされている。

清掃センター積算基準の内容は、大きく工事、業務委託、設計業務委託の 3 種類に区分され、工事に関しては直接工事費（材料費、労務費）と共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）その他の積算基準が示されており、業務委託に関しては工事積算基準に準ずる旨（ただし共通仮設費、現場管理費は業務内容により低減実施）、設計業務委託に関しては直接費（直接人件費、直接経費）と間接費（諸経費、技術経費）その他の積算基準が示されている。

(結果 1)

○積算における価格に関する問題（直接工事費の材料費算定について）

清掃センター積算基準には、材料費に関し以下のように規定されている。

機器、材料単価の採用順位は次のとおりとする。また、過去の事例等を参考に決定することができる。

- ① 建設物価、積算資料
- ② カタログ×実勢掛け率
インターネットによるメーカー調査価格もカタログ価格と見なす。
- ③ 見積りによる場合（原則として 2 社以上とする。）
1 社見積 見積額×一定率
2 社以上 最低見積額×一定率
- ④ 雑材消耗品費は、材料費等×一定率とする

したがって、清掃センター積算基準の適用を受ける工事及び業務委託に関する

材料費積算は、優先順位としてまず建設物価又は積算資料に基づいてなされなければならないことになる。

しかしながら、実際の工事に関する積算を確認すると、優先順位の最も低い③の方法が主に適用され、一部において業者見積額に一定率を乗じた金額よりも実勢価格が低い場合には実勢価格が採用されている。

また、その③においては、原則 2 社以上の見積りを徴することとなっているが、清掃センターの「資源化施設主要設備オーバーホール工事」「焼却施設クレーン設備修繕工事」といった工事や「清掃センター焼却施設定期点検整備委託」「清掃センター蒸気タービン及びボイラー精密点検委託」といった業務委託はその業務の特殊性から随意契約となっており、その随意契約先以外に見積書を徴することができないため原則どおりの積算を行うことができず、随意契約に関する契約の材料費積算部分に関していえば事実上清掃センター積算基準は形骸化している。これらの材料に関しては③の方法以外現実的に採用できないのであれば見積額に乗ずる一定率の根拠を明確にする必要がある。

(結果 2)

○積算における価格に関する問題（直接工事費の労務費算定について）

清掃センター積算基準には、労務費に関し以下のように規定されている。

① 労務単価

原則として長野県単価（最新版）とする。

なお、特殊な条件における施工については、前記労務単価に作業割増を加えることができる。ただし、上記によることが不適当な場合は見積りによることとし、見積りの掛け率は下記による。

- | | |
|-------|-----------|
| 1 社見積 | 見積額×一定率 |
| 2 社以上 | 最低見積額×一定率 |

また、実情にあわない場合、過去の事例を参考に決定することができる。

したがって、清掃センター積算基準の適用を受ける工事及び業務委託に関する労務費積算は、長野県単価を採用することが原則であり、それが不適当な場合は見積りによることができるとなっているから、まず長野県単価のどの単価を適用するかを明確にする必要がある。

実際の積算状況を確認すると、契約形態が随意契約か競争入札かによって積算が異なっており、競争入札に関する工事については業者見積における人工単価ではなく長野県単価が用いられている。したがって、競争入札における工事に関しては清掃センター積算基準どおりの積算がされており、かつ長野県単価は複数業者から徴した人工単価を下回っているため積算上問題はないと考える。

一方、随意契約に関する工事及び業務委託については、業者見積額に規定のとおり的一定率を乗じる例外方法の積算となっているケースが大半であり、原則である長野県単価はほとんど採用されていない。（随意契約となっている業務委託には一部長野県単価を採用しているものがある）

この労務費における清掃センター積算基準に関しては、(結果1)と異なり、長野県単価によることを原則の取り扱いとしているのであるから、例外規定を使うのであれば長野県単価によることが不相当であることの理由が明確でなければならないが、その理由は不明確である。

また、情報収集しようと思えば他市には清掃センターと同等の施設も存在するので、長野県単価の中に相応しいものが存在しない場合であっても③の方法しか適正人工単価を設定する選択肢がないとは断言できないと考えられる。また、

(結果1)同様、見積額に乗ずる一定率の根拠も不明瞭であるし、1社見積の場合、材料費と労務費の掛け率に差がある理由も同様である。

いずれにしても、(結果1)と同様に、清掃センター積算基準全体の見直しが必要である。さらに、労務費に関しては清掃センター積算基準に定めるとおり、その原則規定である長野県単価によって積算を試みるべきである。

(2) 焼却施設焼却業務委託

区分	業務委託
概要	ごみ焼却施設の安全かつ安定した運転を確保するため、設備の保守と運転操作・運転指導等の維持管理業務
執行伺起案者所属名称	環境部清掃センター
契約相手方	日神サービス株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	<p>本業務はごみ焼却施設（清掃工場発電所）の安全で安定した運転を確保するため、プラントメーカーの日立造船(株)の子会社（100%出資）の日神サービス(株)と随意契約したい。</p> <p>日神サービス(株)は東日本エリアに、昭和40年代からごみ処理プラントの運転委託を受注し、現在約50施設の運転管理等を行っている。</p> <p>1. ごみ焼却施設は発電所の扱いを受け、ばい煙発生施設として公害規制され、これらをクリアできるように長年の経験の蓄積があり、技術的に精とおしていることが必要である。上記業者は運転操作維持管理に係る経験知識の蓄積が豊富で信頼性があり、的確な設備の保守が期待できる。</p> <p>2. また、異常発生時の対応等も迅速かつ適切に行える。</p> <p>3. 本委託業務に関しては、その性格上契約後直ちに業務に従事することが要求される</p>
設計額（予定価格積算書）	

予定価格	76,700,000 円
当初契約額	76,500,000 円
落札率	99.7%

(結果 1)

○仕様書と整合しない積算

本業務委託に関して、直接人件費相当部分の積算方法は役職別配置人員に平成 19 年度行政職給与表を引用した月額給与額を乗じて算出されている。具体的な役職別配置人員は総括 1 名、副総括 1 名、主任 1 名、技能員 9 名の合計 12 名である。

これに対し、実際の配置人員は総括 1 名、次長 1 名、班長 5 名、班員 5 名の 12 名となっている。この「班」というのは交代制勤務のため 4 班あり、その他に日勤部隊として 1 班あるのだが、上記表上の「総括」「副総括」は明確なものの「主任」たる役職が実際には不明確である。確かに 5 つの班があるので班長が主任ということであれば主任職を 5 名、技能員を 5 名として積算すべきと考えられるが、各班とも構成員は班長含めて 2 名（日勤部隊は次長含め 3 人）であり、「主任」と考えられるかどうかは疑問があり、逆に主任たる役職者は存在しないとも考えられる。また、当該業務委託に関する仕様書には第 8 条に人員配置に関する規定はあるものの、その資格要件等の記載がないため何をもって役職を定義づけるかも不明確である。

金額的な影響は極めて僅少であるが、仕様上の資格要件は責任問題上重要であるし、その資格に見合った人件費積算も重要であるので、明確な仕様とそれに伴う実態に沿った人件費積算を行うべきである。

(結果 2)

○積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討である問題

本業務委託は随意契約であり、その性格上今後もその形態が継続すると見込まれる。確かに特殊かつ危険を伴う業務であるから、それに見合った十分な積算が必要であるが、反面競争原理が働かずその落札率が高率となることを鑑みても、その業務に関する積算は経済性の観点も十分考慮してなされる必要がある。

本業務委託に関する積算項目を示すと以下のとおりとなる。

給与
扶養手当
特勤手当
賞与
法定福利厚生費
法定外福利厚生費
通勤手当

退職金
小計
ダイオキシンばくろ防止対策費
焼却炉立ち上げ立ち下げ作業費
合計
諸経費
総合計

※1 扶養手当、特勤手当、賞与は長野市技能労務職員手当の給与比から算出

※2 法定福利厚生費は経団連「第51回福利厚生費調査結果（2006年度）」の現金給与総額に占める法定福利費（健康保険、厚生年金等）の比率から算出

※3 法定外福利厚生費も経団連の同上調査における現金給与総額に占める法定外福利費の比率から算出

なお、法定外福利費とは次の付表に掲げるものである。

※4 通勤手当、退職金も経団連の同上調査における現金給与総額に占める経費率から算出

※5 ダイオキシン対策費は前年度設計額（見積額の85%、平成15年度より）

※6 焼却炉立ち上げ・立ち下げ等作業費は平成18年度実績

※7 諸経費は機械設備工事の一般管理経費率

(付表)

住宅関連	住宅
	持家補助
医療・健康	医療・保健衛生施設運営
	ヘルスケアサポート
ライフサポート	給食
	購買・ショッピング
	被服
	保険
	介護
	育児関連
	ファミリーサポート
	財産形成
	通勤バス、駐車場
	その他
慶弔関係	慶弔金
	法定超付加給付

文化・体育・レク	施設・運営
	活動への補助
共済会	
福利厚生代行サービス	
その他	

このうち、直接人件費及び法定福利厚生費に関しては、業務委託でなく長野市の直営で業務を行った場合でも同様の費用が見込まれることから特段の問題はないと考えられる。

しかし、下記については問題があると考ええる。

・法定外福利厚生費

その内訳は上記のとおりであるが、社会通念上これだけの福利厚生費が必要であるかどうかは極めて疑問である。

また、当該業務委託が今後も随意契約によって上記業者が受注し続ける以上、当該業者の福利厚生関連規定がどのようになっているかも全く未検証では問題である。たとえば、同社が「住宅関連の持家補助制度」についての規定がなかった場合、長野市のその支払い相当部分については単なる同社の利益となるだけである。

他にも、「ライフサポート」中にある「通勤バス、駐車場」も別途積算している通勤手当と基本的には重複する。担当課では手当と実費は別という見方をしているようであるが、重複と考えるほうが一般的な解釈であろう。

・退職金

担当課では同社の退職金規定や水準の検証をしていないとのことである。法定外福利厚生費同様、過剰支払いとなっている可能性もあるので、少なくとも同社の退職金に関する状況調査等をし、その情報を基にした積算をすべきである。

・通勤手当

通勤の実態は検証可能であるから、何も経団連資料のみを拠所にする必要はないと思われる。実費相当額での検証が必要である。

・ダイオキシン対策費、アスベスト対策費、焼却炉立ち上げ・立ち下げ等作業費

根本的に過去資料の引用では疑問である。引用したその当時と状況が変化していることも想定されるため、原則として毎年度の積算が必要である。もし仮に過去の積算した状況と比べて変化がなく過去の積算を引用するのであればその変化がないことについて確認事績を残す必要がある。

・業者見積の未徴収

本件に関しては業者見積を徴さず、長野市独自の積算となっている。そもそも清掃センターの業務委託に関する積算は清掃センター積算基準によってなされるものであるため、業者見積を徴してこれに基づき積算する必要はないのであるからそれ自体問題がある訳ではない。

しかし、特に清掃センター積算基準における共通費（一般管理費等）の積算について、長野市積算額と業者見積額との間に金額的な乖離がある場合もあり得る

ので、基本的には随意契約であっても業者見積を徴し、長野市積算額との比較検証を行う必要があると思われる。

(3) 資源化施設運転業務委託

区分	業務委託
概要	資源化施設（不燃ごみを破砕・分別・資源化する施設）の運転業務
執行伺起案者所属名称	環境部清掃センター
契約相手方	日神サービス株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	<p>本業務は不燃ごみを破砕・分別・資源化する施設であり、安全で安定した運転を確保するため、プラントメーカーの日立造船(株)の子会社（100%出資）の日神サービス(株)と随意契約したい。</p> <p>日神サービス(株)は東日本エリアに、昭和40年代からごみ処理プラントの運転委託を受注し、現在約50施設の運転管理等を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本施設はその性格上、爆発や火災の危険が伴うためメーカー固有の設備機器を備え、複雑な構造となっている。その設備の機能維持と安全運転を確保するためには専門知識や熟練が必要である。 2. 施設の運転管理については長年の蓄積があり、技術的に精とおしていることからの確な設備の保守が期待でき信頼性がある。また、異常発生時の対応等も迅速かつ適切に行える。 3. 本委託業務に関しては、その性格上契約後直ちに業務に従事することが要求される
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	108,500,000 円
当初契約額	108,000,000 円
落札率	99.5%

(結果1)

○仕様書と整合しない積算

本業務委託に関して、直接人件費相当部分の積算方法は役職別配置人員に平成19年度行政職給与表を引用した月額給与額を乗じて算出されており、具体的な役職別配置人員は総括1名、副総括2名、主任2名、技能員19名、技能員24名の合計18名である。

これに対し、実際の配置人員は総括1名、次長1名、班長4名、班員12名の

18名となっている。この上記表上の「総括」「副総括」は明確なものの「主任」「技術員1」たる役職が実際には不明確である。また、当該業務委託に関する仕様書には第7条に人員配置に関する規定はあるものの、その資格要件等の記載がないため何をもって役職を定義づけるかも不明確である。

金額的な影響は極めて僅少であるが、仕様上の資格要件は責任問題上重要であるし、その資格に見合った人件費積算も重要であるので、明確な仕様とそれに伴う実態に沿った人件費積算を行うべきである。

(結果2)

○積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討である問題

本業務委託は随意契約であり、その性格上今後もその形態が継続すると見込まれる。確かに特殊かつ危険を伴う業務であるから、それに見合った十分な積算が必要であるが、反面競争原理が働かずその落札率が高率となることを鑑みても、その業務に関する積算は経済性の観点も十分考慮してなされる必要がある。

本業務委託に関する積算の概要を示すと以下のとおりとなる。

給与
扶養手当
勤務手当
賞与
法定福利厚生費
※法定外福利厚生費
通勤手当
退職金
小計
アスベスト類ばくろ防止対策費
休日等出勤手当
技術経費
諸経費
総合計

※1 扶養手当、特勤手当、賞与は長野市技能労務職員手当の給与比から算出

※2 法定福利厚生費は経団連「第51回福利厚生費調査結果(2006年度)」の現金給与総額

に占める法定福利費(健康保険、厚生年金等)の比率から算出

※3 法定外福利厚生費も経団連の同上調査における現金給与総額に占める法定外福利費

の比率から算出

なお、法定外福利費とは(2)に記載した付表に掲げるものである。

※4 通勤手当、退職金も経団連の同上調査における現金給与総額に占める経費率から算出

- ※5 アスベスト類ばくろ防止対策費は前年度設計額（積上、平成 18 年度より）
- ※6 休日等出勤手当は積上げ計算
- ※7 諸経費は機械設備工事の一般管理経費率

このうち、直接人件費及び法定福利厚生費に関しては、業務委託でなく長野市の直営で業務を行った場合でも同様の費用が見込まれることから特段の問題はないと考えられる。

しかし、下記については問題があると考ええる。

- ・法定外福利厚生費

その内訳は上記のとおりであるが、社会通念上これだけの福利厚生費が必要であるかどうかは極めて疑問である。

また、当該業務委託が今後も随意契約によって上記業者が受注し続ける以上、当該業者の福利厚生関連規定がどのようになっているかも全く未検証では問題である。たとえば、同社が「住宅関連の持家補助制度」についての規定がなかった場合、長野市のその支払い相当部分については単なる同社の利益となるだけである。

他にも、「ライフサポート」中にある「通勤バス、駐車場」も別途積算している通勤手当と基本的には重複する。担当課では手当と実費は別という見方をしているようであるが、重複と考えるほうが一般的な解釈であろう。

- ・退職金

担当課では同社の退職金規定や水準の検証をしていないとのことである。法定外福利厚生費同様、過剰支払いとなっている可能性もあるので、少なくとも同社の退職金に関する状況調査等をし、その情報を基にした積算をすべきである。

- ・通勤手当

通勤の実態は検証可能であるから、何も経団連資料のみを拠所にする必要はないと思われる。実費相当額での検証が必要である。

- ・アスベスト類ばくろ防止対策費

根本的に過去資料の引用では疑問である。引用したその当時と状況が変化していることも想定されるため、原則として毎年度の積算が必要である。もし仮に過去の積算した状況と比べて変化がなく過去の積算を引用するのであればその変化がないことについて確認事績を残す必要がある。

- ・業者見積の未徴収

本件に関しては業者見積を徴さず、長野市独自の積算となっている。そもそも清掃センターの業務委託に関する積算は清掃センター積算基準によってなされるものであるため、業者見積を徴してこれに基づき積算する必要はないのであるからそれ自体問題がある訳ではない。

しかし、特に清掃センター積算基準における共通費（一般管理費等）の積算について、長野市積算額と業者見積額との間に金額的な乖離がある場合もあり得るので、基本的には随意契約であっても業者見積を徴し、長野市積算額との比較検

証を行う必要があると思われる。

19. 環境部衛生センター

(1) 市内北地区 2 公衆トイレ清掃業務委託

区分	業務委託
概要	市内権堂中心 13 箇所の公衆トイレ清掃業務委託
執行伺起案者所属名称	環境部衛生センター
契約相手方	有限会社エス・ビー・エム長野
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	8,190,000 円
最低制限価格	5,560,000 円
調査基準価格	6,250,000 円
当初契約額	6,180,000 円
落札率	75.5%

(結果)

○積算に用いる数量単位の問題

本業務委託及び環境部衛生センターで所管している 2 トイレ清掃業務委託（市内北地区 1 公衆トイレ清掃業務委託及び市内南地区公衆トイレ清掃業務委託）については、その積算方法が共通しており、清掃する面積に関係なく、一つ一つのトイレについて、均一の清掃単価に年間清掃回数に乗じて計算している。

基本的に、清掃業務に関する業務委託料は清掃単価×清掃面積で算出するのが合理的であると考えられる。ただし、各トイレの設備について清掃作業量を左右する便器数及び手洗数がトイレの面積と比例しないのであれば清掃面積に加えこれらの数値も加味した基準で清掃単価を考慮する必要があるだろう。

これは言うまでもなく一般的にも作業量に応じた委託料とするのが適当であると認識できるし、財団法人経済調査会で発行している積算資料において、ビル清掃料金に関する例ではあるものの清掃に関する単価は㎡単位にて掲載されている点を見ても裏付けられる。

この担当課積算方法だと、面積の大きいトイレでも小さいトイレでも同じ清掃業務委託料になってしまうため、上記 3 契約とも清掃面積に差がない場合は良いが、面積に差があると狭いトイレを数多く清掃する業者が有利になるなど契約ごとに有利不利が出来てしまう結果となる。当該 3 清掃業務委託の年間清掃面積からみた㎡単価指数を、市内北地区 1 を 1.0 として比較すると以下のとおりとなっている。

名称	延面積 (㎡)	年間清掃回数	㎡単価指数
----	------------	--------	-------

市内北地区 1	165,180	4,554	1.0
市内北地区 2	167,119	5,555	1.218
市内南地区	143,914	3,947	0.997

このように、市内北地区 1 と市内南地区は㎡単価（設計額÷面積）がほぼ同額であるが、同額市内北地区 2 は㎡単価が突出している。これは、清掃面積で見れば北地区 1 と大差ないが、延べ清掃回数が大きく上回っていることが原因している。

したがって、清掃回数でなく清掃面積によって積算をしていたならば本件に関する設計額は市内北地区 1 を若干上回る程度の設計額になったはずである。ちなみに、市内北地区 1 の予定価格は 6,710 千円、最低制限価格は 4,550 千円であるから、これらの数値から批准して考えれば自ずと市内北地区 2 に関する契約に関して清掃面積で積算した場合の予定価格、最低制限価格も推算できる。

その推算に基づく最低制限価格で入札が行われていた場合、実際の入札で設定された最低制限価格 5,560 千円を割り込んで応札した 2 業者（応札額 5,350 千円、5,450 千円）について、最低制限価格未滿応札による失格になった可能性は極めて低くなるものと考えられる。

積算方法によって、本来失格にならずに済んでいた業者が失格となるのは歳出過剰につながる重要な問題であり、積算方法の検証が必要である。

20. 産業振興部観光課

(1) 遮光カーテン 川島織物セルコン タルパ GD1287

区分	物品
概要	エムウェーブの遮光カーテンの購入
執行伺起案者所属名称	産業振興部観光課
契約相手方	鹿島建物総合管理株式会社
契約方法名称	参加希望型指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	8,160,000 円
当初契約額	7,700,000 円
落札率	94.4%
変更契約額（契約増減額）	

○契約変更について

当初契約上の仕様では十分な遮光性が確保できないなど不具合があり、仕様数量を変更する必要性が生じたため、変更契約をしている。ただし、金額の変更はない。

平成 22 年 1 月 25 日協議書では、受注後に現場にて詳細な採寸を行ったところ、①貴市指定の仕様では完全に遮光できない部分が生じ仕様及び数量を変更したい旨。②貴市仕様は裏地付だが、今回のカーテンは 1 枚が非常に重く、吊下げた際に自重により損壊のおそれがあるため、裏地をなくして軽量化したい旨（裏地が無くても遮光性に問題はない）。が記載されている。これに対して担当課では仕様変更を承認し、①による増額部分と②による減額部分を同額とみなして契約金額の変更は行わないこととしている。

変更前変更後の仕様は表 1、2 のとおりであり、変更前と変更後の面積の差は 259.85 m²である。

表 1

変更前

NO	幅	高	ヒダ	裏地	枚数	面積
1	25	16.3	1.5	あり	2	1,222.5
2	23.5	16.3	1.5	あり	4	2,298.3
3	21.5	16.3	1.5	あり	2	1,051.4
				計	8	4,572.2

表 2

変更後

NO	幅	高	ヒダ	裏地	枚数	面積
1	28	16	1.5	なし	2	1,344.0
2	25	16	1.5	なし	4	2,400.0
3	17	16	1	なし	4	1,088.0
				計	10	4,832.0

（結果）

○増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題

仕様変更の金額的影響額を検討した計算根拠資料が残っていない。①の増額部分と②の減額部分を比較して契約金額を変更しなくてよいとする計算根拠となる資料を残すべきである。増額部分が多かったのであれば業者の負担に、減額部分が多かったのであれば市の負担になっており、透明性の観点からも問題である。また、受注後に現場にて詳細な採寸を行ったとしているが、積算段階において詳細な採寸を行うべきである。

（意見）

○競争入札における見積りの入手先

第一回目の入札では予定価格に達している業者はなく再度入札をおこない、鹿島建物総合管理株式会社が落札している。鹿島建物総合管理株式会社はエムウェーブの指定管理者である(株)エムウェーブから建物管理を再委託されている会社である。担当課が見積り依頼したのは、株式会社柳沢今朝喜商店と鹿島建物総合管理株式会社で、担当課の説明では、鹿島建物総合管理株式会社は、株式会社シマコーから見積り入手している。株式会社シマコー及び鹿島建物総合管理株式会社はともに入札に参加しており、入札においては第一回目、第二回目とも鹿島建物

総合管理株式会社が株式会社シマコーより 100,000 円低い価格で入札しており、落札している。

株式会社シマコーからの見積書は鹿島建物総合管理株式会社経由で市に提出されているため、鹿島建物総合管理株式会社が株式会社シマコーの見積内容を把握しているものと推測される。見積書入手先選定に際して配慮が望まれる。また、競争入札の場合の積算に際して見積書を徴する場合、入札者に不公平が生じないようにすること、適正な積算に資するようにすることが重要である。見積書を徴する場合は少なくとも 2 者以上から徴することが望まれる。

(2) 松代象山地下壕精査点検委託

区分	業務委託
概要	松代象山地下壕見学者の安全を確保するため行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・地下壕の岩盤及び安全対策用構造物等の状況点検 ・坑道の側壁、天盤の点検及び浮石払い ・鋼枠留め付けの腐食状況等の点検 ・坑道内酸素濃度の測定
執行伺起案者所属名称	産業振興部観光課
契約相手方	三井金属資源開発株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	松代象山地下壕公開に当たり、入壕者の安全を確保するために行うものであり、この業務については、鉦山等地下施設の関わる保安技術資格者を有すると共に、地下壕内という特殊な状況下において継続的に危険箇所を把握し、本市に的確な情報を提供できる業者であることが不可欠である。上記業者は、鉦山等地下建設に関わる保安技術者を有すると共に、平成 12 年度から松代象山地下壕の精査点検業務を誠実に履行し、地下壕内の経時的変化を把握しており、上記の条件を満たしている。また、他に本件委託が可能な業者を調査した結果、長野市物品等競争入札参加資格名簿の中では上記以外にないため、当該業者と随意契約を行うもの。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	2,670,000 円
当初契約額	2,660,000 円
落札率	93.3%

○随意契約理由について

担当課によれば、地下壕は素掘り、岩石が露出しており、炭坑と同じ扱いであり、作業はカンで行われる。いわゆる職人わざである。契約できる大手業者は1社のみである。とのことである。

ただし、毎年公募型随意契約で随意契約予定を公開し参加応募者を確認している。

○作業実績について

予定価格積算書の内訳では安全精査費の単価算定に際して1・5人工で計算している。実際の作業がどのように行われたか検討するため、精査点検作業工程表を閲覧したところ以下の問題点が把握された。

(結果)

○実績の把握検討と翌期以降の積算への反映が行われていない問題

点検作業工程表では、点検作業が行われているのは前日午後から当日午前が基本と思われる。担当課では、毎回作業実施者から電話で点検の完了報告を受けているとのこと、早い日は午前中に終了し、遅い日は夕方に報告を受けているとのことである。工程表はあくまで計画であり、実質作業時間を報告書に明記させ作業実績を確認し、その実績を次回の積算に反映するための資料とする必要がある。

(3) 若里多目的スポーツアリーナ非常用発電機定期整備業務委託

区分	業務委託
概要	本体のオーバーホールによる精密点検及び部品交換 ・自家発電機の劣化部品の交換 ・自家発電機の年次点検
執行伺起案者所属名称	産業振興部観光課
契約相手方	鹿島建物総合管理株式会社
契約方法名称	参加希望型指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	8,180,000 円
最低制限価格	5,450,000 円
調査基準価格	6,130,000 円
当初契約額	7,800,000 円
落札率	95.4%

報告書（建物管理作業報告書）には、現場組織表の作業体系図がなく作業体系（下請関係）が不明であるが、自家発電機の作業点検表には川崎重工業㈱との記載が、点検整備報告書（12ヵ年毎点検整備報告書 点検日は2009年9月30日）の点検責任者の会社名には北斗電機株式会社（入札参加者）との記載があるため、契約者は作業の重要な部分を再委託していると考えられる。

(結果)

○再委託に関する運用上の問題

業務委託契約書において「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。」とされている。担当課から再委託に関する書類が監査人に提出されなかったため、再委託について事前承認が行われたか不明である。関係書類が保管されていないもしくは当初から作成されていないために、当時再委託に関する承認が行われたかどうか確認できないとのことである。「エムウェーブ鋼製建具点検調整業務委託」も鹿島建物総合管理株式会社が受託しているが、こちらは作業体系図が示され下請関係が示されている。後から再委託についての承認の有無が不明になるような状態を招いている現状を踏まえ、今後は再委託の承認に際しては文書のやり取りを行うなど承認の有無が明確になるようにすべきである。

(4) エムウェーブ人工芝巻取減速機オーバーホール業務委託

区分	業務委託
概要	人工芝巻き取り装置 主軸駆動用原動機及び減速機オーバーホール 2基 受けローラー駆動用原動機及び減速機オーバーホール 1基
執行伺起案者所属名称	産業振興部観光課
契約相手方	有限会社青木工業所
契約方法名称	参加希望型指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	8,310,000 円
最低制限価格	5,540,000 円
当初契約額	6,677,000 円
落札率	80.3%

(意見)

○積算における価格に関する問題

指名の要件を市内業者、準市内業者としているのに、予定価格積算書で作業員宿泊（279 千円）、作業員交通費（132 千円）が計上されている。担当課の説明では、作業員宿泊費及び作業員交通費は専門業者の宿泊費とのことであるが、市内業者、準市内業者を指名要件とする競争入札であるにもかかわらず宿泊費等を積算するのは疑問である。あらかじめ市外の専門業者を予定しているのであれば、

市内業者、準市内業者では作業ができないことを意味しているので、指名業者を地元業者に限定して指名競争入札を行うのは妥当でないとする。

(結果)

○成果および必要性の問題

平成20年度の包括外部監査報告書において「人工芝は老朽化しこのままでは使用に耐えられないと判断し人工芝は今後使用しないこととした。」と報告されている。

主軸駆動用原動機等は合計4基（うち今回3基についてオーバーホール実施）、人工芝引出しに使用する原動機等が合計14基ある。今後使用できる状態を当面維持するためだけにでも残りの機械の保守及び人工芝の修繕でおよそ5,000万円は必要といわれている。

現在人工芝は、年に1回（多くて2回）程度しか使用されていない。また、人工芝を利用する場合、準備とあとかたづけに7人で一日かかる作業が必要であるが、人工芝を利用したからといって特別料金は徴収していない。

使用見込の乏しい人工芝の巻取減速機に支出するのは経済性に反していると言わざるを得ない。

(5) エムウェーブ鋼製建具点検調整業務委託

区分	業務委託
概要	<p>(1) 鋼製建具点検調整</p> <p>下記の建具（館内全箇所）について目視点検及び動作点検、可動部の調整・給油及び消耗部品の交換を行い、初期の動作性能及び安全性を確保する。調整不能な不具合箇所については点検報告書により報告する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチールドア点検調整 ・スチールドアユニット点検調整 ・アルミドア点検調整 ・大型引き戸点検調整 <p>(2) 鋼製建具部品交換</p> <p>現に不具合の生じている下記の箇所につき部品交換、補修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランス落とし交換調整 ・扉下削り加工 ・1階廊下フロアヒンジ交換 ・1階南出入口フロアヒンジ交換 ・1階北出入口フロアヒンジ交換 ・シリンダー錠交換 ・非常時用鍵カバー交換

	<ul style="list-style-type: none"> ・扉止め金物取り付け ・ドアレバー交換
執行伺起案者所属名称	産業振興部観光課
契約相手方	鹿島建物総合管理株式会社
契約方法名称	参加希望型指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	7,630,000 円
最低制限価格	5,070,000 円
調査基準価格	5,720,000 円
当初契約額	7,200,000 円
落札率	94.4%

入札は8社参加し、欠席1社、辞退4社、予定価格超過2社で、予定価格に達したのは落札者である鹿島建物総合管理(株)1社であった。なお、入札業者の内1社が鹿島建物総合管理(株)の下請として再委託を受けている状況である。

（意見）

○指定管理者の維持管理業務に関する問題

鋼製建具点検調整は経年劣化により必要になった修繕であるが、「長野市オリンピック記念アリーナの指定管理者による管理に関する協定書」には、記念アリーナの管理に係る業務として、施設、付属設備及び物品の維持管理に関する業務が含まれている。そして、施設・設備の修繕・改修について長野市と指定管理者との間で責任分担がなされ、経年劣化によるもの（1件50万円を目安とし他の修繕等を含め総額500万円以内）は指定管理者の責任とされている。

鋼製建具点検調整は本来、経常的な業務として行われるべきものと考えられる。指定管理者の責任で実施されるべき維持管理が指定管理料とは別に市の負担で行われることは避けなければならない。このため、毎年を経常的な維持管理業務の一環として対応すべき業務の実施状況について十分注意していくことが望まれる。

なお、エムウェーブでは平成21年度から集中的に不具合箇所の整備を進めることとなったが、それまでほとんど諸設備に手を入れてこなかったため、各不具合箇所の修繕範囲、規模、また修繕可能な業者等を担当課が正確に把握できない状況であった

（6）エムウェーブ大型映像装置改修工事

区分	工事
概要	<p>エムウェーブのスポーツ競技及びイベント用の大型映像表示装置2面を、運用面での安全及びランニング・オペレーションコストの低減を考慮し、LED表示システムへ改修するもの。</p> <p>また、映像表示装置本体の改修に合わせて映像調整室の機器をデジタル放送、ハイビジョン画質に対応</p>

	したシステムに改修する
執行伺起案者所属名称	産業振興部観光課
契約相手方	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	本大型映像装置はパナソニック製で製造者の特殊技術によって設置されたのであり、改修にあたっては当該業者の保有する同装置に対する構造知識や分解組み立て技術、部品等が不可欠である。また、本装置の躯体は設置にあわせたオーダーメイドであり製造には多額の経費と工期が必要となるが、現品を継続して使用可能な状況であり、製造及び設置を行った事業者と契約することで工期の短縮、経費の節減並びに確実な施工が期待できる。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	292,000,000 円
当初契約額	260,000,000 円
落札率	89.0%

議会の承認

本工事は予定価格が 1 億 5 千万円以上の請負契約であり、9 月 18 日議会の承認を得ている。

○入札参加募集集について

本件は随意契約となっているが、入札参加希望者を募集している。

平成 21 年 7 月 13 日に設計概要等を公開し、入札参加申込期間は平成 21 年 7 月 13 日から平成 21 年 7 月 16 日の 4 日間、入札予定日は 21 年 8 月 7 日であった。結局応募者が無かったため、随意契約となっている。

(意見)

○競争性の確保（公告期間の十分な確保）

手続として契約規則に照らして問題ないが、入札参加希望者の入札申込期間 4 日間は短すぎると思われる。せつかくの募集手続きが形式的な募集で終わってしまっは意味がないので、可能な限り十分な入札申込期間を確保していただきたい。同様にエムウェーブ関連で募集をした「エムウェーブプレート式熱交換機部品交換工事」の入札申込期間は、平成 21 年 5 月 1 日から平成 21 年 5 月 8 日と 8 日間ある。大型映像装置改修工事は以前から改修計画のあった工事であるので、十分な日数をとることが望まれる。

なお、平成 21 年 3 月 31 日付けの財務省による「一応札、応募に係る改善方法について」においても「財務省では、随意契約見直し計画の推進により、従来競

争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。一方で、一般競争入札や企画競争を実施した結果、1 者応札、1 者応募となっている事例が散見される事態となっている。これは、入札等に付したものの競争性が十分に確保されていないことがその一因になっていると考えられ、財務省としてもこうした事態を回避し実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。」とし、改善方法の公告期間の十分な確保において「現在、休日を含めて 10 日間以上としている公告期間について、① 過去に 1 者応札、応募となった契約で引き続き同様の結果が想定されるもの、及び、② 新規の案件であっても応札者が少数であると見込まれるものは、原則として開庁日で 10 日間以上の公告期間を確保する」としている。

また、入札参加資格として長野県内に保守拠点を有すること及び長野市建設工事競争入札参加資格を有する者を入札要件としている。担当課では国際大会等で映像装置にトラブルが起こると館の運営上重大な問題となるため、緊急対応体制を重視したもので、担当課としては必要な要件と判断した結果であるが、対応できる業者が限られる業務であり競争性を確保する観点からは、同要件を付す必要性があるのか疑問である。

入札資格要件は以下のとおりである。

入札参加資格

- 1 長野市建設工事競争入札参加資格を有する者のうち、電気工事の総合評価値が 1,100 以上の者であること
- 2 電気工事において特定建設の許可を有しているもの
- 3 大型映像表示装置のメーカーであり、競技施設において同等の装置の元請として施工実績を有すること。
ただし、JV の構成員としての実績は出資比率が 20% 以上の場合に限る
- 4 既設筐体を含めた大型映像装置全体としての、総合安全品質保証ができること
- 5 長野県内に保守拠点を有すること

(7) エムウェーブ中央監視システム改修工事

区分	工事
概要	エムウェーブ中央監視システム改修工事 ・ビルディング・マネジメント・システム (BMS) の改修 ・中央監視用 CRT 取替 ・中央監視装置 (MCU) 部品交換 ・中央監視装置 (SCU II) 部品交換
執行伺起案者所属名称	産業振興部観光課
契約相手方	株式会社山武 ビルシステムカンパニー長野支店
契約方法名称	随意契約

随意契約理由	中央監視システムは、当該事業者が製造し設置して設備であり、改修にあたっては当該事業者の保有する構造知識や製造部品等が必要となる。また、本設備は施設の管理運営上、非常に重要であり、当該事業者以外の事業者が改修・改造を行った場合には責任分界店が不明確になる恐れがあり、施設の安全性が損なわれ、催事等に重要な影響を及ぼすため、現設備の製造・設置者である当該事業者と随意契約するもの。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	3,120,000 円
当初契約額	2,981,000 円
落札率	95.5%

（結果 1）

○見積書の入手先

積算に際して見積書を鹿島建物総合管理㈱から入手しているが、仕様書の内容から判断してメーカーでない鹿島建物総合管理㈱から見積書を徴収するのは割高になり適切でないと思われる。

（結果 2）

○工事請負契約と業務委託契約の区分に関する問題

現場における作業が軽微である業務、また仮設や安全対策などの現場管理を必要としない業務などについて、業務内容の実態にかかわらず工事として契約する場合がある。これは、技術的な専門知識を有する監督員に監督させる必要がある場合に、実態は工事とは言い難い場合でも工事して契約しているためである。

本件の場合、新旧の機器は同じものではなく、最新の機器に更新されており、制御プログラムもメーカーの最新仕様にバージョンアップされている。これに伴う通線、動作試験、ローカル端末との連動試験等も含まれており、専門的知識が必要であることは理解できる。しかし、本件においては現場での作業はほとんどなく、委託先の工場等で製作した機器を取付けと動作試験等が主な作業である。表 1 の工事内訳書に記載された交換作業費は 36 千円のみであり、表 3、表 4 に記載されている共通仮設費（81 千円）、現場管理費（393 千円）は低減率を掛けて圧縮しているとはいえ、業務の実態に比べて過大に積算される結果になっており問題である。工事に区分して執行するのであれば、平成 21 年 3 月 31 日付けの国土交通省による電気通信設備工事積算体系の改正の趣旨を踏まえ、機器費について実態に応じた経費の積算を行うべきである。

（意見）

また、業務委託は担当課の事務職員が監督員を務め、工事は設計した技術職員

が監督員を務めるという市の内部の事情がある。全庁的な課題とはなるが、技術的な専門知識を有する職員が業務委託契約の設計、監督を行うなど、業務の実態に応じた契約区分にできる体制を検討すべきである。

実態に応じた契約区分にして積算を実態に合った適切なものにすべきである。

(表 1 工事内訳書)

中央監視システム改修		
データ収集用パソコン、プリンタ		
中央監視用CRT取替LCD 19型		
中央監視装置部品交換		ハードディスク等他 PWSプリント版他
中央監視装置部品交換		
交換作業費		
産業廃棄物処理費		
共通仮設費	直接工事費×3.88%×	
安全衛生管理費	0.9(経費低減)	
現場管理費	(直接工事費+共通仮	
一般管理費	(直接工事費+共通仮	

表 2 工事内容

- 工事内容
- 1 ビルディングマネジメントシステム(BMS)改修内容
 - ① データ収集用パソコン更新1式
32ビットマルチCPU
フロッピーディスク
CD-ROM
カラーディスプレイ
マウス
キーボード
 - ② プリンタ更新
レーザープリンタ
 - 2 中央監視用CRT取替
 - ① 中央監視用CRT2台
 - 3 中央監視装置(MCU)部品交換
CBMバッテリー組立2個
バックアップ用バッテリー(MBM用)2個
電源2個
ハードディスク2個
他
中央監視装置(SCU)部品交換
フロッピーディスク2個
バッテリー組立2個
バッテリー組立2個
他

表 3

仮設計画(改修工事資料)	必要箇所
1 現場作業事務室及び作業員休憩所	無
2 事務用品及び工事用機器	カメラ、絶縁抵抗計、テスター、事務用品一式
3 資材倉庫	無
4 仮設計画図	無

表 4

撮影対象

1 共通項目	着工前状況、機材、発生材、各種試験、官公庁の立会検査、その他
2 配管工事	否
3 配線工事	電線の接続
4 架空配線工事	否
5 接地工事	否
6 機器取付工事	盤類の取付等
7 基礎工事	否
8 避雷工事	否
9 塗装工事	否

(8) エムウェーブテレビ共聴設備改修他工事

区分	工事
概要	・テレビ共聴設備改修 一式 ・電気室低圧配電盤の漏電遮断機交換 一式
執行伺起案者所属名称	産業振興部観光課
契約相手方	信越電建株式会社
契約方法名称	指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	5,870,000 円
当初契約額	5,850,000 円
落札率	99.7%

○電気通信設備工事の積算

(結果)

本件はデジタル化に伴いエムウェーブテレビ共聴設備を改修したものであるが、その内容は、テレビ共聴設備改修（6 台）と漏電遮断器交換（28 ヶ）に分かれる。本件の積算では直接工事費のうち撤去品処分費を除く金額が共通仮設費と現場管理費の対象になっている。

国土交通省は平成 21 年度より電気通信設備工事の積算体系を改正した。従来は機器の製造と据付調整を含む電気設備工事では、「機器費」と「工事費」により工事価格を算定してきたが、諸経費動向調査による実態調査の結果、従来の積算と実態との乖離が見られたため、機器を取り扱う工事における積算が適正なものになるよう、見直しを行ったものである。機器の調達・検収・現場管理等に要する経費として「機器間接費」を間接工事費に追加した。一方、従来の機器費については、「機器単体費」として機器製造に要する費用に単純化した価格として設定することとした。結果として機器費が共通仮設費の計算対象には含まれなくなった。これらの点も踏まえ、機器購入費は共通仮設費、現場管理の計算に際して、計算対象に含めないようにする必要がある。

ここで「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工においては加工等を必要としない

もの」をいう。

また、「材料」とは、「素材品質等の確認（証明等を含む）が製作現場等で調達されるもので、施工現場において製造、加工を必要とするもの」をいう。

エムウェーブテレビ共聴設備改修他工事の場合、おもな作業は OFDM シグナルプロセッサの設置と漏電遮断器交換であり、上記の「材料」のように施工現場において製造、加工を行う場合には該当しない。したがって機器費として扱うべきである。機器調整費、撤去費を除く機器費に機器管理費率 18.22%（電気通信設備工事の積算体系より）と乗じた金額は 759 千円となり、積算書で計上されている 994 千円との差額 235 千円が過大と考えられる。

(9) 指定管理業務との調整

観光課では経常的に発生する業務について見直し、以下について 23 年度から指定管理業務に含めることとした。指定管理になった場合には委託先は指定管理者の裁量にまかせられるが、指定管理料を一括で発注することにより、個々に契約するよりもコストダウンを図ることができるとしている。ただし、個々に契約するよりも透明性は損なわれる可能性があることは留意すべきである。

指定管理に移行する業務を含む案件一覧（平成 21 年度）

区分名称	件名	過年度の相手方名称	契約方法名称	予定価格	契約額	落札率	備考
業務委託	エムウェーブ井水槽及び冷却水管滅菌清掃業務委託	鹿島建物総合管理株式会社	公募型指名競争入札	2,120,000	1,600,000	75.5%	過去の委託先は同じ
業務委託	エムウェーブ可動スタンド保守点検部品交換業務委託	鹿島建物総合管理株式会社	随意契約	9,420,000	9,050,000	96.1%	21年度は東西両可動スタンドの点検調整と部品交換を実施。23年度から東西スタンドのうち片方ずつを指定管理業務により点検調整予定。
業務委託	エムウェーブアリーナブラインド交換他業務委託	鹿島建物総合管理株式会社	公募型指名競争入札	1,690,000	1,670,000	98.8%	21年度は破損ブラインド2基の交換及び全数点検を実施。H23から点検のみ指定管理業務へ移行
業務委託	エムウェーブアリーナ照明交換業務委託	鹿島建物総合管理株式会社	指名競争入札		900,000		21年度31球交換。管球の寿命が3～4年のため全数を4年程度で順次交換
業務委託	エムウェーブプレート式熱交換機洗浄業務委託	株式会社マツハシ冷熱	公募型指名競争入札	1,840,000	1,300,000	70.7%	過去の委託先は同一ではない。
業務委託	エムウェーブスピードスケートリザルトシステム機器点検業務委託	セイコータイムシステム株式会社	随意契約	1,210,000	1,190,000	98.3%	
	合計				15,710,000		

上記の他、以下の業務を指定管理業務に追加している。

- ・重量シャッター点検（平成 22 年度は長野市で発注）
- ・空気調和機保守点検（未実施。平成 23 年度で改修工事実施、平成 24 年度より点検実施を検討する）

21. 建設部監理課

(1) 大門駐車場料金徴収業務等委託

区分	業務委託
概要	大門駐車場使用料の徴収・収納、清掃・除草等
執行伺起案者所属名称	建設部監理課
契約相手方	大門町上商店街協同組合
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	市営駐車場西側に当該団体が運営する有料駐車場があり、管理職員を供用することにより管理経費の削減が期待できるため
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	1,878,000 円
当初契約額	1,870,000 円
落札率	99.6%

なお、平成 21 年度中には善光寺御開帳が行われることもあって相当の繁忙が予想されるため、特別に御開帳期間中の増員相当部分の委託料が通常の委託料に

上乘せされている。

この御開帳による割増分委託料を平成 20 年度の契約額 1,440 千円に加えてもそれ以上に本年積算額は大きい金額であり、御開帳を原因とする増額以外の増額要因があることになる。

(結果)

○委託料増額の正当性の検証

本業務委託に関して、①記載のとおり御開帳の繁忙に基づく委託料増加要因以外の要因を確認すると、平成 20 年度に比べて駐車場勤務要員を 0.8 人増加していることがその原因であった。

その 0.8 人の根拠は、現場の勤務員からの現状報告により午前 10 時から勤務終了時間の午後 7 時までの 9 時間のうち、7 時間について大変多忙であり 1 名勤務では厳しいということから、 $7 \div 9 \div 0.8$ という算式による。さらに具体的な現状としては、多忙さゆえ勤務員の接客が悪いなどのクレームもあったということであり、このために増員により改善を図ったということである。

従来積算による勤務員数では多忙となってお客様対応に支障をきたし、それがクレームにつながっているというのであれば増員による対応は間違っていないが、増員を行う前に他の市営駐車場等の状況を確認し、取扱う駐車件数の比較等により多忙であることの裏付けをとった上で増員をするのが正当な手順である。

22. 建設部道路課

(1) 長野市材料単価調査業務委託

区分	業務委託
概要	長野市内における工事实施に当たり必要な建設材料等の取引価格調査
執行伺起案者所属名称	建設部道路課（ただし、設計積算部会の取り決めにて道路課、河川課、維持課、都市計画課で按分負担）
契約相手方	財団法人経済調査会
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	建設資材単価等の調査を専門とする業者は、財団法人経済調査会と財団法人建設物価調査会があるが、上記法人は唯一、長野市入札参加資格を有しており、かつ長野県の調査業務を請け負うなど公的機関の調査実績も豊富である。本調査の目的は長野市共通の資材単価を作成することであり、本年度の公共工事発注に向けた早急な単価適用が必要であるために、調査に精通した専門の審査員が配置でき、かつ調査の実績を有する上記法人と随意契約するもの

設計額（予定価格積算書）	
予定価格	3,470,000 円
当初契約額	3,450,000 円
落札率	99.4%

（意見）

○仕様書における業務日報等の提出についての定め

当業務委託に関する積算方法は、計画準備、本調査、集計・分析、審査、報告書作成という業務細目別に必要な人工数を職種区分ごと（主任調査員、一般調査員等）に算出し、それぞれの職種区分ごとの技術者単価を乗じて合計し、さらにその合計額に直接経費等を加えて算定する方法が採用されている。その必要となる人工数及び技術者単価は、随意契約先である上記法人より積算用の見積書を徴しており、必要人工数については、そのまま採用して積算されている。また、技術者単価については、長野市で用いる設計業務委託等技術者単価に該当する職種区分がないため、見積書の技術者単価を査定して用いており、担当課における設計額合計は結果として当該法人の見積金額よりも低額となっている。

一方、当該業務委託契約に関する特記仕様書には、その第 5 条（提出書類）において、当該法人から長野市へ提出する書類として業務計画書及び着手届、工程表、完了届、報告書、業務委託請求書が求められている。

当該業務委託契約は受託者が建設資材の取引価格調査を行い、その実態を把握した結果を成果物として一定の報告書にまとめ、長野市に提出すればその業務責任を果たしたことになるのであり、当該法人はその契約に沿ってその義務を果たしているのだからその点について問題はない。

しかし、このような積算方法が採用された業務委託契約の場合、積算された人工数が実態の人工数と比較してどうであったかということに関しては検証の必要性が存在すると考えられる。仮に当該業務内容が当該法人見積における必要人工数を相当に下回るものであれば、本件は随意契約であって業者間の競争性が確保されておらず落札率が高いことから鑑みても長野市は必要金額以上の支出をしたことになってしまう。

したがって、このような積算方法を採用した業務委託に関しては、仕様書においてその人工数に関する予実対比が可能となる資料（業務日報等）の提出を盛り込むことが必要であり、担当課においてその結果の分析を行うことが必要であると考えられる。

23. 建設部河川課

（1）北八幡川排水機場電気設備機器単価調査業務委託

区分	業務委託
概要	北八幡川排水機場電気設備工事の発注のため、自家

	発電機等の特注生産品の機器単価を全国的に製造会社から調査するもの
執行伺起案者所属名称	建設部河川課
契約相手方	財団法人経済調査会
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	この業務を実施可能な業者のうち、当法人は唯一長野市入札参加資格を有し、かつ全国的に各種資材単価を調査し、定期刊行物を発行するなど専門性が高い。また価格決定に際しては、外部有識者により構成される委員会により、調査の監視及び審査を実施するなど透明性、公正性が確保できる。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	1,860,000 円
当初契約額	1,860,000 円
落札率	100%

（意見）

○仕様書における業務日報等の提出についての定め

当業務委託に関する積算方法は、計画準備、本調査、集計・分析、審査、報告書作成という業務細目別に必要な人工数を職種区分ごと（主任調査員、一般調査員等）に算出し、それぞれの職種区分ごとの技術者単価を乗じて合計し、さらにその合計額に直接経費等を加えて算定する方法が採用されている。その積算に必要となる人工数及び技術者単価は、随意契約先である上記法人より徴した積算用の見積書に基づいており、必要人工数については、そのまま採用して積算されている。

当該業務委託契約に関する特記仕様書には、その第4章第1条（成果品）において、当該法人から長野市へ提出する成果品の記載があり、また第1章第6条（引き渡し）においてその納品及び長野市の検査をもって業務が完了すると定められている。

当該業務委託契約は受託者が当該契約目的となっている工事に必要な機器、材料等の価格調査を行い、その一定の成果物を長野市に提出すればその業務責任を果たしたことになるのであり、当該法人はその契約に沿ってその義務を果たしているのだからその点について問題はない。

しかし、このような積算方法が採用された業務委託契約の場合、積算された人工数が実態の人工数と比較してどうであったかということに関しては検証の必要性が存在すると考えられる。仮に当該業務内容が当該法人見積における必要人工数を相当に下回るものであれば、本件は随意契約であって業者間の競争性が確保されておらず落札率が高いことに鑑みても長野市は必要金額以上の支出をしたことになってしまう。

したがって、積算そのものの妥当性を検証する視点及び今後同様の業務委託が行われる場合の積算に活用する視点からも、このような積算方法を採用した業務委託に関しては、仕様書においてその人工数に関する予実対比が可能となる資料（業務日報等）の提出を盛り込み、担当課においてその結果の検証を行うことが望ましい。

※この業務委託の効果について

当該業務委託によって単価調査を実施したことにより、この業務委託における単価調査の目的である北八幡川排水機場電気設備工事（以下「本体工事」という）に関して標準かつ適正な価格による積算ができた。加えて、経済的な側面においても業者見積のみによってなされたであろう積算額よりも低額な積算となった公算が大きい。これは適正な積算価格を客観的に求めた具体例として他部署でも参照に値するものであると考える。基本的に適正な積算を実施するに当たり、その適正価格を外部業者に求めるべく見積りを徴して積算することは正当であるが、業者見積にはそれぞれの業者の商品調達力等が反映されたり、仕様の十分な理解ができていないなどの理由から長野市が求める規格の機器でない機器の見積りとしていたり と、その見積額にはバラツキが出ている。

今回の本体工事について、①単価調査した場合（今回の本体工事に関する実際の積算実績）及び②単価調査を行わずに複数業者見積中の各機器について最低価格のみをピックアップして積算した場合並びに③複数業者見積中の各機器の見積合計額が最少額である業者の見積りの場合という 3 パターンで積算していた場合、以下のようになった。

項目	金額（千円）
①単価調査に基づく積算	77,700
②複数業者見積中、各機器の最低価格のみピックアップした場合の積算	71,116
③見積提示業者中、各機器の見積合計額が最少額である業者見積による積算	81,537

一見、②の最低価格のみピックアップする方法の方が経済的であったのではないかと疑義もあるかもしれないが、各業者の提示した見積書の詳細（仕様に合致するかどうか、など長野市が要求するレベルを充足する機器であるかどうか、または誤りがあるかどうかなど）を検証していないのでこの②の積算合計は極めて不正確といえる。事実、②の積算額は見積提示 4 社中 3 社が平均で 6,700 千円と見積もっている機器について、1 社のみ 1,900 千円と見積もっているものが含まれていたり、1 社だけ桁違いに低額といった異常といってもよいくらい低額な見積りを含んでいたりの数値である。仮に業者見積で積算するのであれば、このような異常ともとれる低額見積機器はその確認を行い、仕様等の適合を調査

したり誤りがないかどうか確認した上で修正していくのであり、この修正を加えれば上記②の積算額は①の積算額を上回るものと思われる。

標準的価格を調査することがそもそもの積算の原則であり、当該業務によってこの目的が達成できていると認められる。さらに、最低見積額を提示した業者見積よりも 4,000 千円弱低額の積算となっており、契約の透明性の確保と、結果として経済性の面でも副次的（二次的）効果が得られたと考える。

(2) 瀬戸川改修工事

区分	建築工事
概要	瀬戸川の水路工他工事
執行伺起案者所属名称	建設部河川課
契約相手方	交友技研株式会社
契約方法名称	指名競争入札
予定価格	7,680,000 円
当初契約額	7,000,000 円
落札率	91.1%
変更契約額（契約増減額）	8,730,000 円（+1,730,000 円）

本工事は変更工事であるが変更理由には「床堀したところ、当初想定していたコンクリート断面に差異があったため、コンクリート取崩し及び処分費を増工する。また、クレーン作業に伴い借地する予定であった金融機関から、作業スペースの横が来客用通路となっているため安全を考慮し交通整理員を配置するよう依頼があったため、安全費を増工する。」と記載されている。

（結果）

○不適切な変更理由書の記載内容

変更理由として明示されているのは、直接工事費の増加部分と安全費の部分であるが、実際には電気施設移設、温室解体、赤松移植等の事業損失防止施設費の部分である。主要な増額理由についての記述が欠落していることは問題である。今後、変更理由の記載を適切に行うことが必要である。

24. 建設部維持課

(1) 緊急処理その 1、その 2 業務委託

①緊急処理その 1

区分	業務委託
概要	道路及び河川水路の維持、修繕
執行伺起案者所属名称	建設部維持課
契約相手方	川浦土建株式会社
契約方法名称	一般競争入札
設計額（予定価格積算	

書)	
予定価格	35,160,000 円
最低制限価格	23,440,000 円
調査基準価格	26,370,000 円
当初契約額	28,800,000 円
落札率	81.9%

②緊急処理その 2

区分	業務委託
概要	道路及び河川水路の維持、修繕
執行伺起案者所属名称	建設部維持課
契約相手方	株式会社アースワーク
契約方法名称	一般競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	17,580,000 円
最低制限価格	12,430,000 円
調査基準価格	13,980,000 円
当初契約額	13,500,000 円
落札率	76.8%

（意見 1）

○予定価格に対する最低制限価格設定割合の大小による失格者の問題

緊急処理その 1 とその 2 の入札状況を確認すると、以下の事実があることがわかった。

名称	緊急処理その 1
予定価格	35,160,000 円
最低制限価格	23,440,000 円
比率	66.7%
決定者	副市長

名称	緊急処理その 2
予定価格	17,580,000 円
最低制限価格	12,430,000 円
比率	70.7%
決定者	財政部長

※比率とは、最低制限価格を予定価格で除した比率である

※決定者とは、上記の業務委託契約に関して予定価格及び最低制限価格を決定した者である

上述の表のとおり、同種同類の業務委託でありながら、緊急処理その 2 の当該比率は緊急処理その 1 の同比率と比較して高い。

仮に、当該緊急処理その 2 の予定価格に対する最低制限価格が緊急処理その 1 と同様の比率で設定されていたとした場合、概ね最低制限価格は 11,720,000 円程度となったはずであり、この場合、入札において最低制限価格未満の応札をしたため失格となった 2 業者（11,838 千円で応札した業者が 1 社、12,040 千円で応札した業者が 1 社）は失格とならずに済んだはずである。この契約に関しては 13,500 千円の応札をした別の業者が落札しているため長野市において約 1,600 千円の支出が過剰であったのではないかと問題がある。

決定者は最低制限価格等設定補助票を用いて最低制限価格を算定するのであるが、最低制限価格の設定は決定権者に委ねられているため、満更財務部長が決定した緊急処理その 1 の当該比率と乖離しているからと規定に反しているというわけではないが、同種同類の業務委託に関して決定者が異なるという理由で失格者が発生し、結果として長野市からの支出が大きくなるのは問題であると考えられる。

（意見 2）

○燃料代の精算

当該積算内容のうち、車両関係費として積算されている燃料代について、1 日当たりの走行距離を 70 キロメートル、燃費リッター 5 キロメートルを前提としており、1 日当たりの必要燃料を 14 リットルとして積算されている。

実際、この業務委託に関しては日報が提出されており、その現場も明確である。たとえば七二会といった郊外地もあれば中御所といった市街地もある。緊急補修対応業務なので、年度当初にどこの現場の補修を行うかは全く未定であるため、積算においては見込値を採用している。

具体的には、統計資料より 2 t ダンプの年間標準運転時間が 900 時間であること、契約日数が年間 260 日であることから、1 日当たりの運転時間を算出し、平均時速 20 キロで求めると一日当たり約 70 キロ走行するというデータが得られ、その 70 キロを積算の根拠としている。

年間の業務内容が明確でないこの業務の特殊性から、このような積算方法は合理的であると思うが、実際の走行距離を計測し、その実績に基づいて積算する方法も考えられる。

（2）長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託

区分	業務委託
概要	長野駅東西自由通路の清掃業務
執行伺起案者所属名称	建設部維持課
契約相手方	長野鉄道車輛整備株式会社
契約方法名称	随意契約

随意契約理由	長野駅自由通路及び篠ノ井駅新幹線上空人工地盤に関しては、すでに JR 東日本が同社に清掃委託をしており、それぞれ一体をなす人工地盤及び東西連絡地下道、東西自由通路の清掃を同社に委託することにより効率的な清掃管理が行うことが見込まれる。 また、作業器材も自社で所有しており、作業員の詰所も長野駅構内にあることから、スムーズに実施でき清掃管理が行え、経費も低廉で実施することができ、しかも不測の事態にも十分な対応が期待できるうえ信頼もおけ円滑な管理を行うことができる。 これらのことから、同社は迅速かつ効率的に清掃管理を遂行できる唯一のものであるため、同社と随意契約したい
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	12,280,000 円
当初契約額	12,100,000 円
落札率	98.5%

（結果 1）

○業者の見積りどおりの積算

この契約の担当課での積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおりを設定されている。業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者見積りどおりでは問題である。

具体的な積算は以下のように行われている。

1) 長野駅東口人工地盤		m ² 又は数量	単価 a	日数又は月数 b	金額
簡易清掃	床面部分	1,766.4	業者単価	365	a × b
	階段部分	274.5	業者単価	365	a × b
	エレベーター部分	4 基	業者単価	365	a × b
	エスカレータ部分	4 基	業者単価	365	a × b
一般清掃	床面部分	1,766.4	業者単価	365	a × b
	階段部分	274.5	業者単価	365	a × b
	エレベーター部分	2 基	業者単	365	a × b

	(駅)		価		
	エレベーター部分	2 基	業者単 価	12	a × b
	エスカレータ部分	4 基	業者単 価	365	a × b
機器管 理	エスカレータ始動停止	4 基	業者単 価	365	a × b
2) 長野駅東西連絡地下道		m ² 又は数 量	単価 a	日数又は月 数 b	金額
簡易清 掃	床面部分	1,329.8	業者単 価	365	a × b
	階段部分	105.9	業者単 価	365	a × b
一般清 掃	床面部分	1,329.8	業者単 価	12	a × b
	階段部分	105.9	業者単 価	12	a × b
3) 篠ノ井駅東西自由通路		m ² 又は数 量	単価 a	日数又は月 数 b	金額
簡易清 掃	床面部分	1,525	業者単 価	72	a × b
	階段部分	289	業者単 価	72	a × b
	エレベーター部分	2 基	業者単 価	72	a × b
一般清 掃	床面部分	1,525	業者単 価	24	a × b
	階段部分	289	業者単 価	24	a × b
	エレベーター部分	2 基	業者単 価	24	a × b
	窓ガラス部分	146	業者単 価	24	a × b
	壁面部分	142	業者単 価	24	a × b
4) 今井駅東西連絡地下道		m ² 又は数 量	単価 a	日数又は月 数 b	金額
簡易清 掃	床面部分	67.5	業者単 価	36	a × b
	階段部分	267.5	業者単	36	a × b

			価		
一般清 掃	床面部分	67.5	業者単 価	12	a × b
	階段部分	267.5	業者単 価	12	a × b
	ガラス部分	29.2	業者単 価	12	a × b
合計					

他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。

したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、公開されている積算資料や同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。

ちなみに、同じ維持課所管の業務委託である「信濃吉田駅南北自由通路清掃業務委託」に関しては3業者から見積りを徴し、その平均値をもって担当課積算としている。

その担当課積算額と業者から徴した見積りとの乖離は以下のとおりである。

	業者見積額－担当課積算額（円）
A社	1,300
B社	△380,000
C社	582,200

このように、同業者からの見積りであってもこれだけの格差が生じていることから考えると、随意契約先1社からの見積りでは甚だ不十分であると言わざるを得ない。

（結果2）

○随意契約理由として妥当でない問題

上記随意契約理由のうち、一つは「長野駅自由通路及び篠ノ井駅新幹線上空人工地盤に関しては、すでにJR東日本が同社に清掃委託をしており、それぞれ一体をなす人工地盤及び東西連絡地下道、東西自由通路の清掃を同社に委託することにより効率的な清掃管理が行うことが見込まれる。」という理由である。JR東日本と長野市の清掃管理区分が明確であるなかで、たとえば双方にまたがる形で清掃対象物がある場合、清掃業者がそれぞれ違ってしまうと厳密には自己の管理区分を超えて清掃することができないといった問題は発生しなくなるというのである。また、通勤時間終了後の午前11時頃から午後間に当該管理区分を汚される事態がたびたび起きているとのことであり、長野駅が県庁所在地の玄関

口の駅であることから、長野駅に詰所のある清掃業者がタイムリーに対応できる利点は考慮する必要があるかもしれない。

しかし、このような清掃範囲の境界というのは社会一般においても存在し、それぞれ自身の清掃責任範囲は自身で行うのであり、「隣家がA社に委託しているから一体となっている当方もA社に委託する方が効率的な清掃管理ができる」といえるかどうかは疑問である。

また、上記以外の随意契約理由は随意契約の理由として妥当でない。たとえば「作業器材も自社で所有しており」というのは他の清掃業者でも当然ながら機材を所有しているし、「作業員の詰所も長野駅構内にあることから、スムーズに実施でき清掃管理が行え」とあるが、確かに長野駅にはJRの詰所があるので理解もできるがこれは長野駅の話であって業務委託契約に含まれている今井駅や篠ノ井駅には詰所はない。

さらに、「経費も低廉で実施することができ」というのは、業者見積による清掃単価を長野市積算としている現状では低廉である確証は全くないといってよい。

以上のような状況から、この業務委託に関する随意契約理由には不備があり、原則的に競争入札を導入すべきである。

(3) 自動昇降機保守点検業務委託、長野駅東口駅前広場他昇降機保守点検業務委託、信濃吉田駅南北自由通路昇降機保守点検業務委託

①自動昇降機保守点検業務委託

区分	業務委託
概要	長野駅地下駐車場、今井駅自由通路、五明西寺尾横断地下道の各自動昇降機の保守点検業務
執行伺起案者所属名称	建設部維持課
契約相手方	クマリフト株式会社 東京支店
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	上記業者は自動昇降機製造及び設置業者であり、当該施設の緊急通報装置の通報先になっており、保守点検業務を良好に出来るため。また当該設備は身体障害者等の社会的弱者を運ぶ特殊な機器であるため、他社では緊急時における部品等の迅速な確保、的確な対応は困難であり上記業者でなければ出来なため。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	4,150,000 円
当初契約額	4,140,000 円
落札率	99.8%

②長野駅東口駅前広場他昇降機保守点検業務委託

区分	業務委託
概要	長野駅東口駅前広場及び長野駅東口駅前広場歩道橋エレベーター、篠ノ井駅東西自由通路エレベーターの保守点検業務
執行伺起案者所属名称	建設部維持課
契約相手方	株式会社日立ビルシステム関越支社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	上記業者は当該昇降機設置業者であり、機械設備を熟知している技術者が常駐しているとともに、交換部品等を常時確保している唯一の業者であるため、他社に比べて常に迅速な対応が可能であり、緊急時においても利用者である市民への影響を最小限に抑えることができ、長野市が掲げる市民サービス向上につながる事となる
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	14,340,000 円
当初契約額	14,251,200 円
落札率	99.4%

③信濃吉田駅南北自由通路昇降機保守点検業務委託

区分	業務委託
概要	信濃吉田駅南北自由通路昇降機の保守点検業務
執行伺起案者所属名称	建設部維持課
契約相手方	株式会社日立ビルシステム関越支社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	・ 機器設置業者であり、機器制御盤、遠隔監視装置などの保守管理が、他の業者ではできないため。 ・ 当該業者で、機器の部品の保管・管理を行っているため、故障への対応が迅速にできるため
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	1,600,000 円
当初契約額	1,548,000 円
落札率	96.8%

(結果)

○業者の見積もりどおりの積算

積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおり設定されている。

業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りのとおりでは問題である。

他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。

したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が市内にあるならば情報交換したり、他市への同様事例について照会したりするなどが必要であり、単に業者見積のみを拠所とした積算はすべきでない。

25. 都市整備部公園緑地課

(1) 長野市内各地街路樹年間維持管理業務委託

公園緑地課所管の平成 21 年度街路樹年間管理業務委託は以下のとおりである。

名称	東通り線街路樹年間管理業務委託
予定価格	6,090,000 円
最低制限価格	4,500,000 円
比率	73.9%
決定者	財政部長

名称	運動公園通り他線外 2 線街路樹年間管理業務委託
予定価格	3,660,000 円
最低制限価格	2,440,000 円
比率	66.7%
決定者	契約課長

名称	芹田小伊勢宮線外 2 線街路樹年間管理業務委託
予定価格	2,700,000 円
最低制限価格	1,800,000 円
比率	66.7%
決定者	契約課長

名称	徳間若槻団地外 6 線街路樹年間管理業務委託
----	------------------------

予定価格	3,400,000 円
最低制限価格	2,260,000 円
比率	66.5%
決定者	契約課長

※比率とは、最低制限価格を予定価格で除した比率である

※決定者とは、上記の業務委託契約に関して予定価格及び最低制限価格を決定した者である

(意見)

○予定価格に対する最低制限価格設定割合の大小による失格者の問題

上述の表のとおり、同種同類の業務委託でありながら、東通り線街路樹年間管理業務委託に関しては、当該比率が他の 3 業務委託と比較して高い。

仮に、当該業務委託の予定価格に対する最低制限価格が他の 3 業務委託と同様の比率で設定されていたとした場合、概ね最低制限価格は 4,060,000 円程度となったはずであり、この場合、入札において最低制限価格未満の応札をしたため失格となった 3 業者（4,478 千円で応札した業者が 1 社、4,480 千円で応札した業者が 2 社）は失格とならずに済んだはずであり、この契約に関しては 4,500 千円の応札をした別の業者が落札しているため長野市において 22 千円の支出が過剰であったのではないかと問題がある。

ただ、決定者は最低制限価格等設定補助票を用いて最低制限価格を算定するのであるが、最低制限価格の設定は決定権者に委ねられているため、満更契約課長が決定した他の 3 業務委託の比率と乖離しているからといって規定に反しているという訳ではないが、同種同類の業務委託に関して決定者が異なるという理由で失格者が発生し、結果として長野市からの支出が大きくなるのは問題であると考えられる。

(2) 長野市内各地公園植栽管理業務委託

公園緑地課所管の平成 21 年度公園植栽管理業務委託は以下のとおりである。

名称	三重公園植栽管理業務
予定価格	4,570,000
最低制限価格	3,210,000
比率	70.2%
決定者	財政部長

名称	御厨公園他 5 箇所植栽管理業務委託
----	--------------------

予定価格	4,430,000 円
最低制限価格	2,950,000 円
比率	66.6%
決定者	契約課長

名称	赤沼公園他 3 箇所植栽管理業務委託
予定価格	4,560,000 円
最低制限価格	3,040,000 円
比率	66.7%
決定者	契約課長

名称	篠ノ井西公園他 4 箇所植栽管理業務委託
予定価格	3,420,000 円
最低制限価格	2,280,000 円
比率	66.7%
決定者	契約課長

名称	往生地公園他 4 箇所植栽管理業務委託
予定価格	4,580,000 円
最低制限価格	3,050,000 円
比率	66.6%
決定者	契約課長

名称	大豆島公園他 2 箇所植栽管理業務委託
予定価格	2,930,000 円
最低制限価格	1,950,000 円
比率	66.6%
決定者	契約課長

※比率とは、最低制限価格を予定価格で除した比率である

※決定者とは、上記の業務委託契約に関して予定価格及び最低制限価格を決定した者である

(意見)

○予定価格に対する最低制限価格設定割合の大小による失格者の問題

上述の表のとおり、同種同類の業務委託でありながら、財政部長と契約課長という決定者の違いによって当該比率が異なっている。

仮に、財政部長が決定した上記 2 案件のうち、三重公園他 4 箇所植栽管理業務委託の予定価格に対する最低制限価格に関して契約課長が決定している 5 業務委託と同程度の比率で設定されていたとした場合、概ね最低制限価格は 3,050,000 円程度となる。そうすると、入札において最低制限価格未満の応札をしたため失格となった 1 業者（応札額 3,160 千円）は失格とならずに済んだはずであり、この契約に関しては 3,239 千円の応札をした別の業者が落札しているため長野市において 79 千円の支出が過剰であったのではないかと問題がある。

ただ、決定者は最低制限価格等設定補助票を用いて最低制限価格を算定するのであるが、最低制限価格の設定は決定権者に委ねられているため、満更契約課長が決定した他の 5 業務委託の比率と乖離しているからといって規定に反しているという訳ではないが、同種同類の業務委託に関して決定者が異なるという理由で失格者が発生し、結果として長野市からの支出が大きくなるのは問題であると考えられる。

26. 駅周辺整備局

(1) 長野駅東西自由通路清掃業務委託

区分	業務委託
概要	長野駅東西自由通路の清掃業務
執行伺起案者所属名称	駅周辺整備局
契約相手方	長野鉄道車輛整備株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	J Rとの自由通路維持管理協定（平成 9 年 10 月 1 日）に基づいて行うもので、軌道上という特殊な場であり、財産区分が複雑になっている通路での維持管理を共同で進める上で双方の清掃水準を同レベルに保つため、J Rが契約している業者と契約する
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	2,500,000 円
当初契約額	2,500,000 円
落札率	100%

(結果)

○業者の見積りどおりの積算

積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおり設定されている。

業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りどおりでは問題である。

他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。

したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。

27. 農業委員会事務局

(1) 農地基本台帳認定業務及び農地現況調査業務委託

区分	業務委託
概要	農業基本台帳の内容認定業務及び農地の現地調査業務を実施
執行伺起案者所属名称	農業委員会事務局
契約相手方	株式会社電算
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	当該業務は、当所属に設置稼働中の農地基本台帳（農業行政システム）のプログラム変更に関するものである。同システムは㈱電算が開発したもので、システムの保守も同社が担当しており、今回のプログラム変更作業はシステムの内容を熟知している等業者でないとできないものである。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	5,730,000 円
当初契約額	5,700,000 円
落札率	99.5%
変更契約額（契約増減額）	5,430,000 円（△270,000 円）

当契約は後日変更契約をしている。

変更理由は「農業現地調査を実際にすすめたところ、当初見込み件数より減少してしまったため、用紙代やプリント代を見直すもの」であった。

当初見込み件数より減少した理由は、農業基本台帳の内容認定業務及び農地の現地調査業務を放置していたため、現地調査を実施するまで数量が確定しない状況になっていたためである。このため、当初は概算で数量を見込んでおき、作業が進むにつれ委託数量を確定させたものである。変更契約は数量確定後に清算するかたちになっている。予定価格積算書の一部である。

(予定価格積算書)									
	当初				変更後				数量増減
	単価	数量	単位	金額	単価	数量	単位	金額	
1 用紙代									
・ 耕作地台帳		65,000	枚			55,891	枚		-9,109
・ 経営者名簿 (3,000枚×2部)		6,000	枚			3,862	枚		-2,138
・ 世帯台帳		44,000	枚			32,966	枚		-11,034
・ 通知文		44,000	枚			40,148	枚		-3,852
2 プリント料									
・ 基本料金 (経営者名簿含む)			1式				1式		
・ 耕作地台帳		330,000	筆			330,000	筆		
・ 世帯台帳		44,000	世帯			32,966	世帯		-11,034
3 データパンチ									
・ 耕作地台帳		330,000	筆			330,000	筆		
4 データ取込									
5 調査表様式変更									
算出予定価格 (税抜)									

(結果)

○成果および必要性の検討

通知文は世帯に対して送付されるので、契約変更後における世帯台帳の数(32,966)と通知文(40,148)の数量は同一のはずであるが、発送までに集計が間に合わず通知文を概算で発注したため結果的に約7千枚余分に作成してしまっている。発注までの時間を考え必要な準備をして無駄のない発注が可能になるようにする必要がある。

○適切でない積算

用紙代の耕作地台帳の枚数(65,000枚→55,891)が減少しているにもかかわらず耕作地台帳の筆数のプリント料(330,000のまま)が減少していない。

担当課の説明によれば、耕作地台帳を印刷するために330,000件(筆)の読み込みが必要で、積算書のプリント代の中には㈱電算の機械使用料も含まれているため、印刷枚数が減少しているにもかかわらず減少していないとのことである。

積算においてプリント代(変動費)と機械使用料(固定費)を区別していなかったために、変動しない機械使用料と業務の結果減少したプリント代を分けることができず、結果としてプリント枚数の減少を契約金額の減額に反映できなかった。

積算に際して見積書の検討を十分に行う必要がある。機械使用料とプリント代金は別途に考える必要がある。

28. 教育委員会総務課

(1) 吉田小学校 20 番棟他 2 棟耐震診断業務委託

区分	工事委託（コンサル）
概要	吉田小学校、長沼小学校、三輪小学校の耐震診断業務委託
執行伺起案者所属名称	教育委員会総務課
契約相手方	株式会社グローバル企画設計
契約方法名称	参加希望型指名競争入札
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	22,270,000 円
最低制限価格	17,870,000 円
調査基準価格	18,750,000 円
当初契約額	19,490,000 円
落札率	87.5%

（意見）

○入札不調後の積算見直し

平成 21 年 8 月 7 日に実施された当初入札に関する各社の応札額が予定価格を超過していたため、平成 21 年 9 月 11 日に再度入札が行われ、落札者が決定し、業務が実施されている。

再入札においては現場調査箇所を追加及び新たな検討業務の追加を行い、設計額を増額変更した。その変更に関して、見積人工数から算定される直接人件費に一定率を乗じて算出する「諸経費」の算定根拠も変更されている。

具体的には、当初積算では長野市公共建築設計業務等委託積算基準（以下「設計積算基準」とする）の定めにより実情に応じて直接人件費の額に乗ずるとされる乗数を調整係数とし、これを直接人件費の額に乗じて諸経費額を算定していた。なお、耐震診断に関する同担当課が積算している他の学校の諸経費積算も一律に調整係数が適用されている。しかし、再積算ではこの調整係数を乗じず、直接人件費と同額を諸経費として積算している。

原則論でいえば、設計積算基準には実情に応じて調整係数を乗じるとなっており、この再積算に調整係数を乗じなかったからといって、設計積算基準に反している訳ではない。しかも、平成 22 年 4 月 1 日より設計積算基準は改訂されており、以降は調整係数の見直しが行われているとのことである。（耐震偽装問題に端を発し、国からこのような積算基準の見直しが公示されているとのことである）

しかしながら、必要人工数の見積過少による積算基準の変更は理解できてもその他の同種工事委託に一律に適用している諸経費の率をこの工事委託に関してのみ適用しないのは相対的にみて違和感があるし、再度の落札不調を回避するために設計額を意識的に引き上げたと見ることもできてしまう。

結果論では、落札状況から調整係数を乗じなくとも落札結果に異動が生じたと

は認められないが、このような方法の積算見直しは疑問符がつく。

29. 教育委員会学校教育課

(1) 教育用ネットワークシステム維持管理業務委託

区分	業務委託契約
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・システムネットワーク監視、故障業務、故障箇所切り分け、修理手配等 ・セキュリティー監視 ・システムの定期バックアップ、ログ確認等の管理運用支援 ・システムの機器保守 ・安全・安心ネットワークシステムの運用支援、定期バックアップ、ログ確認他
執行伺起案者所属名称	教育委員会学校教育課
契約相手方	東日本電信電話株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	<p>本件は教育ネットワークシステムの維持管理業務であり、教育ネットワークシステムは当該事業者が構築している。また、平成18年度に実施したセンターサーバ（教育ネットワークシステムの基幹部分のサーバネットワークシステム）の構築も当該事業者が実施している。</p> <p>システムを万全な状態で維持管理し、トラブルを最小限にとどめ、円滑な運営をするためには、システムの構築業者が維持管理することが欠かせない。</p> <p>よって、契約相手が東日本電信電話株式会社長野支店に特定されるため競争入札は適さない。</p> <p>また、予定額については別途価格の妥当性を確認した。</p>
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	39,300,000 円
当初契約額	39,240,000 円
落札率	99.8%

① 19年度包括外部監査のフォロー

教育ネットワークシステム維持管理業務委託については、19年度包括外部監査において次のような意見が示されている。

意見の要旨

「教育用ネットワークシステム機器保守・仕様書は、誰が作成し、提案・見積依頼しているのかを尋ねたが、実質上は、前年度納品分の同「仕様書」を基に、変更分を加味して委託先業者に提示している。しかし、初回提案や実質作業自体が、委託先業者にすべて依存しその資料や作業内容は委託先業者側の提案・報告内容にすべて依存していることから、実質的には、その資料や作業内報告内容そのままになっており、教育委員会では、その妥当性について判断することができていない。このため、予定価格の検討をする際に、委託金額の見積根拠を明確にする基準を持ってなく、随意契約を行う上で、委託先業者の見積額を基に予定価格を決めているように考えられる。委託金額の見積りをする際に、見積根拠を明確にする基準を作成すべきである。

また、「業務完了報告書」を閲覧したが、実績としてのトラブル発生回数が少なく、その状況からみても、委託金額の妥当性を検証する必要性も非常に高いと考えられる。具体的な対策としては、メンテナンス契約に、作業メニューごとの作業内容と、サービス単価（計算根拠含む）の記載及び見積作業量を要求する等である。こういった作業内容や見積価格情報の提示を、複数の委託先候補の業者に対して依頼し、委託金額の妥当性を検証できるようにすべきである。」

この報告を受けて教育委員会では平成 19 年度の「業務完了報告書」の実績（稼働報告書）から教育ネットワークシステム維持管理業務の妥当性を確認している。基本情報の随意契約の理由に記載されている「予定額についての価格の妥当性を確認した」とはこの意味である。

確認方法は報告書の実績時間に時間単価を乗じて稼働費用を算出し、ハードウェアの定額保守費用を加算している。

(19年度稼働実績から人件費分の稼働費用積算)			
項目	時間単価	H19稼働実績時間	稼働費用
教育ネットワークシステム監視受付	8,200	474.800	3,893,360
教育ネットワークシステムセキュリティ監視	8,200	821.000	6,732,200
教育ネットワークシステム管理運営支援	8,200	764.833	6,271,633
教育ネットワークシステム機器保守	8,200	119.833	982,633
安心・安全ネットワークシステム機器保守・管理運用支援	8,200	222.200	1,833,040
		2,402.666	
管理費			3,940,373
合計			23,642,239 A
(全体額の算出)			
上記金額			23,642,239 A
ハードウェア定額保守費			16,570,000 B
合計			40,212,239 C=A+B
平成21年度 事業者からの見積り額(税抜き)			39,840,000 D

検証結果として「ハードウェア定額保守の部分については、業者の見積りによっているため、さらに価格の妥当性について検証する必要があるが、H19 年度

稼働実績をもとに試算した保守費用の合計額が業者の見積額を下回っているため、見積額は妥当といえる。」としている。

担当課では業者の見積額は妥当としているが、監査人が検討した結果、予定価格の積算に際して以下の問題点が把握された。

(結果 1)

○仕様書と整合しない積算

ライセンスフィーが発生しているにも関わらず積算書において明示されていない。積算書では教育用ネットワークシステム機器定額保守の金額に含まれているとのことである。ライセンスフィーは機器の定額保守とは性質の異なる項目であり、独立項目で表示し、ライセンスの内容と本数が積算と整合しているか確認すべきである。担当課はライセンスの内容、本数、金額の検討を行わないまま、業者の見積額は妥当と判断していた。

(結果 2)

○情報不足により通常用いられている単価以外の単価で積算されている問題

稼働時間に乗じている時間当たり 8,200 円の単価の根拠について担当課に質問したが明確な回答は得られていない。積算金額の妥当性を検討するに際して単価の算定根拠を把握していないにもかかわらず、業者の見積額は妥当と判断していることになる。

市が通常用いている積算単価（システム開発及び保守運用に関する随意契約において市が多くの場合に採用しているシステムエンジニアの時間当たり単価）の 1.4 倍の時間当たり単価（1 ヶ月 160 時間で計算）である。本来、システムの監視、管理運用等の格別高度な専門性を必要としない標準的な業務に対する単価は標準単価によるべき（結果 3 参照）であるが、市が通常用いている積算単価と比較しても、割高で計算がなされている。

同一業者に対する同一業務に対する単価が市の内部で異なっているのは問題で、全庁データベースを構築するなどして情報の共有化を図る必要がある。

過大積算額 5,716 千円

(結果 3)

○標準単価に比べて割高な単価による積算

本委託業務の内容は格別高度な専門性を必要としない一般に実施されている情報システムの管理運用支援業務であるにもかかわらず、特定業者の見積単価によって積算されている。一般に実施されている情報システムの管理運用支援業務に対する技術者の時間単価の適用に当たっては、随意契約であるからといって特定業者の見積単価を使用して積算するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。

この報告書では市販の積算資料の札幌及び名古屋の標準単価を使用すると過大金額は下記のように試算される。

札幌市のシステム管理技術者 1 と 2 の平均値 (4,356 円) を使用した場合
3,528 千円

名古屋市のシステム管理技術者 1 と 2 の平均値 (4,651 円) を使用した場合
2,866 千円

結果 2 と結果 3 の過大積算金額の合計は下記のように試算される。

札幌市のシステム管理技術者 1 と 2 の平均値 (4,356 円) を使用した場合
9,244 千円

名古屋市のシステム管理技術者 1 と 2 の平均値 (4,651 円) を使用した場合
8,583 千円

(結果 4)

○適切でない積算

・諸経費の別途計上

検討資料では諸経費（管理費として）を別途計上している。また積算書においても管理諸経費を計上している。諸経費を別途計上しているということは、単価 8,200 円には諸経費を含んでいないということを意味する。諸経費は実績稼働時間の 20%に 8,200 円を乗じて計算されているが、8,200 円という単価は諸経費込で考えても高い（結果 2 参照）単価であるのに、それに加えて別途諸経費を計上するのは問題である。なお結果 2 で示した標準的な時間単価を使用した場合には、標準単価にすでに諸経費部分も含まれているため、積算に際して諸経費を計上することは妥当でない。別途計上されている諸経費分 3,940 千円が過大となっている。

・委託先の再委託業に対する単価

下請けを含め様々な業務が存在するにも関わらず一律 8,200 円という単価が設定されている。

ネットワーク監視受付以外のセキュリティー監視、管理運用支援、機器定額保守、安心・安全ネットワークシステム運用保守管理の作業は再委託している部分が多い。今後、標準単価を適用する際には、このことも考慮にいれて業務に応じた適切な標準単価を基礎にし積算を行う必要がある。

・システム監視受付業務の単価

システム監視受付業務の内容は下記に示すとおり教育ネットワークシステムの故障受付、故障の切り分け、故障手配であり、専任保守受付担当が遠隔監視受付業務を行っている。受付は 24 時間、監視装置のアラーム及び電話によって故障を受付け、故障手配を依頼するものである。監査人のアンケートに対する回答では、この業務は保守担当受付がおこなっており、他の業務と同様に表 1 の時間単価 8,200 円を使用するのは適切でない

完全に一致するものがないので高めではあるが、市販の積算資料のシステム運用技術者 1 と 2 の平均の金額を使用して過大金金額を試算すると以下のように

なる。

札幌のシステム運用技術者 1 と 2 の平均値 (3,878 円) を使用した場合
2,052 千円

名古屋のシステム運用技術者 1 と 2 の平均値 (4,025 円) を使用した場合
1,982 千円

ただし、標準単価と随意契約先の統一単価との全体的な差額はすで結果 3 で計算しているため、結果 5 における過大積算金額は以下のようなになる。

札幌の単価を使用した場合 226 千円
名古屋の単価を使用した場合 287 千円

なお、同種の業務を「全庁ネットワーク運用管理業務」でも委託している。教育ネットワークの受付が 24 時間体制であるのに対し、「全庁ネットワーク運用管理業務」の受付は 9 時から 17 時の 8 時間であること、また故障の 1 次受付は情報政策課が行なっているため、単純な比較はすべきではないが、この場合は 1 ヶ月 90 千円で積算している。今後積算の参考になるかもしれない。

教育用ネットワークシステム監視受付・仕様書

1. 業務概要

教育ネットワークシステムについてのNS監視、故障受付、故障箇所の切り分け、修理手配等に関する業務を行う（安心・安全ネットワークシステムを含む）

2. 業務内容

1) 業務内容

①対象機器に対し、遠隔より動作の監視（Ping及びhttp等のサービスポート）を行い、以上を発見した際には故障の解析、修理手配を行う。また、利用者が発見した故障等の申告を受け、故障箇所の切り分け、修理の手配を行う

②定期報告（毎月）

2) 業務時間

①故障受付・監視 24時間365日対応

②故障切り分け・手配（機器ごとに以下のパターンに分かれる）

パターン1 平日9:00~17:00（土日、法延休日、年末年始（12月29日~1月3日）を除く

パターン2 24時間 365日 故障修理手配

・過大積算金額の試算額合計

以上の結果を市が実施した平成 19 年度の稼働費用積算に反映して監査人が計算しなおすと事業者の見積り金額は標準単価に札幌市を使用した場合と比べて 13,030 千円、名古屋市を使用した場合と比べて 12,430 千円過大になっている。この過大金額はあくまでも試算金額であるが、過大金額の主な内訳は結果にあるように業者見積単価と標準単価との差額を原因とするものであり、適切な標準単価を基礎にして適切な積算を行うことにより積算金額の引き下げを実現すべきである。

② 平成 21 年度の業務完了報告書の稼働報告書について

21 年度の業務完了報告書の中の稼働報告書を示したのが表 3 である。

事業者は、人の作業時間に単価を乗じて事業報告をしており、市もその事業報告を前提にして積算金額の妥当性を検討している。市が積算金額を適切に算定す

るためには、事業報告の内容、作業時間が事業の実態に照らして適切である必要がある。

(21年度業務完了報告書・稼働報告書の検討)														
1 システム監視受付業務内訳														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	稼働時間 分 時間
監視・切り分け・手配														
NMS確認(回)	24	34	36	48	58	38	29	24	22	18	20	18	369	1,845 31
故障受付(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
故障手配(回)	2	2	4	14	10	3	6	5	7	3	2	5	63	5,670 95
定期報告														
報告書作成(分)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,400	2,400 40
合計														9,915 165
1回の稼働時間(標準作業時間)														
発見	NMS対応		10											
	お客様対応		30											
	回復確認		10											
	DB起票・終票		40											
			90											
申告	電話対応		20											
	手配		20											
	回復確認		10											
	DB起票・終票		40											
			90											
2 セキュリティ監視業務内訳														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	稼働時間 分 時間
セキュリティ監視(分)	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	43,200	720
ログ収集(分)	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160	36
異常時ログ解析(分)														
報告書作成(分)	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	2,880	48
合計														804
3 システム管理運用支援 業務内容内訳(作業時間)														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	稼働時間 分 時間
定期点検	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840	10,080	168
報告書作成	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	10,800	180
作業	3,840			1,800	2,340	2,700	3,480	780	240	360			15,540	259
計(分)	5,580	1,740	1,740	5,340	4,080	4,440	5,220	2,520	1,980	2,100	1,740	1,740	36,420	607
計(時間)	93	29	29	89	68	74	87	42	33	35	29	29		
4 機器保守														
アクション件数=NMSでALM発生、申告対応														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	稼働時間 分 時間
時間	0	0	0	0	0	0	1,200	600	1,380	0	120	0	3,300	55
5 安全・安心ネットワーク 機器保守・管理運用支援 作業内訳														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	稼働時間 分 時間
故障修理(分)										300			300	5
定期バックアップ	180	180	180	180	180	840	840	840	840	840	840	840	6,780	113
ログ確認(分)	120	120	120	120	120	900	900	900	900	900	900	900	6,900	115
ソフトウェアバージョンアップ(分)														
報告書作成(分)	240	240	240	240	240	240	240	240	360	360	300	240	3,180	53
調査・設定変更等(分)	5,700			120					240	360	180	120	6,720	112
合計													23,880	398

(結果1)

○実績の把握検討と翌期以降の積算への反映が行われていない問題

安全・安心ネットワークシステムの運用支援の中の「定期バックアップ及びログ確認」業務に関する実績報告の作業時間が 9 月以降増加している。定期バックアップ 840 分（8 月までは 180 分）ログ確認 900 分（8 月までは 120 分）となっているが、実際には 9 月以降も 8 月までと同様、定期バックアップ 180 分、ログ確認 120 分であった。

結果として、定期バックアップ時間が 77 時間、ログ確認が 91 時間、合計 168 時間過大に報告されていた。

合計 168 時間の記載違いは軽微とは言えず、市の側でも実績報告をしっかりと確認する必要がある。その他の時間についても再度見直す必要があると思われる。適切な積算を行うために実績報告の検証をしっかりと行い、積算に反映させる必要がある。

5 安全・安心ネットワーク 機器保守・管理運用支援 作業内訳														稼働時間		修正前	差額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	分	時間			
故障修理(分)										300			300	5	5	0	
定期バックアップ	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160	36	113	77	
ログ確認(分)	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440	24	115	91	
ソフトウェアバージョンアップ(分)																0	
報告書作成(分)	240	240	240	240	240	240	240	240	360	360	300	240	3,180	53	53	0	
調査・設定変更等(分)	5,700			120					240	360		180	6,720	112	112	0	
合計	6,240	540	540	660	540	540	540	780	1,020	960	780	660	13,800	230	398	168	

(結果 2)

○再委託に関する運用上の問題

業務委託契約書において「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。」とされている。

本件はNTT東日本と随意契約しているが、ネットワーク監視受付以外のセキュリティ監視、管理運用支援、機器定額保守、安心・安全ネットワークシステム運用保守管理の作業は㈱ユニアデックス㈱と㈱アールスリーの 2 社に委託している。しかし承認関係の文書が存在せず、承認の有無が確認できなかった。

外注 2 社の委託されている業務は軽微な部分とは考えられないので、今後は再委託の承認に際しては文書のやり取りを行うなど承認の有無が明確になるようにすべきである。

(結果 3)

○一式〇〇円の形の積算

ハードの保守費用の内容が明らかにされていない。NTT東日本の説明では、ライセンスフィーと若干のバックアップメディア代や一部のソフトウェア保守費用等も教育用ネットワークシステム機器定額保守に含まれているとのことである。このように教育用ネットワークシステム機器定額保守には様々な要素が含ま

れているが、今後は教育用ネットワークシステム機器定額保守に含まれる内容を細かく把握し、個々の積算金額が実態に応じて適切に積算されているのかどうか検討すべきである。

例えば平成 21 年度において物理的な故障に対する対応（トラブルシューティングで機器に関係するもの）は年に 7 件、50 時間と報告されている。物理的な故障に対する対応は本来の意味（狭義）の機器定額保守に該当すると考えられるが、様々な要素が含まれる機器定額保守の中の、物理的な故障に対する対応等の本来の意味（狭義）の機器定額保守の金額を明らかにしたうえで、実際の物理的な故障に対する対応等に対する出動状況と狭義の定額保守金額のバランスについて検討する必要がある。トラブルシューティングの都度、現場実施報告も受ける必要もあると思われる。

（意見 1）

○実績の把握検討

実績報告では報告書作成に一定の時間を要している形になっている。しかし監査人が報告書を確認した限りでは、実際にはシステムから自動的に出力されるレポートやチェックリストなどであり、報告書作成のために人の作業時間はほとんど要しないものと思われた。

① システム監視受付業務の報告書（年間作成時間 40 時間）

報告回数は、いちばん多い月でも 14 件で、概要を箇条書にして報告している。1 ヶ月一枚である。報告書作成に月 200 分かかかるか疑問である。システム監視受付業務の標準時間として 1 回の故障手配に 90 分かかるとして積算しているが、この時間の中に報告書作成時間が含まれているとして積算することが望まれる。

② セキュリティ監視業務の報告書（年間作成時間 48 時間）

基本はシステムから出力される報告書であり、状況に応じて必要資料を追加しているものである。報告書は基本的にシステムから自動的に出力されるもので構成されている。実績報告書の報告書に係る作業時間は過大であり、積算金額が大きくなっていると思われる。なお、出力された報告書をどれくらい活用しているのか、報告書はどこに回付され、どのように利用されているのか、必要性の観点からも検討する必要がある。

③ システム管理運用支援業務（年間作成時間 180 時間）

報告書は管理運用支援業務のチェックシートで、報告書作成時間は定期点検に含まれると考えられる。したがって報告書作成として別途実績報告に時間を含めて積算するのは妥当でないと思われる。

④ 安心・安全ネットワーク機器保守管理運用支援業務（年間作成時間 53 時間）

概要を記載した箇条書の報告書であり報告書の作成に月 4 時間かかるとは思えない。

(意見 2)

○情報政策課の関与

長野市のシステムで学校教育システムは全庁システムとは切り離されているため、情報政策課は学校教育システムには基本的に関与していない。専門性の高い分野であるので、情報政策課も積極的に学校教育ネットワークシステムに関わり、委託料の妥当性の検討についても相互に協力することが望まれる。

(2) 50 型 (52 型) デジタルテレビ

50 型(52 型) デジタルテレビ 1,201 台、予算総額税込 249 百万円、予定価格総額税抜き 213 百万円を A ブロックから S ブロックの 19 に分割して購入している。

○概要

国の経済危機対策に関する平成 21 年度の補正予算案に計上された事業を最大限に活用し、国のスクール・ニューディール構想（学校施設における耐震・エコ・ICT化の推進）における ICT 教育環境整備目標に近づけるため、小・中学校の普通教室等のテレビをデジタルテレビに更新することに伴い、デジタルテレビを購入設置するもの。

購入に係る発注方法の考え方については、次のとおりである。

○発注方法の考え方（発注の分割方法は、契約課との協議で決定）

・国の経済危機対策に関する平成 21 年度の補正予算案に計上された事業を活用するため、できる範囲内で幅広い業者に発注を行うことが望ましいことから、一括発注ではなく、分割発注を行う。

・発注から納品完了までの期間は約 2 月であるが、上下可動型専用台方式の場合は（全体の 75%）は、先行して各教室に設置する上下可動型専用台の納入期限が 2 月 15 日であるため、実質的な期間は 1 ヶ月強となること。

・設置場所のほとんどが普通教室であり、授業等に支障を来さないよう配慮する必要があるため、上記の期間の全部を業務に当てることができないこと。（おおむね 15 日程度）。

・1 ヶ月で設置できるのは、1 業者当たりおおむね 60～70 台程度であること。

・指名競争入札に参加を希望するすべての業者に、入札参加の機会を与えること。

・地元根ざした中小の業者にも入札参加の機会を与えるため、基本的に地区を単位として近隣の学校をまとめること。

入札は、予め応募を募った上で発注を 19 に分割し、39 社を指名（重複指名がある）し、書面送付の形で行われた。

表 1 が、入札結果である。19 件のうち 4 件が不調に終わり再入札となっている。再入札は、参加希望型指名競争入札で行っている(表 1 の再入札)。

表 1 入札結果

入札（見積）者名	指名回数	再入札回数	辞退	辞退再入札	入札金額提示	結果		
						落札	不落	予定価格超過
株式会社光陽	3		0		3			3
有限会社長野ファクス商会	4		4		0			
株式会社武田	3		3		0			
株式会社ビジュアルナガノ	4		3		1		1	
株式会社デンセン	4		4		0			
松澤電器	2		1		1	1		
有限会社若槻電器	2		2		0			
有限会社アルプスデンキ商会	3		3		0			
株式会社メルファム	3		2		1			1
長野映像株式会社	6		5		1	1		
有限会社オキツ電器サービス	4		2		2		2	
大栄電気設備株式会社	3		3		0			
丸登電業株式会社	7	4	4	3	4	2	1	1
大川屋	4		4		0			
株式会社旭電気商会	6	4	5		5	1	1	3
株式会社アトム通信工事	5		5		0			
カシヨ商事株式会社	3		3		0			
有限会社キタザワ電機	8	4	5		7	3	3	1
三協電設工業株式会社	0	4		4	0			
テクノシステム株式会社	4		4		0			
株式会社日本電気通信工業	5		0		5			5
有限会社ヤナギサワ電機	5		5		0			
イシダ事務機株式会社	3		3		0			
炭平コーポレーション株式会社	4		0		4			4
株式会社タツノ	4		4		0			
有限会社長野映研	8	4	6		6	2	1	3
有限会社長野教育システム	5	4	5	3	1			1
有限会社中村電業社	3		2		1		1	
長野日本無線サービス株式会社	3		3		0			
矢木コーポレーション株式会社	8	4	4		8	3	4	1
株式会社ヤマダ電機	7	4	0		11	5	4	2
株式会社コジマ コジマnew長野店	7		7		0			
株式会社トーシス長野	7		7		0			
大久保電設株式会社	3		3					
毎日電業株式会社	4	4	4		4		2	2
株式会社アイ・テクノロジー	4		4					
長野三菱電機機器販売株式会社	4				4			4
有限会社ホク電器サービス	2				2		2	
ササカ通信工業株式会社	1				1	1		
合計	165	36	119	10	72	19	22	31
1 入札あたり平均	8.7	9.0	6.3	2.5	3.8			

(意見 1)

○結果として競争性のない入札結果について

39 社の指名の内落札業者は 9 社であった。一度も入札していない業者（指名

されてすべて辞退した業者)が16社、全体の41%にあたる。納期内に納入できないことがおもな辞退理由であった。全国の自治体によるデジタルテレビの発注が一時期に集中して極度の品薄状態になったことが原因である。平均落札率は89.5%で75.7%から97.9%で22%の開きがあった。

指名業者内1社のみが入札し、残りがすべて辞退して落札されたケースが19件中4件あり、結果として競争性のない入札となっている。

(意見2)

○予定価格の算定について

「デジタルテレビの購入」では予定価格を物品購入計画書(以下積算額)の90%程度としているが、「デジタルテレビの購入S」だけ85%としている。仮に予定価格を積算額の90%としていれば、第1回目の入札で落札されていたのであるが、入札は不調となり再入札で予定価格の88.6%(積算書の75.3%)で落札されている。「デジタルテレビの購入」は予算額総額が237,262千円(税抜き)であり、19回の分割の平均積算価格は12,487千円のところ、「デジタルテレビの購入S」の積算額は7,930千円で台数としては一番少ない。台数が一番少ないにもかかわらず、積算額に対する予定価格の比率を85%とした理由が不明である。すべて同日同時刻(郵送)で行われている指名競争入札において、台数が一番少ない一件のみ予定価格が積算書の85%と低く設定されているのは、公平性の観点から問題であると思われる。

(3) デジタルテレビ上下可動型専用台

○概要

国のスクール・ニューディール構想(学校施設における耐震・エコ・ICT化の推進)におけるICT教育環境整備目標値に近づくため、小・中学校の全普通クラスのテレビをデジタルテレビに更新するに当たり、デジタルテレビ上下可動台を購入設置するものである。

○入札結果について

当初の製作にあたっては(有)キタザワ電機に協力を依頼(設計)している。ただし、発注にあたって規格を明示し、例示品として(有)キタザワ電機の型番号を記載、メーカー指定はしていない。実際に納入されたもので(有)キタザワ電機以外のものなかったとのことである。表1 デジタルテレビ上下可動台の入札結果をまとめた表である。

なお、本件は指名競争入札で行われている。

デジタルテレビ上下可動台	A		B	C	D	E
台数	147		207	193	190	165
予定価格	9,900,000		13,900,000	13,100,000	12,800,000	11,200,000
落札額	9,775,500		13,724,100	12,834,500	12,635,000	10,972,500
落札率	98.7%		98.7%	98.0%	98.7%	98.0%
入札時刻	2時30分		3時	3時	3時30分	3時30分
	第1回	第2回				
落札単価						
1 毎日電業(株)					70,000	66,500
2 サスカ通信工業株式会社	104,082	辞退	110,000	110,000	110,000	110,000
3 (有)長野教育システム	75,510	辞退	辞退	75,130	75,263	75,152
4 (有)キタザワ電機	67,500	66,500	69,500	69,000	68,000	70,000
5 八木コーポレーション(株)	70,000		70,000	70,000	66,500	70,000
6 (有)長野映研	69,000	67,483	69,000	66,500	69,000	69,000
7 丸登電業株式会社	70,000	辞退	66,300	辞退	辞退	辞退
8 (株)旭電気商会	74,830	辞退	67,633	67,876	67,895	67,879
9 (株)ヤマダ電機	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退
10 (株)蔦友	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退

太字が落札単価である

○発注方法について

発注方法の考え方としてデジタルテレビの購入同様「国の経済危機対策に関する平成 21 年度の補正予算案に計上された事業を活用するため、できる範囲内で幅広い業者に発注を行うことが望ましいことから、一括発注ではなく、分割発注を行う。」とし、表 1 のように A から E まで分割して発注している。

(意見)

○結果として競争性のない入札結果について

設計額に対する予定価格が一定でないため、落札率には多少ばらつきがあるが、落札単価は午後 2 時 30 分に行われた入札の第 2 回以降ほぼ同一 (66,500 円と 66,300 円) である。各落札業者は自分が落札した時の入札単価だけ低く (66,500 円と 66,300 円) しており、それ以外の自分が落札しない時の入札単価は高くなっている。結果として、ほぼ同一 (66,500 円と 66,300 円) の落札単価で落札業者が一回ずつ落札している結果となっている。

すべての落札単価がほぼ同一 (66,500 円と 66,300 円) という結果は競争性の観点から疑問が残るところである。同一製品を同一入札参加者で一堂に会して入札するに際して入札時刻をずらす今回のような場合、最初の入札の落札金額が把握されてしまうという弊害もあるので、郵送による入札を行う等、競争性の確保、入札が公平に行われているという外観の確保に努めることが望まれる。

(4) 学校関係の備品購入について

表 1、表 2 は教育委員会学校教育課における備品購入の入札について、監査人が抽出した契約について資料を依頼し、まとめた表である。したがってすべての入札結果を網羅していない可能性がある。

本件は、参加希望型指名競争入札で行われている。

(意見)

○結果として競争性のない入札結果について

表 1 は備品の購入で株式会社蔦友（以下T社）が落札している場合、表 2 は T社以外が落札している場合である。表 1 ではG、Hを除きT社以外はすべて予定価格に達していない。また、落札率はG、Hを除きすべて 95%以上である。

担当課でヒアリングした結果、AからFについては、「物品購入・印刷計画書」（以下積算書）作成の基礎となる見積書をT社のみから入手している。他方、表 1 のG、Hは過年度の実績から積算書を作成している。購入商品の構成が過年度の物品と類似していれば入札業者は過去の落札価格を知っているため、落札率が下がっているものと推測される。

表 2 は他社が落札しているケースであり、T社は規格が合わず辞退、欠席している。I、Jについても「物品購入・印刷計画書」（積算書）は過年度の資料から作成している。購入商品の構成が過年度の物品と類似していれば入札業者は過去の落札価格を知っているため、落札率が下がっているものと推測される。

T社が落札した場合で積算書を過年度のデータから作成していない場合は、落札者のT社以外はすべて予定価格を超過して入札している。また、他社が落札した場合、T社は辞退している。

予定価格と落札価格の差額（差金）の使用は凍結されているので、安くて良いものを調達しようとする教育現場では、いわば当然の結果として予定価格が低めに設定され、落札率が高くなるように積算している。このため積算書作成に際して、価格競争力の強い業者に見積り依頼しているものと考えられる。このことは理解できるのであるが、上記の入札結果をみると、結果としてこれらの入札においては競争性が発揮されなかったと言わざるを得ない

入札においては、競争性を確保することによる透明性、公平性が確保されるべきである。したがって、商品の価格情報がない場合、特定業者からのみ見積りを入手しないで、複数者から入手することも検討すべきであろう。また、備品調達においては、過去のデータを蓄積しておくことで、業者の見積りに頼らないで積算価格を算出できる可能性があるため検討していただきたい。さらに、同一業者による落札が継続するような場合は、競争性が発揮されるような指名についても検討することが望まれる。

表 1

A 会議テーブルの購入（篠ノ井西小学校）			B 会議椅子の購入（篠ノ井西小学校）		
株式会社 蔦友	1,594,000	落札	株式会社 蔦友	1,193,100	落札
株式会社 タツノ	1,850,000	予定価格超過	株式会社 タツノ	1,450,000	予定価格超過
株式会社 ヒシヤ	1,720,000	予定価格超過	株式会社 ヒシヤ	1,270,000	予定価格超過
会場設備株式会社	1,850,000	予定価格超過	株式会社 柏与ビジネスセンター	1,272,000	予定価格超過
株式会社 柏与ビジネスセンター	1,748,500	予定価格超過	銅林株式会社	1,550,000	予定価格超過
銅林株式会社	1,970,000	予定価格超過			
			落札率	98.6%	
落札率	99.0%		予定価格	1,210,000	
予定価格	1,610,000				
C 配膳台ほかの購入（篠ノ井西小学校）			D 会議テーブル・演台の購入（大豆島小学校）		
株式会社 蔦友	1,380,000	落札	株式会社 蔦友	1,168,000	落札
株式会社 北信理化	1,405,000	予定価格超過	株式会社 タツヤ	1,300,000	予定価格超過
会場設備株式会社	辞退		株式会社 ヒシヤ	1,280,000	予定価格超過
有限会社 長野教育システム	1,418,000	予定価格超過	会場設備株式会社	1,340,000	予定価格超過
有限会社 東雲堂	1,427,000	予定価格超過	株式会社 柏与ビジネスセンター	1,328,000	予定価格超過
			銅林株式会社	1,410,000	予定価格超過
落札率	98.6%				
予定価格	1,400,000		落札率	97.3%	
			予定価格	1,200,000	
E ミーティングチェアほかの購入			F 図工用作業机その他の購入		
株式会社 蔦友	1,092,500	落札	株式会社 蔦友	1,150,000	落札
株式会社 ヲノ	1,350,000	予定価格超過	会場設備株式会社	辞退	
㈱ヒシヤ	1,190,000	予定価格超過	株式会社 北信理化	1,172,000	予定価格超過
㈱柳沢商店	辞退		㈱長野教育システム	1,183,000	予定価格超過
株式会社 柏与ビジネスセンター	1,280,000	予定価格超過	㈱東雲堂	1,198,000	予定価格超過
落札率	95.8%		落札率	99.1%	
予定価格	1,140,000		予定価格	1,160,000	
G 会議用テーブル（他7件）			H スタッキングチェア 皐月高校		
株式会社 蔦友	1,353,000	落札	株式会社 蔦友	995,000	落札
株式会社 タツノ	1,525,000	予定価格超過	株式会社 ヲノ	1,150,000	予定価格超過
株式会社 柳沢商店	1,520,000		㈱ヒシヤ	1,100,000	
株式会社 ヒシヤ	欠席		㈱柳沢商店	1,058,000	
株式会社 柏与ビジネスセンター	1,450,000		株式会社 柏与ビジネスセンター	1,038,000	
落札率	89.0%		落札率	88.8%	
予定価格	1,520,000		予定価格	1,120,000	
過年度の実績から「物品購入・印刷計画書」(積算書)を作成			過年度の実績から「物品購入・印刷計画書」(積算書)を作成		

表 2

I 新年度用児童・生徒用机・椅子の購入			J 児童・生徒用机・椅子の購入		
株式会社薦友	辞退		株式会社薦友	欠席	
有限会社長野教育システム	7,025,200	落札	有限会社長野教育システム	5,598,000	
株式会社ツリ	7,419,380		株式会社ツリ	5,061,910	落札
会場設備株式会社	辞退		カシヨ商事株式会社	6,500,000	
鍋林株式会社	辞退		キャノンシステムサポート株式会社	辞退	
株式会社北揚	7,984,000		株式会社北揚	7,769,500	予定価格超過
株式会社丸陽	7,389,200		株式会社丸陽	5,800,000	
株式会社柏与ビジネスセンター	辞退		株式会社柏与ビジネスセンター	6,500,000	予定価格超過
落札率	78.7%		落札率	78.2%	
予定価格	8,930,000		予定価格	6,470,000	
過年度の実績から「物品購入・印刷計画書」(積算書)を作成			過年度の実績から「物品購入・印刷計画書」(積算書)を作成		

30. 教育委員会保健給食課第一学校給食センター

(1) グランドケトルの購入

区分	物品購入
概要	蒸気攪拌装置付全自動煮炊釜の購入
執行伺起案者所属名称	教育委員会保健給食課第一学校給食センター
契約相手方	日本調理機株式会社 長野営業所
契約方法名称	一般競争入札
設計額 (予定価格積算書)	
予定価格	37,500,000 円
当初契約額	34,000,000 円
落札率	90.7%

(結果)

○予算金額による積算

当該物品購入については、担当課での設計額が、担当課での積算のため業者より徴した見積書における見積額を上回っている。

この件について、担当課に確認したところによると、国の経済危機対策関連予算要求時の額を担当課設計額にしたので業者見積書よりも高くなってしまったとのことであった。

予算承認後の実際の契約の段階では、競争入札を導入する際の設計額を基準に予定価格や最低制限価格が定められるのであるから、設計額は歳出に直結する重要な価格であり、予算要求時の概算的価格をもって担当課の設計額とするのは問題である。

※ただし、本件に関して、結果論でいえば長野市において事実上歳出過剰とはなっていないと認められる。それは見積額から算定されるべき予定価格が今回の競争入札によって契約に至った 34,000 千円を下回るとは考えられないからであ

る。

31. 教育委員会文化財課

(1) 松代城跡植栽管理業務委託

区分	業務委託
概要	施設内植栽等の管理（松、サクラ、イチョウなどの剪定、消毒等）
執行伺起案者所属名称	教育委員会文化財課
契約相手方	株式会社佐藤園芸
契約方法名称	一般競争契約
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	15,530,000 円
最低制限価格	10,460,000 円
調査基準価格	11,760,000 円
当初契約額	10,600,000 円
落札率	68.3%
変更契約額（契約増減額）	12,640,000 円（+2,040,000 円）

(結果)

○当初の契約に盛り込むべきもの

当該業務委託契約は、平成 22 年 1 月 25 日に契約変更がなされており、その変更理由は以下のとおりである。

「松代城跡の石垣上の松は平成 18 年の夏以降剪定されておらず、伸びすぎて、枝が堀の方に大きくたれ下がっている状態である。今後、強風や降雪の際に枝が幹を引き裂きながら折れる可能性がある。また、剪定の行き届いていないサクラやイチョウなど、枝葉が重なり枯死したり、枯れた枝が見学者に当たって怪我を負わせる危険性もあることから、松 11 本、サクラなどの剪定 33 本、貝殻虫の消毒 20 本を行うため設計変更を行う。また、4 月からの松代イヤーに当たり、今年度中に執行することにより、気持ちよく来場者に見学いただけると考える。」

しかしながら、この事実は当初契約時に把握できるものであり、当初契約に織り込むべき内容である。当初契約時に状況把握が出来ていないことが裏付けられた格好になるので、当初契約の際に状況確認を確実にを行い、安易な契約変更はなされるべきではない。

(意見)

○業者の入札価格と乖離した市の積算価格

本件に関する担当課積算単価指数（長野市積算を 1.0 とし、小数点第 1 位未満四捨五入）は以下のとおりとなっている。

	芝生管理				草地管理	植栽地管理							水質浄化管理		その他	
	芝刈	草刈 法面	人力 除草	同左 法面		草刈	人力 除草	同左 法面	同左 石垣	剪定 低木	剪定 生垣	消毒 高木	消毒 低木	アオコ 除去	浄化 資材 散布	園路 転圧
長野市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
A社	0.7	0.9	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9	0.9	0.7	0.8	1.0	0.8	1.0
B社	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.7	1.0	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	1.0
C社	0.7	0.5	0.7	0.6	0.6	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	1.4	1.0	0.9	1.0	0.8	1.0
D社	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	1.1	0.7	1.0
E社	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7
F社	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8	0.7	0.7
G社	0.6	0.4	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	1.1	0.7	0.7	0.8	0.7	1.0

上記のとおり、長野市の積算単価は各業者から徴収した入札時の工事内訳書における業者設定単価と比較してほとんどの項目において上回っており、この積算単価から予定価格、最低制限価格が設定された。

一方、入札した業者の平均応札額合計は約 2/3 と長野市積算額と比べ大幅に乖離している。その結果、今回の本件に関する入札結果は、上記応札業者 7 社中最も高額の応札をした株式会社佐藤園芸のみが最低制限価格以上の応札をしたため落札し、他の 6 業者はすべて最低制限価格未満の応札をしたため失格している。

最高応札者が落札した事実は結果論であり特段の問題があるわけではないが、今回の長野市の積算額が高すぎるのかどうか という問題は残る。

担当課では、積算に当たり（財）経済調査会発行の「公園・緑地の維持管理と積算（平成 17 年 12 月 1 日改訂 4 版発行）」の芝生管理工の歩掛表に基づいて積算しているため、積算手法には一定の合理性はあると考えるが、これだけの業者見積額との乖離がある事実は問題である。

確かに、景気状況が厳しい昨今、業務受注を狙って最低制限価格ぎりぎりのラインで応札する業者も多いという背景もあると考えられるが、今回の業者設定単価がいわゆる「現状相場」とも解釈できる。

したがって、このような業務に関する積算はより実勢価格を踏まえたものであるべきであり、今後の設計方法を見直す必要があると考える。

32. 教育委員会体育課

(1) 長野県長野運動公園の管理等に関する業務委託

区分	業務委託
概要	長野県営球場の管理運営及び利用料徴収業務に関する業務委託
執行伺起案者所属名称	教育委員会体育課
契約相手方	シンコースポーツ株式会社長野支店
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	<p>平成 18 年度から指定管理者制度の導入により、長野運動公園総合運動場においては、上記業者が 5 年間（H18. 4. 1～H23. 3. 31）指定管理者として、管理、運営業務を行うこととなっており、長野県営球場については、長野市が県から指定管理者の指定を受けている。（H21. 4. 1～H24. 3. 31 までの 3 年間で、H18. 4. 1～H21. 3. 31 間に引き続き）</p> <p>長野県営野球場は、長野運動公園総合運動場内にあり、上記業者が指定管理者業務として行っている長野県営野球場以外の施設（プール・体育館・陸上競技場・テニスコート・弓道場・運動広場・公園内植栽・トイレ等）の職員配置・駐車場割り振り等の安全管理や、上記業者が行っている野球場外野芝生管理と野球場受付との調整業務は、県営野球場の申込・利用状況により大幅に変動するものであり、公園内各施設の利用者に対しては臨機応変な利用許可の判断・調整・安全管理が必要であり、公園全体の一体的な管理が必要である。</p> <p>また、利用受付者が他事業者の場合、県営野球場内及び周辺で事故が発生した際の責任を明確に分けることも困難である。さらに、県営野球場の光熱水費・外野芝生管理費については指定管理者である上記事業者が一括して契約・管理・負担することによる経費削減及び各施設で大規模な大会等が開催される場合の応援体制を相互間で行うことにより臨時的な人件費を最小限に抑えて長野運動公園全体の経費負担を軽減しているため、長野県営野球場の管理運営が他事業者となった場合、経費負担を公園管理者と野球場管理者で明確に分割しなければならず、経費全体が増加してしまう。</p>

	このため、運動公園全体を一体的に管理し、公園内の許可責任を負うことができ、経費削減を図ることができる上記事業者と随意契約したい。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	5,240,000 円
当初契約額	5,128,200 円
落札率	97.9%

具体的な業務内容として、「県営野球場 業務管理日誌」を確認すると、8月のハイシーズンについては以下のような作業が実施されている。例として、平成21年8月7日（第43回長野市少年野球大会開催日）を下記に記載する。

- ・各所各室開放
- ・大会対応
- ・グラウンド整備（トンボブラシ）
- ・白線ロープ張り、白線引き、ロープ外し片づけ
- ・各室南側水たまり除去
- ・駐車場コーン直し
- ・中央トイレ清掃
- ・ゴミ拾い分別
- ・2F 通路観客席水除去
- ・切符売場前水たまり除去
- ・2F 観客席ゴミ拾い
- ・サブ入口横の木の下の草取り
- ・内外周見廻りパトロール
- ・1、2F トイレ巡回ペーパー補充、汚れ水洗い
- ・1 塁側トイレ水洗い
- ・通路水洗い
- ・後片付け
- ・施錠

また、12月のオフシーズンについては以下のような作業が実施されている。例として、平成21年12月1日（行事なし）を下記に記載する。

- ・中央トイレ清掃（2回）
- ・ごみ拾い分別
- ・球場内巡回
- ・サブトラ水飲み場水道水止め
- ・トイレ水抜き不凍液注入

（結果）

○適切でない積算

上記 12 月の「県営野球場 業務管理日誌」の業務内容に「サブトラ水飲み場水道水止め」がある。他の日にも同様に長野県営球場以外の長野運動公園内の施設の維持管理を行っていると思しき記述がある。

ということは、本件の積算基礎になっている人件費に対応する人材が、契約相手方のシンコースポーツ㈱の長野県営球場以外の業務（長野市の長野運動公園に関する指定管理業務）に従事していることとなる。

担当課においては、オフシーズンであっても丸一日人員 1 名を配置する積算が行われているが、上記内容等からも丸一日県営野球場の業務に従事しているとは認められない。反面、ハイシーズンにおいては担当課積算の人員数では業務が滞りなく遂行できるとも考え難く、結果として積算内容と実態が乖離していると考えられる。

したがって、本件に関してどのようにシンコースポーツ㈱のスタッフが従事しているのか事実確認を行い、適正な積算を行うべきである。

（意見）

○積算における価格に関する問題

積算単価（時間単価）が通年同額で設定されているが、大会もなく料金徴収もないようなオフシーズンを当該時間単価で積算するのは高額であると考えられる。たとえば長野市における他施設の清掃等の維持管理業務では、契約によりバラツキはあるものの当該時間単価を超える契約は今回の包括外部監査で確認した中には存在していない。

市民感覚でも高額であるとの認識がなされる可能性があると思われるので、検討することが望まれる。

（2）ボブスレーリュージュパーク中央監視設備保守点検委託

区分	業務委託
概要	ボブスレーリュージュパーク中央監視装置、非常用発電設備、無停電電源装置点検
執行伺起案者所属名称	教育委員会体育課
契約相手方	株式会社明電舎
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	業務委託の対象機器類は、電気設備の監視及び操作が一括にできる設備であり、メーカー固有の技術により独自に設計施工されたものである。 保守点検にあたっては機器の特性を理解し技術的に精とおしていることが極めて重要になるため、現場に精通し、経験が豊富であるメーカーの明電舎に限定される

設計額（予定価格積算書）	
予定価格	4,080,000 円
当初契約額	4,000,000 円
落札率	98.0%

（結果 1）

○実績の把握検討と翌期以降の積算への反映が行われていない問題

本業務委託に関して、長野市の積算における点検技術者の人工数（設計内訳書）と、受託業者からの報告書による実際人工数は以下のとおりである。

・中央監視・電力監視装置

実施時期	設計内訳書			報告書		
	人工	単価	金額	人工	単価	金額
平成 21 年 11 月 18 日～21 日	18			16		

・無停電電源装置

実施時期	設計内訳書			報告書		
	人工	単価	金額	人工	単価	金額
平成 22 年 2 月 9 日～10 日	8			5.5		

・非常用発電設備

実施時期	設計内訳書			報告書		
	人工	単価	金額	人工	単価	金額
平成 22 年 2 月 10 日	4			1.5		

となっており、単純計算では長野市設計額による人工数の方が実際人工数よりも大きく、金額にして約 400,000 円の差となる。なお、無停電電源装置及び非常用発電装置を兼任する者が 1 名存在するので、人工数を折半とした。

ちなみに、昨年度（平成 20 年度）実績を上記同様に確認すると以下のとおりであった。

・中央監視・電力監視装置

実施時期	設計内訳書			報告書		
	人工	単価	金額	人工	単価	金額
平成 20 年 11 月 6 日～8 日	16			12		

・無停電電源装置

実施時期	設計内訳書			報告書		
	人工	単価	金額	人工	単価	金額
平成 21 年 2 月 17 日～18 日	9			6.0		

・非常用発電設備

実施時期	設計内訳書			報告書		
	人工	単価	金額	人工	単価	金額
平成 20 年 11 月 14 日	5			1.0		

となっており、平成 21 年度同様、単純計算では長野市設計額による人工数の方が実際人工数よりも大きく、金額にして約 600,000 円の差となる。

このように、2 年度連続して長野市積算人工数が実績人工数を上回っている。この差額の影響は人工数から算出される直接費のみならず、当該直接費に一定率を乗じて算出される共通仮設費、現場管理費、一般管理費といった間接費も一連で増加させる結果となる。

ただし、この業務委託は人工の提供を目的とする業務委託ではなく、仕様書に定められた点検を満たすことが受託者のなすべき業務であるから契約変更を行うなどの必要性は認められない。

しかしながら、今後も当該業務委託が随意契約で継続していくことも鑑み、過去の業務委託に関して設計人工数と実際人工数の差異の検証をし、今後の積算に活かすべきである。

(3) 平成 18 年度工事・業務委託設計積算基準

ボブスレーリージュパークの工事及び業務委託の積算に関する基準（以下「スパイラル積算基準」という）が平成 18 年 8 月 2 日に教育委員会体育課長決裁によって制定された。これにより、上記 (2) の契約をはじめ、ボブスレーリージュパークに関する工事及び業務委託に関する積算はこの基準によりなされることとなった。

これまでは予定価格積算書を設計書とみなし備考欄に単価及び諸経费率根拠を記載していたが、根拠が明確でないためスパイラル積算基準を設けたという経緯である。

スパイラル積算書の内容的は、大きく工事、業務委託、設計業務委託の 3 種類に区分され、工事に関しては直接工事費（材料費、労務費）と共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）その他の積算基準が示されており、業務委託に関しては工事積算基準に準ずる旨（ただし共通仮設費、現場管理費は業務内容に

より低減実施)、設計業務委託に関しては直接費(直接人件費、直接経費)と間接費(諸経費、技術経費)その他の積算基準が示されている。

(結果1)

○積算における価格に関する問題(直接材料費)

スパイラル積算基準には、材料費に関し以下のように規定されている。

機器、材料単価の採用順位は次のとおりとする。また、過去の事例等を参考に決定することができる。

① 建設物価、積算資料

② カタログ×実勢掛け率

インターネットによるメーカー調査価格もカタログ価格と見なす。

③ 見積りによる場合(原則として3社以上、ただし施行方法等を含めて見積りを徴収する場合は原則として2社以上とする。)

1社見積 見積額×一定率

2社以上 最低見積額×一定率

したがって、スパイラル積算基準の適用を受ける工事に関する材料費積算は、優先順位としてまず建設物価又は積算資料に基づいてなされなければならないことになるが、実際の随意契約に係る業務に必要な材料は汎用性が極めて低く、結果的にほぼ全部の材料について優先順位の最も低い③が適用されている。

また、その材料の汎用性の低さから従来からの随意契約先のみより見積書を徴して積算している。(これは現実的に複数の見積りを徴して積算しようとしても、その業務の特殊性から新規参入業者の見積額は研修費用、事前調査費用等がかさむことが予想されるため、見積徴収してもその効果は疑問であるなどの事情による。)

上記のとおり、スパイラル積算基準では「原則3社以上の見積り、例外的に2社以上の見積り」を規定していながらも「1社見積の際には見積額×一定率で積算する」となっており、そもそも基準自体に不整合があるのだが、現実的に随意契約に関する業務には1社見積りによらざるを得ないものがある。

また、③適用にあたって乗ずる一定率は、材料の標準的価格算定の上で重要な比率であるが、その根拠については不明確である。

これらの点について、スパイラル積算基準の見直し、検証が必要である。

(結果2)

○積算における価格に関する問題(直接工事費の労務費算定)

スパイラル積算基準には、労務費に関し以下のように規定されている。

① 労務単価

原則として長野県単価(最新版)とする。

なお、特殊な条件における施工については、前記労務単価に作業割増を加えることができる。ただし、上記によることが不適當な場合は見積りによることとし、見積りの掛け率は下記による。

- | | |
|-------|-----------|
| 1 社見積 | 見積額×一定率 |
| 2 社以上 | 最低見積額×一定率 |

したがって、スパイラル積算基準の適用を受ける工事に関する労務費積算は、長野県単価を採用することが原則であり、それが不適當な場合は見積りによることができるとなっているから、まず長野県単価のどの単価を適用するかを明確にする必要があるが、実際の工事に関する積算を確認すると、見積りによる単価に掛け率を乗じる例外の単価が採用されている事例がある。

この労務費におけるスパイラル積算基準に関しては、(結果 1) と異なり、単価設定方法を優先順位の取り決めではなく長野県単価によることを原則の取り扱いとしているのであるから、例外規定を使うのであれば長野県単価によることが不適當であることの理由が明確でなければならないが、その理由は各積算上において不明確である。

もっとも、ボブスレーリュージュパークの特殊性から、採用する長野県単価の中に相応しいものが存在しない可能性も否定できない。とするならば、(結果 1) 同様、見積額に乗ずる一定率の根拠の見直し、検証が必要である。

33. 上下水道局配水管理課

(1) -① 松代東荒町地区(下水道関連)配水管移設工事

区分	工事
概要	下水道建設課発注の「松代 5 号系汚水準幹線外工事」の支障となる配水管を移設するもの 松代 5 号系汚水準幹線外工事
執行伺起案者所属名称	上下水道局配水管理課
契約相手方	北野建設株式会社
契約方法名称	事後審査型一般競争
設計額(予定価格積算書)	
予定価格	合冊で入札
当初契約額	25,712,000 円
落札率	82.2%

○工事変更について

本件は、平成 22 年 3 月に工期延長((平成 22 年 3 月 31 日→平成 22 年 8 月 31 日)を理由に変更契約し、8 月に工事内容の変更及び再度の工期延長(平成 22 年 8 月 31 日→22 年 11 月 30 日)を理由に変更契約を行っている。

8 月の変更の実施設計書では直接工事費が 420,567 円減少し、共通仮設費が

389,456 円と現場管理費が 36,089 円増加、一般管理費が 4,978 円減少し、合計で変更増減額をゼロとしている。実際には増工となったのであるが、繰越工事で増工予算が確保できないため、増工部分について新たに「松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設附帯工事」として同業者と随意契約しているものである。そして松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事においては、減額に対応する分だけ増額させて設計金額の変更がなかったような形に調整している。

（結果）

○増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題

実施設計書において意図的に増減額を一致させるのは実際の工事と実施設計書の内容が一致しない結果をまねき実施設計書の信頼性を害するものである。実施設計書と工事内容は一致させるべきである。

（1）－② 松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設附帯工事について

○随意契約理由

「本工事は当課（配水管理課）発注の「平成 21 年松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事」の附帯工事である。同一現場での輻輳を避け、安全かつ円滑な施工が見込まれ、また、交通誘導員安全施設に関する経費の節減が図られるため、上記工事業者と随意契約したい。」

工期 平成 22 年 10 月 4 日から平成 22 年 11 月 30 日

予定価格 5,120,000 円

契約額 5,100,000 円

落札率 99.6%

（結果 1）

○予算の都合で増額変更できない工事の積算

この工事は本体工事である松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事が平成 20 年度の繰越工事であり、予算の都合上増額変更ができないために附帯工事として発注し、既設工事の施工業者である北野建設㈱と随意契約するものである。

仮に本体工事である松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事が繰越工事でなければ増額変更工事として、競争入札の落札率を増額設計後の設計金額に乗じて契約変更が行われ、増額工事部分にも競争の利益が反映されるところ、繰越工事であるがために増額変更できないという事務的な事情で附帯工事として随意契約として発注し、結果として増額工事部分に競争の利益が反映されないのは問題である。

このように事務的理由で分割された工事については、競争入札を行って契約された当初

契約の落札率を増額工事の設計金額に乗じて増額工事の予定価格を算定すべきである。

本体工事の落札率を乗じた金額を予定価格にした場合の影響額は下記のように、890 千円と試算される。

影響額試算

5,120,000 円× (99.6%－82.2%) =890 千円

また、この附帯工事については本体工事との諸経費調整は行われていない。これは、標準歩掛率が平成 21 年 10 月に変更になり、新しい標準歩掛を使用して諸経費調整を行った場合 1,669 千円設計額が増加するためである。このため、担当課としては諸経費調整を行わないで積算を行っている。このように担当課でも実質的に増工に該当する場合には何らかの対応が必要と考えていることが把握される。

(2) 北長池地区（排水路）配水管移設工事

区分	工事
概要	本工事は、長野地方事務所発注の「平成 20 年度県営ため池等整備事業長野 3 期地区幹線排水路バイパス工事」の支障となる配水管を移設するもの
執行伺起案者所属名称	上下水道局配水管理課
契約相手方	株式会社守谷商会
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	上記業者は、支障元である長野地方事務所発注※「平成 20 年度県営ため池等整備事業長野 3 期地区幹線排水路バイパス工事」を施工しており、現場の輻輳を避け安全な施工を確保するため随意契約としたい。 ※「平成 20 年度県営ため池等整備事業長野 3 期地区幹線排水路バイパス工事」 工期平成 20 年 12 月 12 日～平成 22 年 9 月 21 日 請負金額 701,400,000 円 業者 株守谷商会
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	12,400,000 円
当初契約額	12,400,000 円
落札率	100%
変更契約額（契約増減額）	15,740,000 円（+3,340,000 円）

（意見）

○契約主体が県と市に分かれている工事

本件工事は、契約主体が長野県と市に分かれているため別個の契約となっているが、仮に契約主体が市だけであれば合冊入札方式で入札すべき工事である。

本件の場合、契約主体が長野県と市に分かれているので合冊入札方式の採用は不可能と思われるので、競争入札の場合の競争性に代替する手段として、競争入札で行われる本体工事の落札率を加味して契約金額を算定する方法を検討することが望まれる。

本体工事の落札率を加味した影響額は下記のように 3,397 千円となる。

本体工事工事名	平成20年度県営ため池等整備事業 長野3期地区幹線排水路バイパス 工事
予定価格	
契約金額（税抜）	701,400,000
落札率（A）	72.6%
本件の予定価格（B）	12,400,000
本件の落札率（C）	100.0%
落札額の差(D) = (C) - (A)	27.4%
影響額 = (B) × (D)	3,397,600
この計算においては端数調整はしていない。	

(3) 南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事

区分	工事
概要	都市計画課発注の「山王栗田線電線共同溝設置工事」に併せ配水管を布設替えするもの
執行伺起案者所属名称	上下水道局配水管理課
契約相手方	川浦土建株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	都市計画課発注の「山王栗田線電線共同溝設置工事」の施工区域内に配水管を整備するもので現場内の輻輳を避けることにより安全かつ円滑に工事を行うため上記業者と随意契約をするもの
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	13,800,000 円
当初契約額	13,680,000 円
落札率	99.1%
変更契約額（契約増減額）	16,650,000 円（+2,970,000 円）

○工事変更について

本件は、平成 22 年 3 月に増工（変更金額 2,970,000）及び工期延長（（平

成 22 年 3 月 31 日→平成 22 年 8 月 31 日) を理由に変更契約し、8 月に工事内容の変更及び工期延長 (平成 22 年 8 月 31 日→平成 22 年 9 月 29 日) の変更契約を行っている。

8 月の変更により、直接工事費が 581,350 円減少し、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費がそれぞれ 486,195 円、88,756 円、6,399 円減少し、合計で変更増減額をゼロとしている。実際には増工となったのであるが、繰越工事で増工予算が確保できないため、増工部分について新たに「平成 22 年度南長野地区外 (山王栗田線) 配水管布設替工事」として同業者と随意契約しているものである。そして南長野地区外 (山王栗田線) 配水管布設替工事においては、減額に対応する分だけ増額させて設計金額の変更がなかったような形に調整している。

(結果)

○増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題

実施設計書において意図的に増減額を一致させるのは実際の工事と実施設計書の内容が一致しない結果をまねき実施設計書の信頼性を害するものである。実施設計書と工事内容は一致させるべきである。

なお、本工事は「山王栗田線電線共同溝設置工事」の附帯工事であり、合冊方式により入札すべきである。その場合の影響額についてはIV11 (3) ①合冊入札方式の適用を参照。

「平成 22 年度南長野地区外 (山王栗田線) 配水管布設替工事」について

概要

都市計画課発注の「山王栗田線電線共同溝設置工事」に併せ配水管を布設替えるもの。

随意契約理由

本工事は都市計画課発注の「山王栗田線電線共同溝設置工事」の施工区域内における配水管布設替工事である。同一現場での輻輳を避け安全かつ円滑な施工が見込まれ、また試掘結果の情報の共有により、試掘回数の減少及びそれに伴う交通誘導員等の経費の節減が図れるため、上記工事請負業者と随意契約をしたい。

工期 平成 22 年 7 月 26 日から平成 22 年 10 月 8 日

予定価格 9,490,000 円

契約額 9,400,000 円

落札率 99.0%

変更契約額 11,670,000 円 (+2,270,000 円)

(結果)

○予算の都合で増額変更できない工事の積算

この工事は本体工事である「南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事」の増工であり、南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事が平成 21 年度の繰越工事であり、予算の都合上増額変更ができないために、平成 22 年度に別工事として随意契約したものである。

仮に本体工事である南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事が繰越工事でなければ増額変更工事として、競争入札の落札率を増額設計後の設計金額に乗じて契約変更が行われ、増額工事部分にも競争の利益が反映されるところ、繰越工事であるがために増額変更できないという事務的な事情で附帯工事として随意契約として発注し、結果として増額工事部分に競争の利益が反映されないのは問題である。

このように事務的理由で分割された工事については、競争入札を行って契約された当初契約の落札率を増額工事の設計金額に乗じて増額工事の予定価格を算定すべきである。

本体工事の落札率を乗じた金額を予定価格にした場合の影響額は下記のように、1,518 千円と試算される。

影響額試算

$$9,490,000 \text{ 円} \times (99.0\% - 83.0\%) = 1,518 \text{ 千円}$$

(4) - ①栗田地区（栗田安茂里線）配水管布設工事

区分	工事
概要	都市計画課発注の、「栗田安茂里線道路改良工事」に伴い配水管を布設するもの
執行伺起案者所属名称	上下水道局配水管理課
契約相手方	松代建設工業株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	本工事は、都市計画課発注の、「栗田安茂里線道路改良工事」の施工区域内に配水管を整備するもので、現場内の輻輳を避け安全な施工を確保するために随意契約したい。 工事名 栗田安茂里線道路改良工事 工期 平成 21 年 9 月 9 日～平成 22 年 10 月 25 日 請負金額 116,760,000 円
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	12,600,000 円
当初契約額	12,600,000 円
落札率	100%
変更契約額（契約増減額）	10,540,000 円（Δ2,060,000 円）

本工事は「栗田安茂里線道路改良工事」の附帯工事であり、合冊方式により入札すべきである。その場合の影響額については別途参照のこと。

本件は、平成 22 年 3 月 10 日に工期延長（平成 22 年 3 月 15 日→平成 22 年 3 月 31 日）を理由とする第一回目の変更契約をし、平成 22 年 3 月 30 日に減工（ $\Delta 2,060,000$ 円）及び工期延長（平成 22 年 3 月 31 日→平成 22 年 10 月 25 日）を理由とする第 2 回目の変更契約をし、平成 22 年 9 月 1 日に工事内容の変更を理由とする第 3 回目の変更契約を行っている。第 3 回目の変更契約においては、金額の増減はない。

また、平成 22 年 6 月 30 日に新たに同一業者と下記の契約を随意契約として行っている。

(4) - ②栗田地区（栗田安茂里線）配水管移設工事

概要 本工事は都市計画課発注の、「栗田安茂里線道路改良工事」の支障となる配水管を移設するもの

随意契約理由 本工事は、都市計画課発注の、「栗田安茂里線道路改良工事」に支障となる配水管を移設するもので、現場の輻輳を避け安全な施工と確保するために随意契約したい。

工期 平成 22 年 6 月 30 日から平成 22 年 10 月 25 日

予定価格 760,000 円

契約額 750,000 円

変更契約額 770,000 円（20,000 円）

（契約増減額）

落札率 98.7%

(結果)

○増工と考え落札率を適用すべき工事

本工事は配水管の移設を新たな工事として別途契約（同一業者に随意契約）としている。外観上同一工事であり、諸経費調整を行っていることから実質的に増工と同様に扱うべきであると判断される。

したがって、競争入札を行って契約された本体契約（栗田地区（栗田安茂里線道路改良工事）の落札率を設計金額に乗じて予定価格を算定すべきである。

影響額試算 $760,000 \times (98.7\% - 83.9\%) = 112$ 千円

34. 上下水道局下水道建設課

(1) 長野駅東口区画内下水道その8工事

区分	工事
概要	長野駅東口区画整理事業に伴い、下水道管を移設するもの
執行伺起案者所属名称	上下水道局下水道建設課
契約相手方	川浦土建株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	<p>本工事は既に契約履行中の工事「長野駅東口区画整理事業 駅南幹線（北中地区）道路築造工事」に伴い支障となる下水道管を移設する工事であり、併用開始されている下水道管を移設するため道路築造工事と一体に施工する必要があるため、川浦土建(株)と契約することにより工事区間の輻輳を避け、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる。また、工期の短縮、経費の削減（903,000 円）（約 16. 3%）が図られるため</p> <p>工事名 長野駅東口区画整理事業 駅南幹線（北中地区）道路築造工事 工期 H21・7・22～H22・3・31 請負金額 113,715,000 円（税込） 担当 駅周辺整備局</p>
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	4,400,000 円
当初契約額	4,400,000 円
落札率	100%
変更契約額（契約増減額）	5,210,000 円（+810,000 円）

当工事は下記の理由により変更契約されているが、直接工事費の増額が 9,566 円であるのに対して、共通仮設費、現場管理費、一般管理費が 800,434 円増加している。直接工事費の増加に比べて共通仮設費、現場管理費、一般管理費が大きく増加していた。

変更理由

1. 取付管設置位置の確定により、起点人孔の設置位置の変更が生じたため、布設延長について増工するもの（当初 134m→変更 139m）
2. 駅南幹線南側の歩道整備に伴い、既設人孔の鉄蓋調整が必要となったため、

高さ調節について増工するもの（当初 0 箇所→変更 4 箇所）

3. 駅周辺整備局より、既設下水道管に撤去について依頼があったため、撤去工事について増工するもの。（当初 0cm→変更 63.5m）

（結果）

○積算誤り

変更契約において本体工事との諸経費調整が行われていなかった結果、870,000 円随意契約の積算価格が過大に計上され、契約金額も同額過大となっている。

諸経費調整とは、本体工事に付帯する工事（本体工事と積算体系が同一である場合）を随意契約方式等により発注する場合に、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（諸経費）について、本体工事と一体で計算するというものである。諸経費率を乗じる対象の金額が大きくなるほど諸経費率が小さくなる傾向があるので、本体工事と一体で計算することにより諸経費の金額が少なく積算されるのである。

本件は随意契約理由にも記載のとおり「長野駅東口区画整理事業 駅南幹線（北中地区）道路築造工事」（以下本体工事）に伴い支障となる下水道管を移設する工事であり、本体工事と積算体系が同一であるので諸経費調整の対象にすべき工事である。

入札時における実施設計書においては共通仮設費率計算額、現場管理費、一般管理費、について諸経費調整がなされていた。

しかし、変更契約における積算では諸経費調整がなされていなかった。変更設計書の総括情報表における諸経費調整欄は 111111 と記載されており、諸経費調整が行われていることになっていたが、実際の計算上では共通仮設費、共通仮設費率計算額、現場管理費、一般管理費で諸経費調整がなされていなかった。

担当課の計算では、本来の正しい諸経費調整を実施していれば、変更契約額は 60,000 円の減工契約になるはずであったとのことである。直接工事費は増加しているが、設計見直しにより全体的に掘る深さが浅くなり、直接工事費以上に運搬費が減少するため、純工事費も減少しこれを基礎とする現場管理費及び工事原価を基礎とする一般管理費が減少するためである。

諸経費調整を行わなかったことによる影響額は、810,000 円 + 60,000 円 = 870,000 円である。原因はコンピュータ上の操作ミスによるものと考えられるが、随意契約理由に諸経費調整により経費の削減が図れると記載されており、随意契約理由と実際の結果が矛盾する結果となっている。今後チェック体制の強化に諸経費調整もれ等が発生しないようにする必要がある。

（2）松代表柴町下水道附帯工事

区分	工事
概要	松代表柴町下水道工事に伴う附帯工事

執行伺起案者所属名称	上下水道局下水道建設課
契約相手方	藤森建設工業株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	既発注済の「松代表柴町下水道工事」において鋼矢板を圧入工法で施工していたが、途中で圧入工法では鋼矢板を所定の深さまで打設出来なくなり、工法を WJ 併用圧入工法に変更した。その結果、大幅な増工となり増額変更が必要となったが、この工事は平成 20 年度の繰越工事であるため増額変更ができない。については内容変更を行い附帯工事として発注し、既設工事の施工業者である藤森建設工業(株)と随意契約したい。 また、本工事は、泉水路を含む県道の復旧工事であり、早期に県道の交通解放を行うためにも占用工事における自主復旧を一体的に行う必要がある。 なお、随意契約を行う事により、経費の節減及び工期の短縮が出来る。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	20,200,000 円
当初契約額	20,200,000 円
落札率	100%
変更契約額（契約増減額）	20,980,000 円（780,000 円）

本件は、「松代表柴町下水道工事」（以下本体工事）が増工となったが、繰越工事であるため増額変更ができないため、新たに同一の業者と随意契約したものである。

当該工事は 3 回の見積り提出により、予定価格で契約（落札率は 100%）している。

（結果）

○予算の都合で増額変更できない工事の積算

この工事は平成 20 年度の繰越工事であり増額変更ができないために、内容変更を行い附帯工事として発注し、既設工事の施工業者である藤森建設工業(株)と随意契約するものである。

仮に繰越工事でなければ増額変更工事として、競争入札の落札率を増額設計後の設計金額に乗じて契約変更が行われ増額工事部分にも競争の利益が反映されるところ、繰越工事であるがために増額変更できないという事務的な事情で増額工事部分に競争の利益が反映されないのは問題である。

このように事務的理由で分割された工事については、競争入札を行って契約され

た当初

契約の落札率を増額工事の設計金額に乗じて増額工事の予定価格を算定すべきである。

本体工事の落札率を乗じた金額を予定価格にした場合の影響額は下記のように、3,434千円と試算される。

本体工事工事名	松代表柴町下水道工事
予定価格	166,000,000
契約金額（税抜）	137,780,000
落札率（A）	83.0%
本件の予定価格（B）	20,200,000
本件の落札率（C）	100.0%
落札額の差(D) = (C) - (A)	17.0%
影響額 = (B) × (D)	3,434,000

この計算においては端数調整はしていない。

類似する事例として、「松代 6・7 号汚水幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事」の増工の場合も繰越工事であるため増額変更できなかった。この工事の増工分については、新たに随意契約で発注するのではなく、道路の反対側から工事をしてきた工事（異なる業者）「松代 6 号汚水幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事」の増工として変更契約している。

「松代 6 号汚水幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事」の平成 22 年 3 月 25 日に工事変更理由書において「隣接工事において本工区の流入先路線が減工により未施工となったため、本工事で増工する。」としている。

「松代 6 号汚水幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事」は競争入札であったため、変更契約として対応したことにより、原設計工費に対する原契約金額の割合が変更設計工費に乘じられているため、競争入札における落札率を反映した結果となっている。

(3) 犀南3号系汚水準幹線外工事

区分	工事
概要	篠ノ井東福寺地区の下水道整備のため
執行伺起案者所属名称	上下水道局下水道建設課
契約相手方	株式会社守谷商会
契約方法名称	事後審査型一般競争
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	125,400,000 円
最低制限価格	107,800,000 円
調査基準価格	110,370,000 円
当初契約額	107,800,000 円
落札率	86.0%
変更契約額（契約増減額）	125,060,000 円（+17,260,000 円）

○当工事の変更契約について

当工事については変更契約が2回なされている。

（第1回変更契約）

- ・工事施工協議（指示）書の発行

平成21年12月11日

平成22年1月14日

平成22年3月1日

- ・第1回変更契約

平成22年3月17日

（第2回変更契約）

- ・工事施工協議（指示）書の発行

平成21年12月1日

- ・第2回変更契約

工事内容の変更について（通知）

平成22年6月25日

変更内容は仮復旧舗装による減工及び撤去処分費による増工でこれらは同額で契約金額に増減はない。

平成22年6月22日提出の変更理由書に関する撤去処分費の増工の協議は12月1日に協議した内容であり、3月の第1回目の変更で対応すべきものである。担当課の説明では舗装工事は最後に行われるため第1回目の変更には反映させなかったとのことである。

しかし、契約規則では、契約の内容を変更しようとするときは、5日以内に変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させるものとする旨が規定されている。契約規則に照らすと、12月1日に行われた変更の工事施工協議について、平成22年3月にも変更契約を行っている

にも関わらず、これには反映されず、変更通知が平成 22 年 6 月に行われているのは違反ということになる。

○設計変更事務取扱要領の制定

本件については第 1 回契約変更が行われているにもかかわらず、それ以前に発行された工事施工協議（指示）書の内容が変更契約に反映されないままになっていた事例であったので問題であるが、これ以外にも、変更契約は経常的に、まとめて工期終了近くで行われているのが実情である。契約規則だけに照らし合わせるとこれらの変更はすべて違反になる。

ところで、市における具体的な設計変更の手続きは職員に対する内部的参考資料である「契約の手引き」に記載されている。そこでは軽微な変更の場合は所属長の承認を得たうえ「監督職員指示書」（実際は「工事施工協議（指示）書」）により変更指示することができることと記載されている。今回の変更契約は軽微な変更にあたるため「契約の手引き」どおりには運用されていると認められる。

「契約の手引き」に記載されている、軽微な変更の内容は以下のとおりである。

- ・構造、工法、位置及び断面等の変更で重要でないもの
- ・変更金額が請負金額の 20%以内で、かつ、4,000 万円以内のもの（昭和 62 年 5 月 27 日建設省東地厚発 38 号の 2「設計変更に伴う契約変更の取扱いにういて」参照）

（結果）

○変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合

「契約の手引き」は内部的な手引きにすぎず、その記載が契約規則の規定と対応していないことは問題である。契約課から入手したデータ（建設工事 100 万円以上）を集計した結果、たとえば上下水道局の建設工事 235 件のうち 147 件、60%以上について変更契約がなされ変更契約増加額は 214 百万円であり、契約実務において契約変更が多く行われていることが把握される。このような状況において、契約規則の規定と実務の扱いとが乖離している現状を放置するのは問題であるので、たとえば実務を考慮した設計変更事務取扱要領を制定し、契約規則の定めと「契約の手引き」で記載されている実際の設計変更手続きが整合するようにする必要がある。

（4）ため池等整備事業関連下水道工事

区分	工事
概要	長野県長野地方事務所農地整備課発注工事にともない下水道管渠の移設工事を行うもの

執行伺起案者所属名称	上下水道局下水道建設課
契約相手方	株株式会社守谷商会
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	<p>本工事は上記業者が請負う長野地方事務所発注工事と交錯する箇所での工事である。工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保するうえで有利と認められる上記業者と随意契約したい。</p> <p>支障元 長野県地方事務所農地整備課発注工事 工事名 平成 20 年度県営ため池等整備事業長野 3 期地区幹線排水路バイパス工事 工期 平成 20 年 12 月 12 日～平成 22 年 9 月 21 日 請負金額 701,400,000 円</p>
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	8,500,000 円
当初契約額	8,450,000 円
落札率	99.4%
変更契約額（契約増減額）	8,880,000 円（+430,000 円）

（意見）

○契約主体が県と市に分かれている工事

本件工事は、契約主体が長野県と市に分かれているため別個の契約となっているが、仮に契約主体が市だけであれば合冊入札方式で入札すべき工事である。

本件の場合、契約主体が長野県と市に分かれているので合冊入札方式の採用は不可能と思われるので、競争入札の場合の競争性に代替する手段として、競争入札で行われる本体工事の落札率を加味して契約金額を算定する方法を検討することが望まれる。

本体工事の落札率を加味した場合の影響額（積算金額減少額）は下記のように 2,278 千円となる。

本体工事工事名	平成20年度県営ため池等整備事業 長野3期地区幹線排水路バイパス 工事
予定価格	
契約金額（税抜）	701,400,000
落札率（A）	72.6%
本件の予定価格（B）	8,500,000
本件の落札率（C）	99.4%
落札額の差(D) = (C) - (A)	26.8%
影響額 = (B) × (D)	2,278,000
この計算においては端数調整はしていない。	

(5) 川中島7号系汚水準幹線外工事

区分	工事
概要	川中島町原地区の下水道整備のため
執行伺起案者所属名称	上下水道局下水道建設課
契約相手方	株式会社マルオン商会
契約方法名称	事後審査型一般競争
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	42,000,000 円
最低制限価格	34,250,000 円
当初契約額	34,310,000 円
落札率	81.7%
変更契約額（契約増減額）	43,420,000 円（9,110,000 円）

○本工事の増工について

本件において下記の変更契約（増工）がなされている。

①工事施工協議書（平成21年10月14日）

御厨公園への取付管設置を長野市都市整備部公園緑地課が依頼したことによる増工

②工事施工協議書（平成21年7月21日）

川中島の市道認定に伴い当地番南に隣接する個人が早急の取付管の設置を希望したことによる増工

平成22年3月5日付で上下水道局から財政部長宛の文書「川中島7号系汚水準幹線外工事の変更契約について」が提出されている。

文書には、当該増工については早急な対応を優先させ入札の必要があったにもかかわらず増工として処理した。早急な対応を優先させた結果であり、今後は全庁にわたり工事担当課長へ再発防止を図るよう働きかける旨記載されている。

増工理由の概要

- ① 公園緑地課の平成 22 年度事業でトイレ改修工事を予定しているため、トイレ改修工事の設計等を考慮して今年度中に取付管の位置や高さの決定及び、取付管設置を完了したいことから、本工事に対応したものを。

増工路線分割発注の場合の設計額概算 1,354,500 円（税込）

- ② 川中島町某所が宅地から公衆用道路となり、市道に認定される予定であり、当番地に隣接する個人により、早急の取付管の設置の希望があり、お盆前に共用を開始して欲しいとの要望を受けたことから、本工事に増工し対応したものを（みどりのはがきを通して要望があった）。

増工路線分割発注の場合の設計額概算 1,018,500 円（税込）

（結果）

○契約変更で対応すべきでなく別途競争入札すべきもの

「契約の手引き」の工事請負契約及び委託契約の章に契約の変更について以下のように記載されている。

「契約の履行途中において契約の内容を変更しなければならない事態が生じたときは、工事内容の同一性を失わない範囲内において、最小限度の変更をすることができる。」

上記の変更は業務の客観的性質からの緊急性があるわけではなく、単に、市内部の事務の事情により安易に増工で対応したものである。透明性、公平性を欠いており、別工事として競争入札で対応すべきである。

35. 上下水道局下水道施設課

(1) 農集排処理施設保守管理業務委託

概要

本業務は、排水処理施設への流入管路における最終のマンホールから当該処理施設を経て、放流水路までの処理施設及び本施設に係るマンホールポンプ場の保守管理を業務対象としている。排水処理場を「豊野地区」、「鬼無里地区」、「戸隠地区」、「クリーンハウス浅川北部他」、「クリーンハウス七二会中部他」及び「クリーンハウス信田東部他」の 6 地区に区分している。19 年度から 2 年の長期継続契約で契約を行っている。

（入札経過書）

豊野地区農集排水処理施設保守管理業務委託			戸隠地区農集排水処理施設保守管理業務委託			鬼無里地区農集排水処理施設保守管理業務委託		
(入札経過書)			(入札経過書)			(入札経過書)		
平成21年3月26日			平成21年3月26日			平成21年3月26日		
第二庁舎10階会議室18			第二庁舎10階会議室18			第二庁舎10階会議室18		
午後1時30分			午後1時30分			午後1時30分		
黒姫ホームサービス(株)	2,880,000	予定価格超過	黒姫ホームサービス(株)	5,300,000		小嶋工業	2,190,000	予定価格超過
小嶋工業	2,645,000	落札	コマキ工業(株)	5,300,000		コマキ工業(株)	2,000,000	落札
コマキ工業(株)	2,950,000	予定価格超過	第一公害プラント(株)	5,290,000		第一公害プラント(株)	2,450,000	予定価格超過
第一公害プラント(株)	2,850,000	予定価格超過	トーヨークリエイイト(株)	5,290,000		トーヨークリエイイト(株)	2,250,000	予定価格超過
トーヨークリエイイト(株)	2,800,000	予定価格超過	東亜化工機(株)	5,300,000		東亜化工機(株)	2,050,000	予定価格超過
東亜化工機(株)	2,850,000	予定価格超過	徳重衛生	5,270,000	落札	徳重衛生	2,150,000	予定価格超過
徳重衛生	2,820,000	予定価格超過	長野日化サービス(株)	5,290,000		長野日化サービス(株)	2,180,000	予定価格超過
長野日化サービス(株)	2,800,000	予定価格超過	株ネイテック	5,300,000		株ネイテック	2,100,000	予定価格超過
株ネイテック	2,980,000	予定価格超過	㈹水処理サービス	5,300,000		㈹水処理サービス	2,400,000	予定価格超過
㈹水処理サービス	3,100,000	予定価格超過						
参加希望型	全員入札参加応募者		参加希望型	全員入札参加応募者		参加希望型	全員入札参加応募者	
予定価格の100/105	2,780,000		予定価格の100/105	5,410,000		予定価格の100/105	2,010,000	
最低制限価格100/105	1,860,000		最低制限価格100/105	3,610,000		最低制限価格100/105	1,340,000	
調査基準価格100/105			調査基準価格100/105	4,060,000		調査基準価格100/105		
前回契約者(19、20年度)	小嶋工業		前回契約者(19、20年度)	徳重衛生		前回契約者(19、20年度)	コマキ工業(株)	
契約金額(税抜)	2,516,400		契約金額(税抜)	5,090,000		契約金額(税抜)	1,840,000	
長期継続契約	2年		長期継続契約	2年		長期継続契約	2年	
前年度との変更点	業務内容増		前年度との変更点	業務内容増		前年度との変更点	業務内容増	
落札率	95.1%		落札率	97.4%		落札率	99.5%	

クリーンハウス浅川北部他農集排水処理施設保守管理業務委託			クリーンハウス七二会中部他農集排水処理施設保守管理業務委託			クリーンハウス信田東部他農集排水処理施設保守管理業務委託		
(入札経過書)			(入札経過書)			(入札経過書)		
平成21年3月26日			平成21年3月26日			平成21年3月26日		
第二庁舎10階会議室18			第二庁舎10階会議室18			第二庁舎10階会議室18		
午後1時30分			午後2時0分			午後2時0分		
コマキ工業(株)	4,450,000	予定価格超過	コマキ工業(株)	7,000,000	予定価格超過	コマキ工業(株)	2,600,000	予定価格超過
第一公害プラント(株)	4,400,000	予定価格超過	第一公害プラント(株)	6,300,000	落札	第一公害プラント(株)	2,480,000	
トーヨークリエイイト(株)	4,100,000		トーヨークリエイイト(株)	6,850,000	予定価格超過	トーヨークリエイイト(株)	2,610,000	予定価格超過
東亜化工機(株)	4,550,000	予定価格超過	東亜化工機(株)	7,200,000	予定価格超過	東亜化工機(株)	2,600,000	予定価格超過
徳重衛生	4,500,000	予定価格超過	徳重衛生	7,000,000	予定価格超過	徳重衛生	2,540,000	
長野日化サービス(株)	4,300,000	予定価格超過	長野日化サービス(株)	6,900,000	予定価格超過	長野日化サービス(株)	2,550,000	
株ネイテック	4,300,000	予定価格超過	株ネイテック	7,350,000	予定価格超過	株ネイテック	2,400,000	落札
㈹水処理サービス	4,000,000	落札	㈹水処理サービス	6,600,000		㈹水処理サービス	2,500,000	
参加希望型	全員入札参加応募者		参加希望型	全員入札参加応募者		参加希望型	全員入札参加応募者	
予定価格の100/105	4,250,000		予定価格の100/105	6,600,000		予定価格の100/105	2,590,000	
最低制限価格100/105	2,840,000		最低制限価格100/105	4,410,000	66.8%	最低制限価格100/105	1,730,000	
調査基準価格100/105			調査基準価格100/105	4,970,000		調査基準価格100/105		
前回契約者(19、20年度)	㈹水処理サービス		前回契約者(19、20年度)	第一公害プラント(株)		前回契約者(19、20年度)	株ネイテック	
契約金額(税抜)	3,850,000		契約金額(税抜)	6,000,000		契約金額(税抜)	2,090,000	
長期継続契約	2年		長期継続契約	2年		長期継続契約	2年	
前年度との変更点	業務内容増		前年度との変更点	業務内容増		前年度との変更点	業務内容増	
落札率	94.1%		落札率	95.5%		落札率	95.8%	

○結果として競争性のない入札結果について

(意見)

入札は参加希望型の競争入札で行われ、落札率は95%前後で競争入札としては高い水準である。また、各地区とも前回契約者が21年度も落札しており、結果として競争性が発揮されているとは言えない状況である。

(2) 豊野地区農集排処理施設保守管理業務委託

(結果)

○指名選定理由の記載誤り

長野市は「長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱」第4条で札参加資格があると認める者（以下「有資格者」という）を物品・製造等競争入札参加資格者名簿（「有資格者名簿」という。）に登載するときは、あらかじめ当該有資格者について、一定の事項を勘案して、物品等供給契約の種類ごとの等級格付を行っている。等級格付はA、B及びCの3等級に区分して行っている。

本件において指名選定理由の等級格付はA、Bとしているが、Cの業者が入札に参加し、落札している。

同7条における等級格付を行った場合における契約の種類ごとの各等級別発注標準となる予定価格は、表1のとおりである。本件の予定価格は2,919,000円（税込）であり、業務委託であるので「その他の契約」に該当するため、Cの業者も入札に参加できるのであるが、「指名請負人選定調書」、及び「入札、見積経過及び結果（閲覧用）」の指名選定理由がA、Bとなっているため、指名理由と矛盾する結果となっている。同様の契約で「鬼無里地区農集排処理施設保守管理業務委託」（予定価格税込2,110,500円）でも指名選定理由がA、BとなっているにもかかわらずCの業者が入札に参加している。

一方、「平成21年度 物品等供給契約に係る参加希望型指名競争入札募集票」には入札参加資格の記載がなく、募集に際しては等級格付は無条件で募集がなされたと考えられるので問題はない。

契約課の説明では記載ミスとのことであるが、入札参加資格は重要事項であり「指名請負人選定調書」及び「入札、見積経過及び結果（閲覧用）」の記載が事務的になされているならば問題である。

区分	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約
A	制限なし	制限なし	制限なし
B	1,000万円未満	800万円未満	1,000万円未満
C	300万円未満	200万円未満	300万円未満
D	—	20万円未満	—

(意見)

○連帯保証人について

長野市では業務委託の場合連帯保証人を立てているが、本件の場合入札者の1人である黒姫ホームサービス(株)が連帯保証人となっており、競争性の観点からは好ましくはないと考える。実際の入札現場でも連帯保証人を入札参加者以外とするよう指導していた。

契約規則では、連帯保証人は有資格者名簿に登載された者で、かつ、

契約者と同等以上の資格を有するものでなければならぬとされており（42条2項）規定上は連帯保証人を入札参加者にすることを排除しては
いない。

仮に指導に反して連帯保証人を立てているのならば、その理由も明記することが望まれる。

36. 消防局通信指令課

(1) 高機能消防指令情報システム保守委託

区分	業務委託
概要	高機能消防指令情報システムの正常な機能を維持するため、点検整備並びに電気通信関係法令に基づく保守点検を行い、障害の発生を未然に防止し、指令業務の円滑な運営を図る
執行伺起案者所属名称	消防局通信指令課
契約相手方	日本電気株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	「高機能消防情報システム」は、消防業務の基幹設備であり、障害が発生した場合、通信指令業務に重大な支障をきたす共に、市民の生命・身体及び財産に多大な影響を及ぼすことが考えられるため、障害発生時における迅速な対応及び原因究明が不可欠である。当システムは、ハードウェアのみならず、ハードウェアとソフトウェアの複雑な集合体で構成されており、共に、システムを構築したメーカー独自の技術を有しているため、他のメーカーでの対応は困難である。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	46,500,000 円
当初契約額	46,500,000 円
落札率	100%

以下に予定価格積算書の一部を転記する（表1）。予定価格精算書には保守業務等の対象となる機器ごとに金額が表示されており、その合計金額は46,561,905 円である。

（表1）

高機能消防指令情報システム保守（一部）

	単価	数量	金額
指令台		5 台	
指揮台		1 台	
指令制御装置		1 式	
自動出動指定装置		1 式	
クライアント（ノート1）		81 台	
クライアント（デスクトップ）		17 台	

（結果）

○一式〇〇円の形の積算

予定価格積算書には対象機器ごと1台当たりの金額を記載してあるだけであるが、実際の保守業務は定期保守や障害対応等の作業ごとに技術者等が作業を行うことにより達成される。このため、予定価格積算書の記載では実際の保守作業等との整合性がなく、保守作業等の実態と比較して積算価格が適切かどうか検証できない。予定価格積算書は保守作業等の実態と対比できるように、現状の対象機器ごとの積算を定期点検業務、障害対応等別に作業時間×単価の形に展開して作成される必要がある。なお以下に記載する365日、24時間のオンコール保守の部分については業者は実際の出動に関わらず出動できる体制を整えておく必要があるため、単価×作業時間の形で積算することは困難である。この部分については業者が体制を維持するために必要になる特別の費用のうち、市が負担すべき分を試算することで対応するのが適切な対応であると思われる。

○オンコール保守について

実際に行われている保守業務の内容は

①前期と後期に行われる年2回の定期点検と、②現場からの連絡に基づき対応する障害対応（オンコール保守）及び③ソフトウェアの保守、ライセンス料である。

①の定期点検については定期点検報告書が発行され、障害対応（パソコンの定期点検を含む）については、メンテナンスレポートが発行される。②の障害対応はオンコール保守の形態になっていて、オンコール保守のうち多くの部分が24時間対応（ただし受付のみ24時間で実際の対応は平日の9時から17時というものと、365日24時間対応の2種類がある）になっているので、オンコール保守の費用は、aメンテナンスレポートから把握される実際に障害対応に費やされた作業時間から計算される部分と、b実際の作業とは関係なく、24時間対応できる体制を整えておくために要する業者のコストの両面から構成されていると考えることができる。上述したように、予定価格積算書では業務の種類ごとではなく対象機器ごとに積算金額が割り振られているため、bについて、積算根拠はもとより積算金額も提示されていない。そこで、概算ではあるが、①、②のa、③を実績時間と標準単価により試算して契約金額から控除することにより、②のb

の部分にほぼ相当しているであろう金額を試算してみることにした。

監査人が実際の作業時間に基づき試算すると、

①の定期点検については定期点検報告書より前期が40人日、8時間換算で計算すると320時間、市販の積算資料のシステム管理技術者1と2の平均値（札幌）4,356円（名古屋4,631円以下）書きは名古屋の料金で試算）を標準単価として計算すると1,393,920円（1,481,920円）、後期が50人日で400時間、1,742,400円（1,852,400円）

②のソフトウェアの保守及びNEFOAP-EXのライセンス料は4,724,178円と積算されているので、①と③の合計で7,860,498円（8,085,498円）になる。

③のaの部分については、メンテナンスレポートから把握される障害対応の作業時間が300時間程度で、市販の積算資料のシステム管理技術者1と2の平均値（札幌）4,356円（4,631円）で計算すると1,306,800円（1,389,300円）となる。

残りがbの部分ということになる。契約金額から①の定期保守、②のaの障害対応、③のライセンスフィー等の実績に基づく資産金額を控除した結果、おおむね37,332,702円（37,052,202円）がオンコール保守に対応するための業者の体制維持コストと考えられる。ただし上記②のaの試算に際しては、ノートパソコンを工場に持ち込んで修理及び再設定する時間やパソコンの部品交換に伴う部品代、移動時間などは含まれていない。また、メンテナンスレポートで把握されない指令台の端末や表示、車両搭載機器等の障害対応が別に年間55件程度発生しているため、この部分も37,332,702円（37,052,202円）には含まれている。

これだけではオンコール保守の金額が妥当であるか検討できないので業者が作成している障害履歴報告と予定価格積算書から出動回数当たりの単価と一日当たりの単価を算定してみる。

業者が作成した21年度の障害履歴報告によると総件数は208件であった。これを仕様書に基づいて24時間受付対応だが修理対応は9時から17時（土、日、祝日を除く）の機器等にかかわった件数と保守対応時間が24時間対応の機器等にかかわった件数に分類した。

そして、それぞれに係る積算金額を把握するために、契約金額から、監査人が試算した定期点検にかかった費用（A）、NEFOAP-EXライセンス費用等の積算金額（B）、24時間受付はするが修理等の対応は9時から5時（土、日、祝日を除く）の機器等に係る積算金額（C）を控除して、保守対応時間が24時間対応の機器等に係る積算金額（E）を算出した。これらの対応関係を示したものが表2である。保守対応時間が24時間対応の機器等（E）に関わった障害の件数は76回でありこれを単純に1回当たりの金額に換算すると361千円となる。

なお、Eは24時間オンコールに該当している部分ではあるが、そのうち実際に

深夜（22時以降）に受付または対応した件数は5件（うち1件はパソコン関係で（D）に分類されるもの）のみであり、受付時に直ちに現場に出動したかは不明だが、電話対応のみで終了が1件である。対応内容もサーバのリブート、データの整合調整、発信試験、消防局への復旧の指示であった。

表 2

	項目	積算金額	対応回数		一回単価	一日単価
A	設計額	46,561,905				
B	定期点検	3,136,320				
C	NEFOAP-EXライセンス	2,488,802				
D	修理対応9時から17時(24時間保守受付対応)	13,485,263	132回	208回	102,161	
E	差引(A-B-C-D) 24時間保守対応	27,451,520	76回		361,204	
F	(Eのうち深夜)		(4回)		6,862,880	
D+E		40,936,783			196,811	112,156

※ソフトの保守は、Dに含まれている。

(名古屋の料金を使用した場合定期点検の金額は、定期点検の金額は3,334,320円となりD+Eの一回単価が195,860円に、一日単価が111,613円となる。)

(結果)

○体制維持費用の金額把握

以上のようにオンコール保守に対応する部分について負担している金額は大きいことが把握された。しかしオンコール保守に対応する部分について、積算根拠はおろか積算金額も提示されておらず、現状の負担が必要かつ妥当のものなのかどうかの検証を行わないまま、毎年契約を締結している結果となっている。今後、以下の観点を参考にして必要な資料の提示を受け、検証を行うことが必要である。

①24時間オンコール保守コスト負担基準額の把握

24時間オンコール保守のコスト負担(②のa)の基準となる金額は、24時間オンコールの体制を維持するために業者が特別に要している費用(通常時間以外に24時間対応のために待機する社員の人件費等。ただし、当該社員がその時間帯に他の通常業務を行っており、要請がある場合にのみ対応する場合は、通常業務分は差し引いて考える必要がある。)を、当該業者に24時間オンコール保守契約をしている依頼者数の合計で除した金額になると考えられる。したがって業者から24時間オンコール保守の体制を維持するために特別に要している費用内訳と24時間オンコール保守契約をしている依頼者数を確認することが必要である。その上で

②の a \leq 24時間オンコールの体制を維持するために業者が特別に要している費用 ÷ 業者の24時間オンコール契約先数

を満たしていることを確認し、金額が超過している場合は契約金額の引き下げを行うべきである。

②年間に想定されるオンコール回数と積算における想定オンコール回数を比較する。また、必要に応じて、受付だけ 24 時間対応する業務と実際に障害対応を 24 時間行う業務の線引きを行い、費用対効果の観点から見直しを行う。

平成 21 年度の随意契約理由にも記載されているように、「高機能消防指令情報システム」は、消防業務の基幹設備であり、障害が発生した場合、通信指令業務に重大な支障を来すと共に、市民の生命・身体及び財産に多大な影響を及ぼすことも考えられるため、障害発生時における迅速な対応及び原因究明が不可欠である。このために必要な支出であれば惜しむべきではない。しかし重要だからと言って、保守委託仕様書の内容と契約金額の根拠になる積算書の関係が不明確なまま放置することは許されないので、

365 日 24 時間オンコール保守の部分の金額を明らかにして、この金額が市が負担すべき金額に照らして妥当かどうかの具体的な検証を行い、必要であれば値下げの交渉を行う必要がある。

(2) 高機能消防指令情報システム支援情報検索処理装置端末更新業務委託

区分	業務委託
概要	高機能消防指令情報システムの支援情報検索処理装置における支援情報検索処理端末（ノートパソコン）を更新するとともに、消防ネットワーク環境を再設定し、既存の NEFOAP-EX システムを再セットアップするもの
執行伺起案者所属名称	消防局通信指令課
契約相手方	日本電気株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	高機能消防指令情報システムの一構成機器であるため、高機能消防指令情報システムを構築したメーカー以外での作業及び保守管理は困難である。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	23,500,000 円
当初契約額	23,220,000 円
落札率	98.8%

15.4 型ノートパソコンを 100 台購入するもので 1 台当たりの金額は 232,200 円である。財源は地域活性化・経済対策臨時交付金を充当している。

当該業務委託は平成 16 年に導入した高機能消防指令情報システムの一構成機器である支援情報検索処理装置の端末機器（デスクトップ・モバイルパソコン・ノートパソコンのうち、不具合が頻発しているノートパソコン）を更新し、これに伴い消防ネットワーク環境並びに災害対応に係る支援情報を入力・管理しているソフトウェアを再設定するものである。メンテナンスレポートを閲覧したが確かに不具合が頻繁に発生していた。

本件は、ハードウェアの購入であるにもかかわらず競争入札ではなく随意契約している。

今回の業務委託内容を分解すると

- ① 支援情報検索処理装置＝ノートパソコンの更新
 - ② 更新するノートパソコンに消防ネットワーク環境並びに災害対応に係る支援情報を入力・管理しているソフトウェア（以下NEFOAP-EXシステムという）を再設定するもの
- の二つの部分からなっている。

（意見）

○随意契約理由として妥当でない問題

業務委託の内容を検討すると、物品購入①が大部分（金額比で 88.6%）を占めていることが把握された。随意契約理由に記載されている随意契約理由が該当するのは展開導入作業②であるが、今回の業務委託契約に占める割合は上記に記載したように低く、この部分をもって全体を随意契約にするのではなく、①と②を分離し、①のハードの調達部分は競争入札にすることが望まれる。

同様のスペックで「長野市小・中学校務用コンピュータ調達」※は指名競争入札が行われている。台数も 100 台と 99 台とほぼ等しくなっている。随意契約と競争入札で結果としてどれくらいの差が生じているか参考に示してみたい。

競争入札を行った「長野市小・中学校務用コンピュータ調達」は予定価格に対して落札率が 55.9%であった。仮に競争入札が行われた場合の金額を試算してみると $11,627,200$ ($23,500,000 - 2,700,000$) $\times 55.9\% = 11,627,200$ 円と計算され、あくまで仮定の話ではあるが $8,892,800$ 円 ($23,220,000 - 2,700,000 - 11,627,200$) も安くノートパソコンを調達できた可能性を指摘することができる。なお校務用パソコンの入札には今回の随意契約先である N 社の子会社で、今回の端末調達に係る高機能消防指令情報システムの保守業務委託契約を締結する N 社から保守業務を委託されている N 社フィールドディングも参加している。この際の入札金額は予定価格の 66.1%である。同スペックのノートパソコンの調達について、競争入札になると N 社の子会社が $10,380,000$ 円 (100 台で計算して $10,484,848$ 円) で入札しているということである。随意契約で調達される場合、競争原理が働かず、いかに割高になっているかが把握される。

今回のケースでは、N 社以外の業者が落札した場合、ノートパソコンへの NEFOAP-EX システムの再設定作業を N 社が別途行う必要がある。しかし、再

設定に係る費用は一台当たり 27,000 円と積算されており、ノートパソコンの調達について競争入札が行われ N 社が納入しない事になっても再設定作業料の範囲で対応可能である。マスターは高機能消防指令情報システムの運用保守を随意契約で行っている N 社長野支店に存在するので、同システムの再設定作業に特に支障はないと考えられる。再設定作業料の範囲で対応可能である。

仮にどうしてもハード部分についても随意契約によりソフト業者に発注するという場合には、ハード部分の予定価格の算定に際しては、競争入札を行う場合の落札率を反映させる必要がある。上記に記載したように、競争入札により調達する場合の落札率をみる限り積算金額が市場価格を反映していないことは明らかである。競争入札の場合の競争性に代替する手段として、競争入札における落札率を加味して予定価格を算定する方法を検討すべきである。

表 1 は、そのパソコンの比較表である

なお、更新の対象となった旧ノートパソコンの保守費用として、一台当たり年間 22 千円の保守料金を支払っている。今回ノートパソコン購入の契約金額には、3 年間のパーツ保証が含まれている。ノートパソコンは 12 月導入されており、1 月から 3 月までの 3 カ月のパーツ保証料は重複しているように思われる。

表 1

消防局	高機能消防指令情報システム支援情報検索処理装置端末	教育委員会	長野市立小・中学校公務用コンピュータ調達仕様
1 ハードウェア			
VersaPro VY25A/F-7 タイプVF (WindowsXP Professional 搭載) Core2 Duo P8700 (2.53GHz)		きょう体 OS CPU USBポート 外部モニタ出力 PCカードスロットル その他インターフェース スピーカ ポインティングデバイス キーボード LANインターフェース その他	A4サイズノート型 (ビジネスモデル) Microsoft Windows Vista Business with SP1 正規版 インテルCore2 Duo P8700 (2.53GHz) 以上 USB2.0準拠、4ポート以上 アナログRGP D-Sub15ピン、1ポート以上 PC Card Standard 準拠 (Type II × 1 以上) Card Bus 対応 マイク入力:ステレオミニジャック ヘッドホン出力:ステレオミニジャック ステレオ内臓スピーカ 内臓 (マウスと使用する際、OFFが可能なこと) 日本語キー、JIS標準配列 1000BASE-T/100BASE-TX準拠 (WakeUp On LAN 対応)
その他 3年間パーツ保証付き			セキュリティワイヤロック対応 納品から5年間は修理部品を保持できるメーカーであること PCに長野市市章等印刷又は刻印 液晶15.4インチ XGA以上
15.4型ワイド TFTカラー液晶 WXGA (1280*800) 80GB HDD (Serial ATA/5400rpm) 2GBメモリー {DDR2-SDRAM (PC2-6400) /2048MB*1} CD-R/RW with DVD-ROM ニッケル水素バッテリー 無線LAN (IEEE802.11n Draft2.0/a/b/g) スクロール機能付光センサーUSBマウス 再セットアップ用媒体 (WindowsXP Professional用DVD-ROM)		モニタ ハードディスク メモリ 光学ドライブ 電源 無線LAN マウス	80GB以上 2GB実装以上 スーパーマルチドライブ (内臓) (DVD-ROM読み出し8倍速以上、DVD-R書き込み8倍速以上) ACアダプタ及び内臓バッテリー (標準稼働時間1時間以上) 内臓IEEE802.11a準拠、IEEE802.11b準拠、内臓IEEE802.11g準拠、Wi-Fi準拠 レーザー式スクロールマウス (USB接続)
2 ソフトウェア関連			
OpnBss Office Professional Plus2007Std (ライセンスキー) Office Professional2003日本版CD-ROMkit		Office ソフト その他ソフト フリーソフト Windows 2008 Serverデバイス DVD再生・書きこ	Microsoft Office2007Standard (アカデミックライセンス) ジャストシステム 一太郎2009JL-Education ともに導入台数分のライセンスを調達しインストール済のこと 各校に1枚インストール作業用のCDを納入すること Adobe Reader (最新版をインストール済のこと) 導入台数分 DVD再生・書き込みソフトをインストール済みのこと
3 添付品		LANケーブル セキュリティワイヤ	CAT5e対応LANケーブル5m、両端コネクタ付 (モールド加工) 盗難防止用ロック・セキュリティチェーン
4 展開導入作業 現地調整及びNEFOAP-EXシステム設定作			
5 廃棄処理 法令に準拠した廃棄処理			

※長野市立小・中学校公務用コンピュータ

「国の経済危機対策に関する平成 21 年度の補正予算案に計上された事業の最大限活用し、不足している公務用コンピュータを整備し、教員の公務負担の軽減及び授業の充実を図る。」とされている。発注は 361 台を Aブロック 76 台、Bブロック 75 台、Cブロック 99 台、Dブロック 111 台の 4 ブロックに分割し指名競争入札を行い、2 社が落札している。

(3) 高機能消防指令情報システム車両運用管理装置 FOMA 回線化

区分	業務委託
概要	出動車両等に運用管理で利用している D o P a 位置情報サービスが平成 23 年度末をもって終了するため、両運用管理装置の D o P a サーバ及び全車両の D o P a 用アンテナ等を F O M A 仕様に変更するもの
執行伺起案者所属名称	消防局通信指令課
契約相手方	日本電気株式会社
契約方法名称	随意契約
随意契約理由	高機能消防指令情報システムの一構成機器であるため、高機能消防指令情報システムを構築したメーカー以外での作業及び保守管理は困難である。
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	20,800,000 円
当初契約額	20,520,000 円
落札率	98.7%

表 1 は、予定価格積算書の一部である。

表 1

	単価	数量	金額
車両側作業			
FOMA変換アダプタ	85,000	74	6,290,000
FOMA変換アンテナ（予備機2台含む）	45,000	74	3,330,000
FOMA変換アダプタ・アンテナ取付作業	50,000	71	3,550,000
車両ソフト変更及び接続動作確認試験	70,000	71	4,970,000
指令センター側作業			
DoPaサーバソフト改修（FOMA化）		1	
ルータ改修		1	
ネットワーク調整・確認作業		1	
査定			

○車両側作業について

積算書では FOMA 変換アダプタの機器代として 1 台 85,000 計上されている。これには、データ移行作業料金が含まれているとのことである。監査人の調べでは、FOMA 変換アダプタとしての機器代は概算で 34,000 円であった。積算書ではデータ移行作業料金込みで 1 台 85,000 円であるので、データ移行の作業費は差引 1 台 51,000 円と試算される。

作業に要した実際の時間を確認するため作業報告書の提出を求めたが、作業報告書はないとの回答であった。提供を受けたのは作業スケジュールで、内容は下記のとおりである。

表 2

作業スケジュール

1. 作業スケジュール

車載端末 FOMA 化作業スケジュール 11 月 24 日から 9 日間

2.FOMA プログラム改修作業スケジュール

12 月 25 日か 5 日間

（結果 1）

○業者の見積りどおりの積算

積算は端数値引き分を除き業者の見積りどおりに行われている。担当課に確認したところ一台につき一人の作業員が来たらしいとのことなので（作業報告書の提出がないので当該作業員が別の分署等に移動して同じ日に複数の車両に取り付けを行ったかどうかは不明。仕方ないので一台に取り付けるのに一人日要すると仮定する。仮に一日に一台以上の取り付け作業を行っている場合は、積算に使用

される一台当たり単価は一層低くなる必要があり、にもかかわらず一台当たり 51,000 円の取り付け作業単価を付しているということは、作業員一日当たりの単価を 51,000 円より高い金額で積算していることになる。)、作業員に対して一日当たり 51,000 円の単価で積算していることになる。一日当たり 51,000 円の単価は標準単価に比べて高すぎると思われる。単価については当該業務にふさわしい標準単価で積算すべきである。参考までに市販の積算資料に記載されている札幌市のシステム管理技術者 2 の 1 日当たりの標準単価を示すと、1 カ月 160 時間で計算して時間当たり 4006 円、一日当たり 32,048 円である。

車両ソフトの変更と接続動作確認は 1 台当たりの 70,000 円で積算されている。上記の札幌市のシステム管理技術者の一日当たり標準単価で計算すると一台当たり約 2 人日要している計算になるが、一台当たりの車両ソフト変更と接続動作確認に 2 人日も必要とは思えず、過大に積算されている可能性がある。

FOMA 変換アダプタ (UM02-K0 + 専用アダプタセット) についても、数量がまとまれば価格は下がるはずで、本件の委託業者であればもっと安く購入できる可能性がある。そもそも FOMA 変換アダプタについては競争入札による調達も検討されるべきで、少なくとも他社と見積り合せは実施できたはずである。なお、FOMA 変換アンテナは、調査の結果通信状態が悪く、通信が途切れたりするので、特注品となっている。

(結果 2)

○実績の把握検討

業者からの作業報告書の提出を受けていない。作業実績に関して、今後必ず作業報告書の提供を受け、積算と実績が整合しているかどうか確認すべきである。

(結果 3)

○一式〇〇円の形の積算

予定価格積算書において、指令センター側作業は一式の形で積算されているが、単価×人工の形で積算すべきである。

(4) 市町村合併に伴う高機能消防指令情報システムデータ変更業務委託

区分	業務委託
概要	長野市、信州新町、中条村の合併にともない、災害地点を正確に決定、迅速な出動指令により災害による被害を最小限に抑えるため、高機能消防指令情報システムのデータの変更、更新、追加等の作業を実施するもの
執行伺起案者所属名称	消防局通信指令課
契約相手方	日本電気株式会社
契約方法名称	随意契約

随意契約理由	ハードウェア、ソフトウェアともに日本電気(株)製であるため、他の業者によるソフトウェア及びデータの変更・更新・追加作業は不可能である、
設計額（予定価格積算書）	
予定価格	4,130,000 円
当初契約額	4,050,000 円
落札率	98.1%

積算書の形式

ソフトウェア

項目名	単価	数量	金額
×××	×××	1	×××

(結果)

○一式○○円の形の積算

予定価格積算書が 1 式の形で積算されており積算金額の検討が出来ない状況である。事前に単価等を検討するために、SE, PG等作業ごとに区分（単価×人工）した見積りを入手して積算すべきである。